

東京港湾合同庁舎等の施設管理・運営業務における
民間競争入札実施要項

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
2. 実施期間に関する事項	1 6
3. 入札参加資格に関する事項	1 6
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	1 7
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	1 9
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	2 1
7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項	2 1
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項	2 2
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国等の行政機関等が当該賠償の責めに任ずる場合における求償に 応ずる責任を含む。）に関する事項	2 7
10. 対象公共サービスに係わる第7条第8項に規定する評価に関する事項	2 8
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	2 8
12. 施設アンケート	3 0
13. 企画書様式	3 1
14. 添付資料	
【別紙1】 東京港湾合同庁舎等の管理・運營業務における民間競争入札 企画書評価表	
【別紙2】 従来の実施状況に関する情報の開示	
【別紙3】 東京税関業務フロー	
【別紙4】 東京港湾合同庁舎等の管理・運營業務区分表	
【別添1】 従来の実施方法	
【別添2】 東京港湾合同庁舎設備一覧	
【別添3】 業務図面	

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者（以下、「事業者」という。）の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、東京税関は公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された東京港湾合同庁舎、東京税関芝浦出張所、東京税関大井出張所、東京税関晴海庁舎、青海コンテナ検査センター及び城南島コンテナ検査センター、の施設管理・運營業務（以下、「管理・運營業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 対象施設の概要

庁舎名、所在地及び庁舎規模は次のとおり。

① 東京港湾合同庁舎

東京港湾合同庁舎は、東京税関はじめ 8 官庁が政策立案及び実施のために当施設を運用している。

1) 当施設の所在地

東京都江東区青海 2-7-11

2) 建物概要

建築面積 5,289 m²

延床面積 50,458 m²

構造 RC+SRC+S 造 地下 2 階～地上 12 階

入居官庁 東京税関、税関研修所東京支所、東京検疫所、横浜植物防疫所東京支所、動物検疫所羽田空港支所東京出張所、東京入国管理局おだiba分室、関東運輸局東京運輸支局、第三管区海上保安本部東京海上保安部

② 東京税関芝浦出張所

東京税関芝浦出張所は、管轄内（千代田区、台東区、中央区の一部、港区の一部、品川区の一部）の適正かつ公平な関税等の徴収、安全・安心な社会の実現、貿易の円滑化を目的に、当施設を設置、運用している。

1) 当施設の所在地

東京都港区海岸 2-7-68

2) 建物概要

建築面積 349 m²

延床面積 944 m²

③ 東京税関大井出張所

東京税関大井出張所は、管轄内（品川区の一部、大田区の一部）の適正かつ公平な関税等の徴収、安全・安心な社会の実現、貿易の円滑化を目的に、当施設を設置、運用している。

1) 当施設の所在地

東京都大田区東海 4-1-10

2) 建物概要

建築面積 1,645 m²
延床面積 4,184 m²
構 造 RC造 地上3階

④ 東京税関晴海庁舎

東京税関晴海庁舎は、安全・安心な社会の実現、貿易の円滑化を目的に、当施設を設置、運用している。

1) 当施設の所在地

東京都中央区晴海4-6-29

2) 建物概要

建築面積 847 m²
延床面積 2,334 m²
構 造 RC造 地上3階

⑤ 青海コンテナ検査センター

青海コンテナ検査センターは、コンテナ貨物等の検査のために当施設を設置、運用している。

1) 当施設の所在地

東京都江東区青海2丁目地先中央防波堤内

2) 建物概要

建築面積 4,317 m²
延床面積 5,420 m²
構 造 RC造 地上3階

⑥ 城南島コンテナ検査センター

城南島コンテナ検査センターは、コンテナ貨物等の検査のために当施設を設置、運用している。

1) 当施設の所在地

東京都大田区城南島5-3-1

2) 建物概要

建築面積 1,867 m²
延床面積 2,100 m²
構 造 RC造 地上3階

(2) 業務の対象と業務内容

次の対象業務について、対象施設の職員等が快適に業務を行えるよう適切に行うこととする。

- ① 運転監視業務（東京港湾合同庁舎のみ）
- ② エネルギー管理業務（東京港湾合同庁舎のみ）
- ③ 点検等及び保守業務
- ④ 清掃業務
- ⑤ 警備業務（東京港湾合同庁舎のみ）
- ⑥ 植栽管理業務

(3) 公共サービスとの関係説明

行政施設として良好な環境を整備するため、施設を総括的に管理し、施設管理業務等を定期的かつ継続的に実施することにより、衛生環境の維持及び施設環境全体の整備、保全の確保、庁舎及び敷地内の秩序の維持・安全確保を目指すものである。

1.1.1 管理・運營業務全般に係る業務の共通事項

(1) 統括管理責任者の設置

- ① 事業者は、統括管理責任者1名を選任すること。ただし、複数の企業で構成されるグループ（以下、「入札参加グループ」という。）で参加する場合の統括管理責任者は、その代表となる企業（以下、「代表企業」という。）から選出すること。

なお、統括管理責任者は業務責任者を兼務することができる。

- ② 統括管理責任者の勤務時間は、行政機関の休日（土・日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日）を除く毎日の8：30～17：30（休憩時間含む）とする。

③ 統括管理責任者の業務

- 1) 各業務の実施予定日等を定めた、年間及び月間等の定期点検業務等実施計画書の策定。
- 2) 各業務間の連絡や日程等の調整及び各業務からのヒアリング並びに各業務への指示や提案を行う。
- 3) 監督職員との連絡、報告及び調整。
- 4) 各業務の進捗管理及び業務日誌の確認。
- 5) 設備等の点検結果に基づき、機能維持のために必要な修繕等を整理した修繕計画書を作成し、随時監督職員に報告する。
- 6) 入居官庁職員等からのクレームに対しては、各業務に適切な指示を行い、誠意をもって迅速に対応する。また、処理状況については随時確認を行い、状況把握に努める。

(2) 業務遂行における注意義務

業務にあたっては、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを行い、対象施設における業務に支障のないように注意すること。特に、廊下、階段、便所等については、職員及び来客者等の通行に配慮して業務を行うこと。

(3) 作業員等

業務にあたっては、熟練者を使用し作業員等は腕章等により作業員であることが一目でわかるようにしておくこと。また、事前に全業務の従事者名簿・経歴を提出することとし、従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うこと。

(4) 既存施設への養生等

既存の建築物等及び工作物に汚損及び損傷を与えないよう十分注意するとともに、汚損及び損傷等を与える虞がある場合は養生を行うこと。なお、万一損傷を与えた場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、民間事業者の責任において速やかに修復するものとする。

(5) 関係法令等の遵守

業務履行上、関係諸法令、条令、規則等を遵守する。また、関係諸法令に基づく官公署等への各種手続・届出等の業務を事業者負担にて代行すること。

1.1.2 維持管理業務

(1) 一般事項

- ① 点検等及び保守業務詳細及び従来の実施方法として別添1に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下、「共通仕様書」という。）による。

- ② 点検等及び保守業務詳細及び従来の実施方法として別添1に記載されていない事項は、監督職員

と協議する。

- ③ 業務報告書の作成にあたっては、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）」による。点検業務にあたっては写真等も添付すること。
- ④ 業務に必要な材料、試験器具及び消耗品については事業者の負担とする。
- ⑤ 点検等及び保守が困難な部分等の対応については、事前に監督職員と協議する。
- ⑥ 災害、断水、停電、エレベーター停止、その他災害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員に連絡する。また、勤務時間外であっても、災害発生の連絡を受けたときは、直ちに技術員を派遣し応急の処置を行うこと。
- ⑦ 外注の機器定期整備の際は、監督職員の補助役として立会いを行う。また関係者への連絡調整を行う。

(2) 業務内容

東京港湾合同庁舎、東京税関芝浦出張所、東京税関大井出張所、東京税関晴海庁舎、青海コンテナ検査センター及び城南島コンテナ検査センターにおいて、各設備機器を常に良好な状態に保ち、日常の使用に支障のないように維持管理業務を適切に実施すること。なお対象業務は次のとおりとする。

① 運転監視業務

業務区分	対象設備機器等	内容
機械設備運転監視業務	[東京港湾合同庁舎] ・ 空気調和設備 ・ 衛生設備	実施業務の詳細は、別添 1 を参照のこと。
電気設備運転監視業務	[東京港湾合同庁舎] ・ 特高受変電設備 ・ 高圧受変電設備 ・ 受電設備用蓄電池設備 ・ 自家発電機設備 ・ 直流電源装置	実施業務の詳細は、別添 1 を参照のこと。
遠方監視業務 運営管理業務	[東京港湾合同庁舎] ・ 機械設備中央監視装置 [東京港湾合同庁舎] ・ 施設管理用端末（BMS） ・ 管理用記録書類作成業務	実施業務の詳細は、別添 1 を参照のこと。 実施業務の詳細は、別添 1 を参照のこと。

② エネルギー管理業務

業務区分	対象業務	内容
エネルギー管理業務	[東京港湾合同庁舎] ・ 省エネルギー化の調査・分析 ・ データ収集 ・ 省エネルギー化計画の立案・実施・検証・報告	実施業務の詳細は、別添 1 を参照のこと。

③ 点検等及び保守業務

業務区分	対象設備機器等	内容
機械設備点検及び保守業務	<p>[東京港湾合同庁舎]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空調機等自動制御設備 ・ 空調機・外調機 ・ 空調機等用フィルター ・ 送風機 ・ 誘引ファンユニット ・ フィルターユニット ・ ファンコイルユニット ・ パッケージ空調機 ・ 熱交換器 ・ 蒸気ボイラー ・ ボイラー水処理装置 ・ 冷・温水・オイルポンプ ・ オイルタンク ・ 空気清浄機 ・ 空気熱源ヒートポンプ ・ 貯水槽等 ・ 中水塩素滅菌装置 ・ 貯湯槽 ・ 電気温水器 ・ ゴミ処理設備 ・ 厨房雑芥等処理設備 ・ 分析排水処理設備 ・ オストメイト設備 <p>[芝浦出張所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パッケージ空調機 ・ 加圧給水ポンプ ・ 受水槽 <p>[大井出張所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷凍機・冷却塔 ・ 冷温水発生機・冷却塔 ・ 真空式温水ヒーター ・ オイルバーナー ・ 冷却水ポンプ ・ 冷温水ポンプ ・ 空気調和装置 ・ 送風機・排風機 ・ パッケージ空調機 	<p>実施業務の詳細は、別添 1 を参照のこと。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・電気集じん機 ・地下タンク ・受水槽等 [晴海庁舎] ・冷凍機 ・真空式温水ヒーター ・パッケージ空調機 ・電気集じん機 ・ファンコイルユニット ・全熱交換器 ・受水槽等 [青海コンテナ検査センター] ・個別空調機 ・加圧給水ポンプ ・受水槽 [城南島コンテナ検査センター] ・個別空調機 	
電気設備点検及び保守業務	<ul style="list-style-type: none"> [東京港湾合同庁舎] ・電力設備等監視設備 ・特高受変電設備 ・高圧受変電設備 ・受電設備用蓄電池設備 ・自家発電機設備 ・直流電源装置 [芝浦出張所] ・受電設備 ・配電設備 ・蓄電池設備 ・電気使用場所の設備 [大井出張所] ・受電設備 ・配電設備 ・蓄電池設備 ・電気使用場所の設備 [晴海庁舎] ・受電設備 ・配電設備 ・非常用予備発電装置 ・蓄電池設備 ・電気使用場所の設備 [青海コンテナ検査センター] 	実施業務の詳細は、別添1を参照のこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・受電設備 ・配電設備 ・非常用予備発電装置 ・蓄電池設備 ・電気使用場所の設備 <p>[城南島コンテナ検査センター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電設備 ・配電設備 ・非常用予備発電装置 ・蓄電池設備 ・電気使用場所の設備 	
消防設備点検及び保守業務	<p>[東京港湾合同庁舎]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防設備 <p>[芝浦出張所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防設備 <p>[大井出張所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防設備 <p>[晴海庁舎]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防設備 <p>[青海コンテナ検査センター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防設備 <p>[城南島コンテナ検査センター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防設備 	実施業務の詳細は、別添1を参照のこと。
建築付帯設備点検及び保守業務	<p>[東京港湾合同庁舎]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター ・エスカレーター ・ゴンドラ設備 ・プールろ過設備 ・特殊ガス設備 ・監視カメラ設備 ・インターホン設備 ・電気時計設備 ・テレビ共聴設備 ・電話交換機設備 ・I P 電話設備 ・機械式駐車設備 ・駐車場管制設備 ・自動扉設備 ・電動シャッター ・機械警備設備 ・屋上植栽用散水設備 	実施業務の詳細は、別添1を参照のこと。

	<p>[芝浦出張所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話設備 ・ 重量シャッター <p>[大井出張所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小荷物専用昇降機 ・ 電話設備 ・ 重量シャッター <p>[晴海庁舎]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター ・ 電話設備 <p>[青海コンテナ検査センター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター ・ ドックレベラー ・ 重量シャッター ・ 冷蔵冷却設備 ・ 電防熱扉点検 	
環境衛生管理業務	<p>[東京港湾合同庁舎]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ねずみ・昆虫等防除作業 ・ 水質検査 ・ 室内環境測定 ・ 空気環境測定 ・ 照度測定 <p>[芝浦出張所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ねずみ・昆虫等防除作業 ・ 事務室空気環境測定 ・ 喫煙室空気環境測定 <p>[大井出張所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ねずみ・昆虫等防除作業 ・ 水質検査 ・ 事務室空気環境測定 ・ 喫煙室空気環境測定 ・ 特定建築物管理業務 ・ グリストラップ清掃 ・ アスベスト濃度測定 <p>[晴海庁舎]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ねずみ・昆虫等防除作業 ・ 事務室空気環境測定 ・ 喫煙室空気環境測定 <p>[青海コンテナ検査センター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ねずみ・昆虫等防除作業 ・ 事務室空気環境測定 	実施業務の詳細は、別添 1 を参照のこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙室空気環境測定 [城南島コンテナ検査センター] ・ねずみ・昆虫等防除作業 ・事務室空気環境測定 ・喫煙室空気環境測定 	
ばい煙濃度測定業務	<ul style="list-style-type: none"> [東京港湾合同庁舎] ・蒸気ボイラー [大井出張所] ・真空式温水ヒーター 	実施業務の詳細は、別添1を参照のこと。

④ 清掃業務

業務区分	項目・場所等	内容
日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> [東京港湾合同庁舎] ・ホール（共用） ・ロビー ・廊下・階段（共用） ・便所（共用） ・浴室・脱衣室 ・エレベーター ・湯沸室・雑用室（共用） ・駐車場 ・外構 ・その他共用部 ・事務室・教養室 ・ホール（専用） ・便所（専用） ・湯沸室・雑用室（専用） ・廊下（専用） ・その他専用部 [芝浦出張所] ・玄関ホール・ポーチ ・廊下・階段 ・便所 ・湯沸室 ・食堂 ・事務室・カウンターまわり ・和室 ・検査場 ・喫煙室 ・外構 [大井出張所] 	実施業務の詳細は、別添1を参照のこと。

- ・ 玄関ホール・ポーチ
- ・ 廊下・階段
- ・ 便所
- ・ 湯沸室
- ・ 事務室・カウンターまわり
- ・ 教養室
- ・ 検査場
- ・ 喫煙室
- ・ 外構

[晴海庁舎]

- ・ 玄関ホール・ポーチ
- ・ 廊下・階段
- ・ 便所
- ・ 湯沸室
- ・ 浴室
- ・ 脱衣所・洗濯場
- ・ 洗面所（洗面スペース）
- ・ 喫煙室
- ・ 待合室
- ・ EV シャフト
- ・ 外構

[青海コンテナ検査センター]

- ・ 玄関ホール・ポーチ・風除室
- ・ 廊下・階段
- ・ 便所
- ・ 湯沸室
- ・ 喫煙室
- ・ 運転手控室・運転手通路
- ・ 休憩室
- ・ 食堂
- ・ エレベータ・エレベータホール
- ・ ドライ貨物検査場
- ・ 外構

[城南島コンテナ検査センター]

- ・ 玄関ホール・ポーチ・風除室
- ・ 廊下・通路
- ・ 便所
- ・ 喫煙室
- ・ 運転手控室・運転手通路
- ・ スロープ
- ・ 外構

<p>定期清掃</p>	<p>[東京港湾合同庁舎]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール（共用） ・ロビー ・廊下・階段（共用） ・便所（共用） ・エレベータ ・湯沸室・雑用室（共用） ・検査場・検査室・検査準備室 ・植防事務室 ・その他共用部 ・事務室・教養室 ・ホール（専用） ・便所（専用） ・湯沸室・雑用室（専用） ・廊下（専用） ・体育館・柔剣道場 ・水泳訓練所 ・その他専用部 ・窓ガラス <p>[芝浦出張所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホール・ポーチ ・廊下・階段 ・便所 ・湯沸室 ・食堂 ・事務室・カウンターまわり ・検査場 ・喫煙室 ・会議室 ・窓ガラス <p>[大井出張所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホール・ポーチ ・廊下・階段 ・便所 ・湯沸室 ・食堂 ・事務室・カウンターまわり ・待機室 ・更衣室 ・鑑定室 ・浴室・脱衣室 	<p>実施業務の詳細は、別添1を参照のこと。</p>
-------------	---	----------------------------

- ・会議室
- ・所長室・次長室
- ・ミーティングルーム
- ・喫煙室
- ・窓ガラス
- [晴海庁舎]
- ・玄関ホール・ポーチ
- ・廊下・階段
- ・便所
- ・湯沸室
- ・浴室
- ・洗面所（洗面スペース）
- ・仮眠室
- ・事務室
- ・更衣室
- ・喫煙室
- ・待合室
- ・仮眠室
- ・脱衣所・洗濯場
- ・会議室
- ・ミーティング室
- ・EV シャフト
- ・窓ガラス
- [青海コンテナ検査センター]
- ・玄関ホール・風除室
- ・廊下・階段
- ・便所
- ・湯沸室
- ・喫煙室
- ・運転手控室・運転手通路
- ・休憩室
- ・食堂
- ・エレベータ・エレベータホール
- ・開披検査棟諸室
- ・窓ガラス
- [城南島コンテナ検査センター]
- ・風除室
- ・廊下・通路
- ・便所
- ・喫煙室・リフレッシュルーム
- ・運転手控室

	<ul style="list-style-type: none"> ・ X線検査棟諸室 ・ 窓ガラス 	
--	---	--

⑤ 警備業務

業務区分	対象業務	内容
警備業務	[東京港湾合同庁舎] <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災センター業務 ・ 出入管理業務 ・ 巡回点検業務 	実施業務の詳細は、別添1を参照のこと。

⑥ 植栽管理業務

業務区分	対象業務	内容
植栽管理業務	[東京港湾合同庁舎] <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄植剪定 ・ 除草 ・ 剪定 ・ 地被類手入れ ・ 発生材処理 [芝浦出張所] <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄植剪定 ・ 除草 ・ 剪定 ・ 地被類手入れ ・ 発生材処理 [大井出張所] <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄植剪定 ・ 除草 ・ 剪定 ・ 地被類手入れ [晴海庁舎] <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄植剪定 ・ 除草 ・ 剪定 ・ 地被類手入れ [青海コンテナ検査センター] <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄植剪定 ・ 除草 ・ 剪定 ・ 地被類手入れ ・ 発生材処理 [城南島コンテナ検査センター]	実施業務の詳細は、別添1を参照のこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄植剪定 ・ 除草 ・ 剪定 ・ 発生材処理 	
--	---	--

1.2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき質及び確保すべき水準は以下のとおりとする。

1.2.1 管理・運營業務の質

基本的な方針	主要事項	測定指標
<p>管理・運營業務を通して、快適な施設利用を可能とするとともに、東京港湾合同庁舎、東京税関芝浦出張所、東京税関大井出張所、東京税関晴海庁舎、青海コンテナ検査センター及び城南島コンテナ検査センター、(以下「当施設」という。)における公共サービスの円滑な実施を可能とすること。</p>	快適性の確保	<p>施設利用者アンケートの不満度 全体【20%未満】 アンケート3項目(清掃、警備、施設管理) 単位【30%未満】 回収率【職員数の10%以上】</p> <p>※当施設の職員(以下、「施設利用者」という。)を対象に、「施設アンケート」を年1回1月頃に東京税関が実施し、アンケートの回収も東京税関が行う。 ※アンケートの回答項目は、「満足」「ほぼ満足」「普通」「やや不満」「不満」の5段階評価とする。 ※不満度は、「不満」及び「やや不満」に該当する回答の割合を集計(1%未満の端数が生じるときは、小数点第1位を切り捨て)するものとする。 ※不満度は、アンケート全体で20%未満、アンケート3項目(清掃、警備、施設管理)単位で30%未満を目標とする。</p>
	品質の維持	<p>①管理・運營業務の不備に起因する当施設における執務の中断回数(0回)</p> <p>※執務の中断とは、執務が中断することにより目的が達成されない場合をいう。</p> <p>②管理・運營業務の不備に起因する空調の停止、停電、断水の発生回数(0回)</p>
	安全性の確保	<p>管理・運營業務の不備に起因する施設利用者の怪我の発生回数(0回)</p> <p>※怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。</p>

1.2.2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、従来の実施方法として別添1で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる。

1.2.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から事業者の創意工夫を反映し、管理業務の質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

(1) 管理業務の実施全般に対する提案

事業者は、別途定める様式に従い、対象業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

(2) 従来の実施方法に対する改善提案

事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

(3) 管理業務に関するコスト低減に関する提案

事業者は、コスト低減に関する提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、各業務の現行基準レベルの質が確保できる理由等を明記すること。

(4) 共通仕様書に関する提案

共通仕様書に関する提案については、仕様書の趣旨・目的に準拠し、同等またはそれ以上の水準を確保し、根拠等を提示すること。

1.2.4 委託費の支払方法

(1) 東京税関は事業期間中の検査・監督を行い、各業務において確保すべき水準（改善提案があった事項を含む。）が満たされているか確認した上で、委託費を支払うものとする。検査・監督の結果、確保すべき水準を満たしていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、事業者は速やかに業務改善計画書を監督職員へ提出することとし、遂行後の確認ができない限り、委託費の支払いは行わないものとする。検査・監督の結果、質が確保されていない場合は、委託費の減額を行う。

(2) 委託費の支払いにあたっては、事業者は当該月分の業務の完了後、東京税関との間で予め定める書面により当該月分の支払い請求を行い、東京税関はこれを受領した日から30日以内に支払うものとする。

1.2.5 業務改善策の提出

事業者は、次の場合、速やかに業務改善策を講じたうえで、その内容を監督職員に提出し、承認を得なければならない。なお、事業者は、業務改善策の作成及び実施にあたり、監督職員に対して必要な助言、協力を求めることができる。

(1) 報告等の結果、本業務の質が確保されることが明らかになり、監督職員が業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

(2) 監督職員が本業務のモニタリングを行い、契約及び業務の仕様に照らして不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

1.2.6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

管理・運營業務を実施するにあたり、必要な消耗品等についての支給負担については、各業務の従来の実施方法によるものとする。

(2) 光熱水費等

事業者が本業務を実施するのに必要な電気・水道・電話については、無償で事業者提供とする。ただし、遠方監視業務において使用する専用回線使用量及び電気設備の年次点検時の仮設電源等点検時に必要となる仮設物については、事業者の負担とする。

(3) 法令変更等による増加費用及び損害の負担

① 法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下に該当する場合には東京税関の負担とし、それ以外の法令変更については事業者の負担とする。

1) 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

3) 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

② 本業務の実施期間中に特別な事情によりやむを得ず業務対象施設の一部に変更が生じる場合には、双方協議のうえ業務の実施内容及び当該費用に関して協議のうえ対応する。

2. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は、平成 28 年 4 月（契約締結後）から平成 33 年 3 月 31 日まで。（予定）

3. 入札参加資格に関する事項

(1) 法第 10 条各号（ただし第 11 号を除く。）に該当するものでないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下、「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 平成 28・29・30 年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」又は「B」等級に格付けされている者で、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。

(5) 各省各庁から、指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。

- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 入札参加グループでの入札について
 本業務の実施にあたっては、一企業とすることも、入札参加グループとすることも可能とする。
- ① 単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができるものとする。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及びグループに参加するその他の企業（以下、「グループ企業」という。）として参加するものとする。
 なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、もしくは単独で入札に参加することは出来ないものとする。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、提出すること。
- ② 代表企業は上記(1)から(7)のすべての要件を満たすこととし、グループ企業は上記(1)から(3)及び(5)から(7)のすべての要件を満たすとともに、平成28・29・30年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」、「B」または「C」等級に格付けされている者で、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- (9) 事業協同組合での入札について
 入札参加予定の事業協同組合構成員は、他の入札参加グループに参加若しくは単独で入札に参加することは出来ないものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 官報公告 | 平成27年11月下旬ころ |
| ② 入札等に関する質疑応答 | 平成27年12月上旬から下旬 |
| ③ 入札書類の受付期限 | 平成28年1月中旬ころ |
| ④ 入札書類の評価 | 平成28年1月下旬ころ |
| ⑤ 開札・落札者の決定 | 平成28年2月下旬ころ |
| ⑥ 業務の引継ぎ | 平成28年3月上旬から下旬 |

(2) 入札実施手続

① 入札説明後の質問受付

入札公告以降、東京税関において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、東京税関に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び東京税関からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

② 提出書類

入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下、「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等（以下、「業務の質等」という。）に関する書類（以下、「企画書」という。）を提出すること。

なお、上記の金額には、本業務に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載することとする。また、法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を併せて提出すること。

③ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5.で示す総合評価を受けるため、次の1)～7)に掲げる事項を記載すること。なお、入札参加者は、次の5)において、法令に反しない限り別添1で示す従来の実施方法について改善提案を行うことができる。また、入札参加者は必要に応じ、企画書提出期限前に質問を行うことができるものとし、質問を求められた東京税関は、当該者が企画書を提出期限内に提出できるよう、速やかに回答する。

1) 企業の代表責任者及び本業務担当者【提出様式1】

入札に参加する事業者の代表責任者及び本業務の担当者を記載する。なお、入札参加グループで参加する場合は、様式1に入札参加グループ員の一覧、入札参加グループの代表事業者、入札参加グループ企業員の代表責任者及び各業務の担当者を記載すること。（入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を添付すること。）

2) 業務実績【提出様式2】

本実施要項（1. 1（2））で示す業務毎に過去3年間の業務実績を記載すること。

3) 業務に対する認識【提出様式3】

本業務を実施するにあたっての基本的な方針等を記載すること。

4) 管理・運營業務全体及び業務ごとの実施体制、法的資格等を有する者等の配置【提出様式4】

管理・運營業務全体について及び本実施要項（1. 1（2））で示す業務ごとに実施体制、各業務で必要とする法定資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。（別紙2「2. 従来の実施に要した人員」に記載されている資格等の証明書等を添付すること。）

5) 質の確保・向上及び経費の削減に対する考え方【提出様式5】

管理・運營業務に関する包括的な質の確保及び各業務の質の確保・向上並びに経費の削減に関する考え方を記載すること。但し、経費の削減については、質の確保を前提にしたものとする。また、質の確保に関する付加的要件（実績・資格）の有無を記載すること。

6) 改善提案【提出様式6、7】

改善提案を行う場合、改善提案を行う業務（項目）を明確にし、改善提案を行う理由、改善提案の内容、改善提案による質の向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

7) 緊急時の体制及び対応方法【提出様式8】

緊急時（管理・運營業務の実施に当たり想定していた通りの業務を実施することが困難になる未知の事故・事象が生じた場合をいう。）のバックアップ体制と対応方法を示すこと。

③ 開札に当たっての留意事項

1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。

3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、競争

参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

- 4) 入札者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。
- 5) 代理人が入札する場合は、入札書類の提出期限までに委任状を提出しなければならない。

④ 契約の締結

落札者決定後、速やかに本業務に係る契約（契約書の様式は別途定める。）を締結するとともに、平成 28 年 4 月 1 日の業務開始に向けた事務の引継ぎ等に係る調整を開始する。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

本業務を実施する者（以下、「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は東京税関に設置する評価委員会において行うものとする。

5.1 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする（別紙 1「企画書評価表」参照）。

(1) 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。すべて満たした場合は基礎点（100 点）を付与し、1 つでも満たしていない場合は失格とする。

① 実施体制

- 1) 各業務の業務水準が維持される体制であるか。（グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか。）
- 2) 各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。

② 業務に対する認識

- 1) 管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。
- 2) 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。

③ 現行基準レベルの質の確保の実態

- 1) 各業務の提案内容は、要求水準が確保されているものとなっているか。

(2) 加点項目審査（90 点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、提出された企画書を基に、次の加点項目について審査を行う。提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には従来の実施方法と提案内容とを比較し、評価を行い、審査基準に基づき得点を付与する。

表 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	5
B	優れている	4
C	標準的・普通	3

D	あまり期待できない	2
E	期待できない	0

① 管理・運営業務全般に係る業務に関する提案（10点）

- 1) 本業務の包括的な質（確実性、安全性及び環境への配慮）の向上に関する提案がなされているか。
- 2) 統括管理責任者と各業務責任者及び作業担当者が緊密な連携を図れるような業務遂行体制になっているか。

② 統括管理責任者（10点）

- 1) 質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか。
- 2) 質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。

③ 設備管理業務等（20点）

- 1) 質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか。
- 2) 設備の習熟等施設に合わせた設備管理員の質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。
- 3) 経年による設備不具合の発生等、トラブルに対する予防的な実施方法、体制の構築等、質の向上に向けた提案がされているか。
- 4) 業務コスト等の削減のための方策が提案されているか。

④ 清掃業務（20点）

- 1) 質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか。
- 2) 施設に合わせた作業方法等清掃作業員の質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。
- 3) 清掃作業の実施について、利用者目線での作業タイミング等、質の向上に向けた提案がされているか。
- 4) 業務コスト等の削減のための方策が提案されているか。

⑤ 警備業務（20点）

- 1) 質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか。
- 2) 警備員の質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。
- 3) 施設を安全に保ち、対外的なトラブルの防止等、質の向上に向けた提案がされているか。
- 4) 業務コスト等の削減のための方策が提案されているか。

⑥ 緊急時及び非常時対応（10点）

- 1) 具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。
- 2) 業務を安定的に履行できる対策が講じられているか。

5.2 落札者決定にあたっての評価方法

(1) 落札者の決定方法

必須審査により得られた基礎点（100点）と加点項目審査で得られた加算点（90点）を加算し、入札価格（予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値に1,000を乗じた値が最も高い値の者を落札者として決定する。

$$\text{総合評価点} = (\text{基礎点}(100\text{点}) + \text{加算項目審査による加算点}) \times 1,000 / \text{入札価格} (\text{単位: 万円})$$

(2) 留意事項

- ① 当該落札者の入札価格が予定価格の 6 割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い 1 者を落札者として決定することがある。
 - 1) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
 - 2) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
 - 3) 当該契約期間中における他の契約請負状況
 - 4) 手持機械その他固定資産の状況
 - 5) 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
 - 6) 経営状況
 - 7) 信用状況
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

5.3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない場合は、東京税関が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙 2 のとおり

7. 公共サービス実施民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項

事業者の国有財産の使用については、次の通りとする。

- (1) 事業者は、その業務の遂行に必要な施設・設備として、次に掲げる施設・設備を無償で使うことができる。
 - ① 機械室、監視室等本業務に必要な施設すべて。
 - ② 清掃員控室等本業務の実施及びこれに付随する業務を遂行するために必要な事務スペース。
 - ③ その他、業務ごとの具体的な使用できる施設等は別添 1 を参照のこと。それ以外については監督職員と協議し、認められた業務の遂行に必要な施設等。

(2) 使用制限等

- ① 事業者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外に使用してはならない。
- ② 事業者は、予め監督職員と協議し、本業務に支障をきたさない範囲内において、施設内に本業務実施に必要な機器・設備等を持ち込むことが出来る。持込んだ機器・設備等は事業者の負担で管理するものとする。
- ③ 事業者は、設備等を設置した場合は、施設の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行うこと。
- ④ 事業者は、既存の建築物及び工作物の汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷（機器の故障を含む）が生じる恐れのある場合は、養生をおこなうこと。
万一損傷が生じた場合は、事業者の責任において速やかに復旧するものとする。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

8.1 報告等について

(1) 業務従事者名簿等の提出

- ① 事業者は、本業務開始日までに包括的に管理する統括責任者等を選任し、管理体制を書面にて監督職員に提出すること。
- ② 事業者は、本業務開始日までに本業務に従事する者、本業務を行うにあたり必要な資格を有する者の名簿を監督職員に提出すること。

(2) 業務計画書の作成と提出

事業者は、維持管理業務の各業務を行うにあたり、各年度の事業開始日までに年度毎の管理・運営業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。

(3) 業務報告書の作成と提出

事業者は、維持管理業務の各業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

- ① 事業者は、業務日報を毎日作成し、監督職員の確認を受けるとともに、業務期間中、常時閲覧できるよう管理保管すること。
- ② 事業者は、業務期間中、業務月報を、当月分につき、翌月の5日以内に東京税関に提出する。
- ③ 事業者は、各事業年度終了後毎年4月10日（ただし、当該日が閉庁日の場合には直後の開庁日）までに、当該事業年度に係る管理・運営業務に関する年間総括報告書を東京税関等に提出する。
- ④ 事業者は、東京税関総務部会計課及び施設管理者の求めに応じ、本業務の実施状況その他質の確保に関して、書面又は質疑応答形式により報告すること。

(4) 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるにあたり、対象施設の検査・監督体制は次のとおりとする。

① 監督職員

- 1) 総務部会計課営繕専門官、総務部会計課営繕係長
・ 運転監視業務

- ・エネルギー管理業務
 - ・点検等及び保守業務（ただし、芝浦出張所、大井出張所、晴海庁舎に係るものを除く。）
 - ・植栽管理業務
- 2) 総務部会計課庁務係長、総務部会計課庁務系主任
 - ・清掃業務（ただし、芝浦出張所、大井出張所、晴海庁舎に係るものを除く。）
 - ・警備業務（ただし、芝浦出張所、大井出張所、晴海庁舎に係るものを除く。）
 - 3) 芝浦出張所統括審査官（調整部門担当）付審査官
 - ・点検等及び保守業務（ただし、芝浦出張所に係るもの。）
 - ・清掃業務（ただし、芝浦出張所に係るもの。）
 - ・植栽管理業務（ただし、芝浦出張所に係るもの。）
 - 4) 大井出張所総務課管理係長
 - ・点検等及び保守業務（ただし、大井出張所に係るもの。）
 - ・清掃業務（ただし、大井出張所に係るもの。）
 - ・植栽管理業務（ただし、大井出張所に係るもの。）
 - 5) 業務部統括審査官（税関情報部門担当）付審査官
 - ・点検等及び保守業務（ただし、晴海庁舎に係るもの。）
 - ・清掃業務（ただし、晴海庁舎に係るもの。）
 - ・植栽管理業務（ただし、晴海庁舎に係るもの。）

② 検査職員

- 1) 総務部会計課長
- 2) 総務部会計課課長補佐
- 3) 総務部会計課経理係長
- 4) 芝浦出張所統括審査官（調整部門担当）
- 5) 大井出張所総務課総務係長
- 6) 業務部統括審査官（税関情報部門担当）付上席審査官

③ 検査・監督体制

- 1) 事業者は、業務終了後に監督職員へ連絡すること。
- 2) 事業者からの連絡を受けた場合には、検査職員は業務履行の検査を行うものとする。

8.2 調査への協力

東京税関は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、事業者に対し、当該管理・運營業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする東京税関の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3 指示等

東京税関は、事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができるものとし、これらの指示は監督職員から統括管理責任者に対して行うものとする。但し故障・不具合の発生、及び業務の立会時等（以下、「緊急時等」という。）において早急な判断、対応を必要とする場合には、個別業務実施事業

者は監督職員に直接報告を行うことができることとする。また、緊急時等において、監督職員は個別業務実施事業者に直接指示を行うものとする。この場合において、個別業務実施事業者は統括管理責任者に対し、事後報告を行うものとする。

8.4 秘密の保持

事業者は、本業務に関して東京税関が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条の規定により罰則の適用がある。

8.5 個人情報の取り扱い

(1) 基本的事項

落札事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 取得の制限

落札事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

(3) 利用及び提供の制限

落札事業者は、監督職員の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(4) 複写等の禁止

落札事業者は、監督職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために監督職員から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(5) 事案発生時における報告

落札事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに監督職員に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(6) 管理体制の整備

落札事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(7) 業務従事者への周知

落札事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情

報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

8.6 業務の引継ぎ

- (1) 事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう、前年度の本業務実施事業者から業務開始日までに、必要な引継ぎを受けなければならない。
- (2) 本業務を実施する事業者の変更があった場合には、事業者は、変更後の事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継資料等を作成の上、東京税関に文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。
なお、電子媒体の提出に当たっては、Microsoft Office Word 又は Microsoft Office Excel 形式とし、事前に最新パターンによるウイルスチェックを行い、ウイルス等に感染していないことを確認すること。
- (3) 東京税関は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講じるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。なお、その際の引継ぎに必要な経費は、現行の事業者の負担となる。

8.7 契約に基づき事業者が講ずべき措置

- (1) 業務の開始及び中止
 - ① 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
 - ② 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ東京税関の承認を得なければならない。
- (2) 公正な取扱い
 - ① 事業者は、本業務の実施に当たって、当該施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。
 - ② 事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無等により区別してはならない。
- (3) 金品等の授受の禁止
事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。
- (4) 宣伝行為の禁止
 - ① 事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。
 - ② 事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。
- (5) 法令の遵守
事業者は、本業務を実施するにあたり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。
- (6) 安全衛生
事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係

法令に従って行わなければならない。

(7) 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(8) 権利の譲渡

事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(9) 権利義務の帰属

- ① 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、事業者は、その責において、必要な措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ東京税関の承認を得なければならない。

(10) 再委託の取扱い

- ① 事業者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。
- ② 事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。
- ③ 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で、東京税関の承認を受けなければならない。
- ④ 事業者は、上記②及び③により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 再委託先は、事業者と同様の義務を負うものとする。
- ⑥ 民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合には、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(11) 契約内容の変更

事業者及び東京税関は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ただし、東京税関は、次のいずれかに該当するときは、事業者にその旨を通知するとともに、事業者と協議の上、契約を変更することができる。

- ①設備を更新、撤去又は新設するとき
- ②法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき
- ③入居官署の変動等により業務量に変動が生じるとき（職員の異動によるレイアウト変更を含む）

(12) 契約解除

東京税関は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 偽りその他不正の行為により落札者になったとき。
- ② 法第 10 条の規定により、民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ③ 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することが出来ない事が明らかになったとき。
- ④ 上記③に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ⑤ 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ⑥ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- ⑦ 事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令または本契約に違反して、本契約の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- ⑧ 暴力団関係者を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ⑨ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(13) 契約解除時の取扱い

- ① 上記(12)に該当し、契約を解除した場合には、東京税関は事業者に対し、当該解除の日まで当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- ② この場合、事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記①の委託費を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として東京税関の指定する期間内に納付しなければならない。
- ③ 東京税関は、事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して、支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を、延滞金として納付させることができる。
- ④ 東京税関は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(14) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と東京税関が協議するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国等の行政機関等が当該賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 東京税関が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき、当該第三者に対する賠償を行ったときは、東京税関は当該公共サービス実施事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について東京税関の責めに帰すべき理由が存する場合は、東京税関が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 当該公共サービス実施事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について東京税関の責めに帰すべき理由が存する

ときは、事業者は東京税関に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

東京税関は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成32年6月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況等については、平成32年3月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

東京税関は、事業者が実施した管理・運營業務の内容について、その評価が的確に実施されるように実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- ① 1.2.1において、管理・運營業務の質として設定した項目
- ② 1.2.2において、確保すべき水準として設定した項目
- ③ 1.2.3に基づき、事業者から提案のあった項目に対する履行状況

(4) 上記調査項目に関する内容については、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するにあたり、東京税関に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 評価アドバイザーの活用

東京税関は、落札者決定のための評価、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、評価アドバイザーの意見を求めることとする。

なお、評価アドバイザーは第三者の有識者とし、当該業務に直接的な利害関係者を排除した中立的な者2名以上で構成する。

(2) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

東京税関は、事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(3) 東京税関の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、上記8.により行うこととする。

(4) 事業者が負う可能性のある主な責務等

① 事業者の責務等

本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 会計検査

公共サービス実施事業者は、⑦公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は⑧同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の現地検査を受けたり、同院から直接又は東京税関を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

施設管理・運營業務についてのアンケート

【アンケートのお願い】

本調査は、施設管理・運營業務について、入居されている方々の満足度を調査し、今後の管理・運營業務の質の向上のために参考にさせていただくものです。

回答いただいた内容等が外部にでることは一切ございませんので、ご理解、ご協力をお願いいたします。（回答は満足度について該当するものにチェックを付けてください。）

1.施設内の清掃について

1-1 施設内の床、玄関ホール、階段、湯沸室、トイレなどの共用部分の清掃は行き届いていましたか。

1 満足 2 ほぼ満足 3 普通 4 やや不満 5 不満

1-2 共用施設の消耗品（トイレットペーパー、液体石鹸等）は支障なく補充されていましたか。

1 満足 2 ほぼ満足 3 普通 4 やや不満 5 不満

2. 施設の管理について

2-1 施設の不具合・修繕等（蛍光灯交換作業等の軽微なもの）への対応はどうでしたか。

1 満足 2 ほぼ満足 3 普通 4 やや不満 5 不満

2-2 各作業において、通常の事務に支障を来さないように適切な配慮はとられていましたか。

1 満足 2 ほぼ満足 3 普通 4 やや不満 5 不満.

3.警備業務について（東京港湾合同庁舎の入居職員のみ）

3-1 警備員の受付・対応はどうでしたか。

1 満足 2 ほぼ満足 3 普通 4 やや不満 5 不満

○ 上記のアンケート項目について、良かった点・悪かった点その他お気づきの点などありましたら、お聞かせ下さい。

[]

アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。

管理・運營業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

- 入札に参加する事業者の代表責任者及び本業務の担当者を記載する。なお、入札参加グループで参加する場合は、様式1に入札参加グループ員の一覧、入札参加グループの代表事業者、入札参加グループ員の代表責任者及び各業務の担当者を記載すること。(入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を添付すること。)

2. 業務実績			
■本実施要項（1. 1（2））で示す業務毎に過去3年間の業務実績を記載すること。			
（1）運転監視業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
（2）エネルギー管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
（3）点検等及び保守業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

(4) 清掃業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(5) 警備業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(6) 植栽管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

3. 本業務実施の考え方

- 本業務を実施するにあたっての基本的な方針等を記載すること。

4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法

■管理・運營業務全体について及び本実施要項（1. 1（2））で示す業務ごとに実施体制、各業務で必要とする法的資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載する。（別紙2「2. 従来の実施に要した人員」に記載されている資格等の証明書類を添付すること。）

5. 質の確保・向上及び経費の削減に対する考え方

■管理・運營業務に関する包括的な質の確保及び各業務の質の確保・向上並びに経費の削減に関する考え方を記載する。但し、経費の削減については、質の確保を前提にしたものとする。また、質の確保に関する付加的要件（実績・資格）の有無を記載する。

1. 管理・運營業務に対する質の確保・向上についての考え方
2. 質の確保・向上に関する考え方
3. 経費の削減に関する考え方
4. 質の確保に関する付加的要件の有無

業務	実績・資格	有無
統括責任者業務	延べ床面積 50,000 m ² 以上の施設の管理責任者として5年以上の実務経験の有無。	
設備管理業務	過去5年間に、延べ床面積 50,000 m ² 以上の施設の設備運轉管理業務及び点検保守業務を、複数年連続して請け負った実績の有無。	
	業務品質を維持するシステムが構築されている実証として、ISO9001の取得、及び環境負荷を軽減することのほか、法的規制への準拠の実証として、ISO14001の取得の有無。	
	東京都地球温暖化対策指針で定められた地球温暖化対策テクニカルアドバイザーの資格の有無。（エネルギー管理業務を実施する企業）	
清掃業務	過去5年間に、延べ床面積 50,000 m ² 以上の施設の清掃業務を、複数年連続して請け負った実績の有無。	
	業務品質を維持するシステムが構築されている実証として、ISO9001の取得の有無。	
警備業務	過去5年間に、延べ床面積 50,000 m ² 以上の施設の警備業務を、複数年連続して請け負った実績の有無。	
	業務品質を維持するシステムが構築されている実証として、ISO9001の取得の有無。	

※ 実績を有する場合は、証明する書類（請負実績の契約書の写し等）を添付すること。

※ 資格を有する場合は、資格証の写しを添付すること。

6. 改善提案総括表				
<p>■別添1に定める各業務の従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案がない業務項目については、東京税関が提示する確保すべき水準として別に定める従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p>				
(1) 運転監視業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			
(2) エネルギー管理業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			
(3) 点検等及び保守業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			
(4) 清掃業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			

(5)警備業務		提案の有無	有	無	
業務項目	提案の概略				
(6)植栽管理業務		提案の有無	有	無	
業務項目	提案の概略				

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

■改善提案を行う場合、改善提案を行う業務（項目）を明確にし、改善提案を行う理由、改善提案の内容、改善提案による質の向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

- （1）改善提案を行う業務及び項目
- （2）改善提案の趣旨
- （3）改善提案の具体的な内容
- （4）確保すべき水準の確保に対する具体的な説明

8 緊急時の体制及び対応方法

- 緊急時（管理・運営業務の実施に当たり想定していた通りの業務を実施することが困難になる未知の事故・事象が生じた場合をいう。）のバックアップ体制と対応方法を示す。

東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務における民間競争入札 企画書評価表

【別紙1】

実施 要綱 区分	業務区分		項番	評価項目	得点 配分	評価及び 得点
	実施要綱区分					
① 必須項目 審査	業務共通					100
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか(グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	○or× 項番1~5 全てが○の 場合 100 ×がある場 合は 0	○	
		2	各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか		○	
	2) 業務に対する認識	3	管理・運營業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		○	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか		○	
	3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、要求水準が確保されているものとなっているか		○	
管理・運營業務全般に係る業務に関する提案					10	
1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な質(確実性、安全性及び環境への配慮)の向上に関する提案がなされているか	0~5	A		
	7	統括管理責任者と各業務責任者及び作業担当者が緊密な連携を図れるような業務遂行体制になっているか	0~5	A		
統括管理責任者					10	
1) 付加的要件	8	質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか	0~5	A		
	2) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	0~5	A	
設備管理業務等					20	
1) 付加的要件	10	質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか	0~5	A		
	2) 業務の質についての提案内容	11	設備の習熟等施設に合わせた設備管理員の質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	0~5	A	
12		経年による設備不具合の発生等、トラブルに対する予防的な実施方法、体制の構築等、質の向上に向けた提案がされているか	0~5	A		
13		業務コスト等の削減のための方策が提案されているか	0~5	A		
清掃業務					20	
1) 付加的要件	14	質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか	0~5	A		
	2) 業務の質についての提案内容	15	施設に合わせた作業方法等清掃作業員の質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	0~5	A	
16		清掃作業の実施について、利用者目線での作業タイミング等、質の向上に向けた提案がされているか	0~5	A		
17		業務コスト等の削減のための方策が提案されているか	0~5	A		
警備業務					20	
1) 付加的要件	18	質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか	0~5	A		
	2) 業務の質についての提案内容	19	警備員の質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	0~5	A	
20		施設を安全に保ち、対外的なトラブルの防止等、質の向上に向けた提案がされているか	0~5	A		
21		業務コスト等の削減のための方策が提案されているか	0~5	A		
緊急時及び非常時対応					10	
3) 緊急時の対応についての考え方・体制	22	具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	0~5	A		
	23	業務を安定的に履行できる対策が講じられているか	0~5	A		
合計得点					190	

従来の実施状況に関する情報の開示

【別紙2】

1. 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額分	172,519	172,249	173,483
	成果報酬分	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		172,519	172,249	173,483
減価償却費				
退職給付費用				
間接部門費				
(a)+(b)		172,519	172,249	173,483

(注記事項)
委託費の内容は以下のとおり。 (単位:千円)

1. 東京港湾合同庁舎

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 運転監視、遠方監視、点検及び保守業務	4月1日～3月31日	40,142	40,142	40,142
(2) 点検等及び保守業務	4月1日～3月31日	69,493	69,493	69,493
(3) 清掃業務	4月1日～3月31日	13,050	13,050	13,050
(4) 警備業務	4月1日～3月31日	29,844	29,844	29,844
(5) 植栽管理業務	4月1日～3月31日	837	837	837
計		153,366	153,366	153,366

2. 東京税関芝浦出張所

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 点検等及び保守業務	4月1日～3月31日	963	963	963
(2) 清掃業務	4月1日～3月31日	510	510	510
(3) 植栽管理業務	年1回	96	96	96
計		1,569	1,569	1,569

3. 青海コンテナ検査センター

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 点検等及び保守業務	4月1日～3月31日	2,374	2,374	2,374
(2) 清掃業務	4月1日～3月31日	2,707	2,707	2,707
(3) 植栽管理業務	4月1日～3月31日	741	741	741
計		5,822	5,822	5,822

4. 城南島コンテナ検査センター

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 点検等及び保守業務	4月1日～3月31日	572	554	572
(2) 清掃業務	4月1日～3月31日	1,071	674	1,071
(3) 植栽管理業務	4月1日～3月31日	600	600	600
計		2,243	1,829	2,243

5. 東京税関大井出張所

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 点検等及び保守業務				
① 電気設備保守業務	4月1日～3月31日	216	176	168
② 冷暖房等設備運転保守業務	4月1日～3月31日	2,040	1,980	1,950
	空気環境測定	上記に含む	上記に含む	上記に含む
③ 空調機点検	年2回	250	103	262
④ 既存機冷凍機点検	年1回	250	250	250
⑤ 増築機冷水発生機点検	年2回	740	740	740
④ 冷凍機保安検査	年1回	33	33	33
⑥ 温水ヒーター点検	年1回	165	165	165
⑦ ボイラーばい煙測定	年1回	73	73	73
⑧ 地下タンク点検	年1回	129	120	120
⑩ 消防設備保守業務	4月1日～3月31日	137	137	137
⑪ 電話設備保守業務	4月1日～3月31日	262	252	244
⑫ 小荷物専用昇降機点検	年1回	84	252	252
⑬ 受水槽・高架水槽清掃	年1回	37	37	37
⑬ 28項目水質検査	年1回	33	33	34
⑭ グリストラップ清掃	年1回	43	85	85
⑮ 重量シャッター点検	年1回	30	30	30
⑨ 気中アスベスト濃度測定		132	132	132
	害虫駆除	69	69	71
(2) 清掃業務	4月1日～3月31日	1,462	1,689	1,905
(3) 植栽管理業務	年1回	487	476	475
計		6,672	6,832	7,163

6. 東京税関晴海庁舎

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 点検等及び保守業務				
① 電気設備保守業務	4月1日～3月31日	168	157	151
② 空調機点検	年2回	294	268	379
③ 冷凍機点検	年1回	380	380	380
③ 冷凍機保安検査	年1回	33	33	33
③ 冷却塔水質検査	年1回	6	6	6
④ 温水ヒーター点検	年1回	158	158	158
⑤ 空気環境測定		220	220	220
⑥ 消防設備保守業務	4月1日～3月31日	52	52	52
⑦ 電話設備保守業務	4月1日～3月31日	77	148	143
⑧ 身障者用エレベーター設備保守	月1回	496	496	496
⑨ 受水槽・高架水槽清掃	年1回	77	77	79
⑨ 簡易専用水道検査	年1回	18	18	18
	害虫駆除	27	27	28
(2) 清掃業務	4月1日～3月31日	758	710	1,094
(3) 植栽管理業務	年1回	83	81	83
計		2,847	2,831	3,320

(注記事項)

- (2)の「IP電話設備保守業務」は平成20年度より開始
- (1)の「ドックレベラー等点検」は平成20年度に点検対象設備が減少した
- (3)の「構内樹木剪定等業務」の平成19年度及び4.(3)の「構内樹木剪定等業務」の平成21年度は高木剪定を実施
- その他の金額変動については入札等の結果による金額変動であり特殊な要因は無い
- 東京港湾合同庁舎のエネルギー管理業務、環境衛生管理業務は1.(1)の設備運転監視業務に含まれている
- 東京税関大井出張所と東京税関晴海庁舎は平成28年度より当該事業に追加(それまでは別発注での業務)

2. 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

業務実施に必要な法定資格等は、次のとおりとする。また、個々の業務に従事する者については、当該業務に精通していること。

1. 統括管理業務

- ・統括責任者については、施設管理・運營業務に精通した者であること。
- ・代表企業の正社員であり、施設の管理責任者としての実務経験を有する者であること。

2. 設備運転保守業務

- ・責任者を除く設備管理員は当該業務を実施する企業の社員であり、別添1「従来の実施方法」に示す実務経験を有すること。
- ・東京都火災予防条例第55条の2の3に規定される自衛消防技術認定証を有する。
- ・第3種電気主任技術者(経産局に対する選任者とする)
- ・建築物環境衛生管理技術者(東京都に対する選任者とする)
- ・2級ボイラー技師
- ・乙種第4種以上の危険物取扱者
- ・第2種電気工事士
- ・エネルギー管理士免状所持者
- ・特別高圧電力を受電する施設の維持管理立上げを経験した者
- ・1級計装士

3. 消防設備保守業務

- ・消防設備士
- ・火災報知器システム専門技術者又は当該総合操作盤にかかる機能に精通した第4類消防設備士
- ・総合操作盤のソフトウェアの管理を第1種火災報知システム専門技術者が行うこと。

4. 清掃業務

- ・作業責任者は当該業務を実施する企業の正社員であり、6年以上の当該業務の実務経験を有すること。
- ・ビルクリーニング技能士(作業責任者)

5. 警備業務

- ・当該業務を実施する企業の正社員であり、責任者を除き、3年以上の当該業務の実務経験を有すること。
- ・自衛消防技術認定証
- ・防災センター要員講習修了証

6. 植栽管理業務

- ・造園工としての技能を有し、5年以上の植栽管理業務の実務経験を有する。

(業務の繁閑の状況とその対応)

通年での業務の繁閑は生じません。

(注記事項)

過去における業務従事者数※1

1. 東京港湾合同庁舎

	人員		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設備運転保守業務	4(11)	4(12)	4(12)
清掃業務	7	7	7
警備業務	4	5	5
構内草刈等業務	(7)	(7)	(7)

2. 東京税関芝浦出張所

	人員		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
点検及び保守業務	(4)	(4)	(4)
清掃業務	1	1	1
構内樹木剪定等業務	(4)	(4)	(4)

3. 青海コンテナ検査センター

	人員		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
点検及び保守業務	(3)	(3)	(3)
清掃業務	1	1	1
構内樹木剪定等業務	(6)	(6)	(6)

4. 城南島コンテナ検査センター

	人員		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
点検及び保守業務	(2)	(2)	(2)
清掃業務	1	1	1
構内樹木剪定等業務	(7)	(7)	(7)

5. 東京税関大井出張所

	人員		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
点検及び保守業務	(4)	(4)	(4)
清掃業務	1	1	1
構内樹木剪定等業務	(4)	(4)	(4)

6. 東京税関晴海庁舎

	人員		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
点検及び保守業務	(4)	(4)	(4)
清掃業務	1	1	1
構内樹木剪定等業務	(2)	(2)	(2)

※1.日中における常駐勤務者 (()内は不定期保守員数)

3. 従来の実施に要した施設及び設備

	事務室等	数量(室)	設備	数量(点)		
1. 東京港湾合同庁舎	中央管理室	1	キャビネット	7		
			事務机	8		
			椅子	12		
			電話	2		
			コピー機	1		
			その他雑品等	1式		
待機室① (仮眠室含む)	1	ロッカー	3			
		机	1			
待機室② (仮眠室含む)	1	ロッカー	9			
		机	3			
		椅子	18			
2. 東京税関芝浦出張所	更衣室 (職員共用)	1	ロッカー	1		
3. 青海コンテナ検査センター	中央制御室	1				
4. 城南島コンテナ検査センター	中央制御室	1				

(注記事項)

- (1)上記の施設及び設備については、業務を行う範囲において無償貸与する。
(2)上記以外で、点検の実施等業務を行う上で必要なものは、事業者が用意する。
(3)前項において、事業者が用意する設備等は、当施設の他の業務に支障のないものに限る。

4. 従来の実施における目標の達成の程度

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
執務の中断回数	0	0	0	0	0	0
空調の停止、停電、断水の回数	0	0	0	0	0	0
施設利用者の怪我の発生回数	0	0	0	0	0	0

東京税関大井出張所

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
執務の中断回数	-	0	-	0	-	0
空調の停止、停電、断水の回数	-	0	-	0	-	0
施設利用者の怪我の発生回数	-	0	-	0	-	0

東京税関晴海庁舎

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
執務の中断回数	-	0	-	0	-	0
空調の停止、停電、断水の回数	-	0	-	0	-	0
施設利用者の怪我の発生回数	-	0	-	0	-	0

(注記事項)

- ※ 具体的な数値目標の設定はしていない。

5. 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー等)

1. 組織図及び業務フローについては、【別紙3】のとおりです。
2. 従来業務の業務分担及び民間競争入札による業務分担の関係は、【別紙4】のとおりです。

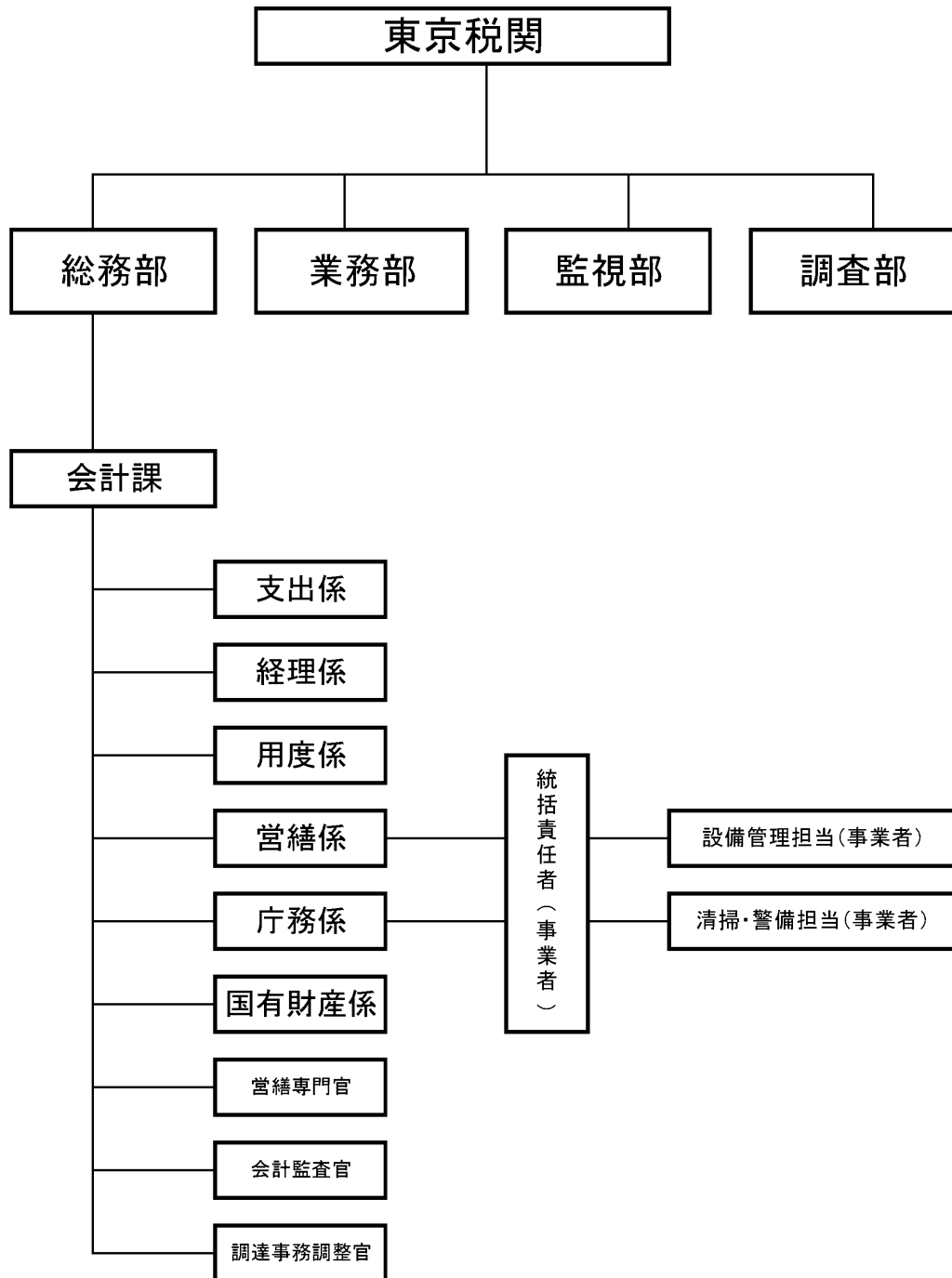
1. 当施設における年度別施設利用者数は、概ね次のとおりです。

単位:人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①東京港湾合同庁舎			
職員数	1,146	1,143	1,146
来庁者数	252,150	265,926	293,232
②東京税関芝浦出張所			
職員数	28	26	25
来庁者数	29,766	31,980	30,750
③青海コンテナ検査センター			
職員数	17	16	15
来庁者数	12,546	9,840	9,594
④城南島コンテナ検査センター			
職員数	5	5	5
来庁者数	13,776	12,546	12,054
⑤東京税関大井出張所			
職員数	149	146	144
来庁者数	49,200	51,660	54,120
⑥東京税関晴海庁舎			
職員数	90	107	108
来庁者数	0	0	0

(注意事項)

東京税関組織図（抜粋）



1. 東京港湾合同庁舎

業務内容・細目	現状			平成28年度以降			備考(作業時期・頻度・条件等)
	東京税関	A(主な受託者)	A以外の業者	東京税関	B(請負者)	B以外の業者	
(1) 運転監視、遠方監視、点検及び保守業務		○			○		毎日実施
(2) 点検等及び保守業務		○			○		
(3) 清掃業務		○			○		閉庁日を除く毎日実施
(4) 警備業務		○			○		毎日実施
(5) 植栽管理業務		○			○		随時実施

2. 東京税関芝浦出張所

業務内容・細目	現状			平成28年度以降			備考(作業時期・頻度・条件等)
	東京税関	A(主な受託者)	A以外の業者	東京税関	B(請負者)	B以外の業者	
(1) 点検等及び保守業務		○			○		
(2) 清掃業務		○			○		閉庁日を除く毎日実施
(3) 植栽管理業務		○			○		随時実施

3. 青海コンテナ検査センター

業務内容・細目	現状			平成28年度以降			備考(作業時期・頻度・条件等)
	東京税関	A(主な受託者)	A以外の業者	東京税関	B(請負者)	B以外の業者	
(1) 点検等及び保守業務		○			○		
(2) 清掃業務		○			○		閉庁日を除く毎日実施
(3) 植栽管理業務		○			○		随時実施

4. 城南島コンテナ検査センター

業務内容・細目	現状			平成28年度以降			備考(作業時期・頻度・条件等)
	東京税関	A(主な受託者)	A以外の業者	東京税関	B(請負者)	B以外の業者	
(1) 点検等及び保守業務		○			○		
(2) 清掃業務		○			○		閉庁日を除く毎日実施
(3) 植栽管理業務		○			○		随時実施

5. 東京税関大井出張所

業務内容・細目	市場化テスト前			平成28年度以降			備考(作業時期・頻度・条件等)
	東京税関	A(主な受託者)	A以外の業者	東京税関	B(請負者)	B以外の業者	
(1) 点検等及び保守業務							
電気設備保守業務		○			○		月1回
特定建築物管理業務		○			○		月1回
空気環境測定		○			○		年6回
空調機点検他		○			○		年2回
既存棟冷凍機点検		○			○		年1回
冷凍機保安検査		○			○		年1回
増築棟冷水発生機点検		○			○		年2回
温水ヒーター点検		○			○		年1回
ボイラーばい煙測定		○			○		年1回
地下タンク点検		○			○		年1回
気中アスベスト濃度測定		○			○		年2回
消防設備保守業務		○			○		年2回
電話設備保守業務		○			○		年6回
小荷物専用昇降機点検		○			○		月1回
受水槽・高架水槽清掃		○			○		年1回
28項目水質検査		○			○		年1回
グリストラップ清掃		○			○		年2回
重量シャッター点検		○			○		年1回
(2) 清掃 清掃業務		○			○		閉庁日を除く毎日実施
(3) 植栽管理業務		○			○		随時実施

6. 東京税関晴海庁舎

業務内容・細目	市場化テスト前			平成28年度以降			備考(作業時期・頻度・条件等)
	東京税関	A(主な受託者)	A以外の業者	東京税関	B(請負者)	B以外の業者	
(1) 点検等及び保守業務							
電気設備保守業務		○			○		月1回
空調機点検他		○			○		年2回
冷凍機点検		○			○		年1回
冷凍機保安検査		○			○		年1回
冷却塔水質検査		○			○		年1回
温水ヒーター点検		○			○		年1回
空気環境測定		○			○		年6回
消防設備保守業務		○			○		年2回
電話設備保守業務		○			○		年6回
身障者用エレベーター設備保守		○			○		月1回
受水槽・高架水槽清掃		○			○		年1回
簡易専用水道検査		○			○		年1回
(2) 清掃業務		○			○		閉庁日を除く毎日実施
(3) 植栽管理業務		○			○		随時実施

東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務における
従来の実施方法

平成27年9月
東京税関

目 次

A. 各業務責任者の設置について	1
B. 各施設の業務内容	
I. 東京港湾合同庁舎	
1. 運転監視業務	2
2. エネルギー管理業務	5
3. 点検等及び保守業務	5
4. 清掃業務	9
5. 警備業務	12
6. 植栽管理業務	15
II. 東京税関芝浦出張所	
1. 点検等及び保守業務	16
2. 清掃業務	21
3. 植栽管理業務	23
III. 東京税関大井出張所	
1. 点検等及び保守業務	24
2. 清掃業務	32
3. 植栽管理業務	34
IV. 東京税関晴海庁舎	
1. 点検等及び保守業務	35
2. 清掃業務	42
3. 植栽管理業務	44
V. コンテナ検査センター（青海及び城南島）	
1. 点検等及び保守業務	45
2. 清掃業務	51
3. 植栽管理業務	53
VI. 添付資料	
別表1～20	54

A. 各業務責任者の設置について

本書に記載されている業務の実施に際しては以下の業務区分ごとに責任者を設置し、各業務責任者は下表の条件を満たしていることとする。また、1. 運転監視業務、エネルギー管理業務、点検等及び保守業務、2. 清掃業務及び3. 警備業務の3業務の責任者については、グループ企業の正社員であること。

なお、各設備の点検等の実施にあたり、有資格者を副責任者として配置する必要の有無は、本書各項目を参照のこと。

	業務区分	必要な条件	人数
1	運転監視業務 エネルギー管理業務 点検等及び保守業務	15年以上の設備管理業務の実務経験を有する（保全技師ⅠまたはⅡ）	1名
2	清掃業務	ビルクリーニング技能士の資格を有し、6年以上の責任者としての実務経験を有する（清掃員A）	1名
3	警備業務	警備業法第22条に規定される「警備員指導教育責任者資格者証」または、同法23条に規定される「検定合格証」を有し、6年以上の警備実務経験を有する（警備員A）	1名
4	植栽管理業務	造園工としての技能を有し、5年以上の植栽管理業務の実務経験を有する	1名

B. 各施設の業務内容

I. 東京港湾合同庁舎

【設備概要】

受変電設備	: 特高変圧器容量 2,000KVA 3台 スポットネットワーク方式
変電設備	: 高圧変圧器容量 7,000KVA
電灯コンセント設備	: 一般HF型照明、0A対応コンセント
自家発電設備	: ガスタービン発電機 1,250KVA
蓄電池設備	: 受変電制御、非常用照明、特高受電設備監視用
無停電電源設備	: 防災機器、中央監視機器
通信設備	: 電話、ITV、AV、CATV、機械警備
防災設備	: 火災報知設備、非常用放送設備、無線通信補助設備
空調設備	: 変風量単一ダクト方式、外調機+ファンコイル方式、他
(熱源)	東京臨海熱供給(株)よりの冷水・温水受入れ、蒸気ボイラー
排煙設備	: 機械排煙（3系統）
給水設備	: 上水・中水2系統、高層部加圧方式、低層部重力式
給湯設備	: 中央式、局所式
ガス設備	: 都市ガス、13A
ゴミ処理設備	: 東京都臨海副都心管路収集システムを利用
廃水処理設備	: 厨房排水処理、実験排水処理
機械式立体駐車	: 18基

エレベーター	: 高層用 4 台、低層用 4 台、人荷共用非常用 2 台
エスカレーター	: 1 カ所 (1 階～2 階)
ゴンドラ	: アーム俯仰型ゴンドラ軌道、ケージ式 1 台

1. 運転監視業務

(1) 業務内容

東京港湾合同庁舎の業務目的ならびに安全管理諸規則に基づき、東京税関の指示に従い、事業者は運転監視、遠方監視及びその他東京港湾合同庁舎の施設の維持に必要な業務（以下「維持管理業務」という。）を行うため、本書を遵守するほか、関係法令及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（平成 25 年度版）」（以下「共仕」という。）により、業務を行うものとする。

(2) 設備管理員担当時間及び配置人員

① 平日（月曜日～金曜日（祝祭日を除く））

08:30～17:30 4名以上

08:30～翌 08:30 1名以上

② 休日（土、日曜日及び祝祭日）

08:30～翌 08:30 1名以上

③ 上記①、②の配置人員内において適宜、休憩、休息、仮眠等を取れるものとするが、維持管理業務に支障の無いよう時間を調節し、群管理センターとの連携を密にすること。

④ 維持管理業務における点検作業等において立ち会い等が必要な場合には、必要な人員を配置すること。

⑤ 事業者は、設備管理員の労務管理及び健康管理等を適正に行うとともに、設備管理員に事故がある時は代替要員を確保し、維持管理業務に支障がないように留意する。

(3) 社員証、服装

① 設備管理員は常時、社員証を携帯し、自社の制服（作業着）を着用すること。

② 維持管理業務における点検作業等において設備管理員以外が作業を行う場合には警備担当責任者にあらかじめ作業内容及び作業名等を報告するとともに東京税関の用意する腕章を着用させること。

(4) 設備管理員の資格等

① 設備管理員は全て事業者の社員であることとし、責任者を除く人員構成は以下のとおりとする。

設備管理員	5年以上の設備管理業務の実務経験を有する (保全技術員)	3名以上
	3年以上の設備管理業務の実務経験を有する	1名以上

② 設備管理員は東京都火災予防条例第 55 条の 2 の 3 に規定される自衛消防業務終了証を有し、維持管理業務に精通し、身体強健で本書に定める業務に支障なく従事できる 60 歳未満の者とする。なお、60 歳以上の者を設備管理員として配置しようとする場合は東京税関の了承を得ることとする。

③ 設備管理員の内いずれかが、次の資格及び経験を有する者であることとする。

- ・ 第 3 種電気主任技術者（経産局に対する選任者とする）
- ・ 建築物環境衛生管理技術者（東京都に対する選任者とする）

- ・ 2級ボイラー技師
- ・ 乙種第4類以上の危険物取扱者
- ・ 第2種電気工事士
- ・ 1級計装士
- ・ エネルギー管理士免状所持者
- ・ 特別高圧電力を受電する施設の維持管理を経験した者

④事業者は、業務開始前に設備管理員名簿（履歴書添付）を東京税関に提出すること。

※名簿内容

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 経歴書
- ・ 業務に関する資格者証書（写）
- ・ 事業者との雇用関係を証明する書類

⑤設備管理員の交代を行う場合には、あらかじめ東京税関の了承を得ること。

(5) 群管理センターとの連携

事業者は、東京港湾合同庁舎の中央監視装置と接続し、詳細かつ個別に監視・制御・計測・起動操作・停止操作・設定変更・スケジュール変更操作及びシステム機能診断等（以下「遠方監視業務」という。）を行う遠方監視装置が設置されている自社の群管理センターを東京近郊（東京、千葉、埼玉、神奈川）に有していることとし、設備管理員と群管理センターは常に連絡を取り合うこと。

又、事業者の群管理センターは監視しているポイントに対し、異常時の対応マニュアルを整備すること。

(6) 巡察、監査

事業者は、万全な維持管理業務を行うため、事業者の幹部等により随時巡察を励行し、業務遂行状況の実態把握に努め、指導、監督等を行い、結果を東京税関に報告すること。

(7) 主要業務

①運転監視業務

- 1) 1階防災センターに設置している中央監視装置が制御している全ての機器について、事業者の遠方監視装置により遠方監視業務を行うものとする。
- 2) 1) に定める遠方監視業務以外については共仕第3編運転・監視の記載事項及びメーカー等の取扱説明書等に基づき、東京税関の指示に従い日常点検及び運転監視業務を行うものとする。
- 3) 防災センターにおける各種防災盤、防犯システム（機械警備）、ITVシステム及び駐車場管制設備については点検のみを行うものとし、運転監視については警備員が行うものとする。

②遠方監視

- 1) 遠方監視業務を行う群管理センターが、次の条件すべてを満たすこと。
 - ・ 事業者社員が運営管理を行っていること。
 - ・ 東京近郊（東京、千葉、埼玉、神奈川）に所在すること。
 - ・ 遠方監視装置は、当庁舎に設置される中央監視装置（別添2「中央監視装置仕様」参照。なお、管理点は3,300点以上とする。）と同等以上の機能を有し、中央監視装置が行える監視・制御・計測・起動操作・停止操作・設定変更・スケジュール変更操作・システム機能診断等のすべて

が行えるものとする。

- ・群管理センターの監視装置の故障等により監視不能となった場合でも、他の監視装置によるバックアップ体制を整えていること。
- 2) 緊急時には60分以内に群管理センターもしくはサービスセンター等（他委託現場等不確定な場所を除く）より、緊急対応専任の自社社員による増援が行える体制が、365日24時間整っていること。
- 3) 平成28年3月31日までに、当庁舎の中央監視装置と遠方監視装置を専用デジタル回線（64Kbit/sec以上）により接続し、業務受託開始日（平成28年4月1日）より遠方監視業務が行える体制がとれること。なお、遠方監視業務を開始するために要する費用等はすべて事業者の負担とする。
- 4) 群管理センターは、当庁舎の建物設備に直接・間接問わず影響を及ぼす可能性のある地震・火災等の災害、近隣の停電・突発事故等の情報を収集し、随時防災センターに提供をするものとする。

③設備運転保守運営管理業務

- 1) 管理用記録書類として、各種台帳類・保全計画書・点検報告書・運転日誌・補修記録書・事故記録書等及び東京税関の指示する書類を作成するとともに、必要事項については1階防災センターに設置される施設管理用端末（以下「BMS」という。）に機器台帳、保全計画等の入力を行い、書類及びデータの保管を行うこと。

※主な管理用記録書類

- ・メンテナンス用台帳類 ・計画、報告書類 ・作業日誌類
- ・事故、修繕、更新記録等 ※施設管理担当者との打ち合わせ記録簿
- ・運転記録簿 ・計測記録簿 ・点検記録簿

- 2) 庁舎の長期保全に係る設備診断、設備更新に関する提案を行い、東京税関の長期保全計画作成の支援を行うこと。

④その他の業務

- 1) 関係法令及び所轄官公庁の指導等により設備管理業務に係る報告書等の提出が求められているものについては事業者の負担により作成し提出を行うこと。
- 2) 所轄官公庁等により設備に関する立入調査等が行われる場合には、必要に応じ調査書類を作成するとともに、設備管理責任者はこれに同席すること。
- 3) 東京税関より、電気・衛生設備等に係る簡易的な部品取替え及び修理並びに清掃の依頼があった場合には、事業者はこれを行うこと。なお、これに係る消耗品、部材は東京税関が別途支給する。
- 4) 空調機等の交換フィルターは、東京税関が別途支給し、廃材処理費についても東京税関が負担する。

⑤作業、費用の特記事項

- ・下記設備について労働基準監督署又は検査代行機関の行う性能検査の検査料は事業者の負担とする。
 - ボイラー、圧力容器の検査料〔共仕第2編4.2.1〕
 - エレベーターの検査料 〔共仕第2編7.2.1〕
 - ゴンドラの検査料

(8) 施設等の提供

東京税関は、事業者が業務遂行のため必要な下記に定める施設等は無償で提供するものとする。なお、事業者は貸与品を最大限の注意をもって使用し、自己の故意又は過失により滅失もしくはき損し、返還不能となった場合には、代替品を納め又は原状に復しもしくはは損害の賠償をするものとする。また契約終了時の引継ぎに際しても同様とする。

①設備管理員の控室及び仮眠室。

②机、椅子、更衣ロッカー等必要最小限度の備品。

③東京港湾合同庁舎において業務遂行のために必要な電気、水道、電話。ただし、遠方監視業務において使用する専用回線使用料及び電気設備の年次点検時の仮設電源等点検時に必要となる仮設物については事業者の負担とする。

(9) その他

①「設備一覧表」の記載数量等が現に東京港湾合同庁舎に有する数量等と相違する場合には、現に有する数量等により維持管理業務を行うこと。

②落札後に行われる前年度保守業者からの引継は、過去に業務引継ぎの経験がある2名以上で行い、4月1日からの円滑な保守が行われるよう努めること。

③維持管理業務を行うために必要な装具、機器、事務用消耗品等は東京港湾合同庁舎の既存物品を除き事業者の負担とする。

④維持管理業務を行うにあたり法令、条例及び規則を遵守すること。

⑤施設内の駐車場は原則として利用できないものとする（但し、作業上やむを得ず駐車する必要がある場合は別途協議による）。

2. エネルギー管理業務

本業務は、エネルギーの使用量や使用状況を定期かつ総合的に分析し、省エネルギー化計画を立案、実施し、実施後の効果検証、改善策を検討するものである。具体的には設備の運転、運用方法の改善及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める業務について、東京税関の施設管理担当者を補佐する。

なお、これらの業務は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「省エネルギー診断」を行うことのできるエネルギー管理士により実施すること。なお、エネルギー診断業務に従事した実績のある者が行うものとし、従事した実績がわかる証明書を東京税関に提出すること。

3. 点検等及び保守業務

別添2「設備一覧表」の設備について、「設備一覧表」及び「共仕」（周期の記載のあるものは周期Ⅰを採用すること）に基づき点検及び保守業務を行い、下記の各種業務についても同じく実施すること。なお、点検内容によっては休日（土、日曜、祝祭日）に実施する場合がある。また、これらの設備に不時の故障が発生した場合は、直ちに技術者を派遣し、修理できる体制を整えておくこと。

全ての点検業務について、点検終了後に随時報告書を作成し、東京税関に報告すること。

(1) 環境衛生管理業務

①ねずみ・こん虫等の生息状況調査を毎月1回以上実施し、その状況に応じた適切な防除を実施する

こと。

- 1) 実施にあたっては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「ビル管法」という。）及び関係法令や条令等に従い、統一的に適切な方法により行うこと。
 - 2) 害虫駆除の実施方法については、乳液及びピラクンS又はこれと同等以上のものを使用すること。また、パーテーション上部等から噴霧できる機器を用意すること。
- ②水質検査を共仕第2編4.7.3に従い行うこと。各検査事項は以下のとおりとする。
- 1) 上水水質検査：6ヶ月毎に実施（5項目、10項目）
毎年6～9月に1回実施（消毒副生成物12項目）
 - 2) 給湯水質検査：6ヶ月毎に実施（5項目、10項目）
毎年6～9月に1回実施（消毒副生成物12項目）
 - 3) 中水水質検査：7日以内毎に1回（pH・臭気・外観・残留塩素）
2ヶ月以内毎に1回（大腸菌群・濁度）
 - 4) 残留塩素測定：上水は系統別（2系統）に毎日1回行うこと。
給湯系統について、毎日1回行うこと。
 - 5) プール水質検査：5～10月に毎月実施（2箇所で採取）
（PH・濁度・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌及び一般細菌）
：8月に5項目に加え2項目実施
（総トリハロメタン・レジオネラ属菌は1箇所のみ採取）
- ③室内環境測定を6回（2ヶ月に1回）共仕第5編第2章に従い行うこと。測定箇所は28ヵ所（外気2ヵ所含む）とし、測定場所については契約後に別途指示する。
- ④空気環境測定（喫煙室等）を4回（3ヶ月に1回）実施すること。各検査事項は以下のとおりとする。
- 1) 測定箇所（計21箇所）
喫煙室、喫煙室と非喫煙室との境界部（開口部）並びに隣接する事務室等（事務室又は廊下）
設置階：1階、2階、3階、7階、8階、9階、10階の各階1箇所（計7箇所）
 - 2) 測定項目
 - ・浮遊粉じん及び一酸化炭素
上記測定箇所において、原則として室内の床上1.2mから1.5mまでの間の一定した高さで測定を実施すること。
 - ・気流の風速
喫煙室と非喫煙室との境界部（開口部）において上部・中央部・下部の3箇所で測定を実施すること。
 - 3) その他
同測定は平日の執務時間中に実施すること。
- ⑤照度測定を2回（6ヶ月に1回）共仕第5編第3章に従い行うこと。測定箇所及び測定場所については契約後に別途指示する。
- ⑥清掃及び廃棄物処理について、適切な処理が行われるよう管理すること。
- ⑦①から⑥に定めるもののほか、東京港湾合同庁舎に選任される建築物環境衛生管理技術者は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び東京都が定める「建設物環境衛生管理指導基準」を満たし、当施設が環境衛生上適性に運用されるよう監督し、所定の帳簿を備えること。
- ⑧東京税関の監督職員の指示に基づき、排水処理設備の管理及び下水道法に定める排水の水質測定並びに記録を行い、排水が東京都下水道局の定める基準以下になるよう適切な管理運営を行うこと。

(2) ばい煙濃度測定業務

- ①大気汚染防止法の規定に従って、年2回（8月、2月）ばい煙濃度測定を行い、その結果を記録しておくこと。
- ②東京税関の指示があった場合には、上記の結果に基づき公的機関に提出する報告書等の作成を行うこと。

(3) プール運転監視業務

- ①主要設備 東西化学産業(株)製ろ過処理装置及びオゾン発生装置。
- ②事業者は技術者によるプールろ過設備の運転監視を行い、常時円滑に運用できるようにすること。
- ③1日1回以上プール水の残留塩素測定を行い記録すること。
- ④ろ過等に必要となる薬剤の使用記録を残すこと。
- ⑤上記作業状況を作業報告書に記入し、当関監督職員あて提出し確認を受けること。
- ⑥不時の故障発生の際は当関関係者に直ちに連絡し、メーカーが修理を行う場合には立会い、作業の確認を行うこと。作業完了後はその旨を係官に報告すること。
- ⑦ろ過材のマッドホール化の防止及びろ過材の延命のため、メーカーの推奨する期間で、ろ過材等の洗浄運転を行うこと。
- ⑧必要に応じて設備にろ過材等の補充を行うこと。
- ⑨ろ過等に必要となる薬剤は、当関の支給とする。
- ⑩その他の詳細については、各設備の説明書を参照し、間違えの無いよう運転を行うこと。

(4) プールろ過設備点検業務

①設備

東西化学産業株式会社製プールろ過設備

ろ過処理装置 一式

オゾン発生装置 一式

- ②事業者は、4月に1回技術者を派遣し、プールろ過設備各部の調整及び点検を行い、円滑に運用できるように整備を行うこと。
- ③本業務に使用する消耗品、雑材料は全て事業者の負担とする。
- ④本業務により発生した撤去品、残材は事業者の負担により処分すること。
- ⑤当設備の保守内容
 - 1) ろ過処理装置点検
 - ・ろ過器
 - ・ろ過ポンプ、集毛器
 - ・自動塩素滅菌装置
 - ・凝集剤注入装置
 - ・熱交換器
 - ・制御盤
 - ・エアーコンプレッサ他付随機器
 - 2) オゾン発生装置点検

(5) 特殊ガス設備保守業務

①設備

株式会社巴商会製特殊ガス設備

主要設備

特殊ガス配管設備

ガス漏れ警報設備

②事業者は、1年に1回技術者を派遣し、特殊ガス設備各部の調整及び点検を行い、設備の完全な機能を保つこと。

③定期点検の他、不時の故障発生の際は直ちに技術者を派遣し、修理すること。

④本業務に使用する消耗品、雑材料は全て事業者の負担とする。

⑤本業務により発生した撤去品、残材は事業者の負担により処分すること。

⑥当設備の保守内容

1) マニホールド部点検

・ 8本立 (He用)

・ 4本立 (Ar用)

・ 2本立 (BA、N2、PR、Mix、H2用)

・ シリンダーキャビネット

2) 配管気密検査 (He、Ar、BA、N2、PR、Mix、H2、Ex)

3) ガス漏れ警報設備点検

4) 緊急遮断弁部点検

5) 特殊ガス警報盤ほか警報システム点検

(6) IP電話設備保守業務

①設備

株式会社ネプロジャパン社製 e-Gateway / PRI

②事業者は、6ヶ月に1回平日に技術者を派遣し、定期的に点検・試験調整及び清掃を行うこと。

③定期点検の他、不時の故障発生の際は遠隔操作による対応又は直ちに技術者を派遣すること。

④遠隔監視にて異常等が発見された場合は、直ちに報告すること。

⑤当該設備を、遠隔操作にてデータ変更等できること。

⑥当該設備のソフトウェアサポートに係る費用については事業者の負担とする。

⑦本業務に使用する消耗品、雑材料は全て事業者の負担とする。

⑧本業務により発生した撤去品、残材は事業者の負担により処分すること。

(7) 消防設備保守業務

①設備

別添2「設備一覧」参照

②点検は消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の4の規定に基づく昭和50年消防庁告示第3号第14号の規定により各種点検を実施する。

③消防設備士免状の交付を受けている者を点検の副責任者として従事させること。

④総合操作盤の点検については、火災報知システム専門技術者又は当該総合操作盤に係る機能等に精通した第4類の消防設備士が行うこと。

⑤総合操作盤のソフトウェアの管理を第1種火災報知システム専門技術者が行うこと。

⑥点検及び保守に必要な消耗品及び機器類については、事業者の負担とする。

- ⑦定期点検は必要に応じ休日（土、日曜日及び祝祭日）にも行える体制を取ること。
- ⑧定期点検において、修繕の必要性がある設備を認めた場合は、その点検の日毎に東京税関に報告し、点検最終日には全ての要修繕箇所を報告するものとする。
- ⑨点検結果報告書は点検終了後速やかに提出すること。部数は2部とする。
- ⑩定期点検の他、不時の故障発生の際は、直ちに技術員を派遣し、修理、復旧を行うこと。但し、故障対応時の派遣に係る全ての費用は、事業者の負担とする。
- ⑪「設備一覧」の記載数量等が現に東京港湾合同庁舎に有する数量等と相違する場合には、現に有する数量等により点検保守を行い、その旨東京税関の監督職員に報告すること。

(8) 年1回、東京税関が指定する時期に庁舎内の排煙窓（816枚）の開放点検を行うこと。

(9) 年2回、オストメイト設備の動作確認及び目視点検等を実施すること。

4. 清掃業務

(1) 一般事項

- ①事業者は、庁舎を常時清潔、かつ、美観を損ねることが無いよう清掃に努めなければならない。
- ②清掃作業の実施においては、清掃担当責任者が常駐すること。
- ③作業中は、事故を未然に防ぐため安全管理には十分留意すること。
- ④事業者は、業務の遂行にあたっては、監督職員の指示に従わなければならない。
- ⑤事業者は、本書で指定している時間内に作業が終了するよう作業員を確保すること。
- ⑥作業員は、清潔、かつ、作業員であることがわかるよう統一した作業服等を着用すること。
- ⑦女性職員が専用で使用する場所においては、女性作業員を配置し、作業にあたること。
- ⑧清掃器具は、作業中においてもみだりに放置しないこと。また、清掃資機材は、監督職員の指定した場所に保管すること。
- ⑨建物及び什器・備品等に損傷又は汚損を与えないように十分注意し、必要に応じて養生を行うこと。
万一損傷又は汚損を与えた場合は、直ちに監督職員に連絡し、事業者の責により原状に復旧すること。
- ⑩作業中に建物の破損箇所、又は修復の必要がある箇所等の異常箇所を発見した時は、直ちに監督職員及び事業者の設備保守管理担当者に連絡すること。
- ⑪作業終了後は物品等を原状に復し、建物の施錠、火気取締等保全を確認すること。
- ⑫事業者は、清掃作業終了後、遅滞なく別途指定する様式による「作業報告書」を作成し、監督職員の検印を受けなければならない。
- ⑬清掃資機材は事業者の責任によって準備すること。なお、衛生消耗品については東京税関が用意する。
- ⑭本清掃実施にあたり必要な諸手続きは、事業者が行うものとする。
- ⑮洗剤等を使用する場合は床材等に適したものを使用し、必要があれば適正に希釈すること。
- ⑯監督職員の指示により、台風等の非常時に緊急に清掃を実施する必要がある場合には、直ちに清掃作業を行うこと。
- ⑰作業中に知り得た事項やその他本契約に関して知り得た事項は、他人に漏らさぬこと。
- ⑱事業者は当該業務の実施に先立ち作業従事者を選任し、東京税関に書面をもって通知し承諾を得る。
なお、作業従事者に変更がある場合も同様とする。

- ⑱東京税関は、事業者が業務を遂行するのに伴い必要となる水道光熱費の諸費用を負担し、清掃資機材の保管場所等については無償で使用させるものとする。
- ⑳本書で明記されていない事項で必要と認められる作業については、共仕当該各事項と監督職員の指示により、事業者の責任において実施すること。

(2) 日常清掃

①作業範囲

別表1「東京港湾合同庁舎床面積表」による範囲（別添図面「東京港湾合同庁舎平面図」参照）

②作業日時

1) 作業日

土曜日、日曜日、祝祭日及び年末・年始の閉庁日を除く。

ただし、年末・年始においては状況に応じて実施すること。作業については東京税関と事業者が協議のうえ決定することとする。

2) 作業時間

毎日午前8時30分から作業を開始し、午後5時までの間に実施すること。

（作業が時間内に終了した場合についても、その後の監督職員の指示に対応ができる様、最低限の人員は確保しておくこととする。）

また、別表1の室名で「事務室」と記載のある場所については午前9時まで実施するものとする。

③作業内容及び作業回数

別表2「日常清掃仕様等一覧表」による。

(3) 定期清掃

①作業範囲

別表1「東京港湾合同庁舎床面積表」及び別添図面「東京港湾合同庁舎平面図」で指定した区域。

②作業日時

1) 作業時間

原則、土曜日、日曜日及び祝祭日の午前9時から午後5時までに実施するものとする。

ただし、体育館、武道場、水泳訓練所に関しては平日の午前9時から午後5時までに実施するものとする。

なお、作業日については、事前に東京税関と事業者が協議して決定する。

2) 作業月及び作業回数

別表3「定期清掃実施月及び回数表」及び「定期清掃箇所一覧」による。

③作業内容

1) 弾性床

- ・床面をダストモップ等で丁寧に掃き、集めたゴミを処理する。
- ・適正に希釈した洗剤（床材に適したものを使用すること。）をむらのないように塗布し、洗浄用パッドを装着した床磨き機で皮膜表面を洗浄する。
- ・吸水用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
- ・2回以上モップで丁寧に水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ・樹脂床維持材を、塗り残しやむらのないように塗布する。

2) 硬質床

- ・床面をダストモップ等で丁寧に掃き、集めたゴミを処理する。
- ・適正に希釈した洗剤（床材に適したものを使用すること。）をむらのないように塗布し、洗浄用パッドを装着した床磨き機で皮膜表面を洗浄する。
- ・吸水用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
- ・2回以上モップで丁寧に水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。

3) 繊維床

- ・床表面の粗ゴミをカーペットスーパー等で回収して除塵する。
- ・カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。
- ・吸水用真空掃除機等を用いて汚水や洗剤を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ・事務室内の床については二重床になっている為、下床部分に水が漏れる事が無いよう留意すること。

4) フローリング

- ・床面をダストモップ等で丁寧に掃き、集めたゴミを処理する。
- ・固く絞った専用モップ等による水拭き。
- ・樹脂床維持材を、塗り残しやむらのないように塗布する。

5) 水泳訓練所水槽及びグレーチング(側溝)

- ・適正に希釈した洗剤を使用し、洗浄用パッドを装着した床磨き機で底面床を、ハンドパットまたはデッキブラシで側面を擦り、表面を洗浄する。
- ・水槽内及びグレーチングを洗浄後、シャワー又は高圧洗浄機で汚水や洗剤を洗い流す。
- ・循環口に溜まった汚水は、吸水用真空掃除機で完全に除去する。
- ・グレーチングの金具をデッキブラシで洗い、拭きあげる。

(4) 窓ガラス清掃

①作業範囲

別表4「窓ガラス清掃面積一覧表」で定める面積の窓ガラス（両面）

②作業日時

作業は、午前9時から午後5時までの間に実施するものとする。なお、作業日については、事前に東京税関と事業者が協議のうえ決定する。

③作業内容

次の方法により実施すること。

なお、建物外側の清掃についてはゴンドラ及びブランコを用い作業することとなるため、事故のないよう安全管理には十分留意すること。

また、ゴンドラでの作業については、労働安全衛生法第59条に基づく特別教習修了者が作業にあたること。

- 1) ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。
- 2) ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
- 3) ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。

(5) 毎週1回清掃

①作業範囲

別表1「東京港湾合同庁舎床面積表」による範囲（別添図面「東京港湾合同庁舎平面図」参照）

②作業日時

1) 作業日

作業日については、事前に東京税関と事業者が協議のうえ決定する。

2) 作業時間

作業時間については、事前に東京税関と事業者が協議のうえ決定する。

③作業内容及び作業回数

次の方法により実施すること。

なお、机上の物（書類、PCのキーボード等）は基本的に動かさないことを十分留意すること。

1) アルコール（消毒液）を塗布したウエスで机上を拭く。

2) フラワークリーン又はウエスを使用し、OA機器の除塵及び窓台の除塵を行う。（乾拭き）

3) ゴミ・シュレッダーゴミの回収、分別を行う。

4) 床（カーペット）について、バキュームによる吸塵を行う。

5. 警備業務

(1) 警備目的

東京港湾合同庁舎の業務目的及び安全管理諸規則に基づき、東京税関の指示に従い事業者は火災、盗難、破壊及び不正・不法行為等の安全を阻害する要因の予防並びに警戒、防止、早期発見、排除等を行い、人身の安全と財産を保護するとともに風紀、秩序、規律の維持に努め、円滑なる業務運営に寄与することを目的とする。

(2) 警備業の認定

事業者は警備業法第4条に定める都道府県公安委員会の認定を受けており、警備業法及び関係諸法令を遵守していること。

(3) 警備方法

常駐警備方式

(4) 警備担当時間及び配置人員（ポスト数）

①平日（月曜日～金曜日（祝祭日を除く））

08:00～17:00 1ポスト

08:00～18:00 1ポスト

08:30～18:30 1ポスト

08:00～翌08:00 2ポスト

20:30～翌08:00 1ポスト

※12月29日から1月3日は休日扱いとする。

②休日（土、日曜日、祝祭日）

08:00～翌08:00 2ポスト

20:30～翌08:00 1ポスト

③休憩、休息、仮眠等により警備員が警備に従事しない場合は、必ず他の警備員が警備に従事し、上記（1）、（2）のポスト配置が確保されていること。

- ④事業者は、警備員の労務管理及び健康管理等を適正に行うとともに、警備員に事故がある時は代替要員を確保し、警備業務に支障がないように留意する。

(5) 警備配置

事業者は、1階防災センターを警備本部とし、ここを拠点に別表5「標準業務表」に基づき警備員を配置し警備の運用を行う。

(6) 社員証、服装、装具

警備員は常時、社員証等を携帯し、警備業法第16条に基づき、届け出ている規定の制服、制帽を着用すること。

(7) 警備員の資格等

- ①東京港湾合同庁舎に選任される警備員は、警備担当責任者を除き、全て次の資格を有し条件を満たすこと。

- 1) 東京都火災予防条例第62条の4に規定される自衛消防技術認定証
- 2) 東京都火災予防例第55条の2及び3に規定される防災センター要員講習終了証
- 3) 事業者またはグループ会社の社員であり警備業務に精通し、身体強健でこの本書に定める業務に支障なく従事できる60歳未満の者であること。なお、60歳以上の者を警備員として配置しようとする場合は、東京税関の了承を得ることとする。
- 4) 警備業法及び内閣府令等で定める教育を受けており、3年以上（警備員B）の警備実務経験を有すること。

- ②事業者は、業務を開始するまでに警備員名簿（履歴書添付）を作成し、東京税関に提出すること。

- ③警備員の交代を行う場合には、書面により東京税関に通知し、その了承を得ること。

(8) 警備員の権限

東京税関は、警備業務に必要な業務上の権限を事業者の警備員に付し、警備担当責任者はこれに基づき指揮運営を行う。

(9) 管制本部との連携

事業者は、警備業務状況の掌握を行う管制本部を都内に有していることとし、警備員と管制本部は常に連絡を取り合い、東京税関における緊急時には警備員の増援が30分以内に取りれる体制であること。

(10) 巡察、監督

事業者は、万全な警備業務を維持するため、事業者の幹部等により随時巡察を励行し、業務遂行状況の実態把握に努め、指導、監督等を行い、結果を東京税関に報告すること。

(11) 警備主要業務

①防災センター業務

- 1) 防災センターに設置される各種防災盤、防犯システム（機械警備）及びITVシステム等の集中監視、制御を行うこと。空調・衛生・電力設備用の監視装置については設備管理員が操作を行うものとする。

- 2) 駐車場管制設備の操作及び地下駐車場利用者に対する対応を行うこと。
- 3) 警備状況、措置事項、改善事項等を毎日「警備日誌」に記録し、東京税関に報告すると共に、警備業務に関する事項は東京税関及び関係部署並びに設備管理員との連絡調整を遅滞なく綿密に行うこと。
- 4) 警備、庁舎管理等に関する各種届出書類の受理及び管理を行い、作成が必要な場合には作成し、もしくは東京税関が作成する補佐を行うこと。
- 5) マスターキーの管理を行う。
- 6) 庁舎における遺失物・拾得物及び不審物等の保管・管理を行い、東京税関に報告すること。
- 7) 夜間、休日における出入管理を行うこと。

- 8) 警備担当責任者は警備全般の業務状況の把握並びに、火災、盗難、破壊、不正・不法行為及び加害行為等の発見、防止、機密の保持についての警備員の指揮監督等を行うこと。
- 9) 東京税関に対し警備計画の立案、見直し、提案を行うこと。

②巡回点検業務

- 1) 庁舎内における事務室等専用部分以外の共用部分（ロビー、廊下、階段、トイレ等）及び庁舎の外構において適宜、巡回を行うこと。
- 2) 不審者、徘徊者等に対する牽制、予防及び早期発見処置を行うこと。
- 3) 職員退庁後における事務室等の施錠確認及び未施錠時における施錠を行うこと。
- 4) 消防条例等に違反する事項に対しては速やかに処置すると共に火気の点検を行うこと。
- 5) 避難誘導路の確保、非常口・消防隊進入口等における異常の有無、屋内消火栓・消火器等の所在を確認し、常に使用できる状態にすること。ただし、定期点検は事業者の防災設備保守点検担当者が行うものとする。
- 6) 設備における外観異常・異音を確認した場合には東京税関及び設備管理員に速やかに連絡を行うこと。
- 7) 喫煙場所以外での喫煙者に対して注意を行うこと。
- 8) 東京税関の指示する時間に指示された扉、管理シャッターの開閉及び駐車場等における車両止め等の設置及び解除を行うこと。

③出入管理業務

- 1) 入退庁時間帯における立哨又は受付を行うこと。
- 2) 入庁者に対する一次対応を行うこと。
- 3) 不審者の侵入阻止を行うこと。
- 4) 機械器具・備品等の適正管理を行うため、物品搬出入時の承認の有無を確認し、不正行為の防止・排除を行うこと。
- 5) 異常発生時には統括管理責任者及び東京税関に連絡を行うこと。

④緊急事態対応業務

災害・盗難・強盗等緊急事態発生時には現場確認を行い、以下の事項を必要に応じて適切、迅速に行うこと。

- 1) 職員、一般来庁者に対する安全を確保するとともに避難誘導を行うこと。
- 2) 放送設備により非常放送を行うこと。
- 3) 各官公署への緊急通報を行い、必要に伴い緊急車両の要請を行うこと。
- 4) 東京税関の緊急連絡先への連絡を行うこと。

- 5) 事業者の管制本部への増援要請を行うこと。
- 6) 東京税関により非常対策本部が設置された場合には、これに編入し活動支援を行うこと。
- 7) その他被害の拡大防止等に伴い一次消火等必要な処置を行うこと。

⑤その他

- 1) 警備員は東京税関の防火管理者が編成する自衛消防組織に組み込まれるものとする。
- 2) 消防計画及び消防訓練においては、計画の立案、実施、報告等を行うこと。
- 3) 常に館内施設を掌握し、周辺地域を把握することにより状況変化に対応できる体制を整えること。
- 4) 警備に使用する装具等は常に点検を行い、常時使用できる状態にしておくこと。
- 5) 東京税関が指定する入庁証及び駐車票に係る申請書の受付並びに発行を行うこと。

(12) 施設等の提供

東京税関は、事業者が業務遂行のため必要な以下の施設等は無償で提供するものとする。なお、事業者は貸与品を最大限の注意をもって使用し、自己の故意又は過失により滅失、若しくはき損し返還不能となった場合には、代品を納め又は原状に復し、若しくは損害の賠償をするものとする。

- ①警備員の控室及び仮眠室。
- ②机、椅子、更衣ロッカー等必要最小限度の備品。
- ③東京港湾合同庁舎において業務遂行のために必要な電気、水道、電話。
- ④東京税関が指定入庁証及び駐車票の発行のために必要な消耗品類。

(13) その他

- ①緊急対応及び東京税関の要請により増援が行われた場合には、東京税関、事業者協議のうえ契約金額を変更するものとする。
- ②警備を行うために必要な装具、機器、事務用消耗品等は東京港湾合同庁舎の既存物品を除き事業者の負担とする。
- ③警備を行うにあたり法令、条例及び規則を遵守すること。

6. 植栽管理業務

(1) 作業概要

- | | |
|---------|----|
| ①寄植剪定 | 一式 |
| ②除草 | 一式 |
| ③剪定 | 一式 |
| ④地被類手入れ | 一式 |
| ⑤高木剪定 | 一式 |
| ⑥発生材処分 | 一式 |

(2) 一般事項

- ①作業範囲は別表6「作業計画表」及び別添図面に示すとおりであるが、明示のないものでも監督職員の指示事項及び軽微な変更等は本作業の範囲とする。
- ②作業の遂行にあたっては、監督職員の指示に従わなければならない。
- ③本作業において、建築物等に損傷を与えぬよう十分注意し、万一損傷を与えた場合は事業者の責に

より原状に復旧する。

- ④作業中は事故等のないよう安全管理には十分留意し、現場は常に整理整頓しておくこと。発生材の処分については、作業内容の各仕様による。
- ⑤別表6「作業計画表」に基づき、作業工程表を作業月毎に事前提出し、承認を得ること。
- ⑥作業前・作業中・作業後の写真を撮影し、作業月毎に提出すること。

(3) 作業内容等

別表6「作業計画表」及び別添図面で示す区域

(4) 作業時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、午前9時から午後4時までの間に作業を実施すること。

(5) 作業方法

①寄植剪定

- 1) 植栽を一定の形に刈り込み、美観を高めることを目的とする。
- 2) 寄植地全体としての形をつくり上げるように考慮すること。

②除草

- 1) 雑草による養分等の搾取や日照の阻害を防止すること、及び、根から取り除くことにより美観を高めることを目的とする。
- 2) 既存植物を傷めないよう除草ホーク等を用いて根から取り除く。

③剪定

- 1) 植栽を一定の形に刈り込み、美観を高めることを目的とする。
- 2) 植栽全体としての形をつくり上げるように考慮すること。

④地被類手入れ

- 1) 除草を実施することにより、雑草による養分等の搾取や日照の阻害を防止すること、及び、雑草を根から取り除くことにより美観を高めることを目的とする。
- 2) 芝地については芝刈を実施し、芝生面を平滑にすること。

⑤発生材処分

発生材は集積し、各作業月毎に場内に残すことなく事業者が責任を持って場外処分すること。

II. 東京税関芝浦出張所

1. 点検等及び保守業務

(1) 電気設備保守業務

①設備

・容量

125kVA

・受電電圧

6, 600V

②総則

- 1) 本書に記載されていない事項は、共仕による。

2) 業務報告書は、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課保全指導室監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（平成 25 年版）」（以下手引きという）による。

③業務種別及び業務内容

1) 事業者が定例的に実施する保安管理業務は以下による

- ア. 月次点検・・・毎月 1 回（1 ヶ月周期）で実施するもので、停電を伴わないで行う点検。
但し、低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を設置し、異常が発生した際に必要な処置をすることが可能な場合は隔月 1 回（2 ヶ月周期）で実施するものとする。
- イ. 年次点検・・・1 年に 1 回の周期で実施するもので、電気設備の細部に渡って行う点検・測定及び試験（別表 7「年次点検Ⅰ」）。
但し、平成 28 年度及び平成 31 年度は別表 7 にある年次点検Ⅱを実施する。
- ウ. 臨時点検・・・事故・災害等が発生した場合、又は発生の恐れがある場合など必要に応じて実施する点検
- エ. 工事中の点検・・・自家用電気工作物の設置又は変更等工事期間中に実施する点検。なお、工事が完了した場合は、自家用電気工作物の検査を実施し、保安上支障のないことを確認する。

2) 事業者が行なう点検・測定及び試験は、電気工作物の種類に応じて原則として別表 5 のとおり行うものとし、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しないおそれがあるときは、必要な指導助言を行うこと。

3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生するおそれがある場合において、東京税関若しくは電力会社より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置し、再発防止に努めるべき措置を指導、助言するとともに、必要に応じて電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの指導を行うこと。

4) 上記 1) 以外に事業者がその都度実施する保安管理業務は、次による。

- ア. 別紙に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行うこと。
- イ. 別表 7 に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要な指導、助言を行うこと。
- ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事について、東京税関の通知を受けて、別表 7 に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要な指導、助言を行うこと。

5) 下記に掲げる電気工作物については、臨時点検として、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

- ア. 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
- イ. 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
- ウ. その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物
- エ. 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合

④相互の通知

東京税関は下記のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を直ちに事業者へ通知するものとし、通知を受けた事業者は東京税関の指示のもと、迅速かつ適切な対応をすること。

1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合

- 2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- 3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
- 4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- 5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
- 6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- 7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- 8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
- 9) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- 10) 電力会社との契約電力を変更する場合
- 11) その他必要な場合

⑤資格等

- 1) 電気事業法施工規則第 52 条の 2 に定める要件を満たしている者であること。
- 2) 自社の職員を別紙に掲げる各事業所の電気主任技術者として経済産業省に申請することが出来ること。
- 3) 事業者は上記において設置した電気主任技術者の氏名、生年月日、連絡先等を明記したものを一覧にし、各々の電気主任技術者免状の写し及び事業者との雇用関係を証明する書類を添付して、契約後速やかに東京税関に提出すること。

⑥適用法令等

契約の履行にあたっては、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

- 1) 電気事業法
- 2) 大気汚染防止法
- 3) 消防法
- 4) 労働安全衛生法

⑦経済産業局への申請、届出等

契約の履行上必要な所轄の地方経済産業局への申請・届出等の諸手続きは、東京税関の要請を受けて、事業者は速やかに行うものとする。

なお、必要に応じて事業者は東京税関に対し、電気事業法第 106 条の規程に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する指導・助言を行うこと。

⑧電気事故に対する措置

自家用電気工作物について、事故その他異常が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、応急措置を講ずるとともに、原因を調査し東京税関に対し事故の再発防止のためにとるべき措置について指導又は助言をするほか、必要に応じて「臨時点検」を行うこと。

⑨電気事故等における対応及び体制

- 1) 事業者にあつては、東京税関と電気保安法人の事務所及び保安業務担当者と常時連絡をとれる体制を確保すること。
- 2) 事業者は、連絡を受けてから 2 時間以内で当該事業場へ到着できる体制になっていること。
- 3) 事業者は、風水害・雷害等の被害が予想される場合には、迅速な対応が出来る体制を確保すること。

⑩PCBに関する報告

点検等において、変圧器等に PCB が使用されている（微量 PCB 混入の可能性が否定できない機器を含む）機器が発見された場合は直ちに東京税関に報告すること。

(2) 空調設備保守業務

①業務内容

別表8による。

②定期点検のほか、不時の故障発生の際は監督職員の連絡により、事業者は技術員を直ちに派遣し、修理すること。修理の範囲は別表6 修理・取替作業範囲（完全保守）による。

改正フロン法（平成27年4月施行）に基づき、圧縮機能力が一定規模（7.5kW）以上の機器については、3年に1回専門業者などの十分な知見を有する者による定期点検を実施すること。（平成29年度及び平成32年度）

(3) 環境衛生管理業務

①ねずみ・昆虫等防除

1) 害虫駆除にあつては、年2回（6月、12月）の実施とする。

2) 実施にあつては、ビル管法及び関係法令や条例等に従い、統一的に適切な方法により行うこと。

3) 害虫駆除の実施方法については、乳液及びミラクンS又はこれと同等以上のものを使用すること。

②事務室内空気環境測定

1) 測定箇所

各階事務室中央部 3ポイント

床上75センチメートル以上120センチメートル以下の位置において行うこと。

2) 測定回数

年6回（2ヶ月に1回）

3) 測定項目

下記7項目について、人事院規則、労働安全衛生法施行令及び事務所衛生基準規則に基づき測定を実施すること

- ・浮遊粉じん量
- ・一酸化炭素の含有率
- ・炭酸ガスの含有率
- ・室温
- ・外気温
- ・相対湿度
- ・気流

③喫煙室空気環境測定

1) 測定箇所

喫煙室、喫煙室と非喫煙室との境界部（開口部）並びに隣接する事務室等（事務室、廊下等）

- ・喫煙室 1ポイント
- ・喫煙室と非喫煙室境界部（開口部） 1ポイント
- ・隣接する事務室等 1ポイント

2) 測定回数

年4回（3ヶ月に1回）

3) 測定項目

下記3項目について測定を実施すること

- ・浮遊粉じん
- ・一酸化炭素
- ・気流の風速（なお、境界部（開口部）については、上部・中央部・下部の3箇所測定すること）

（4）消防設備保守業務

①設備

（火災報知設備）

受信機 1級 4／5回線	1台
差動式スポット型感知器	25個
定温式スポット型感知器	8個
煙式感知器	2個
発信機 1級	3個
電鈴	4個
常用電源	1式
非常用電源	1式

（防火・排煙設備）

連動制御盤 連動操作盤 3回線	1面
煙感知器	7個
シャッター（連動式）	2台
防火扉 S型（連動式）	2台
電源装置	1式

（消火器）

粉末 10型	6本
強化液 2型	2本
強化液 6型	1本

②消防設備保守業務

- 1) 点検は消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の4の規定に基づく昭和50年消防庁告示第3号第14号の規定により各種点検を実施する。
- 2) 消防設備士免状の交付を受けている者を点検の副責任者として従事させること。
- 3) 定期点検の他、不時の故障発生の際は、直ちに技術員を派遣し、修理、復旧を行うこと。但し、故障対応時の派遣に係る全ての費用は、事業者の負担とする。
- 4) 点検及び保守に必要となる消耗品及び機器類については、事業者の負担とする。
- 5) 定期点検において、修繕の必要性がある設備を認めた場合は、その点検の日毎に東京税関に報告し、点検最終日には全ての要修繕箇所を報告するものとする。
- 6) 定期点検は必要に応じ休日（土、日及び祝祭日）にも行える体制を取ること。
- 7) 点検結果報告書は点検終了後速やかに提出すること。部数は2部とする。
- 8) 本書の記載数量が現に有する数量等と相違する場合には、現に有する数量等により点検保守を行い、その旨当関監督職員に報告すること。

（5）電話設備保守業務

①設備

交換機 電子自動交換機 (40 L)	1 基
停電用多機能電話機	3 台
一般電話機	2 3 台

- ②事業者はメーカー推奨の点検基準に基づいた点検を実施し、常に設備の良好な状態を維持すること。
また、不時の故障発生の際は、直ちに技術員を派遣し、修理、復旧を行うこと。

(6) 加圧給水ポンプ点検業務

①設備

松下電器工業㈱製

型番 PH-323W5. 4X2A 2 台

- ②点検頻度及び内容にあつては、共仕第2編 4.5.7 に従い行うこと。

(7) 受水槽点検及び清掃業務

①設備

(受水槽 1 台)

容 量：1. 5 m³

構 造：パネル型

場 所：屋外

設置方法：架台

寸 法：1 m × 1 m × 1. 5 m

②業務内容及び実施回数

- 1) 受水槽の水抜き、清掃、消毒、水貼り 1 回/年
- 2) 点検頻度及び内容にあつては、共仕 4.5.1 及び 4.5.2 に従い行うこと。

(8) 重量シャッター点検業務

①設備

三和シャッター工業㈱製 F6AU1 W4050 H2700

F6AM1 W3760 H3200 2 箇所

- ②点検は年 1 回とし、点検内容はメーカー推奨の点検基準に従い行うこと。

2. 清掃業務

(1) 一般事項

- ①事業者は、庁舎内を常時清潔、かつ美観を損ねることのないよう清掃に努めなければならない。
- ②清掃作業の実施においては、本施設を担当する副責任者が常駐すること。
- ③作業中は、事故の無いよう安全管理には十分留意すること。
- ④事業者は、業務の遂行にあたっては、監督職員の指示に従わなければならない。
- ⑤事業者は、本書で指定している時間内に作業が終了するよう作業員を確保すること。
- ⑥女性職員が専用で使用する場所においては、女性作業員を配置し、作業にあたること。
- ⑦事業者は、清潔、かつ作業員であることがわかるよう統一した作業服を着用すること。
- ⑧清掃器具は、作業中においてもみだりに放置しないこと。また、清掃資機材は、監督職員の指定した場所に保管すること。

- ⑨建物及び什器・備品の取り扱いは慎重に行い、損傷させることのないよう注意すること。また、損傷又は汚損を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、事業者の責により原状に復旧すること。
- ⑩作業中に建物の破損箇所、又は修復の必要がある箇所を発見したときは、直ちに監督職員に連絡すること。
- ⑪作業終了後は物品等を原状に復し、建物の施錠、火気取締等保全を確認すること。
- ⑫事業者は、清掃作業終了後、遅滞なく別途指定する様式による「作業報告書」を作成し、監督職員の検印を受けなければならない。
- ⑬清掃資機材は、事業者の責任によって準備すること。なお、衛生消耗品については東京税関が用意する。
- ⑭洗剤等を使用する場合は床材等に適したものを使用し、必要があれば適正に希釈すること。
- ⑮作業中に知り得た事項やその他本契約に関して知り得た事項は、他人にもらさぬこと。
- ⑯東京税関は、事業者が業務を遂行するのに伴い必要となる水道光熱費の諸費用を負担し、清掃資機材の保管場所等については無償で使用させるものとする。
- ⑰本書で明記されていない事項で必要と認められる作業については、共仕当該各事項と監督職員の指示により、事業者の責任において実施すること。

(2) 日常清掃

①作業範囲

別添図面で指定した区域とする。

②作業日時

毎日午前8時30分から作業を開始し、午後5時までの間に実施すること。

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末・年始の閉庁日を除く。

③作業内容及び作業回数

別表9「日常清掃仕様等一覧表」による。

(3) 定期清掃

①作業範囲

別表9「定期清掃実施場所一覧表」、「ガラス清掃場所一覧表」及び別添図面で指定した区域とする。

②作業日時

1) 作業時間

原則、土曜日、日曜日及び祝祭日の午前9時から午後5時までに実施するものとする。作業日については、事前に東京税関と事業者が協議の上決定する。

2) 作業回数

各作業の年間作業回数は以下のとおりとする。

ア. 床清掃A … 4回/年

イ. 床清掃B … 2回/年

ウ. ガラス清掃 … 2回/年

③作業内容

1) 床清掃

ア. 弾性床、硬質床（床清掃A）

・床をダストモップ等で丁寧に掃き、集めたゴミを処理する。

・床材に適し、適正に希釈した洗剤をむらのないように塗布し、洗浄用パッドを装着した床磨

き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。

- ・吸水用真空掃除機または床用スクイジーで汚水を除去する。
- ・2回以上モップで丁寧に水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ・樹脂床維持材を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。

イ. 繊維床（床清掃B）

- ・床表面の粗ゴミをカーペットスーパード等で回収して除塵する。
- ・カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。
- ・吸水用真空掃除機等を用いて汚水や洗剤を完全に除去した後、十分に乾燥させる。

2) ガラス清掃

- ・ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイジーで汚水を切る。
- ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。

3. 植栽管理業務

(1) 概要

①寄植剪定	一式
②除草	一式
③剪定	一式
④高木剪定	一式
⑤発生材処分	一式

(2) 一般事項

- ①作業範囲は別表10「作業計画表」及び別添図面に示すとおりとする。なお、「作業計画表」に示す実施月は参考とするが、植栽等の成長等を勘案した作業計画を立案すること。
- ②作業の遂行にあたっては、監督職員の指示に従わなければならない。
- ③本作業において、建築物等に損傷を与えぬよう十分注意し、万一損傷を与えた場合は事業者の責により原状に復旧する。
- ④作業中は事故等のないよう安全管理には十分留意し、現場は常に整理整頓しておくこと。発生材は集積し、各作業月毎に場内に残すことなく事業者が責任を持って場外処分すること。
- ⑤作業工程表を作業月毎に事前提出し、承認を得ること。
- ⑥作業前・作業中・作業後の写真を撮影し、作業月毎に提出すること。

(3) 作業内容等

別表10「作業計画表」及び別添図面で示す区域

(4) 作業時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、午前9時から午後4時までの間に作業を実施すること。

(5) 作業方法

- ①寄植剪定

- 1) 植栽を一定の形に刈り込み、美観を高めることを目的とする。
- 2) 寄植地全体としての形をつくり上げるように考慮すること。

②除草

- 1) 雑草による養分等の搾取や日照の阻害を防止すること、及び、根から取り除くことにより美観を高めることを目的とする。
- 2) 既存植物を傷めないよう除草ホーク等を用いて根から取り除く。

③剪定

- 1) 植栽を一定の形に刈り込み、美観を高めることを目的とする。
- 2) 植栽全体としての形をつくり上げるように考慮すること。

Ⅲ. 東京税関大井出張所

1. 点検等及び保守業務

(1) 電気設備保守業務

①設備

ア. 設備容量

350kVA

イ. 受電電圧

6, 600V

ウ. 非常用予備発電装置

・ 定格容量

125kVA

・ 定格電圧

200V

②総則

- 1) 本書に記載されていない事項は、共仕による。
- 2) 業務報告書は、原則として手引きによる。

③業務種別及び業務内容

1) 事業者が定例的に実施する保安管理業務は以下による

ア. 月次点検・・・毎月1回（1ヶ月周期）で実施するもので、停電を伴わないで行う点検。

但し、低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を設置し、異常が発生した際に必要な処置をすることが可能な場合は隔月1回（2ヶ月周期）で実施するものとする。

イ. 年次点検・・・1年に1回の周期で実施するもので、電気設備の細部に渡って行う点検・測定及び試験（別表7「年次点検Ⅰ」）。

但し、平成28年度は別表7にある年次点検Ⅱを実施する。

ウ. 臨時点検・・・事故・災害等が発生した場合、又は発生の恐れがある場合など必要に応じて実施する点検

エ. 工事中の点検・・・自家用電気工作物の設置又は変更等工事期間中に実施する点検。なお、工事が完了した場合は、自家用電気工作物の検査を実施し、保安上支障のないことを確認する。

- 2) 事業者が行なう点検・測定及び試験は、電気工作物の種類に応じて原則として別表7のとおり行うものとし、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しないおそれがあるときは、必要な指導助言を行うこと。
- 3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生するおそれがある場合において、東京税関若しくは電力会社より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置し、再発防止に努めるべき措置を指導、助言するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの指導を行うこと。
- 4) 上記1)以外に事業者がその都度実施する保安管理業務は、次による。
 - ア. 別紙に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行うこと。
 - イ. 別表5に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要な指導、助言を行うこと。
 - ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事について、東京税関の通知を受けて、別表7に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要な指導、助言を行うこと。
- 5) 下記に掲げる電気工作物については、臨時点検として、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
 - ア. 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
 - イ. 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
 - ウ. その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物
 - エ. 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合

④相互の通知

東京税関は下記のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を直ちに事業者には通知するものとし、通知を受けた事業者は東京税関の指示のもと、迅速かつ適切な対応をすること。

- 1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- 2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- 3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
- 4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- 5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
- 6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- 7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- 8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
- 9) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- 10) 電力会社との契約電力を変更する場合
- 11) その他必要な場合

⑤資格等

- 1) 電気事業法施工規則第52条の2に定める要件を満たしている者であること。
- 2) 自社の職員を別紙に掲げる各事業所の電気主任技術者として経済産業省に申請することが出来ること。
- 3) 事業者は上記において設置した電気主任技術者の氏名、生年月日、連絡先等を明記したものを

一覧にし、各々の電気主任技術者免状の写し及び事業者との雇用関係を証明する書類を添付して、契約後速やかに東京税関に提出すること。

⑥適用法令等

契約の履行にあたっては、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

- 1) 電気事業法
- 2) 大気汚染防止法
- 3) 消防法
- 4) 労働安全衛生法

⑦経済産業局への申請、届出等

契約の履行上必要な所轄の地方経済産業局への申請・届出等の諸手続きは、東京税関の要請を受けて、事業者は速やかに行うものとする。

なお、必要に応じて事業者は東京税関に対し、電気事業法第 106 条の規程に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する指導・助言を行うこと。

⑧電気事故に対する措置

自家用電気工作物について、事故その他異常が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、応急措置を講ずるとともに、原因を調査し東京税関に対し事故の再発防止のためにとるべき措置について指導又は助言をするほか、必要に応じて「臨時点検」を行うこと。

⑨電気事故等における対応及び体制

- 1) 事業者にあつては、東京税関と電気保安法人の事務所及び保安業務担当者と常時連絡をとれる体制を確保すること。
- 2) 事業者は、連絡を受けてから 2 時間以内で当該事業場へ到着できる体制になっていること。
- 3) 事業者は、風水害・雷害等の被害が予想される場合には、迅速な対応が出来る体制を確保すること。

⑩PCBに関する報告

点検等において、変圧器等に PCB が使用されている（微量 PCB 混入の可能性が否定できない機器を含む）機器が発見された場合は直ちに東京税関に報告すること。

(3) 空調設備等点検業務

①業務対象機器

別表 11 による。

②機器点検、フィルター清掃の回数及び作業実施時期にあつては、別表 11 に基づき計画すること。なお、点検内容は、共仕第 2 編 4.3.6、4.4.6、及び 4.4.10 に従い行うこと。共仕にない項目については、メーカー推奨の点検基準による。

改正フロン法（平成 27 年 4 月施行）に基づき、圧縮機能力が一定規模（7.5kW）以上の機器については、3 年に 1 回専門業者などの十分な知見を有する者による定期点検を実施すること。（平成 29 年度及び平成 32 年度）

(4) 冷凍機点検業務

①設備（設置場所：既存棟）

空調冷熱機器（CR-J2000A） 1 台

空調冷熱機器（CR-J1320A） 1 台

冷却塔

②業務内容及び実施回数

- ア. 冷房前機器技能診断 1回/年
- イ. 凝集器薬剤洗浄 1回/年
- ウ. 冷却塔点検及び清掃 1回/年
- エ. 外装安全弁検査 1回/年
- オ. 保安検査 1回/年

③点検内容

点検内容は、共仕第2編4.3.1記載事項及びメーカー推奨の点検基準に従い行うこと。

(5) 冷温水発生機点検

①設備（設置場所：増築棟）

冷温水ユニット（HAU-K60V 60RT、BE13-8301）	1台
冷却水ポンプ（80X65FS4H53.7、RY13-8301）	1台
冷温水ポンプ（80X65FS4I55.5、RY13-8301）	1台
冷却塔（SBW-70ES、RY13-8301）	1台

②業務内容及び実施回数

（冷房切替調整）

冷温水ユニット点検	1回/年
冷温水、冷却水ポンプ点検	1回/年
冷却塔点検（デスライム洗浄）	1回/年

（暖房切替調整）

冷温水ユニット点検	1回/年
冷温水ポンプ	1回/年

（水質維持管理業務等）

水処理剤投入	3回/年
レジオネラ菌検査	1回/年

③点検内容

点検内容は、共仕第2編4.3.5記載事項及びメーカー推奨の点検基準に従い行うこと。

(6) 温水ヒーター点検業務

①設備（設置場所：既存棟）

前田鉄工所社製温水ヒーター（型式：MFV-400AX-H-N）	1台
前田鉄工所社オイルバーナー（型式：FPJ-V80X-5N-8077）	1台

②業務内容及び実施回数

温水ヒーター及びオイルバーナーの整備、点検	1回/年
-----------------------	------

③点検内容は、共仕第2編4.2.3記載事項及びメーカー推奨点検基準に従い行うこと。

(7) ばい煙濃度測定業務

- ①大気汚染防止法の規定に従って、年1回（2月）ばい煙濃度測定を行い、その結果を記録しておくこと。
- ②東京税関の指示があった場合には、上記の結果に基づき公的機関に提出する報告書等の作成を行うこと。

(8) 地下タンク等点検業務

①設備

地下タンク

タンク種類：鋼製一重殻（直接埋設）

タンク容量：3,000L

油種：灯油

②業務内容及び実施回数

点検内容にあつては、共仕第2編4.4.1(A)及び4.4.1(B)記載事項に従い行うこと。

(巡回、点検にあつては、危険物取扱三種以上の有資格者による)

(9) 環境衛生管理業務

①ねずみ・昆虫等の調査及び防除

- 1) ねずみ・昆虫等の生息状況調査を年4回（5月、8月、10月、12月）実施し、その状況に応じた適切な防除を実施すること。
- 2) 害虫駆除にあつては、年2回（6月、12月）の実施とする。
- 3) 実施にあつては、ビル管法及び関係法令や条例等に従い、統一的に適切な方法により行うこと。
- 4) 害虫駆除の実施方法については、乳液及びミラクンS又はこれと同等以上のものを使用すること。

②事務室内空気環境測定

1) 測定箇所

1階	2ポイント
2階	2ポイント
3階	2ポイント
出入口及び外気取入口	2ポイント

床上75センチメートル以上120センチメートル以下の位置において行うこと。

2) 測定回数

年6回（2ヶ月に1回）

2回/日

3) 測定項目

下記7項目について、人事院規則、労働安全衛生法施行令及び事務所衛生基準規則に基づき測定を実施すること

- ・浮遊粉じん量
- ・一酸化炭素の含有率
- ・炭酸ガスの含有率
- ・室温
- ・外気温
- ・相対湿度
- ・気流

③喫煙室空気環境測定

1) 測定箇所

2階に設置している喫煙室、喫煙室と非喫煙室との境界部（開口部）並びに隣接する事務室等（事務室又は廊下） 3ポイント

2) 測定回数

年4回（3ヶ月に1回）

3) 測定項目

下記3項目について測定を実施すること

- ・浮遊粉じん
- ・一酸化炭素
- ・気流の風速（なお、境界部（開口部）については、上部・中央部・下部の3箇所測定すること）

④アスベスト濃度測定

吹きつけアスベスト等の点検にあつては、共仕第5編第4章に従い行うこと。

1) 測定箇所

3階廊下天井裏 1ポイント

3階事務室 1ポイント

2) 測定回数

年2回（6月、12月）

3) 測定項目

繊維数濃度測定

4) 測定分析方法

室内空気環境－J I S K 3 8 5 0－1（2006）

(10) 消防設備保守業務

①設備

(火災報知設備)

受信機	1級	13/15回線	1台
表示機	13/15回線		1台
差動式スポット型感知器			54個
定温式スポット型感知器			15個
煙式感知器			38個
発信機	1級		6個
電鈴			8個
消火栓起動連動装置			1式
常用電源			1式
非常用電源			1式

(防火・排煙設備)

連動制御盤	連動操作盤	12回線	1面
煙感知器			27個
熱感知器			3個
ダンパー（連動式）			28個
可動垂れ壁	煙連動	緩降式	24枚
手動装置			5個
排煙機（ファンモーター付）			2台

起動盤	2台
防火扉 S型(連動式)	7台
排煙口	5台
電源装置	1式

(屋内消火栓設備)

加圧送水装置 ポンプモーター	1組
消火栓 屋内型	6基
操作盤	1台
起動スイッチ	6個
表示灯	6個
呼水装置	6台
常用電源	1式
配線点検 絶縁測定	1式
放水試験	1式

(消火器)

粉末10型	7本
粉末20型	4本
強化液3型	7本
強化液6型	9本

②消防設備保守業務

- 1) 点検は消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の4の規定に基づく昭和50年消防庁告示第3号第14号の規定により各種点検を実施する。
- 2) 消防設備士免状の交付を受けている者を点検の副責任者として従事させること。
- 3) 定期点検の他、不時の故障発生の際は、直ちに技術員を派遣し、修理、復旧を行うこと。但し、故障対応時の派遣に係る全ての費用は、事業者の負担とする。
- 4) 点検及び保守に必要となる消耗品及び機器類については、事業者の負担とする。
- 5) 定期点検において、修繕の必要性がある設備を認めた場合は、その点検の日毎に東京税関に報告し、点検最終日には全ての要修繕箇所を報告するものとする。
- 6) 定期点検は必要に応じ休日(土、日及び祝祭日)にも行える体制を取ること。
- 7) 点検結果報告書は点検終了後速やかに提出すること。部数は2部とする。
- 8) 本書の記載数量が現に有する数量等と相違する場合には、現に有する数量等により点検保守を行い、その旨当関監督職員に報告すること。

(11) 電話設備保守業務

①設備

交換機 電子自動交換機(108L)	1基
表示盤	7面
多機能電話機	2台
停電用多機能電話機	11台
内線電話機	86台

- ②事業者はメーカー推奨の点検基準に基づいた点検を実施し、常に設備の良好な状態を維持すること。また、不時の故障発生の際は、直ちに技術員を派遣し、修理、復旧を行うこと。

(12) 小荷物専用昇降機保守業務

①設備

日立製作所社製小荷物専用昇降機
型 式 DF-200S-B20
階 床 3STOPS

② 業務内容

- 1) 受託者は、毎月1回技術者を派遣し、定期的に機械、電動機、制御装置等の注油及び清掃、導軌条の注油並びにこれら小荷物専用昇降機各部の調整及び点検を行い、常時円滑かつ安全に運行できるように整備を行うこと。但し、点検日が祝祭日にあたる場合は翌日に行うものとする。
- 2) 年に1回技術監督者を派遣し、建築基準法第12条に基づく定期検査を実施すること。なお、その際の定期検査にかかる費用は事業者負担とする。
- 3) 上記点検状況を作業報告書に記入し、当関係監督職員あてに提出し確認を受けること。
- 4) 定期点検の他、不時の故障発生の際は当関係官の連絡により、受託者は技術者を派遣し、修理すること。
- 5) 故障修理の際、当関係官に連絡してから作業にかかり、修理完了後はその旨を係官に連絡すること。
- 6) 保守点検の内容にあつては、共仕第2編第4節による保守点検を実施し、共仕にない項目にあつては、メーカー推奨の点検基準による。なお、保守頻度は、POG契約とする。

(13) 受水槽・高架水槽点検及び清掃業務

①設備

(受水槽 1台)

容 量：21m³
構 造：パネル型
場 所：屋外
設置方法：架台
寸 法：2m×6m×3m

(高置水槽 1台)

容 量：1.5m³
構 造：パネル型
場 所：屋上
設置方法：架台
寸 法：2m×1m×1m

②業務内容及び実施回数

- 1) 受水槽の水抜き、清掃、消毒、水貼り 1回/年
- 2) 高置水槽の水抜き、清掃、消毒、水貼り 1回/年
- 3) 受水槽等の点検、清掃内容にあつては、共仕第2編4.5.1及び4.5.2に従い行うこと。

(14) 特定建築物管理業務

①建築物環境衛生管理技術者委託

- 1) 本委託業務にかかる管理技術者は、ビル管理法に基づき選任されたものであり、同法に定める諸作業・測定を実施統括又は管理し、所定の帳簿を備えること。

- 2) 管理技術者は、月 1 回以上当該庁舎を巡回し衛生的環境の確保に努めるものとする。
- 3) 管理委託者に選任された者は、業務開始後速やかに東京都に対し「特定建築物変更届」を提出し、受領印の押印してある提出控えを監督職員に提出すること。
- 4) 本委託業務の開始前までに「年間管理計画表」を監督職員に提出すること。同表の様式にあつてについては、東京都健康安全研究センター監修の様式を準用すること。
- ②建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく水質検査を共仕第 2 編 4.7.3 に従い行うこと。各検査事項は以下のとおりとする。

・ 28 項目 1 回／年

イ	一般細菌	ヨ	蒸発残留物
ロ	大腸菌	タ	シアン化物イオン及び塩化シアン
ハ	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	レ	臭素酸
ニ	塩化イオン	ソ	塩素酸
ホ	有機物<全有機炭素 (TOC) の量	ツ	クロロホルム
ヘ	PH値	ネ	ブロモジクロロメタン
ト	味	ナ	ジブロモクロロメタン
チ	臭気	ム	ブロモホルム
リ	色度	ウ	総トリハロメタン
ヌ	濁度	ゐ	クロロ酢酸
ル	亜硝酸態窒素	ノ	ジクロロ酢酸
ヲ	鉄及びその化合物	オ	トリクロロ酢酸
ワ	亜鉛及びその化合物	ク	ホルムアルデヒド
カ	鉛及びその化合物	ヤ	有利残留塩素

(15) グリストラップ清掃業務

①設備

グリストラップ 1 台

溜枘 (厨房用) 1 台

②業務内容及び実施回数

グリストラップ及び溜枘の清掃にあつては、年 2 回 (7 月、1 月) 実施し、発生した汚泥は適切に処理すること。

(16) 重量シャッター点検業務

①設備

三和シャッター工業 (株) 製 SG75 W6190 H3400

SG75 W6200 H3400

東洋シャッター (株) 製 F36M W6250 H3400

②業務内容及び実施回数

点検は年 1 回とし、点検内容はメーカー推奨の点検基準に従い行うこと。

2. 清掃業務

(1) 一般事項

- ①事業者は、庁舎内を常時清潔、かつ美観を損ねることのないよう清掃に努めなければならない。
- ②清掃作業の実施においては、本施設を担当する副責任者が常駐すること。
- ③作業中は、事故の無いよう安全管理には十分留意すること。
- ④事業者は、業務の遂行にあたっては、監督職員の指示に従わなければならない。
- ⑤事業者は、本書で指定している時間内に作業が終了するよう作業員を確保すること。
- ⑥女性職員が専用で使用する場所においては、女性作業員を配置し、作業にあたること。
- ⑦事業者は、清潔、かつ作業員であることがわかるよう統一した作業服を着用すること。
- ⑧清掃器具は、作業中においてもみだりに放置しないこと。また、清掃資機材は、監督職員の指定した場所に保管すること。
- ⑨建物及び什器・備品の取り扱いは慎重に行い、損傷させることのないよう注意すること。また、損傷又は汚損を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、事業者の責により原状に復旧すること。
- ⑩作業中に建物の破損箇所、又は修復の必要がある箇所を発見したときは、直ちに監督職員に連絡すること。
- ⑪作業終了後は物品等を原状に復し、建物の施錠、火気取締等保全を確認すること。
- ⑫事業者は、清掃作業終了後、遅滞なく別途指定する様式による「作業報告書」を作成し、監督職員 の検印を受けなければならない。
- ⑬清掃資機材は、事業者の責任によって準備すること。なお、衛生消耗品については東京税関が用意する。
- ⑭洗剤等を使用する場合は床材等に適したものを使用し、必要があれば適正に希釈すること。
- ⑮作業中に知り得た事項やその他本契約に関して知り得た事項は、他人にもらさぬこと。
- ⑯東京税関は、事業者が業務を遂行するのに伴い必要となる水道光熱費の諸費用を負担し、清掃資機材の保管場所等については無償で使用させるものとする。
- ⑰本書で明記されていない事項で必要と認められる作業については、共仕当該各事項と監督職員の指示により、事業者の責任において実施すること。

(2) 日常清掃

①作業範囲

別添図面で指定した区域とする。

②作業日時

毎日午前8時30分から作業を開始し、午後5時までの間に実施すること。

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末・年始の閉庁日を除く。

③作業内容及び作業回数

別表12「日常清掃仕様等一覧表」による。

(3) 定期清掃

①作業範囲

別表12「定期清掃実施場所一覧表」、「ガラス清掃場所一覧表」及び別添図面で指定した区域とする。

②作業日時

1) 作業時間

原則、土曜日、日曜日及び祝祭日の午前9時から午後5時までに実施するものとする。作業日については、事前に東京税関と事業者が協議の上決定する。

2) 作業回数

各作業の年間作業回数は以下のとおりとする。

ア. 床清掃A … 4回/年

イ. 床清掃B … 2回/年

ウ. 床清掃C … 2回/年

エ. ガラス清掃 … 2回/年

③作業内容

1) 床清掃

ア. 弾性床、硬質床

- ・床をダストモップ等で丁寧に掃き、集めたゴミを処理する。
- ・床材に適し、適正に希釈した洗剤をむらのないように塗布し、洗浄用パッドを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。
- ・吸水用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
- ・2回以上モップで丁寧に水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ・樹脂床維持材を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。

イ. 繊維床、畳

- ・床表面の粗ゴミをカーペットスーパード等で回収して除塵する。
- ・カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。
- ・吸水用真空掃除機等を用いて汚水や洗剤を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ・畳については、ほうき等で丁寧に掃き、集めたゴミを処理する。また、ぞうきん等で空ぶきし、汚れを除去する。

2) ガラス清掃

- ・ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。
- ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。

3. 植栽管理業務

(1) 概要

- | | |
|--------|----|
| ①植栽地除草 | 一式 |
| ②草刈 | 一式 |
| ③寄植剪定 | 一式 |
| ④中木剪定 | 一式 |
| ⑤発生材処分 | 一式 |

(2) 一般事項

- ①作業範囲は別表13「作業計画表」及び別添図面に示すとおりとする。なお、「作業計画表」に示す実施月は参考とするが、植栽等の成長等を勘案した作業計画を立案すること。
- ②作業の遂行にあたっては、監督職員の指示に従わなければならない。
- ③本作業において、建築物等に損傷を与えぬよう十分注意し、万一損傷を与えた場合は事業者の責により原状に復旧する。

- ④作業中は事故等のないよう安全管理には十分留意し、現場は常に整理整頓しておくこと。発生材は集積し、各作業月毎に場内に残すことなく事業者が責任を持って場外処分すること。
- ⑤作業工程表を作業月毎に事前提出し、承認を得ること。
- ⑥作業前・作業中・作業後の写真を撮影し、作業月毎に提出すること。

(3) 作業内容等

別表 13「作業計画表」及び別添図面で示す区域

(4) 作業時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、午前9時から午後4時までの間に作業を実施すること。

(5) 作業方法

①寄植剪定

- 1) 植栽を一定の形に刈り込み、美観を高めることを目的とする。
- 2) 寄植地全体としての形をつくり上げるように考慮すること。

②除草

- 1) 雑草による養分等の搾取や日照の障害を防止すること、及び、根から取り除くことにより美観を高めることを目的とする。
- 2) 既存植物を傷めないよう除草ホーク等を用いて根から取り除く。

③剪定

- 1) 植栽を一定の形に刈り込み、美観を高めることを目的とする。
- 2) 植栽全体としての形をつくり上げるように考慮すること。

IV. 東京税関晴海庁舎

1. 点検等及び保守業務

(1) 電気設備保守業務

①設備

ア. 設備容量

250kVA

イ. 受電電圧

6,600V

ウ. 非常用予備発電装置

- ・ 定格容量
90kVA
- ・ 定格電圧
200V

②総則

- 1) 本書に記載されていない事項は、共仕による。
- 2) 業務報告書は、原則として手引きによる。

③業務種別及び業務内容

1) 事業者が定例的に実施する保安管理業務は以下による

- ア. 月次点検・・・毎月1回（1ヶ月周期）で実施するもので、停電を伴わないで行う点検。
但し、低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を設置し、異常が発生した際に必要な処置をすることが可能な場合は隔月1回（2ヶ月周期）で実施するものとする。
- イ. 年次点検・・・1年に1回の周期で実施するもので、電気設備の細部に渡って行う点検・測定及び試験（別表7「年次点検Ⅰ」）。
但し、平成28年度は別表7にある年次点検Ⅱを実施する。
- ウ. 臨時点検・・・事故・災害等が発生した場合、又は発生の恐れがある場合など必要に応じて実施する点検
- エ. 工事中の点検・・・自家用電気工作物の設置又は変更等工事期間中に実施する点検。なお、工事が完了した場合は、自家用電気工作物の検査を実施し、保安上支障のないことを確認する。

2) 事業者が行なう点検・測定及び試験は、電気工作物の種類に応じて原則として別表7のとおり行うものとし、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しないおそれがあるときは、必要な指導助言を行うこと。

3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生するおそれがある場合において、東京税関若しくは電力会社より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置し、再発防止に努めるべき措置を指導、助言するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの指導を行うこと。

4) 上記1)以外に事業者がその都度実施する保安管理業務は、次による。

- ア. 別紙に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行うこと。
- イ. 別表7に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要な指導、助言を行うこと。
- ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事について、東京税関の通知を受けて、別表7に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要な指導、助言を行うこと。

5) 下記に掲げる電気工作物については、臨時点検として、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

- ア. 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
- イ. 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
- ウ. その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物
- エ. 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合

④相互の通知

東京税関は下記のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を直ちに事業者へ通知するものとし、通知を受けた事業者は東京税関の指示のもと、迅速かつ適切な対応をすること。

- 1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- 2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- 3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合

- 4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- 5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
- 6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- 7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- 8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
- 9) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- 10) 電力会社との契約電力を変更する場合
- 11) その他必要な場合

⑤資格等

- 1) 電気事業法施工規則第 52 条の 2 に定める要件を満たしている者であること。
- 2) 自社の職員を別紙に掲げる各事業所の電気主任技術者として経済産業省に申請することが出来ること。
- 3) 事業者は上記において設置した電気主任技術者の氏名、生年月日、連絡先等を明記したものを一覧にし、各々の電気主任技術者免状の写し及び事業者との雇用関係を証明する書類を添付して、契約後速やかに東京税関に提出すること。

⑥適用法令等

契約の履行にあたっては、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

- ・電気事業法
- ・大気汚染防止法
- ・消防法
- ・労働安全衛生法

⑦経済産業局への申請、届出等

契約の履行上必要な所轄の地方経済産業局への申請・届出等の諸手続きは、東京税関の要請を受けて、事業者は速やかに行うものとする。

なお、必要に応じて事業者は東京税関に対し、電気事業法第 106 条の規程に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する指導・助言を行うこと。

⑧電気事故に対する措置

自家用電気工作物について、事故その他異常が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、応急措置を講ずるとともに、原因を調査し東京税関に対し事故の再発防止のためにとるべき措置について指導又は助言をするほか、必要に応じて「臨時点検」を行うこと。

⑨電気事故等における対応及び体制

- 1) 事業者にあつては、東京税関と電気保安法人の事務所及び保安業務担当者と常時連絡をとれる体制を確保すること。
- 2) 事業者は、連絡を受けてから 2 時間以内で当該事業場へ到着できる体制になっていること。
- 3) 事業者は、風水害・雷害等の被害が予想される場合には、迅速な対応が出来る体制を確保すること。

⑩PCBに関する報告

点検等において、変圧器等に PCB が使用されている（微量 PCB 混入の可能性が否定できない機器を含む）機器が発見された場合は直ちに東京税関に報告すること。

(2) 空調機等点検業務

① 業務対象機器

別表 14 による。

②機器点検、フィルター清掃の回数及び作業実施時期にあつては、別表 14 に基づき計画すること。なお、点検内容は、共仕第 2 編 4. 3. 6、4. 4. 6、及び 4. 4. 10 に従い行うこと。共仕にない項目については、メーカー推奨の点検基準による。

改正フロン法（平成 27 年 4 月施行）に基づき、圧縮機能力が一定規模（7. 5kW）以上の機器については、3 年に 1 回専門業者などの十分な知見を有する者による定期点検を実施すること。（平成 29 年度及び平成 32 年度）

(3) 冷凍機点検等業務

①設備

三菱重工社製冷房用冷凍機（型式：MCUJ3350） 1 台

冷却塔 1 台

②業務内容及び回数

冷水式チラー冷房イン点検 1 回／年

保安検査 1 回／年

冷却塔水質検査（レジオネラ菌検査） 1 回／年

③点検内容

点検内容は、共仕第 2 編 4. 3. 1 記載事項及びメーカー推奨の点検基準に従い行うこと。

(4) 温水ヒーター点検業務

①設備

前田鉄工所社製温水ヒーター（型式：MFV-400AX-H-N） 1 台

前田鉄工所社オイルバーナー（型式：FPJ-V80X-5N-8077） 1 台

②業務内容及び実施回数

温水ヒーター及びオイルバーナーの整備、点検 1 回／年

③点検内容は、共仕第 2 編 4. 2. 3 記載事項及びメーカー推奨点検基準に従い行うこと。

(5) 環境衛生管理業務業務

①ねずみ・昆虫等防除

1) 害虫駆除にあつては、年 2 回（6 月、12 月）の実施とする。

2) 実施にあつては、ビル管法及び関係法令や条例等に従い、統一的に適切な方法により行うこと。

3) 害虫駆除の実施方法については、乳液及びミラクン S 又はこれと同等以上のものを使用すること。

②事務室内空気環境測定

1) 測定箇所

各階事務室中央部 3 ポイント

床上 75 センチメートル以上 120 センチメートル以下の位置において行うこと。

2) 測定回数

年 6 回（2 ヶ月に 1 回）

3) 測定項目

下記7項目について、人事院規則、労働安全衛生法施行令及び事務所衛生基準規則に基づき測定を実施すること

- ・浮遊粉じん量
- ・一酸化炭素の含有率
- ・炭酸ガスの含有率
- ・室温
- ・外気温
- ・相対湿度
- ・気流

③喫煙室空気環境測定

1) 測定箇所

喫煙室、喫煙室と非喫煙室との境界部（開口部）並びに隣接する事務室等（事務室、廊下等）

- ・喫煙室 1ポイント
- ・喫煙室と非喫煙室境界部（開口部） 1ポイント
- ・隣接する事務室等 1ポイント

2) 測定回数

年4回（3ヶ月に1回）

3) 測定項目

下記3項目について測定を実施すること

- ・浮遊粉じん
- ・一酸化炭素
- ・気流の風速（なお、境界部（開口部）については、上部・中央部・下部の3箇所測定すること）

④簡易専用水道検査

- 1) 受水槽の有効容量が10 m³を超える給水施設は、「簡易専用水道」として規制の対象となる。
- 2) 簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2第2項に規定する検査を1年以内ごとに1回実施すること。
- 3) 検査にあつては、厚生労働大臣の登録を受けた者又は地方公共団体の機関の専門的な知識を有する検査機関による検査を受けること。

(6) 消防設備保守業務

①設備

(火災報知設備)

受信機	1級	7/40回線	1台
差動式スポット型感知器			3個
定温式スポット型感知器			14個
光電式スポット型感知器			46個
発信機	1級		6個
電鈴			7個
消火栓起動連動装置			1式
常用電源			1式
非常用電源			1式

(屋内消火栓設備)

加圧送水装置 ポンプモーター	1組
消火栓 屋内型	6基
操作盤	1台
起動スイッチ	6個
表示灯	6個
常用電源	1式
配線点検 絶縁測定	1式
放水試験	1式
(防火・排煙設備)	
連動制御盤 連動操作盤	1面
熱感知器	1個
煙感知器	5個
防火戸	3台
防火ダンパー	29台
(消火器)	
粉末10型	14本
強化液3型	3本
強化液6型	7本

②消防設備保守業務

- 1) 点検は消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の4の規定に基づく昭和50年消防庁告示第3号第14号の規定により各種点検を実施する。
- 2) 消防設備士免状の交付を受けている者を点検の副責任者として従事させること。
- 3) 定期点検の他、不時の故障発生の際は、直ちに技術員を派遣し、修理、復旧を行うこと。但し、故障対応時の派遣に係る全ての費用は、事業者の負担とする。
- 4) 点検及び保守に必要となる消耗品及び機器類については、事業者の負担とする。
- 5) 定期点検において、修繕の必要性がある設備を認めた場合は、その点検の日毎に東京税関に報告し、点検最終日には全ての要修繕箇所を報告するものとする。
- 6) 定期点検は必要に応じ休日（土、日及び祝祭日）にも行える体制を取ること。
- 7) 点検結果報告書は点検終了後速やかに提出すること。部数は2部とする。
- 8) 本書の記載数量が現に有する数量等と相違する場合には、現に有する数量等により点検保守を行い、その旨当関監督職員に報告すること。

(7) 電話設備保守業務

①設備

交換機 電子交換機（日立MX-900IP）	1基
多機能電話機	48台
停電用多機能電話機	2台
一般電話機	6台

- ②事業者はメーカー推奨の点検基準に基づいた点検を実施し、常に設備の良好な状態を維持すること。
また、不時の故障発生の際は、直ちに技術員を派遣し、修理、復旧を行うこと。

(8) 身障者用エレベーター設備保守業務

①設備

中央エレベーター工業株式会社製 1台
ロープ式乗用エレベーター
型 式 P 1 1 - 7 5 0 - C O - 4 5 型
最大荷重 7 5 0 kg
階 床 3 S T E P
速 度 4 5 m毎分

②業務内容

- 1) 受託者は、毎月1回技術者を派遣し、定期的に機械、電動機、制御装置等の注油及び清掃、導軌条の注油並びにこれらエレベーター各部の調整及び点検を行い、常時円滑かつ安全に運行できるよう整備を行うこと。但し、点検日が祝祭日にあたる場合は翌日に行う。
- 2) 年に1回技術監督者を派遣し性能点検を行う。
- 3) 上記点検状況を作業報告書に記入し、当関係監督職員あて提出し確認を受ける。
- 4) 定期点検の他、不時の故障発生の際は当関係官の連絡により、受託者は技術者を派遣し、修理すること。
- 5) 故障修理の際、当関係官に連絡してから作業にかかり、修理完了後はその旨を係官に連絡すること。
- 6) 本契約に係る受託者負担の物品は、下記の物とする。
各種点検用油脂類（ギヤオイル、油圧用作動油は通常減耗分のみ）
 - ・動力回路の接触機、主接点及び補助接点
 - ・ヒューズ類
 - ・ランプ類
 - ・ウエス
 - ・乾電池
- 7) 当関係設備の保守範囲
 - イ. 機械室関係（巻上機、電動機、制御盤、調速機、ギヤー、電磁ブレーキ）
 - ロ. 塔内関係
 - ・ワイヤーロープ、ガバナーロープ、リミットスイッチ、レール、ウエイト
 - ・配電配線関係
 - ・ロープたるみ止め
 - ハ. かが関係
 - ・ドアの動作状況、セーフティシュー、ドアーマシン、ドアーハンガー
 - ・ゲートスイッチ、かが操作盤、ESスイッチ
 - ・着床装置、ガイドシュー、非常止め
 - ニ. 乗場関係
 - ・ホールボタン及びインジケーター動作状況
 - ・非常開錠装置、ガイドシュー、非常止め
 - ホ. 付加装置
 - ・停電時自動着床装置
 - ・地震時管制運転装置
 - ・火災時管制運転装置
 - ・音声合成装置
 - ・車椅子仕様

(9) 受水槽・高架水槽点検及び清掃業務

① 設備

(受水槽 1台)

容 量：20 m³

構 造：パネル型

場 所：屋外

設置方法：架台

寸 法：2 m×5 m×2 m

(高置水槽 1台)

容 量：9 m³

構 造：パネル型

場 所：屋上

設置方法：架台

寸 法：2 m×3 m×1.5 m

② 業務内容及び実施回数

- 1) 受水槽の水抜き、清掃、消毒、水貼り 1回/年
- 2) 高置水槽の水抜き、清掃、消毒、水貼り 1回/年
- 3) 受水槽等の点検、清掃内容にあつては、共仕第2編4.5.1及び4.5.2に従い行うこと。

2. 清掃業務

(1) 一般事項

- ①事業者は、庁舎内を常時清潔、かつ美観を損ねることのないよう清掃に努めなければならない。
- ②清掃作業の実施においては、本施設を担当する副責任者が常駐すること。
- ③作業中は、事故の無いよう安全管理には十分留意すること。
- ④事業者は、業務の遂行にあたっては、監督職員の指示に従わなければならない。
- ⑤事業者は、本書で指定している時間内に作業が終了するよう作業員を確保すること。
- ⑥女性職員が専用で使用する場所においては、女性作業員を配置し、作業にあたること。
- ⑦事業者は、清潔、かつ作業員であることがわかるよう統一した作業服を着用すること。
- ⑧清掃器具は、作業中においてもみだりに放置しないこと。また、清掃資機材は、監督職員の指定した場所に保管すること。
- ⑨建物及び什器・備品の取り扱いは慎重に行い、損傷させることのないよう注意すること。また、損傷又は汚損を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、事業者の責により原状に復旧すること。
- ⑩作業中に建物の破損箇所、又は修復の必要がある箇所を発見したときは、直ちに監督職員に連絡すること。
- ⑪作業終了後は物品等を原状に復し、建物の施錠、火気取締等保全を確認すること。
- ⑫事業者は、清掃作業終了後、遅滞なく別途指定する様式による「作業報告書」を作成し、監督職員の見印を受けなければならない。
- ⑬清掃資機材は、事業者の責任によって準備すること。なお、衛生消耗品については東京税関が用意する。
- ⑭洗剤等を使用する場合は床材等に適したものを使用し、必要があれば適正に希釈すること。
- ⑮作業中に知り得た事項やその他本契約に関して知り得た事項は、他人にもらさぬこと。

- ⑩東京税関は、事業者が業務を遂行するのに伴い必要となる水道光熱費の諸費用を負担し、清掃資機材の保管場所等については無償で使用させるものとする。
- ⑪本書で明記されていない事項で必要と認められる作業については、共仕当該各事項と監督職員の指示により、事業者の責任において実施すること。

(2) 日常清掃

①作業範囲

別添図面で指定した区域とする。

②作業日時

毎日午前8時30分から作業を開始し、午後5時までの間に実施すること。

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末・年始の閉庁日を除く。

③作業内容及び作業回数

別表15「日常清掃仕様等一覧表」による。

(3) 定期清掃

①作業範囲

別表15「定期清掃実施場所一覧表」、「ガラス清掃場所一覧表」及び別添図面で指定した区域とする。

②作業日時

1) 作業時間

原則、土曜日、日曜日及び祝祭日の午前9時から午後5時までに実施するものとする。作業日については、事前に東京税関と事業者が協議の上決定する。

2) 作業回数

各作業の年間作業回数は以下のとおりとする。

ア. 床清掃A … 4回/年

イ. 床清掃B … 2回/年

ウ. ガラス清掃 … 2回/年

③作業内容

1) 床清掃

ア. 弾性床、硬質床

- ・床をダストモップ等で丁寧に掃き、集めたゴミを処理する。
- ・床材に適し、適正に希釈した洗剤をむらのないように塗布し、洗浄用パッドを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。
- ・吸水用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
- ・2回以上モップで丁寧に水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ・樹脂床維持材を、塗り残しや塗りむらのないよう塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。

イ. 繊維床

- ・床表面の粗ゴミをカーペットスーパードライヤー等で回収して除塵する。
- ・カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。
- ・吸水用真空掃除機等を用いて汚水や洗剤を完全に除去した後、十分に乾燥させる。

2) ガラス清掃

- ・ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水

を切る。

- ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。

3. 植栽管理業務

(1) 概要

- | | |
|--------|----|
| ①植栽地除草 | 一式 |
| ②草刈 | 一式 |
| ③寄植剪定 | 一式 |
| ④中木剪定 | 一式 |
| ⑤発生材処分 | 一式 |

(2) 一般事項

- ①作業範囲は別表 15「作業計画表」及び別添図面に示すとおりとする。なお、「作業計画表」に示す実施月は参考とするが、植栽等の成長等を勘案した作業計画を立案すること。
- ②作業の遂行にあたっては、監督職員の指示に従わなければならない。
- ③本作業において、建築物等に損傷を与えぬよう十分注意し、万一損傷を与えた場合は事業者の責により原状に復旧する。
- ④作業中は事故等のないよう安全管理には十分留意し、現場は常に整理整頓しておくこと。発生材は集積し、各作業月毎に場内に残すことなく事業者が責任を持って場外処分すること。
- ⑤作業工程表を作業月毎に事前提出し、承認を得ること。
- ⑥作業前・作業中・作業後の写真を撮影し、作業月毎に提出すること。

(3) 作業内容等

別表 16「作業計画表」及び別添図面で示す区域

(4) 作業時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、午前9時から午後4時までの間に作業を実施すること。

(5) 作業方法

①寄植剪定

- 1) 植栽を一定の形に刈り込み、美観を高めることを目的とする。
- 2) 寄植地全体としての形をつくり上げるように考慮すること。

②除草

- 1) 雑草による養分等の搾取や日照の障害を防止すること、及び、根から取り除くことにより美観を高めることを目的とする。
- 2) 既存植物を傷めないよう除草ホーク等を用いて根から取り除く。

③剪定

- 1) 植栽を一定の形に刈り込み、美観を高めることを目的とする。
- 2) 植栽全体としての形をつくり上げるように考慮すること。

V. コンテナ検査センター（青海、城南島）

1. 点検等及び保守業務

(1) 電気設備保守業務

①設備

1) 青海コンテナ検査センター

ア. 設備容量

1, 037kVA（太陽光発電設備の各容量を含む。）

イ. 受電電圧

415V

ウ. 非常用予備発電装置

・ 定格容量

415kVA

・ 定格電圧

415V

2) 城南島コンテナ検査センター

ア. 設備容量

300kVA

イ. 受電電圧

6,600V

ウ. 非常用予備発電装置

・ 定格容量

315kVA

・ 定格電圧

400V

②総則

1) 本書に記載されていない事項は、共仕による。

2) 業務報告書は、原則として手引きによる。

③業務種別及び業務内容

1) 事業者が定例的に実施する保安全管理業務は以下による。なお、風力発電及び太陽光発電設備については対象外とする。

ア. 月次点検・・・毎月1回（1ヶ月周期）で実施するもので、停電を伴わないで行う点検。

但し、低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を設置し、異常が発生した際に必要な処置をすることが可能な場合は隔月1回（2ヶ月周期）で実施するものとする。

イ. 年次点検・・・1年に1回の周期で実施するもので、電気設備の細部に渡って行う点検・測定及び試験（別表7「年次点検Ⅰ」）。

但し、平成29年度及び平成32年度は、別表7にある年次点検Ⅱを実施する。

ウ. 臨時点検・・・事故・災害等が発生した場合、又は発生のおそれがある場合など必要に応じて実施する点検

エ. 工事中の点検・・・自家用電気工作物の設置又は変更等工事期間中に実施する点検。なお、

工事が完了した場合は、自家用電気工作物の検査を実施し、保安上支障のないことを確認する。

- 2) 事業者が行なう点検・測定及び試験は、電気工作物の種類に応じて原則として別表7のとおり行うものとし、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しないおそれがあるときは、必要な指導助言を行うこと。
- 3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生するおそれがある場合において、東京税関若しくは電力会社より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置し、再発防止に努めるべき措置を指導、助言するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの指導を行うこと。
- 4) 上記1)以外に事業者がその都度実施する保安管理業務は、次による。
 - ア. 別紙に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行うこと。
 - イ. 別紙に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要な指導、助言を行うこと。
 - ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事について、東京税関の通知を受けて、別表5に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要な指導、助言を行うこと。
- 5) 下記に掲げる電気工作物については、臨時点検として、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
 - ア. 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
 - イ. 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
 - ウ. その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物
 - エ. 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合

④相互の通知

東京税関は下記のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を直ちに事業者へ通知するものとし、通知を受けた事業者は東京税関の指示のもと、迅速かつ適切な対応をすること。

- 1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- 2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- 3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
- 4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- 5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
- 6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- 7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- 8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
- 9) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- 10) 電力会社との契約電力を変更する場合
- 11) その他必要な場合

⑤資格等

- 1) 電気事業法施工規則第52条の2に定める要件を満たしている者であること。
- 2) 自社の職員を別紙に掲げる各事業所の電気主任技術者として経済産業省に申請することが出来

ること。

- 3) 事業者は上記において設置した電気主任技術者の氏名、生年月日、連絡先等を明記したものを一覧にし、各々の電気主任技術者免状の写し及び事業者との雇用関係を証明する書類を添付して、契約後速やかに東京税関に提出すること。

⑥適用法令等

契約の履行にあたっては、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

- 1) 電気事業法
- 2) 大気汚染防止法
- 3) 消防法
- 4) 労働安全衛生法

⑦経済産業局への申請、届出等

契約の履行上必要な所轄の地方経済産業局への申請・届出等の諸手続きは、東京税関の要請を受けて、事業者は速やかに行うものとする。

なお、必要に応じて事業者は東京税関に対し、電気事業法第106条の規程に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する指導・助言を行うこと。

⑧電気事故に対する措置

自家用電気工作物について、事故その他異常が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、応急措置を講ずるとともに、原因を調査し東京税関に対し事故の再発防止のためにとるべき措置について指導又は助言をするほか、必要に応じて「臨時点検」を行うこと。

⑨電気事故等における対応及び体制

- 1) 事業者にあつては、東京税関と電気保安法人の事務所及び保安業務担当者と常時連絡をとれる体制を確保すること。
- 2) 事業者は、連絡を受けてから2時間以内で当該事業場へ到着できる体制になっていること。
- 3) 事業者は、風水害・雷害等の被害が予想される場合には、迅速な対応が出来る体制を確保すること。

(2) 環境衛生管理業務

①ねずみ・昆虫等防除

- 1) 害虫駆除にあつては、年2回（6月、12月）の実施とする。
- 2) 実施にあつては、ビル管法及び関係法令や条例等に従い、統一的に適切な方法により行うこと。
- 3) 害虫駆除の実施方法については、乳液及びミラクン S 又はこれと同等以上のものを使用すること。

②事務室内空気環境測定

1) 測定箇所

各階事務室中央部 3ポイント

床上75センチメートル以上120センチメートル以下の位置において行うこと。

2) 測定回数

年6回（2ヶ月に1回）

3) 測定項目

下記7項目について、人事院規則、労働安全衛生法施行令及び事務所衛生基準規則に基づき測定を実施すること

- ・浮遊粉じん量
- ・一酸化炭素の含有率
- ・炭酸ガスの含有率
- ・室温
- ・外気温
- ・相対湿度
- ・気流

③喫煙室空気環境測定

1) 測定箇所

喫煙室、喫煙室と非喫煙室との境界部（開口部）並びに隣接する事務室等（事務室、廊下等）

- ・喫煙室 1ポイント
- ・喫煙室と非喫煙室境界部（開口部） 1ポイント
- ・隣接する事務室等 1ポイント

2) 測定回数

年4回（3ヶ月に1回）

3) 測定項目

下記3項目について測定を実施すること

- ・浮遊粉じん
- ・一酸化炭素
- ・気流の風速（なお、境界部（開口部）については、上部・中央部・下部の3箇所測定すること）

(3) 消防設備保守業務

①設備

1) 青海コンテナ検査センター

(火災報知設備)

受信機 P型1級/20回線	1台
受信機 P型1級/15回線	1台
差動式スポット型感知器	45個
定温式スポット型感知器	21個
煙式感知器	97個
発信機	15個
表示灯	7個
電鈴	15個
消火栓起動連動装置	1台

(誘導灯設備)

誘導灯	33台
-----	-----

(消火栓設備)

加圧給水装置	1台
屋内消火栓	6台
ポンプ操作盤	1台
手動起動スイッチ	6個
表示灯	6個

呼水装置	1 式
(非難設備)	
非難はしご	1 台
(防火防排煙設備)	
連動制御盤	1 台
煙感知器	1 1 個
熱感知器	2 個
手動式シャッター	1 2 台
(自家発電設備)	
ディーゼルエンジン 100KVA	1 台
自動始動発電機盤励磁装置 100KVA	1 式
(消火器)	
粉末消火器	2 2 本
強化消火器	2 2 本

2) 城南島コンテナ検査センター

(火災報知設備)	
受信機 P型1級/20回線	1 台
差動式スポット型感知器	2 0 個
定温式スポット型感知器	1 個
煙式感知器	3 7 個
発信機 P-1, P-2級	8 個
表示灯	8 個
電鈴	1 0 個
(誘導灯設備)	
誘導灯 小型・中型	2 1 台
(消火器)	
粉末消火器	1 4 本
強化消火器	9 本

②消防設備保守業務

- 1) 点検は消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の4の規定に基づく昭和50年消防庁告示第3号第14号の規定により各種点検を実施する。
- 2) 消防設備士免状の交付を受けている者を点検の副責任者として従事させること。
- 3) 定期点検の他、不時の故障発生の際は、直ちに技術員を派遣し、修理、復旧を行うこと。但し、故障対応時の派遣に係る全ての費用は、事業者の負担とする。
- 4) 点検及び保守に必要となる消耗品及び機器類については、事業者の負担とする。
- 5) 定期点検において、修繕の必要性がある設備を認めた場合は、その点検の日毎に東京税関に報告し、点検最終日には全ての要修繕箇所を報告するものとする。
- 6) 定期点検は必要に応じ休日（土、日及び祝祭日）にも行える体制を取ること。
- 7) 点検結果報告書は点検終了後速やかに提出すること。部数は2部とする。
- 8) 本書の記載数量が現に各出張所等に有する数量等と相違する場合には、現に有する数量等により点検保守を行い、その旨当関監督職員に報告すること。

(4) エレベーター設備保守業務

①設備（青海コンテナ検査センターのみ）

機械室レス式エレベーター 1台

横浜エレベーター株式会社製

最大荷重 900kg

階 床 2 STOPS

速度 45m毎分

②共仕4.8.1による保守点検を行い、共仕にない項目にあつては、メーカー推奨の点検基準による。また、年に1回性能点検を実施し、その際の性能検査にかかる費用は事業者の負担とする。なお、保守頻度は月1回フルメンテナンスとする。

(5) 空調設備点検業務

①業務対象機器

別表17による。

②年2回の機器点検及び年2回のフィルター清掃を実施する。点検内容はメーカー推奨の点検基準による。

改正フロン法（平成27年4月施行）に基づき、圧縮機能力が一定規模（7.5kW）以上の機器については、3年に1回専門業者などの十分な知見を有する者による定期点検を実施すること。（平成29年度及び平成32年度）

(6) 加圧給水ポンプ点検 2台

①設備

・エバラ 型番40BNBMD2.2A

②点検頻度及び内容にあつては、共仕第2編4.5.7に従い行うこと。

(7) 受水槽点検及び清掃業務

①設備（青海コンテナ検査センターのみ）

（受水槽 1台）

容量：3.5m³

構造：パネル型

場所：屋内

設置方法：架台

寸法：2m×1.5m×2m

②業務内容及び実施回数

1) 受水槽の水抜き、清掃、消毒、水貼り 1回/年

2) 点検頻度及び内容にあつては、共仕第2編4.5.1及び4.5.2に従い行うこと。

(6) その他設備点検等

①ドックレベラー点検 7基（青海のみ）

1) 設備

・三鈴マシナリー（株）

エアバック式（FX 7×8型）6基

ストローク式（HQ 2520型）1基

2）点検は年1回とし、点検内容はメーカー推奨の点検基準に従い行うこと。

②重量シャッター点検 6箇所（青海4箇所、城南島2箇所）

1）設備

・三和シャッター工業（株）製 EGR50XW（W4000×H5000）

2）点検は年1回とし、点検内容はメーカー推奨の点検基準に従い行うこと。

③冷蔵冷却設備点検 （青海のみ）

1）設備

・パナソニックフードサプライアンス（株）

冷房専用型（ヒートポンプ型） 7台

冷却器（ヒートポンプ型） 14台

2）点検は年1回とし、点検内容はメーカー推奨の点検基準に従い行うこと。

④電動防熱扉点検 3箇所（青海のみ）

1）設備

・関東工業（株）

2）点検は年1回とし、点検内容はメーカー推奨の点検基準に従い行うこと。

2. 清掃業務

（1）一般事項

- ①事業者は、庁舎内を常時清潔、かつ美観を損ねることのないよう清掃に努めなければならない。
- ②清掃作業の実施においては、本施設を担当する副責任者が常駐すること。
- ③作業中は、事故の無いよう安全管理には十分留意すること。
- ④事業者は、業務の遂行にあたっては、東京税関の指定する監督職員の指示に従わなければならない。
- ⑤事業者は、本書で指定している時間内に作業が終了するよう作業員を確保すること。
- ⑥女性職員が専用で使用する場所においては、女性作業員を配置し、作業にあたること。
- ⑦事業者は、清潔、かつ作業員であることがわかるよう統一した作業服を着用すること。
- ⑧清掃器具は、作業中においてもみだりに放置しないこと。また、清掃資機材は、監督職員の指定した場所に保管すること。
- ⑨建物及び什器・備品の取り扱いには慎重に行い、損傷させることのないよう注意すること。また、損傷又は汚損を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、事業者の責により原状に復旧すること。
- ⑩作業中に建物の破損箇所、又は修復の必要がある箇所を発見したときは、直ちに監督職員に連絡すること。
- ⑪作業終了後は物品等を原状に復し、建物の施錠、火気取締等保全を確認すること。
- ⑫事業者は、清掃作業終了後、遅滞なく別途指定する様式による「作業報告書」を作成し、監督職員の検印を受けなければならない。
- ⑬清掃資機材は、事業者の責任によって準備すること。なお、衛生消耗品については東京税関が用意する。
- ⑭洗剤等を使用する場合は床材等に適したものを使用し、必要があれば適正に希釈すること。
- ⑮作業中に知り得た事項やその他本契約に関して知り得た事項は、他人にもらさぬこと。
- ⑯東京税関は、事業者が業務を遂行するのに伴い必要となる水道光熱費の諸費用を負担し、清掃資機材の保管場所等については無償で使用させるものとする。
- ⑰本書で明記されていない事項で必要と認められる作業については、共仕当該各事項と監督職員の指

示により、事業者の責任において実施すること。

(2) 日常清掃

①作業範囲

別添図面で指定した区域とする。

②作業日時

毎日午前8時30分から作業を開始し、午後5時までの間に実施すること。

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末・年始の閉庁日を除く。

③作業内容及び作業回数

別表 18 及び 19「日常清掃仕様等一覧表」による。

(3) 定期清掃

①作業範囲

別表 18 及び 19「定期清掃実施場所一覧表」、「ガラス清掃場所一覧表」及び別添図面で指定した区域とする。

②作業日時

1) 作業時間

原則、土曜日、日曜日及び祝祭日の午前9時から午後5時までに実施するものとする。作業日については、事前に東京税関と事業者が協議の上決定する。

2) 作業回数

各作業の年間作業回数は以下のとおりとする。

ア. 床清掃A … 4回/年

イ. 床清掃B … 2回/年

ウ. ガラス清掃 … 2回/年

③作業内容

1) 床清掃

ア. 弾性床、硬質床

- ・床をダストモップ等で丁寧に掃き、集めたゴミを処理する。
- ・床材に適し、適正に希釈した洗剤をむらのないように塗布し、洗浄用パッドを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。
- ・吸水用真空掃除機または床用スクイージーで汚水を除去する。
- ・2回以上モップで丁寧に水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ・樹脂床維持材を、塗り残しや塗りむらのないよう塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。

イ. 繊維床

- ・床表面の粗ゴミをカーペットスーパードライヤー等で回収して除塵する。
- ・カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。
- ・吸水用真空掃除機等を用いて汚水や洗剤を完全に除去した後、十分に乾燥させる。

2) ガラス清掃

- ・ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。
- ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。

3. 構内樹木剪定等業務

(1) 概要

- ①寄植剪定 一式
- ②除草 一式
- ③剪定 一式
- ④地被類手入れ 一式
- ⑤高木剪定 一式
- ⑥発生材処分 一式

(2) 一般事項

- ①作業範囲は別表 20「作業計画表」及び別添図面に示すとおりとする。なお、「作業計画表」に示す実施月は参考とするが、植栽等の成長等を勘案した作業計画を立案すること。
- ②作業の遂行にあたっては、監督職員の指示に従わなければならない。
- ③本作業において、建築物等に損傷を与えぬよう十分注意し、万一損傷を与えた場合は事業者の責により原状に復旧する。
- ④作業中は事故等のないよう安全管理には十分留意し、現場は常に整理整頓しておくこと。発生材は集積し、各作業月毎に場内に残すことなく事業者が責任を持って場外処分すること。
- ⑤作業工程表を作業月毎に事前提出し、承認を得ること。
- ⑥作業前・作業中・作業後の写真を撮影し、作業月毎に提出すること。

(3) 作業内容等

別表 20「作業計画表」及び別添図面で示す区域

(4) 作業時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、午前9時から午後4時までの間に作業を実施すること。

(5) 作業方法

①寄植剪定

- 1) 植栽を一定の形に刈り込み、美観を高めることを目的とする。
- 2) 寄植地全体としての形をつくり上げるように考慮すること。

②除草

- 1) 雑草による養分等の搾取や日照の障害を防止すること、及び、根から取り除くことにより美観を高めることを目的とする。
- 2) 既存植物を傷めないよう除草ホーク等を用いて根から取り除く。

③剪定

- 1) 植栽を一定の形に刈り込み、美観を高めることを目的とする。
- 2) 植栽全体としての形をつくり上げるように考慮すること。

④地被類手入れ

- 1) 除草を実施することにより、雑草による養分等の搾取や日照の障害を防止すること、及び、雑草を根から取り除くことにより美観を高めることを目的とする。
- 2) 芝地については芝刈を実施し、芝生面を平滑にすること。

東京港湾合同庁舎床清掃面積表（共用部）

別表1

No	階	室名	部 屋 積 (㎡)	清 掃 積 (㎡)	日 常 清 掃 面 積 (㎡)				定 期 清 掃 面 積 (㎡)				床 材	日 常 清 掃 種 別	定 期 清 掃 区 分		
					弾 性	硬 質	織 維	フ ロ ー リ ン グ	畳	弾 性	硬 質	織 維				フ ロ ー リ ン グ	畳
96	4	階段1	25.80	25.80	25.80					25.80					ビニルシート	G	(8)
97	4	階段2	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
98	4	階段3	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
			64.38	64.38	64.38	0.00	0.00	0.00	0.00	64.38	0.00	0.00	0.00	0.00			
99	5	階段1	25.80	25.80	25.80					25.80					ビニルシート	G	(8)
100	5	階段2	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
101	5	階段3	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
			64.38	64.38	64.38	0.00	0.00	0.00	0.00	64.38	0.00	0.00	0.00	0.00			
102	6	階段1	25.80	25.80	25.80					25.80					ビニルシート	G	(8)
103	6	階段2	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
104	6	階段3	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
			64.38	64.38	64.38	0.00	0.00	0.00	0.00	64.38	0.00	0.00	0.00	0.00			
105	7	階段1	25.80	25.80	25.80					25.80					ビニルシート	G	(8)
106	7	階段2	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
107	7	階段3	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
			64.38	64.38	64.38	0.00	0.00	0.00	0.00	64.38	0.00	0.00	0.00	0.00			
108	8	湯沸室	9.79	9.79	9.79					5.75					ビニルシート	K2	(7)
109	8	雑用室	10.59	9.89	9.89					9.89					ビニルシート	K2	(7)
110	8	WC1-1	19.48	19.48	19.48					19.48					ビニルシート	J3	(7)
111	8	WC1-2	4.62	4.62		4.62					2.47				石貼	J4	(7)
112	8	WC2	18.36	18.36	18.36					16.67					ビニルシート	J3	(7)
113	8	WC3	4.38	4.38						4.38					ビニルシート	J3	(7)
114	8	ホール1	23.37	23.37				23.37			23.37				タイルカーペット	H7	(5)
115	8	ホール2	112.70	112.70				112.70				112.70			タイルカーペット	H7	(5)
116	8	ホール3	24.44	24.44	24.44					24.44					ビニルシート	J2	(7)
117	8	ホール4	32.89	32.27				32.27				32.27			タイルカーペット	H7	(5)
118	8	廊下	285.82	285.82				285.82				285.82			タイルカーペット	H7	(5)
119	8	階段1	25.80	25.80	25.80					25.80					ビニルシート	G	(8)
120	8	階段2	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
121	8	階段3	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
			610.82	609.50	150.72	4.62	454.16	0.00	0.00	144.99	2.47	454.16	0.00	0.00			
122	9	会議室(共用)1	71.66	71.66								71.66			タイルカーペット	-	(3)
123	9	湯沸室	9.79	9.79	9.79					5.75					ビニルシート	K2	(7)
124	9	雑用室	10.59	9.89	9.89					9.89					ビニルシート	K2	(7)
125	9	WC1-1	19.48	19.48	19.48					19.48					ビニルシート	J3	(7)
126	9	WC1-2	4.62	4.62		4.62					2.47				石貼	J4	(7)
127	9	WC2	18.36	18.36	18.36					16.67					ビニルシート	J3	(7)
128	9	WC3	4.38	4.38		4.38				4.38					ビニルシート	J3	(7)
129	9	ホール1	23.37	23.37				23.37			23.37				タイルカーペット	H7	(5)
130	9	ホール2	115.17	115.17				115.17				115.17			タイルカーペット	H7	(5)
131	9	ホール3	24.44	24.44	24.44					24.44					ビニルシート	J2	(7)
132	9	ホール4	32.89	32.03				32.03				32.03			タイルカーペット	H7	(5)
133	9	廊下	285.82	285.82				285.82				285.82			タイルカーペット	H7	(5)
134	9	階段1	25.80	25.80	25.80					25.80					ビニルシート	G	(8)
135	9	階段2	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
136	9	階段3	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
			684.95	683.39	150.72	4.62	456.39	0.00	0.00	144.99	2.47	528.05	0.00	0.00			
137	10	湯沸室	9.79	9.79	9.79					5.75					ビニルシート	K2	(6)
138	10	雑用室	10.59	9.89	9.89					9.89					ビニルシート	K2	(6)
139	10	WC1-1	19.48	19.48	19.48					19.48					ビニルシート	J3	(6)
140	10	WC1-2	4.62	4.62		4.62					2.47				石貼	J4	(6)
141	10	WC2	18.36	18.36	18.36					16.67					ビニルシート	J3	(6)
142	10	WC3	4.38	4.38		4.38				4.38					ビニルシート	J3	(6)
143	10	ホール1	23.37	23.37				23.37			23.37				タイルカーペット	H7	(5)
144	10	ホール2	155.44	155.44						155.44			23.37		ビニルシート	-	(6)
145	10	ホール3	24.44	24.44	24.44					24.44					ビニルシート	J2	(6)
146	10	ホール4	32.89	32.03				32.03				32.03			タイルカーペット	H7	(5)
147	10	廊下1	78.46	78.46				78.46				78.46			タイルカーペット	H7	(5)
148	10	階段1	25.80	25.80	25.80					25.80					ビニルシート	G	(8)
149	10	階段2	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
150	10	階段3	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
			446.20	444.64	150.72	4.62	133.86	0.00	0.00	300.43	2.47	133.86	0.00	0.00			
151	11	廊下1	13.34	13.34				13.34				13.34			タイルカーペット	H7	(5)
152	11	廊下2-1	6.05	6.05	6.05					6.05					ビニルシート	H5	(8)
153	11	廊下2-2	6.85	6.85	6.85					6.85					ビニルシート	H5	(8)
154	11	階段1	25.80	25.80	25.80					25.80					ビニルシート	G	(8)
155	11	階段2	19.29	19.29	19.29					19.29					ビニルシート	G	(8)
156	11	階段3	18.59	18.59	18.59					18.59					ビニルシート	G	(8)
			89.92	89.92	76.58	0.00	13.34	0.00	0.00	76.58	0.00	13.34	0.00	0.00			
157	12	その他(共用)1	8.87	8.87	8.87					8.87					ビニルシート	H5	(8)
158	12	その他(共用)2	8.87	8.87	8.87					8.87					ビニルシート	H5	(8)
159	12	廊下1	32.45	32.45	32.45					32.45					ビニルシート	H5	(8)
160	12	階段1	25.80	25.80	25.80					25.80					ビニルシート	G	(8)
161	12	階段2	18.96	18.96	18.96					18.96					ビニルシート	G	(8)
162	12	階段3	18.96	18.96	18.96					18.96					ビニルシート	G	(8)
			113.91	113.91	113.91	0.00	0.00	0.00	0.00	113.91	0.00	0.00	0.00	0.00			
		#####	15,128.11	2,455.02	10,658.93	1,087.01	0.00	0.00	3,020.65	1,122.94	1,260.74	149.35	0.00				

東京港湾合同庁舎床清掃面積表（他官庁専用部）

別表1

No	階	室名	部屋面積 (㎡)	清掃面積 (㎡)	日常清掃面積 (㎡)					定期清掃面積 (㎡)					床材	日常清掃種別	定期清掃区分
					床材別面積 (㎡)					床材別面積 (㎡)							
					弾性	硬質	繊維	フローリング	畳	弾性	硬質	繊維	フローリング	畳			
1	1	検査場	75.71	46.26						46.26					コンクリート	-	(7)
2	1	検査室	25.06	17.24						17.24					タイルカーペット	-	(7)
3	1	検査準備室	19.14	13.82						13.82					タイルカーペット	-	(7)
4	1	シャワー室	13.31	10.63						10.63					タイルカーペット	-	(7)
5	1	廊下	9.83	9.83						9.83					タイルカーペット	-	(7)
6	8	補防事務室1	55.46	51.33								51.33			タイルカーペット	-	(5)
7	8	補防事務室2	34.24	30.41								30.41			タイルカーペット	-	(5)
8	8	補防事務室3	24.07	22.01								22.01			タイルカーペット	-	(5)
9	8	補防事務室4	55.17	42.74								42.74			タイルカーペット	-	(5)
10	8	補防事務室5	55.17	53.30								53.30			タイルカーペット	-	(5)
11	8	補防事務室6-1	17.64	14.44								14.44			タイルカーペット	-	(5)
12	8	補防事務室6-2	16.41	11.00								11.00			タイルカーペット	-	(5)
13	8	補防事務室7	40.75	29.59						29.59					ビニルシート	-	(7)
14	8	補防事務室8	5.69	3.83						3.83					ビニルシート	-	(7)
15	8	補防事務室9	270.15	220.55								220.55			タイルカーペット	-	(5)
16	8	補防その他1	43.03	35.15						35.15					ビニルシート	-	(7)
17	8	補防その他2	41.98	30.76						30.76					ビニルシート	-	(7)
			659.76	545.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	197.11	0.00	445.78	0.00	0.00			
18	9	運輸支局事務室	485.28	485.28								485.28			タイルカーペット	-	(3)
			485.28	485.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	485.28	0.00	0.00			
			1,145.04	1,030.39	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	197.11	0.00	931.06	0.00	0.00			

日常清掃仕様等一覧表

No.	清掃場所	清掃面積 (㎡)	種別	床材	作業回数	作業内容
1	外溝	共用	A		1回/日以上	・巡回して粗ゴミを拾う。 ・玄関廻りの掃き清掃。
2	外溝植栽	共用	B		1回/日以上 1回/週以上	・巡回して粗ゴミを拾う。 ・植栽への灌水。
3	地下駐車場	共用	C	硬質床	1回/週以上	・巡回して粗ゴミを拾う。排水口については土砂等を取り除く。
4	ロビー	共用	D1	弾性床	1回/日以上	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き。(弾性床、硬質床) ・ガラスの汚れが目立つ部分を水拭き。
			D2	硬質床		
5	エスカレータ	共用	E		1回/日以上	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き。
6	エレベータ	共用	F	弾性床	1回/日以上	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き。 ・手すり部分の水拭き及び汚れが目立つ部分の洗浄。(専用洗剤を使用)
7	階段	共用	G	弾性床	1回/日以上	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き。 ・手すり部分の水拭き及び汚れが目立つ部分の洗浄。(専用洗剤を使用)
8	事務室、ホール、廊下、通路等	専用	H1	弾性床	1回/日以上	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き。(弾性床) ・床面の掃き清掃及び水拭き。(硬質床) ・床面の掃除機による吸塵。(繊維床) ・固く絞った雑巾による床面の水拭き。(フローリング)
			H2	硬質床		
			H3	繊維床		
			H4	フローリング		
		共用	H5	弾性床		
			H6	硬質床		
			H7	繊維床		
9	喫煙スペース等	専用	I1	弾性床	1回/日以上	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き。(弾性床、硬質床) ・灰皿の水拭き、空気清浄機の机上の水拭き及び吸殻、ゴミの収集。
		共用	I2	弾性床		
			I3	硬質床		
10	トイレ	専用	J1	弾性床	1回/日以上	・床面の掃き清掃及び水拭き。 ・大・小便器の専用洗剤による洗浄及び拭き上げ。 ・扉及び間仕切りの汚れが目立つ部分を水拭き。 ・鏡、洗面台の専用洗剤による洗浄。 ・ゴミ収集(汚物入れを含む)及び汚物入れの洗浄。 ・トイレトーパー等の衛生消耗品の補充。
			J2	硬質床		
		共用	J3	弾性床		
			J4	硬質床		
11	湯沸室・洗面所等	専用	K1	弾性床	1回/日以上	・床面の掃き清掃及び水拭き。 ・流し台、洗面台等の専用洗剤による洗浄及び拭き上げ。 ・湯沸室(又は雑用室)の茶殻他の生ゴミ、一般ゴミの収集及び茶殻容器の洗浄。
		共用	K2	弾性床		
12	浴室等	専用	L1	硬質床	1回/日以上	・浴室の浴槽、床面及び鏡を専用洗剤を用いて洗浄。 ・蛇口等の金属部分の水拭き及び拭き上げ ・排水口の髪の毛等のゴミを除去。 ・壁面の汚れを放水により除去。
		共用	L2	硬質床		
13	脱衣室等	専用	M1	弾性床	1回/日以上	・床面の掃き清掃及び水拭き。 ・洗面台の専用洗剤による洗浄。
		共用	M2	弾性床		
14	教養室等(湯沸部分除く)	専用	N1	畳	1回/日以上	・床面の掃除機による吸塵。(畳、繊維床) ・固く絞った雑巾による床面の水拭き。(フローリング) ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き。(弾性床) 注)教養室内湯沸し場については「湯沸室・洗面所等」にて計上。
			N2	フローリング		
			N3	弾性床		
			N4	繊維床		
15	検査場 屋外テラス	専用	O1	硬質床	1回/日以上	・床面の掃き清掃。 ・ゴミの収集。
		共用	O2	硬質床		
16	麻薬犬舎	専用	P	硬質床	1回/日以上	・床、壁の水洗い及び付着した水分の除去。(洗剤等を使用しないこと。) 注)犬舎に麻薬探知犬がいる場合は、麻薬探知犬担当職員立会いのもと清掃を行うこと。
17	ゴミ処理室	共用	Q	硬質床	1回/日以上	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き。
18	その他				1回/日以上 1回/週以上	・日常清掃区域に設置されたゴミ箱からゴミを収集し、ゴミ処理室(地下2階)まで運搬し、分別を行うこと。 ・日常清掃区域に設置された人工植栽の除塵。 ・ヒールマークがついたトイレ等の弾性床面についてはスプレーバフで適宜補修。 ・うがい器の清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き。

※種別については「東京港湾合同庁舎床清掃面積表(専用部・共用部)」の日常清掃種別に対応。

東京港湾合同庁舎（定期清掃実施月及び回数表）

別表3

1. 専用部定期清掃実施月

階 月	B2F	B1F	1F	2F	3F	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	階段1	階段2	階段3	合 計
4月				⑥ 106.68	⑥ 1.60			⑥ 13.02	⑥ 480.65			⑥ 209.32						0.00
5月					② 1,429.60		② 1,890.82											811.27
6月			⑦ 113.61	① 2,009.87	⑦ 63.69	⑦ 88.13	⑦ 58.64	⑦ 58.64		⑦ 197.11								3,320.42
7月					⑤ 506.54	⑤ 396.25	⑤ 314.16	⑤ 506.41	⑤ 478.85	⑤ 445.78			⑧ 168.53					579.82
8月			⑦ 113.61		⑦ 63.69	⑦ 88.13	⑦ 58.64	⑦ 58.64	③ 962.62		③ 485.28	③ 1,486.75	⑤ 224.22					3,452.34
9月						④ 1,588.24		④ 1,632.35										168.53
10月				⑥ 106.68	⑥ 1.60		② 1,890.82	⑥ 13.02	⑥ 480.65			⑥ 209.32						168.53
11月			① 1,442.47	① 2,009.87	⑦ 63.69	⑦ 88.13	⑦ 58.64	⑦ 58.64		⑦ 197.11								3,320.42
12月			⑦ 113.61		⑤ 506.54	⑤ 396.25	⑤ 314.16	⑤ 506.41	⑤ 478.85	⑤ 445.78			⑤ 224.22					2,872.21
1月				⑥ 106.68	⑥ 1.60			⑥ 13.02	⑥ 480.65			⑥ 209.32						168.53
2月			⑦ 113.61		⑦ 63.69	⑦ 88.13	⑦ 58.64	⑦ 58.64	③ 962.62		③ 485.28	③ 1,486.75						811.27
3月						④ 1,588.24		④ 1,632.35									⑧ 168.53	2,934.65
繊維床計	0.00	0.00	2,884.94	4,019.73	3,872.28	3,968.98	4,409.96	4,277.52	2,882.94	891.56	970.56	2,973.50	448.44	0.00	0.00	0.00	0.00	31,600.41
その他計	0.00	0.00	454.44	426.72	261.16	352.52	234.56	286.64	1,922.60	788.44	0.00	837.28	674.12	0.00	0.00	0.00	0.00	6,238.48
合計	0.00	0.00	3,339.38	4,446.45	4,133.44	4,321.50	4,644.52	4,564.16	4,805.54	1,680.00	970.56	3,810.78	1,122.56	0.00	0.00	0.00	0.00	37,838.89

2. 共用部定期清掃実施月

階 月	B2F	B1F	1F	2F	3F	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	階段1	階段2	階段3	合 計	
4月				⑥ 969.96								⑥ 238.52						0.00	
5月			⑦ 1,450.52							⑦ 83.08	⑦ 83.08							1,208.48	
6月	⑧ 215.16	⑧ 257.34	① 102.07	① 29.26									⑧ 12.90	⑧ 50.19	⑧ 394.81			0.00	
7月				⑥ 969.96						⑤ 454.16		⑥ 238.52	⑤ 13.34					131.33	
8月			⑦ 1,450.52								③ 528.05	③ 133.86						930.40	
9月	⑧ 215.16	⑧ 257.34								⑦ 83.08	⑦ 83.08							467.50	
10月				⑥ 969.96								⑥ 238.52						1,208.48	
11月			① 102.07	① 29.26														131.33	
12月	⑧ 215.16	⑧ 257.34	⑦ 1,450.52							⑦ 83.08	⑦ 83.08			⑤ 13.34				1,616.68	
1月				⑥ 969.96						⑤ 454.16			⑧ 12.90	⑧ 50.19	⑧ 394.81			467.50	
2月			⑦ 1,450.52									⑥ 238.52						930.40	
3月	⑧ 215.16	⑧ 257.34								⑦ 83.08	⑦ 83.08			⑧ 12.90	⑧ 50.19	⑧ 394.81	⑧ 268.29	⑧ 269.09	0.00
繊維床計	0.00	0.00	204.14	58.52	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	908.32	1,056.10	267.72	26.68	0.00	0.00	0.00	0.00	2,521.48	
その他計	860.64	1,029.36	5,802.08	3,879.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	332.32	332.32	954.08	51.60	200.76	1,579.24	536.58	538.18	16,097.00	
合計	860.64	1,029.36	6,006.22	3,938.36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,240.64	1,388.42	1,221.80	78.28	200.76	1,579.24	536.58	538.18	18,618.48	

● 弾性床・硬質床他 ○ 繊維床 * ○●数字内記載の番号は定期清掃区分番号 *別表1(専用部)の定期清掃区分※は打合せのうえ決定するので別表3に面積は加えない

絨維床

1・2F(定期清掃区分①)

1F(専用部)

事務室1-1	470.28 m ²
事務室1-2	159.00 m ²
事務室2	140.52 m ²
事務室3	57.82 m ²
事務室4-1	174.30 m ²
事務室4-2	22.21 m ²
事務室5	51.91 m ²

事務室6	18.75 m ²
事務室8	16.70 m ²
事務室9-1	173.94 m ²
事務室9-2	57.28 m ²
会議室	47.67 m ²
更衣室1	28.72 m ²
更衣室2	23.37 m ²

1F(共用部)

事務室(共用)2	102.07 m ²
----------	-----------------------

2F(専用部)

事務室1-1	654.74 m ²
事務室1-2	72.87 m ²
事務室2	76.61 m ²
事務室3-1	100.48 m ²
事務室3-2	40.93 m ²
会議室1-1	295.82 m ²
会議室2	62.53 m ²
その他1	63.18 m ²
その他2	184.16 m ²

その他3	26.25 m ²
更衣室1	31.87 m ²
更衣室2	14.27 m ²
更衣室3	26.66 m ²
更衣室4	12.82 m ²
仮眠室1	14.46 m ²
仮眠室2	95.20 m ²
仮眠室3	25.47 m ²
仮眠室4	48.97 m ²
廊下(専用)2	7.98 m ²
廊下(専用)3	154.60 m ²

2F(共用部)

廊下2	29.26 m ²
-----	----------------------

計 3,583.67 m²

絨維床

3・5F(定期清掃区分②)

3F(専用部)

事務室1	106.86 m ²
事務室2	254.78 m ²
事務室3-1	213.01 m ²
事務室3-2	58.63 m ²
事務室4	61.01 m ²
事務室5	139.01 m ²
事務室6	33.32 m ²
事務室7	40.75 m ²
事務室8	41.65 m ²

事務室9	74.85 m ²
事務室10	41.69 m ²
事務室11	68.37 m ²
会議室	108.99 m ²
応接室	42.38 m ²
その他	11.22 m ²
更衣室1	13.86 m ²
更衣室2	21.68 m ²
更衣室3	18.33 m ²
廊下(専用)2	79.21 m ²

5F(専用部)

事務室1	277.15 m ²
事務室2-1	52.42 m ²
事務室2-2	563.84 m ²
事務室3-1	197.72 m ²
事務室3-2	65.99 m ²
事務室3-3	55.57 m ²
事務室4	42.82 m ²
事務室5	43.19 m ²
事務室6	44.10 m ²
事務室7	111.75 m ²
事務室8	68.39 m ²

会議室	108.99 m ²
応接室	42.48 m ²
更衣室1	24.67 m ²
更衣室2	17.41 m ²
更衣室3	19.07 m ²
更衣室4	19.85 m ²
廊下(専用)2	28.92 m ²
廊下(専用)3	28.79 m ²
廊下(専用)4	30.57 m ²
廊下(専用)5	47.13 m ²

計 3,204.90 m²

絨維床

7・9・10F(定期清掃区分③)

7F(専用部)

事務室1	93.59 m ²
事務室2	48.60 m ²
事務室3	32.15 m ²
事務室4	23.84 m ²
事務室5	122.42 m ²
事務室6	298.61 m ²
事務室7	24.07 m ²

事務室8	84.93 m ²
事務室9	118.84 m ²
会議室1	71.39 m ²
会議室2	18.89 m ²
更衣室1	15.41 m ²
更衣室2	9.88 m ²

9F(運輸支局専用部)

運輸支局事務室	485.28 m ²
---------	-----------------------

9F(共用部)

会議室(共用)1	71.66 m ²
ホール1	23.37 m ²
ホール2	115.17 m ²

ホール4	32.03 m ²
廊下	285.82 m ²

10F(専用部)

事務室1	179.24 m ²
事務室2	60.07 m ²
事務室3	135.55 m ²
事務室4	37.36 m ²
会議室1-1	176.14 m ²
会議室1-2	8.16 m ²
会議室2-1	108.88 m ²
会議室2-2	10.04 m ²
会議室2-3	3.62 m ²
会議室2-4	3.64 m ²
会議室2-5	3.62 m ²
その他1	20.54 m ²

その他2	236.19 m ²
その他3	51.95 m ²
その他4	32.51 m ²
その他5	91.97 m ²
その他6	3.22 m ²
その他7	26.32 m ²
その他8	42.09 m ²
その他10	18.06 m ²
その他11-1	29.10 m ²
廊下(専用)1	104.25 m ²
廊下(専用)2	104.23 m ²

10F(共用部)

ホール1	23.37 m ²
ホール4	32.03 m ²
廊下1	78.46 m ²

計 3,596.56 m²

絨維床

4・6F(定期清掃区分④)

4F(専用部)

事務室1	592.98 m ²
事務室2	192.77 m ²
事務室3	138.46 m ²
事務室4	50.72 m ²
事務室5	40.73 m ²
事務室6	44.21 m ²
事務室7	72.43 m ²
事務室8	41.69 m ²
事務室9	68.13 m ²
応接室	26.32 m ²
その他1	9.57 m ²
その他2	3.81 m ²
その他3	5.71 m ²

その他4	5.11 m ²
その他5	5.94 m ²
その他6	5.92 m ²
その他7	5.92 m ²
会議室	68.22 m ²
更衣室1	12.42 m ²
更衣室2	31.17 m ²
更衣室3	38.71 m ²
廊下(専用)2	28.92 m ²
廊下(専用)3	16.93 m ²
廊下(専用)4	81.45 m ²

6F(専用部)

事務室1	83.63 m ²
事務室2	21.69 m ²
事務室3	133.91 m ²
事務室4	24.39 m ²
事務室5	167.21 m ²
事務室6	27.56 m ²
事務室7	19.66 m ²
事務室8	192.92 m ²
事務室9	23.57 m ²
事務室10	27.88 m ²
事務室11	32.95 m ²
事務室12	40.87 m ²
事務室13	65.17 m ²
事務室14	82.11 m ²
会議室1	196.68 m ²
会議室2	60.10 m ²

会議室3	52.32 m ²
会議室4	68.13 m ²
応接室1	30.31 m ²
応接室2	22.29 m ²
応接室3	12.02 m ²
その他1	39.31 m ²
その他2	23.19 m ²
その他3	13.96 m ²
更衣室1	12.42 m ²
更衣室2	18.08 m ²
洗面所1	4.51 m ²
廊下(専用)2	38.11 m ²
廊下(専用)3	87.12 m ²
廊下(専用)4	10.28 m ²

計 3,220.59 m²

絨維床

3~8・11F(定期清掃区分⑤)

3F(専用部)

ホール(専用)1	23.37 m ²
ホール(専用)2	23.37 m ²
ホール(専用)3	141.82 m ²

廊下(専用)1	32.03 m ²
廊下(専用)2	285.95 m ²

4F(専用部)

ホール(専用)1	23.37 m ²
ホール(専用)2	23.37 m ²
ホール(専用)3	91.69 m ²

ホール(専用)5	32.03 m ²
廊下(専用)1	225.79 m ²

5F(専用部)

ホール(専用)1	23.37 m ²
ホール(専用)2	23.37 m ²
ホール(専用)3	141.82 m ²

ホール(専用)5	32.03 m ²
廊下(専用)1	93.57 m ²

6F(専用部)

ホール(専用)1	23.37 m ²
ホール(専用)2	23.37 m ²
ホール(専用)3	141.82 m ²

ホール(専用)4	32.03 m ²
廊下(専用)1	285.82 m ²

7F(専用部)

ホール(専用)1	23.37 m ²
ホール(専用)2	23.37 m ²
ホール(専用)3	114.74 m ²

ホール(専用)5	32.03 m ²
廊下(専用)1	191.46 m ²
廊下(専用)2	93.88 m ²

8F(植防専用部)

植防事務室1	51.33 m ²
植防事務室2	30.41 m ²
植防事務室3	22.01 m ²
植防事務室4	42.74 m ²

植防事務室5	53.30 m ²
植防事務室6-1	14.44 m ²
植防事務室6-2	11.00 m ²
植防事務室9	220.55 m ²

8F(共用部)

ホール1	23.37 m ²
ホール2	112.70 m ²

ホール4	32.27 m ²
廊下	285.82 m ²

11F(専用部)

その他3	16.05 m ²
ホール(専用)1	20.05 m ²
ホール(専用)2	139.15 m ²
ホール(専用)3	2.25 m ²
ホール(専用)4	2.14 m ²

廊下(専用)1	11.33 m ²
廊下(専用)2	13.13 m ²
廊下(専用)4	10.49 m ²
廊下(専用)6	9.63 m ²

11F(共用部)

廊下1	13.34 m ²
-----	----------------------

計 3,339.71 m²

弾性床・硬質床等**2・3・6・7・10F(定期清掃区分⑥)**

2F(専用部)

会議室1-2	24.54 m ²
洗面所1	4.88 m ²
洗面所2	5.10 m ²
脱衣室1	8.36 m ²
脱衣室2	5.10 m ²
浴室1	18.78 m ²

浴室2	5.47 m ²
湯沸室(専用)	14.76 m ²
WC3-1	6.39 m ²
WC3-2	1.98 m ²
WC4	2.33 m ²
廊下(専用)1	8.99 m ²

2F(共用部)

事務室(共用)1	12.43 m ²
その他(共用)1	71.92 m ²
食堂	331.68 m ²
喫煙室	10.13 m ²
WC1-1	22.02 m ²
WC1-2	2.27 m ²
WC2	25.00 m ²
ロビー1-1	218.00 m ²

ロビー1-2	2.29 m ²
ロビー1-3	7.06 m ²
ホール1	23.37 m ²
ホール2	23.37 m ²
ホール3	97.38 m ²
廊下1	118.49 m ²
廊下3	4.55 m ²

3F(専用部)

教養室2-2	1.60 m ²
--------	---------------------

6F(専用部)

WC(専用)4-1	6.75 m ²
WC(専用)4-2	0.84 m ²

WC(専用)5	5.43 m ²
---------	---------------------

7F(専用部)

その他1~13	392.44 m ²
教養室1-5	3.04 m ²
教養室1-6	2.09 m ²
湯沸室(専用)	5.75 m ²
雑用室(専用)	9.89 m ²

WC(専用)1-1	19.48 m ²
WC(専用)1-2	2.47 m ²
WC(専用)2	16.67 m ²
WC(専用)3	4.38 m ²
ホール(専用)4	24.44 m ²

10F(専用部)

その他9	11.87 m ²
その他11-2	6.95 m ²

その他12-1~16	190.50 m ²
------------	-----------------------

10F(共用部)

ホール2	155.44 m ²
ホール3	24.44 m ²
湯沸室	5.75 m ²
雑用室	9.89 m ²

WC1-1	19.48 m ²
WC1-2	2.47 m ²
WC2	16.67 m ²
WC3	4.38 m ²

計 2019.75 m²

弾性床・硬質床等

1・3・4・5・6・8・9・ELV(定期清掃区分⑦)

1F(専用部)

事務室7	21.68	m ²
教養室1-3	2.70	m ²
更衣室3	17.18	m ²
更衣室4	12.53	m ²
廊下(専用)1	13.50	m ²

浴室1	9.24	m ²
浴室2	7.02	m ²
廊下(専用)2	21.63	m ²
喫煙所	8.13	m ²

8F(植防専用部)

植防検査場	46.26	m ²
植防検査室	17.24	m ²
植防準備室	13.82	m ²

シャワー室	10.63	m ²
廊下	9.83	m ²

1F(共用部)

湯沸室	15.11	m ²
WC1-1	25.13	m ²
WC1-2	3.41	m ²
WC1-3	3.95	m ²
WC2-1	24.64	m ²
WC2-2	3.99	m ²
WC3-1	5.46	m ²
WC3-2	0.83	m ²
WC4	8.73	m ²
ロビー1	835.56	m ²
ロビー2	63.31	m ²
ロビー3	15.66	m ²
ロビー4	15.66	m ²

ロビー5	7.13	m ²
ロビー6	11.68	m ²
ロビー7	10.98	m ²
ホール1	20.47	m ²
ホール2	20.47	m ²
廊下1	100.02	m ²
廊下2	18.65	m ²
廊下3	18.60	m ²
廊下4	10.94	m ²
廊下5	18.28	m ²
事務室(共用)1	4.07	m ²
カフェ	149.35	m ²
ELV1~10	38.44	m ²

3F(専用部)

教養室1-5	3.22	m ²
教養室1-6	1.83	m ²
湯沸室(専用)	5.75	m ²
雑用室(専用)	9.89	m ²
WC(専用)1-1	19.48	m ²

WC(専用)1-2	2.47	m ²
WC(専用)2	16.67	m ²
WC(専用)3	4.38	m ²

4F(専用部)

教養室1-5	3.22	m ²
教養室1-6	1.83	m ²
湯沸室(専用)	5.75	m ²
雑用室(専用)	9.89	m ²
WC(専用)1-1	19.48	m ²

WC(専用)1-2	2.47	m ²
WC(専用)2	16.67	m ²
WC(専用)3	4.38	m ²
ホール(専用)4	24.44	m ²

5F(専用部)

湯沸室(専用)	5.75	m ²
雑用室(専用)	9.89	m ²
WC(専用)1-1	19.48	m ²
WC(専用)1-2	2.47	m ²

WC(専用)2	16.67	m ²
WC(専用)3	4.38	m ²

6F(専用部)

湯沸室(専用)	5.75	m ²
雑用室(専用)	9.89	m ²
WC(専用)1-1	19.48	m ²
WC(専用)1-2	2.47	m ²

WC(専用)2	16.67	m ²
WC(専用)3	4.38	m ²

8F(植防専用部)

植防事務室7	29.59	m ²
植防事務室8	3.83	m ²
植防その他1	35.15	m ²
植防その他2	30.76	m ²

8F(共用部)

湯沸室	5.75	m ²
雑用室	9.89	m ²
WC1-1	19.48	m ²
WC1-2	2.47	m ²

WC2	16.67	m ²
WC3	4.38	m ²
ホール3	24.44	m ²

9F(共用部)

定期清掃箇所一覧

別表3

湯沸室	5.75 m ²	WC2	16.67 m ²
雑用室	9.89 m ²	WC3	4.38 m ²
WC1-1	19.48 m ²	ホール3	24.44 m ²
WC1-2	2.47 m ²		
		計 2066.25 m ²	

弾性床・硬質床等

B2・B1・11・12・階段(定期清掃区分⑧)

B2(共用部)

その他(共用)	42.08 m ²
脱衣所(共用)	2.63 m ²
WC1	5.21 m ²
WC2	4.49 m ²
ホール1	16.84 m ²
ホール2	24.24 m ²

廊下1	57.07 m ²
廊下2	13.85 m ²
廊下3	16.32 m ²
廊下4	14.72 m ²
廊下5	17.71 m ²

B1(共用部)

その他(共用)1	13.00 m ²
その他(共用)2	50.39 m ²
WC1	4.72 m ²
WC2	4.00 m ²
ホール1	17.45 m ²
ホール2	17.45 m ²

廊下1	92.79 m ²
廊下2	14.32 m ²
廊下3	6.59 m ²
廊下4	15.29 m ²
廊下5	21.34 m ²

11F(専用部)

その他1	26.37 m ²
その他2	19.47 m ²
更衣室1	40.71 m ²
更衣室2	14.15 m ²
浴室1	11.60 m ²
浴室2	5.52 m ²
WC(専用)1	11.77 m ²

WC(専用)2	4.23 m ²
WC(専用)3-1	8.41 m ²
WC(専用)3-2	2.42 m ²
WC(専用)4	11.24 m ²
廊下(専用)3	5.78 m ²
廊下(専用)5	6.86 m ²

11F(共用部)

廊下2-1	6.05 m ²
-------	---------------------

廊下2-2	6.85 m ²
-------	---------------------

12F(共用部)

その他(共用)1	8.87 m ²
その他(共用)2	8.87 m ²

廊下1	32.45 m ²
-----	----------------------

階段(共用部)

階段1	394.81 m ²
階段2	268.29 m ²
階段3	269.09 m ²

※階段2・3は年2回

年2回	計 1,636.31 m ²
年2回	計 1,098.93 m ²

11F(定期清掃区分 ※) それぞれ平日に実施(年1回)

11F(専用部)

体育館	606.32 m ²
柔剣道場	252.18 m ²
柔剣道場(畳)	157.07 m ²
水泳訓練所	369.07 m ²

年1回	計 1,384.64 m ²
-----	---------------------------

窓ガラス清掃面積一覧表（階別入居官署別）

別表4

【外部】年3回実施

No.	入居官署	1 F	2 F	3 F	4 F	5 F	6 F	7 F	8 F	9 F	10 F	11 F	12 F	合計
1	税関(研修所含む)	225.06	308.02	471.84	493.44	493.44	493.44	493.44			330.36	561.60	486.00	4356.64
2	入管									63.36				63.36
3	検疫								163.26	43.74				207.00
4	動検								37.44					37.44
5	三管									122.58				122.58
6	植防	7.84							125.82			4.80		138.46
7	運輸									82.08				82.08
8	共用	294.07	138.54	49.20	49.20	49.20	49.20	49.20	216.12	230.88	223.08	33.60	306.00	1688.29
	合計	526.97	446.56	521.04	542.64	542.64	542.64	542.64	542.64	542.64	553.44	600.00	792.00	6695.85

【内部】年2回実施

	入居官署	1 F	2 F	3 F	4 F	5 F	6 F	7 F	8 F	9 F	10 F	11 F	12 F	合計
1	税関(研修所含む)	225.06	308.02	421.44	397.44	443.04	443.04	413.04			330.36	561.60	486.00	4029.04
2	入管													0.00
3	検疫													0.00
4	動検													0.00
5	三管													0.00
6	植防	7.84							76.00					83.84
7	運輸													0.00
8	共用	129.00	138.54	49.20	49.20	49.20	49.20	49.20	135.72	166.08	147.48	33.60	306.00	1302.42
	合計	361.90	446.56	470.64	446.64	492.24	492.24	462.24	211.72	166.08	477.84	595.20	792.00	5415.30

窓ガラス清掃面積一覧表（階別入居官署別）

別表4

【内部】年3回実施

	入居官署	1 F	2 F	3 F	4 F	5 F	6 F	7 F	8 F	9 F	10 F	11 F	12 F	合計
1	税関（喫煙所）				14.4			14.4						28.80
2	共用（喫煙所）								14.4	14.4	14.4			43.20
3	共用 （風除室及び周辺ガラス）	165.07												165.07
	合計	165.07	0.00	0.00	14.40	0.00	0.00	14.40	14.40	14.40	14.40	0.00	0.00	237.07

標準業務表

別表5

平日(月曜日～金曜日(祝祭日を除く)) ※12月29日から1月3日は休日扱いとする。

業務内容		時間帯		時間																											
		08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	01	02	03	04	05	06	07	08					
業務内容	08:00～17:00	1ポスト																													
	08:00～18:00	1ポスト																													
	08:30～18:30	1ポスト																													
	08:00～翌08:00	2ポスト																													
	20:30～翌08:00	1ポスト																													
内 訳	防災センター業務																														
	出入管理業務																														
	出入管理業務																														
	出入管理業務																														
	出入管理業務																														
	巡回点検業務																														

休日(土、日曜日及び祝祭日) ※12月29日から1月3日は休日扱いとする。

時間		時間																													
		08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	01	02	03	04	05	06	07	08					
業務内容	08:00～翌08:00	2ポスト																													
	20:30～翌08:00	1ポスト																													
内 訳	防災センター業務																														
	出入管理業務																														
	巡回点検業務																														

東京港湾合同庁舎構内草刈等
作業計画表

作業区分	規格	数量	単位	作業方法	規格	樹高・草丈	実施頻度	年間数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
植栽地除草	-	1,339	m ²	除草	-	-	2回/年	2678.0	m ²				●				●					
寄植剪定	-	1,182	m ²	剪定	低木	60cm未満	2回/年	2,364.0	m ²				●				●					
刈込(生垣)	-	17	m	剪定			1回/年	17.0	m								●					
地被類手入れ	-	140.0	m	-	-	-	1回/年	140.0	m								●					
病虫害防除 (生垣)	-	34	本	薬剤			2回/年	68.0	本			●					●					
病虫害防除 (低木)	-	1,409.0	m ²	薬剤	-	-	2回/年	2,818.0	m ²			●					●					
高木剪定 (30年度実施)	-	48.0	本	剪定	-	-	1回/年	48.0	本								●					
黒松手入れ	-	3.0	本	剪定等	-	-	1回/年	3.0	本								●					
施肥 (高木・生垣、 低木・地被類)	-	82.0 1,409.0	本 m ²	施肥	-	-	1回/年	82.0 1,409.0	本 m ²								●					
3階屋上 地被類手入	-	924.2	m ²	除草	-	-	2回/年	1,848.4	m ²			●					●					

点検、測定及び試験の基準等

月次点検及び年次点検

電 気 工 作 物		点 検 方 法	月次点検	年次点検Ⅰ	年次点検Ⅱ
受 電 設 備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる 区分開閉器等 引込線等 〔架空電線、支持物〕 〔ケーブル〕	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		区 分 開 閉 器 動 作 試 験		○	○
		保 護 継 電 器 動 作 試 験		○	○
		保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験			○
	断 路 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	遮 断 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		動 作 試 験		○	○
		内 部 点 検			○
		絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験			○
	電 力 ヒ ュ ー ズ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	計 器 用 変 成 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		内 部 点 検			○
		絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験			○
	電 力 用 コ ン デ ン サ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	避 雷 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	母 線	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	そ の 他 の 高 圧 機 器	外 観 点 検	○	○	○
絶 縁 抵 抗 測 定			○	○	
配 電 盤 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○	○	
	絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
	保 護 継 電 器 動 作 試 験		○	○	
	保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験			○	
	計 器 校 正 試 験			○	
	制 御 回 路 試 験		○	○	
受 電 設 備 の 建 物 ・ 室 キュービクルの金属箱	外 観 点 検	○	○	○	
接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
	接 地 抵 抗 測 定		○	○	

電 気 工 作 物		点 検 方 法	月次点検	年次点検Ⅰ	年次点検Ⅱ	
配 電 設 備	配 電 線 路 〔架空電線、支持物〕 ケーブル	外 観 点 検	○	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
	断 路 器、遮 断 器 開 閉 器、変 圧 器 計 器 用 変 成 器 電 力 用 コ ン デ ン サ そ の 他 高 圧 機 器	外 観 点 検	○	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
		内 部 点 検			○	
		絶 縁 油 の 点 検・試 験			○	
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	○	
	非 常 用 予 備 発 電 装 置	原 動 機 置 属 装 置	外 観 点 検	○	○	○
			始 動 試 験	○	○	○
機 関 保 護 継 電 器 動 作 試 験				○	○	
発 電 機 置 励 磁 装 置 接 地 装 置		外 観 点 検	○	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	○	
遮 断 器 盤 等 配 御 装 置		外 観 点 検	○	○	○	
		保 護 継 電 器 動 作 試 験		○	○	
		保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験			○	
		制 御 装 置 試 験		○	○	
その他は受電設備に準ずる						
蓄 電 池 設 備	本 体	外 観 点 検	○	○	○	
		液 量 点 検	○	○	○	
		電 圧・比 重 測 定		○	○	
		液 温 測 定		○	○	
	充 電 装 置 属 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	○	
電 気 使 用 場 所 の 設 備	電 動 機 類、電 熱 装 置 電 気 溶 接 機 置 照 明 装 置 器 具 配 線、配 線 器 具 そ の 他 の 機 器 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	○	
		漏 洩 電 流 測 定	○	○	○	

- 注)・「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。
- ・「漏洩電流測定」は、高圧受配電設備の変圧器のB種接地工事の接地線において測定します。
 - ・変圧器の二次側以降の低圧電路(電気使用場所の設備を含む。)と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがあります。

芝浦出張所空調設備保守作業仕様書(完全保守)

機器仕様

1階	PUZ-RP50SHA形スリムエアコン	1台
1階	FDCS-80H7形パッケージエアコン	1台
1階	FDCS-200HKX7形パッケージエアコン	1台
1階	室内機	5台
2階	FDCS-250HKX7形パッケージエアコン	2台
2階	室内機	6台
3階	FDCS-250HKX7形パッケージエアコン	2台
3階	RTYJ 50BVパッケージエアコン	1台
3階	室内機	8台

点検実施要領

- ・ 定期点検は年2回実施する。
 集中点検は年1回(5月頃)
 通常点検は年1回(10月頃)
- ・ エアークフィルターの清掃は年2回実施する。

点検パターン		集中	通常
作業・点検内容			
室外機	クランクケースヒータの絶縁確認	○	○
	電磁弁の動作確認	○	○
	室外基板の劣化点検	○	○
	サーミスタの点検	○	○
	電磁接触器の点検	○	○
	リレーの点検	○	○
	熱交換器の汚れ点検	○	○
	圧縮機電動機の絶縁確認	○	
	圧力開閉器の動作確認	○	
	過電流継電器の動作確認	○	
	制御弁の動作確認	○	
	送風機の汚れ点検	○	
	送風機電動機の絶縁確認	○	
	外装の腐食点検	○	
室内機	送風機の汚れ点検	○	○
	サーミスタの点検	○	○
	温度開閉器の動作確認	○	○
	送風機電動機の絶縁確認	○	
	室内基板の劣化点検	○	
	熱交換器の汚れ点検	○	
	電子膨張弁の動作確認	○	
	ドレンアップ機の動作確認	○	
ドレンの流れ確認	○		
フィルターの汚れ点検、清掃	○	○	
リモコンの動作確認	○	○	
運転状況(温度・圧力)の確認	○	○	
異音・振動の確認	○	○	
ガス洩れ点検	○	○	

芝浦出張所空調機保守修理・取替作業範囲

本保守作業における無償修理・取替範囲は、右表のとおりとする。

除外項目

次の項目は修理・取替作業範囲に含まれない

1. 修理、取替作業範囲以外の修理・部品取替並びに意匠部品(パネル・飾り枠・グリル)の塗装・メッキ直し・修理・部品取替・清掃
2. 加湿器・加熱器等、冷凍空調機器の標準外部品・機器の取替・修理
3. 基礎及び架台・ダクト設備・電源設備・暖房設備等、付帯設備の取替・修理

部位	作業範囲
圧縮機	全密閉圧縮機の取替
熱交換器	フィン洗浄(必要に応じ実施)
冷媒系統	膨張弁の取替
	圧力計の取替
	その他の冷媒部品の修理・取替
保護機器	過電流継電器の取替
	圧力開閉器の取替
	ヒューズの取替
	温度開閉器の取替
電気系統	電磁接触器の修理・取替
	温度調節器の修理・取替
	補助継電器の修理・取替
	タイマーの修理・取替
	ヒータの修理・取替
	基板の取替
	センサーの取替
	その他の電気・電子部品の修理・取替
送風機系統	室外
	モータの取替
	軸受ベアリングの取替
	室内
	モータの取替
軸受ベアリングの取替	
外装他	サランネットフィルターの取替
	冷媒の補充

保守作業仕様書(完全保守)

機器仕様

1階 PUZ-RP50SHA形スリムエアコン	1台
1階 FDCS-80H7形パッケージエアコン	1台
1階 FDCS-200HKX7形パッケージエアコン	1台
1階 室内機	5台
2階 FDCS-250HKX7形パッケージエアコン	2台
2階 室内機	6台
3階 FDCS-250HKX7形パッケージエアコン	2台
3階 RTYJ 50BVパッケージエアコン	1台
3階 室内機	8台

点検実施要領

- ・ 定期点検は年2回実施する。
集中点検は年1回(5月頃)
通常点検は年1回(10月頃)
- ・ エアークフィルターの清掃は年2回実施する。

点検項目

作業・点検内容		点検パターン	
		集中点検	通常点検
室外機	クランクケースヒータの絶縁確認	○	○
	電磁弁の動作確認	○	○
	室外基板の劣化点検	○	○
	サーミスタの点検	○	○
	電磁接触器の点検	○	○
	リレーの点検	○	○
	熱交換器の汚れ点検	○	○
	圧縮機電動機の絶縁確認	○	
	圧力開閉器の動作確認	○	
	過電流継電器の動作確認	○	
	制御弁の動作確認	○	
	送風機の汚れ点検	○	
	送風機電動機の絶縁確認	○	
	外装の腐食点検	○	
	室内機	送風機の汚れ点検	○
サーミスタの点検		○	○
温度開閉器の動作確認		○	○
送風機電動機の絶縁確認		○	
室内基板の劣化点検		○	
熱交換器の汚れ点検		○	
電子膨張弁の動作確認		○	
ドレンアップメカの動作確認		○	
ドレンの流れ確認		○	
フィルターの汚れ点検、清掃		○	○
リモコンの動作確認	○	○	
運転状況(温度・圧力)の確認	○	○	
異音・振動の確認	○	○	
ガス洩れ点検	○	○	

修理・取替作業範囲(完全保守)

部位	作業範囲	
圧縮機	全密閉圧縮機の取替	
熱交換器	フィン洗浄(必要に応じ実施)	
冷媒系統	膨張弁の取替 圧力計の取替 その他の冷媒部品の修理・取替	
保護機器	過電流継電器の取替 圧力開閉器の取替 ヒューズの取替 温度開閉器の取替	
電気系統	電磁接触器の修理・取替 温度調節器の修理・取替 補助継電器の修理・取替 タイマーの修理・取替 ヒータの修理・取替 基板の取替 センサーの取替 その他の電気・電子部品の修理・取替	
送風機系統	室外	モータの取替 軸受ベアリングの取替
	室内	モータの取替 軸受ベアリングの取替
外装他	サラネットフィルターの取替 冷媒の補充	

除外項目

次の項目は修理・取替作業範囲に含まれない

1. 修理、取替作業範囲以外の修理・部品取替並びに意匠部品
(パネル・飾り枠・グリル)の塗装・メッキ直し・修理・部品取替・清掃
2. 加湿器・加熱器等、冷凍空調機器の標準外部品・機器の取替・修理
3. 基礎及び架台・ダクト設備・電源設備・暖房設備等、付帯設備の取替、修理

日常清掃仕様等一覧表

【芝浦出張所】

清掃場所	清掃面積(m ²)	作業回数	作業内容
① 玄関ホール 及びポーチ	58.87	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関マットの除塵 ・床面の掃き清掃及び水拭き ・扉ガラスの汚れが目立つ部分を水拭き ・玄関ホールの吸殻、ゴミ収集 ・玄関ホールにある灰皿の水拭き
② 廊下	58.09	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・ゴミ収集
③ 階段	27.51	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・手すりの水拭き及び汚れが目立つ部分の洗浄(専用洗剤を用いること)
④ トイレ	36.55	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び水拭き ・大・小便器の専用洗剤による洗浄及び拭き上げ ・扉及び間仕切りの汚れが目立つ部分を水拭き ・鏡、洗面台の専用洗剤による洗浄 ・吸殻、ゴミ収集(汚物入れを含む)及び汚物入れの洗浄 ・トイレトペーパー、水石鹸、便座シートの補充
⑤-1 湯沸室	2.76	1回/日以上	・床面の掃き清掃及び水拭き
⑤-2 食堂	30.30		<ul style="list-style-type: none"> ・流し台の専用洗剤による洗浄及び拭き上げ ・茶殻他の生ゴミ、一般ゴミの収集及び茶殻容器の洗浄
⑥ 事務室 カウンターまわり	57.56	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面(カーペット)を掃除機で丁寧に吸塵 ・ゴミ収集
⑦-1 和室	28.28	1回/日以上	・畳部分を掃除機等により除塵
⑦-2 同踏込部分	2.34		・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き(踏込部分)
⑧ 検査場 (車入部分含む)	65.13	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃 ・ゴミ収集
⑨ 喫煙室	4.09	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃 ・吸殻、ゴミ収集 ・灰皿の水拭き、空気清浄機の机上の水拭き
⑩ 庁舎周辺	375.87	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関周りの掃き清掃 ・粗ゴミ拾い
⑪ その他	—	1回/日以上	・指定した場所(集積場)へ収集したゴミを搬出及びゴミ回収後の残留物処理

(別表 9-2)

定期清掃実施場所一覧表

【芝浦出張所】

区分	清掃場所	清掃面積 (m ²)	床材
A	玄関ホール	22.00	弾性床
	廊下	58.09	〃
	階段(1階～3階)	27.51	〃
	トイレ	36.55	〃
	湯沸室	2.76	〃
	食堂	30.30	〃
	女子更衣室踏込部分	1.70	〃
	男子更衣室	19.31	〃
	カウンセリング室	12.08	〃
	和室踏込部分	2.34	〃
	喫煙室	4.09	〃
	A (弾性床) 合計	216.73	
	検査場(車入部分を除く)	46.46	硬質床
	A (硬質床) 合計	46.46	
B	通関事務室	194.27	繊維床
	事務室カウンターまわり	57.56	〃
	所長室	25.41	〃
	総務課事務室	27.00	〃
	女子更衣室	11.61	〃
	会議室	43.52	〃
	B 合計	359.37	

ガラス清掃場所一覧表

(芝浦出張所)

階	場 所	数 量	面積(m ²)		備 考
			開き窓	はめ込み窓	
3階	所長室・会議室・総務課	8	14.96	5.00	
	会議室	1	2.46		
	カウンセリング室	1	2.29		
	湯沸室	1	3.28		
	和室・女子更衣室・食堂	8	14.96	5.00	
	階段	1	2.39		
	3 階 小 計			40.34	10.00
2階	通関事務室	17	32.38	10.00	
	男子更衣室	2		0.54	
	男子トイレ	1		0.23	
	階段ホール	1		0.23	
	2 階 小 計			32.38	11.00
1階	入口ドア	6	8.28		
	事務室・書庫	9	12.43		
	トイレ	1		0.31	
	書庫	2	9.95	5.00	
	1 階 小 計			30.66	5.31
合 計			103.38	26.31	

東京税関芝浦出張所構内樹木剪定等
作業計画表

芝浦出張所

作業区分	規格	数量	単位	作業方法	規格	樹高・草丈	実施頻度	年間数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
植栽地除草	-	104.11	m ²	除草	-	-	2回/年	208.22	m ²				●				●					
寄植剪定	-	104.11	m ²	剪定	低木	100cm未満	2回/年	208.22	m ²				●				●					
高木剪定	-	9	本	剪定	高木	300cm	1回/年	9	本								●					
中木剪定	-	21	本	剪定	中木	250cm	2回/年	21	本				●				●					

対象機器一覧

●個別空調機

対象庁舎	機器記号	機器名称	種別	型式	設置個所	台数	製造年	冷媒種	電源電圧 (V)	冷房能力 (Kw)	暖房能力 (Kw)
大井出張所	AC-1	ダイキン スカイエア	室外機	RY80D	屋外	1	1992	R22	3φ200V	7.1	7.7
	AC-1-1		室内機 (床置形)	FDY80DA	1F 事務室	1					
	AC-2	ダイキン スカイエア	室外機	RTY45DBT	屋外	1	1993	R22	3φ200V	4.0	4.3
	AC-2-1		室内機 (壁掛形)	SAY45DBT	1F 事務室	1					
	AC-3	ダイキン スカイエア	室外機	RYJ140B	屋外	1	1999	R22	3φ200V	12.5	14.0
	AC-3-1		室内機 (天埋形)	FHYCJ140B	1F 食堂	1					
	AC-4	ダイキン スカイエア	室外機	RYJ140B	屋外	1	1999	R22	3φ200V	12.5	14.0
	AC-4-1		室内機 (天埋形)	FHYCJ140B	1F 食堂	1					
	AC-6	ダイキン スカイエア	室外機	RYJ140F	屋外	1	1994	R22	3φ200V	12.5	14.0
	AC-6-1		室内機 (天埋形)	FHCJ140F	2F 小会議室	1					
	ACP1-1	東芝キャリア	室外機	AIF-AP805H-1	屋外	1	2014	R410A	3φ200V	7.1	8.0
			室内機 (床置型)	ROA-AP805HSZ	3F 大会議室	1					
	ACP1-2	東芝キャリア	室外機	AIF-AP805H-1	屋外	1	2014	R410A	3φ200V	7.1	8.0
			室内機 (床置型)	ROA-AP805HSZ	3F 大会議室	1					
	ACP1-3	東芝キャリア	室外機	AIF-AP805H-1	屋外	1	2014	R410A	3φ200V	7.1	8.0
			室内機 (床置型)	ROA-AP805HSZ	3F 大会議室	1					
ACP2	東芝キャリア	室外機	AIF-AP635H-1	屋外	1	2014	R410A	3φ200V	5.6	6.3	
		室内機 (床置型)	ROA-AP635HSZ	3F 所長室	1						

●電気集じん機及びファンコイル

対象庁舎	系統	機器名称	メーカー	型式	設置個所	台数	プレフィルター			集じんユニット	アフターフィルター	
							不織布	サラン	金網		金網	不織布
							洗浄作業	洗浄作業	洗浄作業		洗浄作業	洗浄作業
大井出張所	AHU-1系統	電気集じん機	進和テック(株)	H-EⅡ #57-115	増築棟 1F 機械室	1		9		9	自動巻取式の為、清掃対象外	
	1,2階系統	電気集じん機	東洋空調和(株)	NE-HB-300BRP	既存棟 1F 機械室	1			6	6		

作業計画表

庁舎	対象機器	作業区分	数量	回数	年間数量	実施時期	
						1回目 (契約日～6月中旬)	2回目 (10月中)
大井出張所	パッケージ形空調機 (下記を除く)	点検 フィルター清掃	5 基	2 回/年	10 基	●	●
	パッケージ形空調機 (ACP1～ACP2系統)	点検 フィルター清掃	4 基	2 回/年	8 基	●	●
	電気集じん機(既存棟側)	点検 フィルター清掃	1 台	2 回/年	2 台	●	●
	電気集じん機(増築棟側)	点検 フィルター清掃	1 台	2 回/年	2 台	●	●

日常清掃仕様等一覧表

【大井出張所】

清掃場所	清掃面積(m ²)	作業回数	作業内容
玄関ホール 及びポーチ	63.53	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関マットの除塵 ・床面の掃き清掃及び水拭き ・扉ガラスの汚れが目立つ部分を水拭き ・吸殻、ゴミ収集
廊下・通路	278.92	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き
階段	98.47	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・手すりの水拭き及び汚れが目立つ部分の洗浄(専用洗剤を用いること)
トイレ	152.33	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び水拭き ・大・小便器の専用洗剤による洗浄及び拭き上げ ・扉及び間仕切りの汚れが目立つ部分を水拭き ・鏡、洗面台の専用洗剤による洗浄 ・吸殻、ゴミ収集(汚物入れを含む)及び汚物入れの洗浄 ・トイレットペーパー等の衛生消耗品の補充。
湯沸室	18.63	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び水拭き ・流し台の専用洗剤による洗浄及び拭き上げ ・茶殻他の生ゴミ、一般ゴミの収集及び茶殻容器の洗浄
事務室 カウンターまわり	318.00	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面(カーペット)を掃除機で丁寧に吸塵 ・ゴミ収集
教養室	11.89	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・畳部分を掃除機等により除塵
教養室・更衣室 踏込部分	14.99		<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き(踏込部分)
検査場	225.65	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃 ・ゴミ収集
喫煙室	15.91	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・吸殻、ゴミ収集 ・灰皿の水拭き、空気清浄機の机上の水拭き
庁舎周辺	4179.33	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関周りの掃き清掃 ・粗ゴミ拾い
その他	-	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・指定した場所(集積場)へ収集したゴミを搬出及びゴミ回収後の残留物処理

定期清掃実施場所一覧表

【大井出張所】

区分	階	清掃場所	清掃面積 (㎡)	床材	
A	1 階	廊下	124.56	弾性床	
		階段(1~3階)	98.47	〃	
		トイレ	19.69	〃	
		湯沸室	8.53	〃	
		食堂	104.02	〃	
		保税待機室	11.52	〃	
		女子更衣室踏込部分	2.25	〃	
		玄関ホール②	10.36	〃	
	2 階	廊下	67.63	〃	
		通路	3.71	〃	
		トイレ	29.57	〃	
		女子更衣室踏込部分	2.25	〃	
		湯沸室	5.05	〃	
		喫煙室	15.91	〃	
		男子教養室踏込部分	1.46	〃	
		男子更衣室	24.03	〃	
	3 階	廊下	79.31	〃	
		通路	3.71	〃	
		トイレ	29.57	〃	
		湯沸室	5.05	〃	
		女子更衣室踏込部分	0.85	〃	
		女子教養室踏込部分	8.18	〃	
		ミーティングルーム	13.17	〃	
	A (弾 性 床) 合 計			668.85	
	1 階	玄関ホール①	25.10	硬質床	
		浴室・脱衣室	8.94	〃	
		トイレ	24.50	〃	
2 階	トイレ	24.50	〃		
3 階	トイレ	24.50	〃		
A (硬 質 床) 合 計			107.54		

区分	階	清掃場所	清掃面積 (㎡)	床材
B	1 階	保税事務室	115.38	繊維床
		別送事務室	45.67	〃
		鑑定室兼更衣室	22.09	〃
		女子更衣室	23.01	〃
	2 階	次長室	23.20	〃
		通関事務室①	533.15	〃
		事務室カウンターまわり	185.28	〃
		第2会議室	48.36	〃
		ミーティングルーム	23.18	〃
		女子更衣室(繊維)	4.94	〃
	3 階	所長室	47.68	〃
		次長室	22.85	〃
		総務課事務室	68.81	〃
		総務課会議室	18.26	〃
		第1会議室	94.85	〃
		通関事務室②	318.31	〃
		事務室カウンターまわり	132.72	〃
	男子更衣室	13.14	〃	
	B 合 計			1794.58
C	3 階	女子更衣室	8.60	畳
	C 合 計			8.60

ガラス清掃場所一覧表

(大井出張所)

階	場 所	数量	面積(m ²)		備 考
			開き窓	はめ込み窓	
3階	所長室	5	6.15	3.54	
	総務課事務室	5	10.15		
		1		1.77	
	総務課会議室	2	4.06		
	次長室	2	4.06		
	第1会議室	6	12.18		
		2		3.54	
	通関事務室②	21	42.63		
		3		5.31	
	増築棟トイレ	1		0.09	
	女子教養室	1	2.16		
	ミーティングルーム	2	3.03		
	倉庫	1	2.03		
		1		1.77	
	書庫	2	4.06		
		2		3.54	
	既存棟男女トイレ	5	4.50	5.16	
	増築棟階段	1		1.72	
	増築棟男子トイレ前	1		1.72	
	更衣室	3	4.98	1.77	
	3 階 小 計	72	104.49	35.09	
2階	第2会議室	5	10.64		
	次長室	2	4.78		
	ミーティングルーム	2	4.78		
	通関事務室①	36	86.04		
	女子更衣室	1	2.16		
	増築棟トイレ	1		0.09	
	男子更衣室	3	7.17		
		1		2.12	
	教養室	2	4.78		
	喫煙室	2	4.78		
	増築棟階段	1	1.98		
	増築棟男子トイレ前	1	1.98		
	書庫	3	7.17		
		1		2.12	
	倉庫	1	1.35		
	2 階 小 計	62	137.61	4.33	
1階	入口玄関	11	16.04	-	
	西側玄関	3	3.44	-	
	別送事務室	4	9.97		
	食堂・厨房	12	29.09		
	保稅事務室	10	24.31		
	待機室	2	4.78		
	女子更衣室	1		2.16	
	鑑定室兼更衣室	2	2.28		
	増築棟トイレ	1		0.09	
	ポンプ室	2	2.28		
	既存棟機械室	2	2.70		
		1 階 小 計	50	94.89	2.25
	合 計	184	336.99	41.67	

東京税関大井出張所構内樹木剪定等
作業計画表

大井出張所

作業区分	規格	数量	単位	作業方法	規格	樹高・草丈	実施頻度	年間数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
植栽地除草	-	200.00	m ²	除草	-	-	2回/年	400.00	m ²				●				●					
草刈	-	1,000	本	剪定	-	-	2回/年	2,000	本				●				●					
寄植剪定	-	20.00	m ²	剪定	低木 (生垣)	100cm未満	1回/年	20.0	m ²								●					
中木剪定	-	39	本	剪定	中木	250cm	1回/年	39	本								●					

対象機器一覧

●個別空調機

対象庁舎	機器記号	機器名称	種別	型式	設置個所	台数	製造年	冷媒種	電源電圧 (V)	冷房能力 (Kw)	暖房能力 (Kw)
晴海庁舎	AC-1	ダイキン ルームエアコン	室外機	RTY50CV	2F バルコニー	1	1993	R22	1φ200V		
	AC-1-1		室内機 (壁掛形)	FAY50C	1F 会議室	1				4.5	5.0
	AC-2	ダイキン スカイエア	室外機	RYJ112K	2F バルコニー	1	1997	R22	3φ200V		
	AC-2-1		室内機 (天埋形)	FHYCJ112K	2F 事務室	1				10.0	11.2
	AC-3	ダイキン スカイエア	室外機	RYJ112K	2F バルコニー	1	1997	R22	3φ200V		
	AC-3-1		室内機 (天埋形)	FHYCJ112K	2F 事務室	1				10.0	11.2
	AC-4	ダイキン スカイエア	室外機	RP80BBV	3F バルコニー	1	2011	R410A	1φ200V		
	AC-4-1		室内機 (天吊形)	FHP80AL	3F サーバー室	1				7.1	-
	AC-5	ダイキン スカイエア	室外機	RZZP56BBV	3F バルコニー	1	2011	R410A	1φ200V		
	AC-5-1		室内機 (天埋形)	FHCP56BB	3F 事務室2	1				5.0	5.6
	AC-6	ダイキン スカイエア	室外機	RZZP56BBV	3F バルコニー	1	2011	R410A	1φ200V		
	AC-6-1		室内機 (天埋形)	FHCP56BB	3F 事務室2	1				5.0	5.6
	AC-7	ダイキン ルームエアコン	室外機	R28HNSE	3F バルコニー	1	2007	R410A	1φ100V		
	AC-7-1		室内機 (壁掛形)	F28HTNS-W	3F 男子更衣室	1				2.8	2.8
	AC-8	三菱電機 パッケージエアコン	室外機	PUH-J45GA9	3F バルコニー	1	1998	R22	3φ200V		
	AC-8-1		室内機 (天埋形)	PLH-J45PA9	3F 事務室3	1				4.0	4.5
	AC-9	ダイキン スカイエア	室外機	RYJ140F	3F バルコニー	1	1994	R22	3φ200V		
	AC-9-1		室内機 (天埋形)	FHYCJ140F	3F 税関情報管理官室	1				12.5	14.0
	ACP-11	ダイキン スカイエア	室外機	RZYP80CBT	3F バルコニー	1	2013	R410A	3φ200V		
	ACP-11-1		室内機 (天埋形)	FHCP80BD	3F 事務室2	2				7.1	8.0
ACP-12	ダイキン スカイエア	室外機	RZYP45CBT	屋上	1	2014	R410A	3φ200V			
ACP-12-1		室内機 (天埋形)	FHCP45BC	1F 男子仮眠室・休養室	2				4.0	4.5	
ACP-13	ダイキン スカイエア	室外機	RZYP40CBT	屋上	1	2014	R410A	3φ200V			
ACP-13-1		室内機 (天埋形)	FHP40BC	1F 女子仮眠室・休養室	2				3.6	4.0	
ACP-14	ダイキン スカイエア	室外機	RYJ112B	屋外	1	2000	R22	3φ200V	10.0	11.2	
ACP-14-1		室内機 (天埋形)	FHYCJ112L	1F 会議室	1						
ACP-15	ダイキン スカイエア	室外機	RYJ80B	屋上	1	1999	R22	3φ200V	7.1	8.0	
ACP-15-1		室内機 (天埋形)	FHYCJ80L	1F 会議室	1						

●電気集じん機及びファンコイル

対象庁舎	系統	機器名称	メーカー	型式	設置箇所	台数	プレフィルター			集じんユニット	アフターフィルター	
							不織布	サラン	金網		金網	不織布
							洗浄作業	洗浄作業	洗浄作業	洗浄作業	洗浄作業	洗浄作業
晴海庁舎	-	電気集じん機	(株)山武 *	FKJA53□4L20	1F 機械室	1			15	15	15	
		フィルターボックス	-	500×500	1F 機械室	2	12					
		ファンコイル	※詳細は次頁の通り			38	40					

* 株式会社山武は 2012年4月1日に アズビル株式会社 に社名変更になりました。

●全熱交換器

対象庁舎	機器記号	機器名称	メーカー	型式	設置場所	台数	エレメント (2個/台)	エアフィルター (不織布)	
								清掃・洗浄作業	
							清掃作業	給気側(2枚/1台)	排気側(2枚/1台)
晴海庁舎	FV-1		ダイキン工業	VAM250GD	1F 男子休養室・炊事場	1	2	2	2
	FV-2		ダイキン工業	VAM250GD	1F 男子仮眠室	2	4	4	4
					1F 女子休養室・炊事場	1	2	2	2
					1F 女子仮眠室	1	2	2	2
	FV-3		ダイキン工業	VAM500GD	1F 洗面コーナー	1	2	2	2
FV-4		ダイキン工業	VAM1000GD	1F 男子更衣室	1	2	2	2	

対 象 機 器 一 覧

●ファンコイル詳細

対象庁舎	設置個所	ファンコイル台数			
		ファンコイルA (フィルター1枚/台)	ファンコイルB (フィルター2枚/台)	ファンコイルD (フィルター1枚/台)	
		998W×200H×10t	860W×200H×10t	620W×200H×10t	
晴海庁舎	1F 清掃員控室	1			
	休憩室			1	
	会議室	3			
	2F 業者待合室			1	
	喫煙所			1	
	和室	1			
	事務室	14			
	総括情報監理官	1			
	3F 事務室1	3			
	税関情報部門	2			
	税関情報管理官		2		
	審査基準管理	2			
	事務室2	2			
	女子更衣室1	1			
	女子更衣室2	1			
	ミーティングルーム	1			
	応接室	1			
	ファンコイル台数計		33	2	3
	フィルター枚数計		33	4	3

作業計画表

庁舎	対象機器	作業区分	数量	回数	年間数量	実施時期	
						1回目 (契約日～6月中旬)	2回目 (10月中)
晴海庁舎	パッケージ形空調機	点検	14 基	2 回/年	28 基	●	●
		フィルター清掃					
	電気集じん機	点検	1 台	2 回/年	2 台	●	●
		フィルター清掃					
	フィルターボックス	フィルター清掃	2 台	2 回/年	4 台	●	●
	ファンコイル	フィルター清掃	38 台	2 回/年	76 台	●	●
全熱交換器	点検	7 台	2 回/年	14 台	●	●	
	フィルター・エレメント清掃	7 台	1 回/年	7 台		●	

日常清掃仕様等一覧表

【晴海庁舎】

清掃場所	清掃面積(m ²)	作業回数	作業内容
① 玄関ホール及びポーチ	40.76	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関マットの除塵 ・床面の掃き清掃及び水拭き ・扉ガラスの汚れが目立つ部分を水拭き ・ゴミ収集
② 廊下	197.37	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・ゴミ収集
③ 階段	34.25	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・手すりの水拭き及び汚れが目立つ部分の洗浄(専用洗剤を用いること)
④ 便所	71.06	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び水拭き ・大・小便器の専用洗剤による洗浄及び拭き上げ ・扉及び間仕切りの汚れが目立つ部分を水拭き ・鏡、洗面台の専用洗剤による洗浄 ・ゴミ収集(汚物入れを含む)及び汚物入れの洗浄 ・トイレトペーパー等の衛生消耗品の補充。
⑤ 湯沸室	15.18	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・作業開始直後に湯沸かし器を点火 ・床面の掃き清掃及び水拭き ・流し台の専用洗剤による洗浄及び拭き上げ ・茶殻他の生ゴミ、一般ゴミの収集及び茶殻容器の洗浄
⑥ エレベーター	1台	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・扉、操作盤、手摺等の汚れが目立つ部分の水拭き
⑦ 喫煙室及び業者待合室	27.95	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・床面の掃き清掃 ・吸殻、ゴミ収集 ・灰皿の水拭き、空気清浄機の机上の水拭き
⑧ 浴室	12.46	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室床面の掃き清掃及び水拭き ・浴室の専用洗剤による洗浄及び拭き上げ ・扉及び間仕切りの汚れが目立つ部分を水拭き ・鏡の専用洗剤による洗浄
⑨ 脱衣所・洗濯場、洗面スペース	16.13	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・脱衣箱(かご)についてはタオルで拭き整理 ・脱衣所扉及び壁の汚れが目立つ部分を水拭き ・洗面台、壁、排水溝等汚れが目立つ部分があればスポンジで適正洗剤を塗布 ・洗面スペース床面の掃き清掃及び水拭き
⑩ 庁舎周辺	1359.23	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関周りの掃き清掃 ・粗ゴミ拾い
⑪ その他	-	1回/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の雑草及び金網に絡まった蔓等の除去 ・指定した場所(集積場)へ収集したゴミを搬出及びゴミ回収後の残留物処理

定期清掃実施場所一覽表

【晴海庁舎】

区分	清掃場所	清掃面積 (m ²)	床材
A	廊下	91.87	弾性床
	階段(1階～3階)	34.25	〃
	喫煙室及び業者待合室	27.95	〃
	洗面スペース	3.78	〃
	脱衣所・洗濯場	12.35	〃
	休養室・更衣室踏込部分	2.23	〃
	便所	17.42	〃
	エレベーター	1台	〃
	ミーティング室	24.05	〃
	更衣室(木製床)	15.96	木製床
	A (弾性床) 合計	229.86	
	玄関	40.76	硬質床
	廊下	61.17	
	便所	53.64	〃
	湯沸室	15.18	〃
	浴室	12.46	〃
	男子更衣室	19.97	〃
A (硬質床) 合計	183.21		
B	事務室	964.49	繊維床
	会議室	124.43	〃
	女子更衣室	6.28	〃
	仮眠室	17.97	〃
	B 合計	1113.17	

ガラス清掃場所一覧表

(晴海庁舎)

階	場 所	数 量	面積(m ²)		備 考
			開き窓	はめ込み窓	
3階	所長室	5	15.05		
	事務室	21	72.06		
	事務室②	3	4.81		
	第1更衣室	6	20.44	2.24	
	トイレ	2	0.84		
	湯沸室	1	3.37		
	階段	2		6.72	
	倉庫	5	11.17		
3 階 小 計			127.74	8.96	
2階	事務室	26	92.47		
	喫煙室	3	1.06	0.69	
	男子更衣室	6	20.44	2.24	
	トイレ	2	0.84		
	階段	2		6.72	
	2 階 小 計		114.81	9.65	
1階	入口ドア	12	18.00		
	通用ロドア	2	0.89		
	会議室1	2	4.47		
	会議室	6	4.24	1.95	
	トイレ	2	0.84		
	1 階 小 計		28.44	1.95	
合 計			270.99	20.56	

東京税関晴海庁舎構内樹木剪定等
作業計画表

晴海庁舎

作業区分	規格	数量	単位	作業方法	規格	樹高・草丈	実施頻度	年間数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
植栽地除草	-	120.00	m ²	除草	-	-	2回/年	240.00	m ²				●				●					
草刈	-	60	本	剪定	-	-	2回/年	120	本				●				●					
寄植剪定	-	46.00	m ²	剪定	低木 (生垣)	100cm未満	2回/年	92.0	m ²				●				●					
		2	本	剪定	低木		2回/年	4.0	本													
中木剪定	-	9	本	剪定	中木	250cm	1回/年	9	本								●					

設置機器一覧

別表17-1

対象箇所	機器記号	機器名称	型式	型番	台数	フィルター枚数	設置箇所
青海コンテナ検査センター X線検査棟 (三菱電機(株)製品)	AC-1	ビル用マルチエアコン室外機		PUHY-P280M-B1-BSG	1		屋外
	AC-1-1	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	PLFY-P80LMD-C	3	3	1F中央制御・検査室
	AC-2	ビル用マルチエアコン室外機		PUHY-P506BM-B1-BSG	1		屋外
	AC-2-1	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	PLFY-P56LMD-C	1	1	1F女子休憩室
	AC-2-2	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	PLFY-P71LMD-C	3	3	1F会議室・男子休憩室
	AC-2-3	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	PLFY-P90LMD-C	1	1	1F事務室
	AC-2-4	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	PLFY-P112LMD-C	1	1	1F喫煙室
	AC-2-5	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	PLFY-P56LMD-C	1	1	1F男子ロッカー
	AC-2-6	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	PLFY-P45LMD-C	1	1	1F女子ロッカー
	AC-3	ビル用マルチエアコン室外機		PUHY-P280BM-B1-BSG	1		屋外
	AC-3-1	ビル用マルチエアコン室内機	床置型	PSFY-P112GM-C	2	2	1F電気室
	AC-3-2	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	PLFY-P22LMD-C	1	1	1FX線発生器室(北側)
	AC-4	ビル用マルチエアコン室外機		PUHY-P450BM-B1-BSG	1		屋外
	AC-4-1(※注)	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	PLFY-P112LMD-C	3	3	1FX線発生器室(南側)
	AC-5	ビル用マルチエアコン室外機		PUHY-P280BM-B1-BSG	1		屋外
	AC-5-1	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	PLFY-P140LMD-C	2	2	2FX線室・3FX線発生器室
	AC-6	パッケージエアコン	天カセ4方向	PLH-P63AG-BSG	1	1	1F入口誘導連絡室
		パッケージエアコン	天カセ4方向	PLH-P63AG-BSG	2	2	出口誘導事務所
	AC-7	パッケージエアコン	天カセ4方向	PLHX-P224FA-BSG	2	2	2FX線機械室
	AC-8	パッケージエアコン	壁掛型	PKH-P50SGG-BSG	1	1	1F待機スペース
	AC-10	パッケージエアコン	床置型	PSZ-P80SGG-BSG	2	2	1F運転手通路
	AC-11	ルームエアコン	壁掛型	MSZ-GXV22J-W	2	2	守衛室

(注):機能点検のみ

設置機器一覧

別表17-1

対象箇所	機器記号	機器名称	型式	型番	台数	フィルター枚数	設置箇所	
青海コンテナ検査センター 開披検査棟 (三菱重工(株)製品)	ACP-1	ビル用マルチエアコン室外機		FDCSP840HKX2DAF	1		屋上	
	ACP-1-1	ビル用マルチエアコン室内機	天埋2方向	FDTWP45HKXD4	1	1	休憩室(女)	
	ACP-1-2	ビル用マルチエアコン室内機	天埋2方向	FDTWP45HKXD4	1	1	休憩室(男)	
	ACP-1-3	ビル用マルチエアコン室内機	天埋4方向	FDTP36HKXD4	1	1	庁務員室	
	ACP-1-4	ビル用マルチエアコン室内機	高静圧ダクト形	FDUP71HKXD4	2	2	エントランスホール	
	ACP-1-5	ビル用マルチエアコン室内機	天埋カセテリア	FDRP71HKXD4	2	2	エントランスホール	
	ACP-1-6	ビル用マルチエアコン室内機	天埋4方向	FDTP140HKXD4	1	1	食堂	
	ACP-1-7	ビル用マルチエアコン室内機	天埋4方向	FDTP36HKXD4	1	1	医務室	
	ACP-1-8	ビル用マルチエアコン室内機	天埋2方向	FDTWP22HKXD4	1	1	映画機械等検査室	
	ACP-1-9	ビル用マルチエアコン室内機	天埋4方向	FDTP28HKXD4	2	2	通関相談官室・犯則者調査	
	ACP-1-10	ビル用マルチエアコン室内機	天埋2方向	FDTWP22HKXD4	1	1	食堂(喫煙室)	
		ACP-2	ビル用マルチエアコン室外機		FDCSP160HKX2D	1		屋上
		ACP-2-1	ビル用マルチエアコン室内機	天埋2方向	FDTWP36HKXD4	4	4	画像情報室
		ACP-5	ビル用マルチエアコン室外機		FDCSP952HKX2DAF	1		屋上
		ACP-5-1	ビル用マルチエアコン室内機	高静圧ダクト形	FDUP112HKXD2	1	1	ミーティングルーム
		ACP-5-2	ビル用マルチエアコン室内機	高静圧ダクト形	FDUP112HKXD2	1	1	応接室
		ACP-5-3	ビル用マルチエアコン室内機	天埋4方向	FDUP112HKXD2	6	6	事務室
		ACP-5-4	ビル用マルチエアコン室内機	天埋2方向	FDTWP36HKXD4	1	1	司令室
		ACP-6	ビル用マルチエアコン室外機		FDCSP224HKXD2D	1		屋上
		ACP-6-1	ビル用マルチエアコン室内機	天埋4方向	FDTP71HKXD4	2	2	会議室
		ACP-7	ビル用マルチエアコン室外機		FDCSP224HKXD2D	1		屋上
		ACP-7-1	ビル用マルチエアコン室内機	天埋4方向	FDTP28HKXD4	1	1	仮眠室(男)
		ACP-7-2	ビル用マルチエアコン室内機	天埋2方向	FDTWP36HKXD4	1	1	更衣室(男)
		ACP-7-3	ビル用マルチエアコン室内機	天埋2方向	FDTWP45HKXD4	1	1	更衣室(女)
		ACP-7-4	ビル用マルチエアコン室内機	天埋4方向	FDTP36HKXD4	1	1	仮眠室(女)
		ACP-8	ビル用マルチエアコン室外機		FDCSP280HKX2D	1		屋上
		ACP-8-1	ビル用マルチエアコン室内機	天埋4方向	FDTP36HKXD4	4	4	EVホール
		ACP-8-2	ビル用マルチエアコン室内機	天埋2方向	FDTWP36HKXD4	3	3	廊下
	ACP-9	ビル用マルチエアコン室外機		FDCSP450HKX2D	1		屋上	
	ACP-9-1	ビル用マルチエアコン室内機	天吊型	FDEP140HKXD4	3	3	冷蔵・冷凍貨物検査場	
	ACR-1	パッケージエアコン	天カセ1方向	SRT28ME2	2	2	作業員事務室	

設置機器一覧

別表17-1

対象箇所	機器記号	機器名称	型式	型番	台数	フィルター枚数	設置箇所
城南島検査センター (東芝キャリア(株)製品)	AC-1	ビル用マルチエアコン室外機		MMY-MAP2241HZGx2	1		屋外
	AC-1-1	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP1401WH	3	3	1F中央制御・検査室
	AC-2	ビル用マルチエアコン室外機		MMY-MAP2801HZGx2	1		屋外
	AC-2-1	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP711WH	1	1	1F男子更衣室
	AC-2-2	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP451WH	1	1	1F女子更衣室
	AC-2-3	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP801WH	2	2	1F事務室
	AC-2-4	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP901WH	1	1	1F会議室
	AC-2-5	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP901WH	1	1	1Fリフレッシュルーム
	AC-2-6	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP451WH	1	1	1F喫煙室
	AC-3	ビル用マルチエアコン室外機		MMY-MAP3351HZGx2	1		屋外
	AC-3-1	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP1121WH	2	2	1F電気室A
	AC-3-2	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP801WH	1	1	1F電気室B
	AC-4	ビル用マルチエアコン室外機		MMY-MAP2241HZGx2	1		屋外
	AC-4-1(※注)	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP1121WH	3	3	1FX線発生器室
	AC-4-2	ビル用マルチエアコン室内機	壁掛型	MMK-AP631H	1	1	ピットX線発生器室
	AC-4-3	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP281WH	1	1	1FX線検出器室
	AC-5	ビル用マルチエアコン室外機		MMY-MAP2801HZGx2	1		屋外
	AC-5-1	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP1401WH	2	2	2・3FX線室
	AC-5-2	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP1121WH	2	2	1FX線機械室
	AC-6	パッケージエアコン	壁掛型	RAS-2865ADZ-GZ	1	1	1F入口誘導連絡室
			壁掛型	RAS-2865ADZ-GZ	3	3	1F誘導員ボックス
	AC-7	パッケージエアコン	天カセ1方向	HAS-A282VF1-GZ	1	1	1F運転手通路
	AC-8	ビル用マルチエアコン室外機		MMY-MAP1601HZG	1		出口誘導事務所
	AC-8-1	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP711WH	1	1	出口誘導事務所
	AC-8-2	ビル用マルチエアコン室内機	天カセ2方向	MMU-AP901WH	1	1	運転手控室

(注):機能点検のみ

東京税関コンテナ検査センター他空調機点検等
作業計画表

青海コンテナ検査センター(X線検査棟)

作業区分	規格		数量	単位	作業方法	実施頻度	年間数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
空調機点検	別紙	室内機	29	台	点検	2回/年	58	台		●						●				
		室外機	15				30													
フィルター清掃	-		29	枚	清掃	2回/年	58	枚		●						●				

青海コンテナ検査センター(開披検査棟)

空調機点検	別紙	室内機	44	台	点検	2回/年	88	台		●						●				
		室外機	9				18													
フィルター清掃	-		44	枚	清掃	2回/年	88	枚		●						●				

城南島コンテナ検査センター

空調機点検	別紙	室内機	29	台	点検	2回/年	58	台		●						●				
		室外機	11				22													
フィルター清掃	-		29	枚	清掃	2回/年	58	枚		●						●				

日常清掃仕様等一覧表

(東京税関コンテナ検査センター)

清掃場所	面積(m ²)	作業回数	作業内容
X 線 検 査 棟	①-1玄関ポーチ	20.16	1回以上/日 ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・扉ガラスの汚れが目立つ部分を水拭き
	①-2風除室	9.71	
	①-3玄関ホール	10.15	
	②廊下	38.42	1回以上/日 ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・ゴミ収集
	③トイレ	25.54	1回以上/日 ・床面の掃き清掃及び水拭き ・大・小便器の専用洗剤による洗浄及び拭上げ ・仕切り板、ドアの汚れが目立つ部分の水拭き ・鏡及び洗面台を専用洗剤で洗浄 ・ゴミ収集(汚物入れを含む)及び汚物入れの洗浄 ・トイレットペーパー等の衛生消耗品の補充
	④喫煙室	14.64	1回以上/日 ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・吸殻・ゴミ収集 ・灰皿の水拭き・空気清浄器の机上の水拭き
	⑤湯沸室	4.94	1回以上/日 ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・流し台は洗剤を用いて洗浄した後、乾拭きして仕上げる ・茶殻他の生ゴミ、一般ゴミの収集及び容器の洗浄
	⑥運転手通路	128.76	1回以上/日 ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・ゴミ収集
	⑦階段	7.08	1回以上/日 ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・手すりの水拭き及び汚れが目立つ部分の洗浄
出 口 誘 導 棟	⑧玄関ポーチ	1.80	1回以上/日 ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き
	⑨運転手控室	27.10	1回以上/日 ・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・灰皿処理、吸殻・ゴミ収集 ・灰皿の水拭き・空気清浄器の机上の水拭き
	⑩トイレ(男女)	22.88	1回以上/日 ・床面の掃き清掃及び水拭き ・大・小便器の専用洗剤による洗浄及び拭上げ ・仕切り板、ドアの汚れが目立つ部分の水拭き ・鏡及び洗面台を専用洗剤で洗浄 ・ゴミ収集(汚物入れを含む)及び汚物入れの洗浄 ・トイレットペーパー等の衛生消耗品の補充

日常清掃仕様等一覧表

【東京税関コンテナ検査センター】

清掃場所		面積(m ²)	作業回数	作業内容
開 披 検 査 棟	1 F ①-1 渡り廊下(階段舎)	139.63	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・扉ガラスの汚れが目立つ部分を水拭き ・手すりの水拭き及び汚れが目立つ部分の洗浄
	①-2 スロープ	16.64		
	①-3 風除室	10.50		
	①-4 玄関ホール	186.29		
	②廊下・通路	76.84	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・ゴミ収集
	③トイレ(男女)	27.16	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び水拭き ・大・小便器の専用洗剤による洗浄及び拭上げ ・仕切り板、ドアの汚れが目立つ部分の水拭き ・鏡及び洗面台を専用洗剤で洗浄 ・ゴミ収集(汚物入れを含む)及び汚物入れの洗浄 ・トイレットペーパー等の衛生消耗品の補充
	④喫煙室	3.93	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・吸殻・ゴミ収集 ・灰皿の水拭き・空気清浄器の机上的水拭き
	⑤湯沸室	4.36	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・流し台は洗剤を用いて洗浄した後、乾拭きして仕上げる ・茶殻他の生ゴミ、一般ゴミの収集及び容器の洗浄
	⑥-1 休憩室(男女)	23.28	1回以上/日	・床及び畳部分を掃除機等により除塵 ・ゴミ収集
	⑥-2 同踏込み部分	3.64		
	⑦食堂	22.03	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・ゴミ収集
	⑧階段A	19.67	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・手すりの水拭き及び汚れが目立つ部分の洗浄
	⑨階段B	20.96	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・手すりの水拭き及び汚れが目立つ部分の洗浄
	⑩エレベーター	2.24	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・扉、操作盤、手摺等の汚れが目立つ部分の水拭き
⑪ドライ貨物検査場	1,237.34	1回以上/日	・床面の拾い掃き	
2 F	⑫エレベーターホール	116.78	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・ゴミ収集
	⑬廊下	68.94	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・ゴミ収集
	⑭湯沸室	4.07	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・流し台は洗剤を用いて洗浄した後、乾拭きして仕上げる ・茶殻他の生ゴミ、一般ゴミの収集及び容器の洗浄
	⑮トイレ(男女)	19.59	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び水拭き ・大・小便器の専用洗剤による洗浄及び拭上げ ・仕切り板、ドアの汚れが目立つ部分の水拭き ・鏡及び洗面台を専用洗剤で洗浄 ・ゴミ収集(汚物入れを含む)及び汚物入れの洗浄 ・トイレットペーパー等の衛生消耗品の補充
⑯	庁舎まわり	15,358.04	2回/週	・床面の拾い掃き
⑰	その他	—	1回以上/日	・指定した場所へ収集したゴミの搬出及び残留物の処理

定期清掃実施場所一覧表

【東京税関コンテナ検査センター】

区分	清掃場所	清掃面積(m ²)	材質	清掃回数		
A	X線検査棟	玄関ホール	10.15	弾性床	年4回実施 (6、9、12、3月)	
		廊下	38.42	〃		
		トイレ	25.54	〃		
		喫煙室	14.64	〃		
		湯沸室	4.94	〃		
		階段	7.08	〃		
		入口誘導事務室	8.89	〃		
	出口誘導棟	運転手控室	27.10	〃		
		トイレ(男女)	22.88	〃		
	開披検査棟	食堂	22.03	〃		
		喫煙室	3.93	〃		
		廊下・通路	145.78	〃		
		トイレ(男女)	46.75	〃		
		湯沸室	8.43	〃		
		庁務員室	15.21	〃		
		画像情報室	56.35	〃		
		鑑定室踏み	3.55	〃		
		検査場側控室	20.55	〃		
		休養室踏み(男女)	3.64	〃		
		階段(A・B)	40.63	〃		
		エレベーター	2.24	〃		
		エレベータホール	116.78	〃		
	A (弾性床) 合計		645.51			
	X線検査棟	風除室	9.71	硬質床		
	開披検査棟	風除室	10.50	〃		
		玄関ホール	186.29	〃		
		浴室(男女)	22.98	〃		
A (硬質床) 合計		229.48				

定期清掃実施場所一覧表

【東京税関コンテナ検査センター】

区分	清掃場所	清掃面積(m ²)	材質	清掃回数		
B	X線検査棟	事務室	27.44	繊維床	年2回実施 (6、12月)	
		中央制御室	110.91	〃		
		前室	3.42	〃		
	出口誘導棟	事務室	18.00	〃		
	開披検査棟	更衣室(男女)	93.60	〃		
		事務室	269.30	〃		
		ミーティングルーム	34.39	〃		
		応接室	29.39	〃		
		会議室	57.26	〃		
		医務室	12.60	〃		
		取調室	17.83	〃		
		鑑定室	8.94	〃		
	B (繊維床) 合計		683.08			

(別表 18-4)

ガラス清掃場所一覧表

(東京税関コンテナ検査センター)

清 掃 場 所		数量	清掃面積(m ²)	備 考	
X 線 検 査 棟	玄関	2	8.16		
	トイレ(男女)	2	0.60		
	事務室	1	5.94		
	中央制御室	9	37.51		
	入口誘導事務室	2	3.56		
	運転手通路	9	4.41		
小 計 (X 線 検 査 棟)			60.18		
出 口 誘 導 棟	運転手待機室	4	6.74		
	トイレ(男女)	2	0.72		
	事務室	4	6.11		
小 計 (出 口 誘 導 棟)			13.57		
開 披 検 査 棟	1F	風除室	4	35.10	
		玄関ホール	6	20.52	
		庁務員室	1	1.28	
		休憩室(男女)	3	3.84	
		医務室	1	1.28	
		食堂	12	12.54	
		画像情報室	10	11.10	
	2F	エレベーターホール	10	25.20	
			18	44.00	内側のみ
		廊下	15	39.30	
		司令室	1	7.56	
			1	8.72	内側のみ
		事務室	27	59.55	
ミーティングルーム・応接室	20	45.24			
小 計 (開 披 検 査 棟)			315.30		
合 計			389.05		

日常清掃仕様等一覧表

(東京税関城南島コンテナ検査センター)

清掃場所	面積(m ²)	作業回数	作業内容	
X 線 検 査 室 側	①-1 玄関ポーチ 及びスロープ	37.04	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・扉ガラスの汚れが目立つ部分の清掃
	①-2 風除室	9.30		・手摺り部分の水拭き及び汚れが目立つ部分の洗浄 ・玄関マットの除塵、ゴミ収集
	② 廊下及び通路	53.13	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・ゴミ収集
	③ トイレ	38.32	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び水拭き ・大・小便器の専用洗剤による洗浄及び拭き上げ ・仕切り板、ドアの汚れが目立つ部分の水拭き ・鏡及び洗面台を専用洗剤で洗浄 ・ゴミ収集(汚物入れを含む)及び汚物入れの洗浄 ・トイレットペーパー等の衛生消耗品の補充
	④ 喫煙室	5.86	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・吸殻・ゴミ収集 ・灰皿の水拭き・空気清浄器の机上の水拭き
	⑤ リフレッシュルーム	28.76	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び水拭き ・流し台等の専用洗剤による洗浄及び拭き上げ ・茶殻他の生ゴミ、一般ゴミの収集及び容器の洗浄 ・うがい器の洗浄及び汚れが目立つ部分の水拭き
	⑦ 運転手通路 及び待機スペース	136.46	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き
運 転 手 控 室 側	⑧ スロープ	12.21	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・手すり部分の水拭き及び汚れが目立つ部分の洗浄
	⑨ 運転手控室	23.60	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び汚れが目立つ部分の水拭き ・ゴミ収集
	⑩ トイレ(男女)	17.20	1回以上/日	・床面の掃き清掃及び水拭き ・大・小便器の専用洗剤による洗浄及び拭き上げ ・仕切り板、ドアの汚れが目立つ部分の水拭き ・鏡及び洗面台を専用洗剤で洗浄 ・ゴミ収集(汚物入れを含む)及び汚物入れの洗浄 ・トイレットペーパー等の衛生消耗品の補充
庁舎まわり	12311.42	2回/週	・床面の拾い掃き	
その他	—	1回以上/日	・指定した場所へ収集したゴミの搬出及び残留物の処理	

定期清掃実施場所一覧表

【東京税関城南島コンテナ検査センター】

区分	清掃場所	清掃面積(m ²)	材質	清掃回数	
A	X線検査棟	通路・廊下	53.13	弾性床	年4回実施 (6、9、12、3月)
		職員用トイレ(男・女・多)	35.62	〃	
		喫煙室	5.86	〃	
		リフレッシュルーム	28.04	〃	
		入口誘導連絡室	9.29	〃	
		運転手控室	23.60	〃	
		トイレ(男・女)	14.26	〃	
	A (弾性床) 合計		169.80		
	X線検査棟	風除室	9.30	硬質床	
A (硬質床) 合計		9.30			
B	X線検査棟	会議室	29.06	繊維床	年2回実施 (6、12月)
		中央制御室	158.02	〃	
		前室	5.39	〃	
		出口誘導事務室	16.33	〃	
	B (繊維床) 合計		208.80		

ガラス清掃場所一覧表

(東京税関城南島コンテナ検査センター)

場 所		数量	面積(m ²)	備 考
X 線 検 査 棟	風除室	2	13.54	
	会議室	2	7.82	
	中央制御室	8	35.13	
	リフレッシュルーム	1	3.91	
	喫煙室	1	0.72	
	職員トイレ(男女)	2	0.96	
	進入ヤード	2	6.30	
	退出ヤード	2	6.30	
	運転手通路	11	8.32	
	入口誘導連絡室	2	3.56	
	運転手控室	2	4.87	
	出口誘導事務室	3	8.12	
	X線検査棟 計		38	99.55
合 計			99.55	

東京税関コンテナ検査センター他構内樹木剪定等
作業計画表

コンテナ検査センター

作業区分	規格	数量	単位	作業方法	規格	樹高・草丈	実施頻度	年間数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
植栽地除草	-	2689.18	㎡	除草	-	-	2回/年	5378.36	㎡				●				●					
寄植剪定	-	233.1	㎡	剪定	低木	60cm未満	1回/年	233.1	㎡								●					
高木剪定 (奇数年度 実施)	-	214	本	剪定	高木	300cm	1回/年	214	本								●					
		1	本	剪定	高木	350cm	1回/年	1	本									●				
中木剪定	-	646	本	剪定	中木	150cm	1回/年	646	本								●					
地被類手入れ	-	495.3	㎡	-	-	-	1回/年	495.3	㎡								●					

城南島コンテナ検査センター

作業区分	規格	数量	単位	作業方法	規格	樹高・草丈	実施頻度	年間数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
植栽地除草	平地	1198.69	㎡	除草	-	-	2回/年	2397.38	㎡				●				●					
	法面	752.91	㎡		-	-	2回/年	1505.82	㎡					●				●				
寄植剪定	法面	66.6	㎡	剪定	低木	60cm未満	1回/年	66.6	㎡								●					
中木剪定	-	316	本	剪定	中木	250cm	1回/年	316	本								●					
		24	本	剪定	中木	250cm以上	1回/年	24	本													
高木剪定 (奇数年度 実施)	-	25	本	剪定	高木	300cm	1回/年	25	本								●					
		132	本	剪定	高木	300cm以上	1回/年	132	本													

設備一覧表(東京港湾合同庁舎)

別添2

項目		ページ
電気	1 特高受変電設備	1
	2 高圧受変電設備	2
	3 電力設備等監視設備	3
	4 受電設備用蓄電池設備	6
	5 自家発電機設備	7
	6 直流電源装置	8
空調	1 空調機等自動制御設備	9
	2 空調機・外調機	20
	3 空調機等用フィルター	23
	4 送風機	24
	5 誘引ファンユニット	29
	6 フィルターユニット	30
	7 ファンコイルユニット	31
	8 パッケージ空調機	33
	9 熱交換器	35
	10 蒸気ボイラー	36
	11 ボイラー水処理装置	37
	12 冷・温水・オイルポンプ	39
	13 オイルタンク	40
	14 空気清浄機	41
	15 空気熱源ヒートポンプ	42
衛生	1 貯水槽等	43
	2 中水塩素滅菌装置	45
	3 貯湯槽	47
	4 電気温水器	48
	5 ゴミ処理設備	50
	6 厨房雑芥等処理設備	53
	7 分析排水処理設備	57
	8 オストメイト設備	61

項目		ページ
その他	1 エレベーター	62
	2 エスカレーター	64
	3 自動ドア	65
	4 ゴンドラ設備	66
	5 防火排煙設備	67
	6 誘導灯及び誘導標識	68
	7 ガス漏れ警報設備	69
	8 非常用コンセント	70
	9 自火報等システム設備	71
	10 無線通信補助設備	72
	11 非常放送設備	73
	12 インターホン設備	74
	13 電気時計設備	75
	14 TV共同受信設備	76
	15 監視カメラ設備	77
	16 駐車場管制設備	78
	17 電話交換機	79
	18 電動シャッター	80
	19 機械警備設備	81
	20 泡消火設備	82
	21 スプリンクラー設備	83
	22 屋内消火栓設備	84
	23 連結送水管設備	85
	24 消防用水	86
	25 消火器	87
	26 二酸化炭素消火設備	88
	27 簡易自動消火装置	89
	28 機械式駐車装置	90
29 屋上植栽用散水設備	91	

電気-1. 特高受変電設備

メーカー名	(株)明電舎					
保守内容及び頻度	「共仕」3.3による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。					
設備用途						
東京電力(株)より22KV三相3線を地中ケーブル3回線のスポットネットワーク方式により受電し、ネットワーク変圧器2000KVA 3台にて6.6KVに降圧する。						
設備詳細 ※△は1～5						
機器構成					数量	
受電盤	充電判定装置	VD			3台	
	受電接地開閉器	ES	ES-20GDA		3台	
	特高遮断器	VCB	VBG-20525B		3台	
	接地機構付断路器	EDS	LIW-2RED		3台	
	TR1次接地開閉器	ES	ES-20GDA		3台	
変圧器 プロテクタ盤 (3面)	スポットネットワーク継電器	MN-90S2-02	短絡	51S	3	
			地絡	67GS	3	
		MN-90S2-01	逆電力	67	3	
			不足電圧	27	3	
			過電流	51	3	
		過負荷	57	3		
		真空遮断器	VCB	VBJD-625ED		3台
	計器用変成器	PT		RP-611N	3台×3	9台
		PT	GPT	PME-6ES3		1台
		CT		CM-6C		9台
VCT盤	計器用変成器	VCT			3台	
	避雷器	LA	ZL-8A	3相×3	9相	
	保護継電器	MB90S3-01	地絡過電圧	64B	1要素	
			不足電圧	27B	1要素	
			過電圧	59B	1要素	
	MF90S1-07	過電流	51F△,C,51GF	14要素		
地絡		67F△,C,GGF		7要素		
テイクオフ盤 (5面)	真空遮断器	VCB	VBJD-625ED		8台	
母線連絡盤 (1面)	保護継電器	MB90S3-01	地絡過電圧	64BG	1要素	
			不足電圧	27BG	1要素	
			過電圧	59BG	1要素	
コンデンサ盤 (5面)	遮断器	VCB	VBJD-625ED		1台	
	真空電磁接触器	VCS	VSN-625EB-5		5台	
	コンデンサ	SC	CR752341KAE4		5台	
	直列リアクトル	SR			5台	
	放電抵抗	SR			5台	

電気-2. 高圧受変電設備

メーカー名	—
保守内容及び頻度	「共仕」3.2による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。

設備詳細

配電盤名	分電盤箇所数
低圧電灯盤 NO.1	24 箇所
低圧電灯盤 NO.2	10 箇所
低圧電灯盤 NO.3	13 箇所
低圧電灯盤 NO.4	25 箇所
低圧動力盤 NO.1	25 箇所
低圧動力盤 NO.2	13 箇所
低圧動力盤 NO.3	7 箇所
低圧動力盤 NO.4	7 箇所
低圧動力盤 NO.5	21 箇所
低圧動力盤 NO.6	18 箇所
低圧動力盤 NO.7	13 箇所
非常保安動力盤 NO.1	
非常保安動力盤 NO.2	
非常保安電灯盤	

分電盤面数

階数	電灯分電盤	動力分電盤	動力電灯盤	合計
地下2階	9 面	17 面		26 面
地下1階	8 面	7 面		15 面
1階	13 面	5 面	4 面	22 面
2階	12 面	14 面	4 面	30 面
3階	10 面	10 面		20 面
4階	10 面	8 面		18 面
5階	10 面	11 面		21 面
6階	10 面	9 面		19 面
7階	10 面	9 面	7 面	26 面
8階	10 面	11 面	7 面	28 面
9階	10 面	10 面	2 面	22 面
10階	11 面	11 面	3 面	25 面
11階	6 面	1 面	2 面	9 面
12階	1 面	12 面		13 面
合計	130 面	135 面	29 面	294 面

電気-3-1. 電力設備等監視設備

メーカー名	(株)明電舎
保守内容	電気-3-2～電気-3-3による
保守頻度	1回(1年に1回)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
中央処理装置	μ PORT-M2(UA003/251A)	1台	
CPU	PentiumMMX200		
メモリ	128Mbyte SIMM(ECC付)		
HDD	ATAPI 3.2Gbyte		
FDD	3.5インチ(3モード)		
CD	ATAPI CD-ROM		
VGA	PWR128GTS		
NIC1	3C900B-COMBO		
NIC2	3C509B-COMBO		
SOUND	ENSQ64/J		
RAS	RZ24Z-02		
キーボード	UF003/011A		
マウス	UF103/011A		
電源装置	MVY01Z-02		
21インチCRT装置	UD206/001A	1台	
メッセージ・ロッキングプリンタ	LKM11/06(MJ-6000C)	2台	
1KVA UPS	(SU1000J)	1台	
イーサネットランシーバ	H4005-00	1台	
イーサネットHUB	MRB820PR	1台	

保守内容

○中央処理装置

- 1、各部清掃
- 2、コネクタ・プラグインの精密点検(緩み、過熱、損傷等)
- 3、冷却ファン動作確認(異音、風量低下等)
- 4、各診断プログラムによる機能検査
 - CPU, MEMORY TEST(自己診断)
 - DISK READ TEST(DISK READ試験)
 - FLOPPY, CDROM TEST(機能試験)
 - RAS TEST(DIAG機能試験)
 - SOUND TEST(機能試験)
- 5、伝送機能 TEST(他デバイスの確認)
- 6、FDD, CDROM ヘッド清掃
- 7、バックアップの更新
- 8、外観検査(傷、損傷)
- 9、キーボード機能検査(キー入力のエコーバック)
- 10、マウス機能確認
- 11、サウント機能検査

○システム総合

- 1、各部清掃
- 2、コネクタ・プラグインの精密点検(緩み、過熱、損傷等)
- 3、冷却ファン動作確認(異音、風量低下等)
- 4、入力電圧測定
- 5、外観検査(傷、損傷)
- 6、システム動作確認

○1KVA UPS

- 1、各部清掃
- 2、コネクタ・プラグインの精密点検(緩み、過熱、損傷等)
- 3、入力電圧測定
- 4、出力電圧測定
- 5、診断機能動作確認
- 6、バッテリー診断状態

○メッセージ・ロッキングプリンタ

- 1、各部清掃
- 2、コネクタ・プラグインの精密点検(緩み、過熱、損傷等)
- 3、印字ヘッド機構部の清掃(クリーニング液による)
- 4、自己診断機能確認
- 5、印字機能確認
- 6、外観検査(傷、損傷)

保守内容

○ 21インチCRT装置

- 1、各部清掃(CRTビュア部はイソプロピルアルコールにて清掃)
- 2、コネクタ・プラグインの精密点検(緩み、過熱、損傷等)
- 3、表示機能確認
- 4、外観検査(傷、損傷、ビュア部の焼き付き)

○ 中央監視卓グラフィックコントローラー装置

- 1、各部清掃
- 2、コネクタ・プラグインの精密点検(緩み、過熱、損傷等)
- 3、表示機能確認
- 4、外観検査((傷、損傷)
- 5、システム動作確認

電気-4. 受電設備用蓄電池設備

メーカー名	(株)明電舎		
保守内容及び頻度	「共仕」3.5による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。		
設備詳細			
	機 器	数 量	備 考
	直流電源盤 ≡ UPS 5KVA	1面 1台	

電気-5. 自家発電機設備

メーカー名	富士電機(株)・・・A ヤンマーディーゼル(株)・・・B (株)ユアサ コーポレーション・・・C			
保守内容及び頻度	「共仕」3.4による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。			
設備詳細				
機 器	メーカー名	型 式	数 量	備 考
発電機	A	GFC6507A-4	1	出力 1,250KVA(1,000KW) 電圧 6,600V 電流 109A 周波数 50Hz
励磁装置	A	GTG1496A	1	出力 9KW 電圧 DC230V 電流 DC39.1A 励磁電圧 70V 励磁電流 9.2A
ガスタービンエンジン	B	AT1800	1	出力 1,177KW(1,600PS) 回転数 31,200min ⁻¹ /1,500min ⁻¹ 形式 単純開放一軸式 燃料消費量 584L/h ±5%以下 燃料 灯油
自動始動盤	A	SWR501384	1	屋内自立型
発電機盤	A	SWR31820	1	屋内自立型
始動用直流電源盤	A	GTFC24-30	1	容量 1,200AH(10時間率) 公称電圧 24V 構成 300Ah × 12S × 4P
サイリスタ整流装置	C	GTFB24-30	1	交流入力 3φ 200V 50Hz 定格入力電圧 1.8KVA 直流出力 電圧 26.76V 電流 0~30A 最大垂下電流 36A以下
燃料小出槽	B	TOSG	1	容量 990L 燃料種別 灯油
消音器	B	75dB	1	出口1m 75dB(A)型

電気-6. 直流電源装置

メーカー名	(株)ユアサコーポレーション
保守内容及び頻度	「共仕」3.5による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
蓄電池	MSE 600	54 個	種類 シール形据置鉛蓄電池 (陰極吸収式) 容量 600AH (10時間率定格) 公称電圧 108V(2V/セル)
整流器	GTSC100-75	1 台	

空調-1-1. 空調機等自動制御設備

メーカー名	山武ビルシステム(株)
保守内容	「共仕」5.2.1及び5.3.1による。 空調-1-3～空調-1-10による
保守頻度	「共仕」にない項目については、空調-1-3～空調-1-10による

設備詳細

①中央管制装置

機 器	型 式	数 量	備 考
中央管制装置	SAVIC-NET50EV	1 式	主処理装置 32ビットCPU 主処理容量 32メガバイト以上
メインコンソール	MCL	1 台	最大管理点数 5,000点(実装 3,298点)
CRT/KB/マウス(21")	MMU	1 台	補助記憶装置 HDD,FDD,MOD
メッセージプリンタ	MPR	1 台	BMS機能 設備機器台帳管理
レーザープリンタ	LBP	1 台	保全計画支援
ハードコピープリンタ	HCP	1 台	定期点検スケジュール管理
設備統合コントローラ	UIC	4 台	予防保全管理
光リレー	RP	1 台	点検履歴管理
分離BMS	BMS	1 台	障害履歴管理
CRT/KB/マウス(21")	BMS-MMU	1 台	修復履歴管理
レーザープリンタ	BMS-LBP	1 台	エネルギー管理
無停電電源装置	QYY-SA50	1 台	料金計算管理

②熱源・ローカル一般機器

機 器	型 式	数 量	備 考
電動バタフライ弁	700G-4I	15 台	
温度検出器	TY7830B	16 台	
圧力発信器	KH15-933	5 台	
単座二方調節弁	3214/3274-23	9 台	
電磁流量計	FM54	2 台	
デジタル指示調節器	R31	73 台	
台数制御ユニット	WY2000P	2 台	
台数制御ユニット	WY2000Q	2 台	
アイソレータ	RY7910S	2 台	
液面計	GYY-DL-831	2 台	
液面調節計	GYY-SL-42	5 台	
オイル用電磁弁	ADSK11	9 台	
液面リレー	61F	4 台	
排煙濃度計	GYY-S2000-1	1 台	
感震装置	V725	3 台	
電動ボール弁	EA200	39 台	
DC24電源	QY7000C	4 台	
デジタル式調節器	WY7211B	101 台	

空調-1-2. 空調機等自動制御設備

設備詳細

②熱源・ローカル一般機器

機 器	型 式	数 量	備 考
ダンパ°操作器	AS1D15	236 台	
微差圧スイッチ	PYY-CL13	108 台	
電動二方弁	VY5110F	161 台	
挿入形温度検出器	TY7800B	46 台	
温度露点湿度発信器	HY7901C	42 台	
放射温度センサ	TY7321A	44 台	
個別操作線	QY7205A	259 台	
挿入型湿度発信器	HY7811C	38 台	
IVC	WY7206C	431 台	
モジュロールモータ	M6285A	61 台	
単座弁	V5063A	62 台	
弁リンケージ	Q455F	62 台	
シーリングセンサ	TY7301A	110 台	
挿入形温度検出器	TY7800C	26 台	
温度検出器	T7090D	19 台	
湿度検出器	HY7001T	11 台	
露点温度発信器	HY7911A	7 台	
差圧発信器	KL13-271	1 台	
アクションエータモータ	M940B	1 台	
複座弁	V5064A	1 台	
温度検出器	TY7000T	12 台	
漏水検出器	WLS302C	4 台	
温度調節器	T6065A	56 台	
電動ホール弁	EA100	28 台	
IFC	WY7205W	9 台	
温度調節器	WY7605W	36 台	
温度検出器	TY7890B	6 台	
温度調節器	T675A	3 台	
温度検出器	TYS-7701B	2 台	
PH検出器	GR-1	1 台	
PH変換器	DE-2100A	1 台	
アイソレータ	WHIA	12 台	
蒸気流量計	VXW	7 台	
サブコントローラマスター	WY7222	7 台	

保守内容及び頻度

○中央管制装置 SAVIC-NET50EV

1. MCU

(1)データファイルのバックアップ作成	4回(3ヶ月に1回)
(2)自動シャットダウン機能の確認	1回(1年に1回)
(3)電源電圧、リップルの測定、調整	1回(1年に1回)
(4)各部のクリーンアップ	1回(1年に1回)
(5)自己診断プログラムによるハードウェア診断	1回(1年に1回)
(6)ハードディスクドライブ/フロッピーディスクドライブ/光磁器ディスクドライブの機能確認	4回(3ヶ月に1回)
(7)フロッピーディスクドライブ/光磁器ディスクドライブのヘッドクリーニング	4回(3ヶ月に1回)
(8)インジケータ表示確認	4回(3ヶ月に1回)
(9)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認	4回(3ヶ月に1回)
(10)各端子の締付確認	1回(1年に1回)
(11)冷却ファンの動作確認	4回(3ヶ月に1回)

2. MCU 分電ユニット/端子台ユニット(PDU/TBU)

(1)受電電圧の測定	1回(1年に1回)
(2)電源、接地端子等の締付確認	1回(1年に1回)
(3)各部のクリーンアップ	1回(1年に1回)
(4)サージアブソーバの交換	0回(2年に1回)
(5)受電インジケータの確認	4回(3ヶ月に1回)
(6)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認	4回(3ヶ月に1回)

3. MCU 無停電電源装置(UPS)

(1)バックアップ動作の確認	1回(1年に1回)
(2)電源断検出レベルの測定、調整	1回(1年に1回)
(3)UPS出力電圧測定	1回(1年に1回)
(4)バックアップバッテリー放電電圧測定	1回(1年に1回)
(5)バックアップバッテリー外観点検	4回(3ヶ月に1回)
(6)各部のクリーンアップ	1回(1年に1回)
(7)インジケータ表示確認	4回(3ヶ月に1回)
(8)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認	4回(3ヶ月に1回)

4. システム機能

(1)基本機能の確認	4回(3ヶ月に1回)
(2)システム構成機器管理機能の確認	4回(3ヶ月に1回)
(3)システム設定の確認	4回(3ヶ月に1回)
(4)システム状態の確認	
A. チェックプログラムによる診断	4回(3ヶ月に1回)
B. システム状態チェックファイルの保存	4回(3ヶ月に1回)
(5)データベース管理点件数の確認	4回(3ヶ月に1回)
(6)MCUソフトウェアバージョンの確認	4回(3ヶ月に1回)

保守内容及び頻度

5. キーボード/マウス/タッチパネル

(1)動作点検

- A. キーボード 4回(3ヶ月に1回)
- B. マウス 4回(3ヶ月に1回)
- C. タッチパネル 4回(3ヶ月に1回)

- (2)各部のクリーンアップ 4回(3ヶ月に1回)

6. CRT

- (1)電源スイッチによる消磁 2回(6ヶ月に1回)

(2)設定要素のロック(保護)確認

- A. コンバージェンス(色スレ、色ムラ)の確認 2回(6ヶ月に1回)
- B. フォーカス確認 2回(6ヶ月に1回)
- C. コントラスト、画面サイズ、表示位置の確認、調整 2回(6ヶ月に1回)

- (3)各部のクリーンアップ 1回(1年に1回)

7. UIC(設備統合コントローラ)

- (1)データファイルのバックアップ作成 4回(3ヶ月に1回)

(2)メモリバックアップ機能の確認

- A. 動作確認 1回(1年に1回)
- B. バックアップバッテリー放電電圧測定 1回(1年に1回)
- C. バックアップバッテリー外観点検 4回(3ヶ月に1回)
- D. バックアップバッテリー定期交換 0回(4年に1回)

- (3)電源断検出レベルの測定、調整 1回(1年に1回)

- (4)電源電圧、リップルの測定、調整 1回(1年に1回)

- (5)各部のクリーンアップ 1回(1年に1回)

- (6)自己診断プログラムによるハードウェア診断 4回(3ヶ月に1回)

- (7)インジケータの確認 4回(3ヶ月に1回)

- (8)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 4回(3ヶ月に1回)

- (9)システム情報の確認 4回(3ヶ月に1回)

- (10)冷却ファンの動作確認 4回(3ヶ月に1回)

OBMS(ビルマネジメントシステム)

1. BMS本体 分電ユニット(PDU)

- (1)受電インジケータ(ネオン管表示)確認 1回(1年に1回)

- (2)受電電圧の測定、調整 1回(1年に1回)

- (3)電源、接地端子等の締付確認 1回(1年に1回)

2. BMS本体

- (1)インジケータ(LED表示)確認 1回(1年に1回)

- (2)POWERスイッチ(システム起動/停止スイッチ) 1回(1年に1回)

- (3)ケーブル・コネクタ類の装着状態確認 1回(1年に1回)

- (4)MOD(光磁気ディスク)機能確認 1回(1年に1回)

保守内容及び頻度

2. BMS本体

- (5) HDD(ハードディスク)機能確認 1回(1年に1回)
- (6) FDD(フロッピーディスク)機能確認 1回(1年に1回)
- (7) 自己診断プログラムによる診断 1回(1年に1回)
- (8) 各部のクリーンアップ 1回(1年に1回)

3. キーボード/マウス

- (1) 動作点検
 - A. キーボード 1回(1年に1回)
 - B. マウス 1回(1年に1回)
- (2) 各部のクリーンアップ 1回(1年に1回)

4. CRT

- (1) 電源スイッチによる消磁 1回(1年に1回)
- (2) 設定要素のロック(保護)確認
 - A. コンバージェンス(色ズレ、色ムラ)の確認 1回(1年に1回)
 - B. フォーカス確認 1回(1年に1回)
 - C. コントラスト、画面サイズ、表示位置の確認、調整 1回(1年に1回)
- (3) 各部のクリーンアップ 1回(1年に1回)

5. UPS

- (1) 外観点検 1回(1年に1回)
- (2) 表示灯の点灯状態確認 1回(1年に1回)
- (3) 設置環境の確認 1回(1年に1回)
- (4) 実負荷時の動作確認 1回(1年に1回)
- (5) ファンの動作確認及び交換 1回(1年に1回)
- (6) バッテリーの異常の有無確認 1回(1年に1回)

6. システム機能

- (1) データ収集機能の動作確認 1回(1年に1回)
- (2) プログラム機能の動作確認 1回(1年に1回)
- (3) データファイルのバックアップ作成 1回(1年に1回)

7. 検針機能

- (1) 論理メーター(演算)登録内容確認印字 1回(1年に1回)
- (2) メーター交換登録内容確認印字 1回(1年に1回)

8. 料金計算機能

- (1) 料金機能登録内容確認印字(テナント情報、費目情報) 1回(1年に1回)

9. エネルギー管理機能

- (1) 欠測・異常データのチェック 1回(1年に1回)

保守内容及び頻度

10. 定期報告サービス

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1)機能印字出力(各機能 2種類について印字) | 1回(1年に1回) |
| (2)BMSデータ内容の総合報告 | 1回(1年に1回) |

○メッセージプリンタ

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1)外観点検 | 2回(6ヶ月に1回) |
| (2)テスト印字による印字品質確認 | 2回(6ヶ月に1回) |
| (3)操作パネルの機能確認 | 2回(6ヶ月に1回) |
| (4)内部の異物、ほこり、汚れ除去 | 2回(6ヶ月に1回) |
| (5)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 | 1回(1年に1回) |
| (6)ネジ、ワッシャー、ナットの締付け確認 | 1回(1年に1回) |

○レーザープリンタ

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1)外観点検 | 2回(6ヶ月に1回) |
| (2)テスト印字による印字品質確認 | 2回(6ヶ月に1回) |
| (3)操作パネルの機能確認 | 2回(6ヶ月に1回) |
| (4)内部の異物、ほこり、汚れ除去 | 2回(6ヶ月に1回) |
| (5)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 | 1回(1年に1回) |
| (6)ネジ、ワッシャー、ナットの締付け確認 | 1回(1年に1回) |

○SI-NET距離延長ユニット(光リピータ)

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1)目視点検および各部のクリーンアップ | 1回(1年に1回) |
| (2)インジケータの確認 | 1回(1年に1回) |
| (3)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 | 1回(1年に1回) |
| (4)通信機能確認 | 1回(1年に1回) |

○無停電電源装置(QYY-SA50)

- | | |
|-----------------|------------|
| (1)外観点検 | 2回(6ヶ月に1回) |
| (2)表示灯の点灯状態確認 | 2回(6ヶ月に1回) |
| (3)設置環境の確認 | 2回(6ヶ月に1回) |
| (4)ファンの動作確認 | 1回(1年に1回) |
| (5)電圧及び電流の測定 | |
| A. 無負荷時の入出力電圧 | 1回(1年に1回) |
| B. 実負荷時の出力電圧、電流 | 1回(1年に1回) |
| (6)単体動作確認 | |
| A. 始動・停止 | 1回(1年に1回) |
| B. 停電・復電 | 1回(1年に1回) |
| C. インバータ自己切換 | 1回(1年に1回) |
| D. バイパス手動切換 | 1回(1年に1回) |
| (7)実負荷時の動作確認 | 1回(1年に1回) |
| (8)バッテリーの電圧測定 | 1回(1年に1回) |

保守内容及び頻度

○電気式制御機器

1. 温度調節器、湿度調節器

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2) じんあいの除去 | 1回(1年に1回) |
| (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締 | 1回(1年に1回) |
| (4) 内部機械的可動部分の動作確認 | 1回(1年に1回) |
| (5) 比例帯又はディファレンシャルの調整 | 1回(1年に1回) |
| (6) 実測に対する点検校正 | 1回(1年に1回) |
| (7) 調節器と操作部等関連部とのループ作動点検調整 | 1回(1年に1回) |
| (8) 規定値の設定 | 1回(1年に1回) |
| (9) 最適値の設定 | 1回(1年に1回) |
| (10) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

2. 操作器

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2) じんあいの除去 | 1回(1年に1回) |
| (3) リンケージ組付状態の確認及びストローク調整・回転角度の調整 | 1回(1年に1回) |
| (4) モータの回転作動・回転角度の点検 | 1回(1年に1回) |
| (5) ホテンシオメータ接触点の清掃及び点検 | 1回(1年に1回) |
| (6) バランシングリレー作動点検 | 1回(1年に1回) |
| (7) 調節器と操作器とのループ作動点検・調整 | 1回(1年に1回) |
| (8) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

3. 自動制御用調節弁

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2) じんあいの除去 | 1回(1年に1回) |
| (3) グランド部漏れ点検 | 1回(1年に1回) |
| (4) バルブストローク作動点検及び閉止位置での漏れ点検・調整 | 1回(1年に1回) |
| (5) 検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整 | 1回(1年に1回) |
| (6) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

○電子式制御機器

1. 検出器、発信器

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2) 配線端子のゆるみ点検及び増締 | 1回(1年に1回) |
| (3) 実測又は標準試験器による誤差点検及び校正 | 1回(1年に1回) |
| (4) 検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整 | 1回(1年に1回) |
| (5) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

2. 調節計

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2) じんあいの除去 | 1回(1年に1回) |
| (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締 | 1回(1年に1回) |

保守内容及び頻度

2. 調節計

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (4)各設定の確認・調整(比例帯・積分値・微分値・不感帯・動作隙間) | 1回(1年に1回) |
| (5)実測に対する点検校正 | 1回(1年に1回) |
| (6)検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 | 1回(1年に1回) |
| (7)規定値の設定 | 1回(1年に1回) |
| (8)最適値の設定 | 1回(1年に1回) |
| (9)実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

3. 調節計(プログラマブル式)

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (1)外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2)じんあいの除去 | 1回(1年に1回) |
| (3)配線端子のゆるみ点検及び増締 | 1回(1年に1回) |
| (4)電源電圧・各制御電圧の点検 | 1回(1年に1回) |
| (5)各ファイルのテリット状態及びエラー状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (6)軽故障・アラーム状態・システムエラー値の点検・確認 | 1回(1年に1回) |
| (7)制御パラメータ及び制御プログラムの作動の確認 | 1回(1年に1回) |
| (8)上位伝送状態の点検確認 | 1回(1年に1回) |
| (9)各入出力信号(発停・警報・アナログ)に対する調節計の作動点検 | 1回(1年に1回) |
| (10)実測に対する点検校正 | 1回(1年に1回) |
| (11)検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 | 1回(1年に1回) |
| (12)規定値の設定 | 1回(1年に1回) |
| (13)最適値の設定 | 1回(1年に1回) |
| (14)実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

4. 変換器

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| (1)外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2)じんあいの除去 | 1回(1年に1回) |
| (3)配線端子のゆるみ点検及び増締 | 1回(1年に1回) |
| (4)電源・電圧の点検 | 1回(1年に1回) |
| (5)標準試験器によるゼロ・スパン調整 | 1回(1年に1回) |
| (6)各設定に対する出力信号の点検・調整 | 1回(1年に1回) |
| (7)検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整 | 1回(1年に1回) |
| (8)実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

5. 操作器

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| (1)外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2)じんあいの除去 | 1回(1年に1回) |
| (3)リンケージ組付状態の確認及びストローク調整・回転角度の調整 | 1回(1年に1回) |
| (4)モータの回転作動・回転角度の点検 | 1回(1年に1回) |
| (5)ポテンシオメータ接触点の清掃及び点検 | 1回(1年に1回) |
| (6)検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整 | 1回(1年に1回) |
| (7)実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

保守内容及び頻度

6. 自動制御用調節弁

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2) じんあいの除去 | 1回(1年に1回) |
| (3) グランド部漏れ点検 | 1回(1年に1回) |
| (4) ハルブストローク作動点検及び閉止位置での漏れ点検・調整 | 1回(1年に1回) |
| (5) 検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整 | 1回(1年に1回) |
| (6) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

○デジタル式制御機器

1. 温度発信器、湿度発信器

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2) 配線端子のゆるみ点検及び増締 | 1回(1年に1回) |
| (3) 実測又は標準試験器による誤差点検及び点検校正 | 1回(1年に1回) |
| (4) 伝送電圧の点検 | 1回(1年に1回) |
| (5) コントローラとの伝送状態の点検確認 | 1回(1年に1回) |
| (6) 検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整 | 1回(1年に1回) |
| (7) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

2. コントローラ

- | | |
|--|-----------|
| (1) 外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2) じんあいの除去 | 1回(1年に1回) |
| (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締 | 1回(1年に1回) |
| (4) 電源電圧・各制御電圧の点検及びバックアップ電池の点検 | 1回(1年に1回) |
| (5) 各ファイルのテリット状態及びエラー状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (6) 軽故障・アラーム状態・システムエラー値の点検・確認 | 1回(1年に1回) |
| (7) 制御パラメータ及び制御プログラムの作動確認 | 1回(1年に1回) |
| (8) 上位伝送状態の点検確認 | 1回(1年に1回) |
| (9) 各センサー・変換器との伝送状態の点検・確認 | 1回(1年に1回) |
| (10) アナログデータに対する誤差試験 | 1回(1年に1回) |
| (11) 各入出力信号(発停・警報・アナログ)に対する調節計の作動点検 | 1回(1年に1回) |
| (12) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部とのループ作動点検調整 | 1回(1年に1回) |
| (13) 規定値の設定 | 1回(1年に1回) |
| (14) 最適値の設定 | 1回(1年に1回) |
| (15) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

3. 変換器

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2) じんあいの除去 | 1回(1年に1回) |
| (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締 | 1回(1年に1回) |
| (4) 電源・電圧の点検 | 1回(1年に1回) |
| (5) 標準試験器によるゼロ・スパン調整 | 1回(1年に1回) |
| (6) 各設定に対する出力信号の点検・調整 | 1回(1年に1回) |
| (7) 伝送電圧の点検 | 1回(1年に1回) |

保守内容及び頻度

3. 変換器

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (8)コントローラとの伝送状態の点検確認 | 1回(1年に1回) |
| (9)発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部とのループ作動点検調整 | 1回(1年に1回) |
| (10)実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

4. 操作器

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (1)外観目視点検及び取付状態の確認 | 1回(1年に1回) |
| (2)じんあいの除去 | 1回(1年に1回) |
| (3)リンケージ組付状態の確認及びストローク調整・回転角度の調整 | 1回(1年に1回) |
| (4)モータの回転作動・回転角度の点検 | 1回(1年に1回) |
| (5)ポテンシオメータ接触点の清掃及び点検 | 1回(1年に1回) |
| (6)伝送電圧の点検 | 1回(1年に1回) |
| (7)コントローラとの伝送状態の点検確認 | 1回(1年に1回) |
| (8)発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部とのループ作動点検調整 | 1回(1年に1回) |
| (9)実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整 | 1回(1年に1回) |

○管理計器

1. 煤煙濃度計

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1)本体・投光器・受光器のクリーンアップ | 1回(1年に1回) |
| (2)外観・内観及び取付状態の点検 | 1回(1年に1回) |
| (3)端子ねじのゆるみ点検 | 1回(1年に1回) |
| (4)警報設定点の確認及び出力信号の点検 | 1回(1年に1回) |
| (5)投光器の光度の点検 | 1回(1年に1回) |
| (6)投光器・受光器・指示調節計のループ点検 | 1回(1年に1回) |

中央監視装置仕様

メーカー名	アズビル(株)製
機種名	SAVIC NET50EV
主処理装置	32ビットCPU
主記憶装置	32メガバイト以上
補助記憶装置	
・ 磁気ディスク (HDD)	・ 1. 2ギガバイト
・ フロッピーディスク (FDD)	・ 1. 44メガバイト
・ 光磁気ディスク (MOD)	・ 230メガバイト
OS	UNIX
モジュール通信	SI-NET 毎秒10メガビット
管理点数(実装/最大管理点数)	3298/5000

BMS機能(設備機器台帳管理、保全計画支援、定期点検スケジュール管理、予防保全管理、点検履歴管理、障害履歴管理、修復履歴、管理エネルギー管理、料金計算管理)

機器構成

メインコンソール(MCL)1台、CRT/KB/マウス[21"](MMU)1台、メッセージプリンタ(MPR)1台
レーザープリンタ(LBP)1台、ハードコピープリンタ(HCP)1台、設備統合コントローラ(UIC)4台
光リポータ(RP)1台、分離BMS(BMS)1台、CRT/KB/マウス[21"](BMS-MMU)1台
レーザープリンタ(BMS-LBP)1台、無停電電源装置(QYY-SA50)1台

制御機器

電動バタフライ弁(700G-4I)15台、温度検出器(TY7830B)16台、圧力発信器(KH15-933)5台
単座二方調節弁(3214/3274-23)9台、電磁流量計(FM54)2台
デジタル指示調節器(R31)73台、台数制御ユニット(WY2000P)2台
台数制御ユニット(WY2000Q)2台、アイソレータ(RY7910S)2台、液面計(GYY-DL-831)2台
液面調節計(GYY-SL-42)5台、オイル用電磁弁(ADSK11)9台、液面リレー(61F)4台
排煙濃度計(GYY-S2000-1)1台、感震装置(V725)3台、電動ボール弁(EA200)39台
DC24電源(QY7000C)4台、デジタル式調節器(WY7211B)101台、ダンパ操作器(AS1D15)236台
微差圧スイッチ(PYY-CL13)108台、電動二方弁(VY5110F)161台
挿入形温度検出器(TY7800B)46台、温度露点湿度発信器(HY7901C)42台
放射温度センサ(TY7321A)44台、個別操作線(QY7205A)259台
挿入型湿度発信器(HY7811C)38台、IVC(WY7206C)431台、モジュロールモータ(M6285A)61台

空調-2-1. 空調機・外調機

メーカー名	(株)東洋製作所・・・A 新晃工業(株)・・・B 松下電器産業(株)・・・C										
保守内容及び頻度	「共仕」4.4.4による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。										
設備詳細 ①メーカー名、②機器名称(空・・・空調機、外・・・外調機)											
系統名	①	②	型式	送風機		還風機		全熱交換器		冷却能力 kcal/h	加熱能力 kcal/h
				風量 m3/h	容量 kw	風量 m3/h	容量 kw	給気量 m3/h	排気量 m3/h		
AC-0101	A	空	THS-200HR	12,600	15.00	12,600	11.00	3,400	3,400	50,900	17,100
AC-0102	A	外	THS-80AF	3,750	3.70	-	-	3,750	-	33,100	24,300
AC-0103	B	空	DV-20	16,800	15.00	16,800	11.00	3,500	3,500	65,700	26,700
AC-0103'	B	〃	AJ 40-EH	2,300	2.20	2,300	1.50	-	-	7,600	10,600
AC-0104	B	〃	DV-40	33,950	37.00	33,950	37.00	7,800	-	184,000	122,500
AC-0107-1	A	〃	THS-150RF	8,850	5.50	8,850	3.70	2,700	2,700	52,500	33,200
AC-0107-2	A	外	THS-50AF	2,900	2.20	-	-	2,900	-	25,600	18,800
AC-0108	A	〃	THS-40AF	1,800	1.50	-	-	1,800	-	15,900	11,700
AC-0109	A	空	THS-100RF	6,000	5.50	6,000	3.70	350	-	22,700	-
AC-0201	B	〃	DV-7	6,100	7.50	6,100	3.70	2,100	2,100	26,200	5,200
AC-0201'	B	〃	特AJ60マルチ	NW 600 SW2,500	3.70	3,100	2.20	-	-	2,000	1,800
AC-0202	B	〃	AJ150-HX	6,150	5.50	6,150	3.70	1,700	1,700	24,800	6,600
AC-0203	B	外	DH-5	3,700	3.70	-	-	3,700	-	32,700	23,900
AC-0204	B	空	AJ150-EH	6,300	5.50	6,300	3.70	-	-	20,700	16,000
AC-0206	B	〃	AJ 40-EH	1,900	2.20	1,900	0.75	450	450	10,100	5,000
AC-0207-1-P	B	〃	AJ150-EH	7,000	5.50	7,000	3.70	-	-	23,000	14,200
AC-0207-1-I	A	〃	THS-200RF	9,950	7.50	9,950	3.70	5,700	5,550	87,800	45,600
AC-0207-2	B	外	DH-22	19,950	15.00	-	-	19,950	-	176,000	128,800
AC-0208	B	空	DV-20	15,450	11.00	15,450	11.00	1,400	1,400	64,300	33,400
AC-0209	B	〃	AJ150-EH	8,250	5.50	8,250	3.70	1,900	1,900	43,700	27,600
AC-0210	B	〃	AJ150-EH	5,700	3.70	5,700	2.20	850	850	27,300	19,500
AC-0211	B	〃	DV-12	9,950	7.50	9,950	5.50	4,800	4,800	74,000	47,700
AC-0301	B	〃	DV-15	13,150	7.50	13,150	7.50	3,400	3,400	41,900	9,300
AC-0302	B	〃	AJ150-HX	6,700	3.70	6,700	2.20	1,650	1,650	20,400	5,400
AC-0303	B	〃	AJ200-HX	10,600	7.50	10,600	5.50	3,250	3,250	32,900	9,400
AC-0304	B	〃	AJ 80-EH	3,850	1.50	3,850	1.50	-	-	12,700	14,000
AC-0306	B	〃	AJ150-HX	7,500	5.50	7,500	3.70	2,900	2,900	23,400	8,000
AC-0307	B	〃	AJ 50-EH	2,550	0.75	2,550	0.75	-	-	8,400	9,000
AC-0308	B	〃	DV-20	16,150	15.00	16,150	7.50	5,700	5,700	50,000	16,300
AC-0309	B	〃	AJ150-HX	8,850	5.50	8,850	3.70	3,950	3,950	27,600	10,600
AC-0401	B	〃	特AJ200マルチ	NW2,900 SW7,400	5.50	10,300	3.70	-	-	9,500	6,800
										24,300	15,800

空調-2-2. 空調機・外調機

設備詳細 ①メーカー名、②機器名称(空・・・空調機、外・・・外調機)											
系統名	①	②	型式	送風機		還風機		全熱交換器		冷却能力 kcal/h	加熱能力 kcal/h
				風量 m3/h	容量 kw	風量 m3/h	容量 kw	給気量 m3/h	排気量 m3/h		
AC-0402	B	空	AJ 50-EH	3,000	1.50	3,000	0.75	-	-	9,900	10,500
AC-0403	B	"	AJ100-EH	5,750	2.20	5,750	2.20	-	-	18,900	12,800
AC-0404	B	"	AJ150-HX	8,600	5.50	8,600	3.70	3,400	3,400	28,300	9,200
AC-0406	B	"	AJ 80-EH	4,650	1.50	4,650	1.50	-	-	15,300	10,500
AC-0407	B	"	AJ100-EX	5,300	3.70	5,300	3.70	1,650	1,650	15,800	5,400
AC-0408	B	"	特AJ200マルチ	SE2,700 SW8,000	5.50	10,700	3.70	-	-	8,900 26,300	6,300 18,300
AC-0409	B	"	AJ80-EH	4,050	1.50	4,050	1.50	-	-	13,300	11,300
AC-0501	C	"	FY-30UCZ-Q	16,300	15.00	16,300	11.00	3,700	3,700	51,000	11,000
AC-0502	C	"	FY-20UCZ-Q	9,100	7.50	9,100	5.50	1,650	1,650	25,600	5,900
AC-0503	C	"	FY-20UCZ-Q	9,750	7.50	9,750	7.50	3,050	3,050	31,100	8,100
AC-0504	C	"	FY-20UCZ-Q	2,500	1.50	2,500	1.50	-	-	8,200	8,700
AC-0506	C	"	FY-13UCZ-Q	8,250	5.50	8,250	5.50	2,900	2,900	25,500	8,300
AC-0507	C	"	FY-13UCZ-Q	2,650	1.50	2,650	1.50	-	-	8,700	9,200
AC-0508	C	"	FY-25UCZ-Q	14,200	11.00	14,200	11.00	5,700	5,700	45,600	14,700
AC-0509	C	"	FY-20UCZ-Q	9,500	7.50	9,500	7.50	3,950	3,950	28,800	11,600
AC-0601	C	"	FY-25UCR-Q	NW3,100 SW8,000	11.00	11,100	7.50	-	-	10,200 26,300	7,100 18,100
AC-0602	C	"	FY-08UCR-Q	3,500	1.50	3,500	1.50	-	-	11,500	12,200
AC-0603	C	"	FY-08UCR-Q	4,550	2.20	4,550	2.20	-	-	15,000	10,300
AC-0604	C	"	FY-05UCR-Q	9,050	7.50	9,050	5.50	3,400	3,400	28,500	9,100
AC-0606	C	"	FY-13UCR-Q	5,000	2.20	5,000	2.20	-	-	16,400	11,300
AC-0607	C	"	FY-05UCR-Q	6,350	3.70	6,350	3.70	1,650	1,650	18,700	6,000
AC-0608	C	"	FY-20UCR-Q	SE2,600 SW7,300	7.50	9,900	5.50	-	-	8,600 24,000	5,800 16,500
AC-0609	C	空	FY-08UCR-Q	3,900	2.20	3,900	2.20	-	-	12,800	13,600
AC-0701	B	外	DH-20	15,230	11.00	-	-	15,230	-	157,400	98,400
AC-0702	B	"	DH-4	3,090	5.50	-	-	3,090	-	32,000	20,000
AC-0703	B	空	AJ150-HX	8,550	7.50	8,550	5.50	3,400	3,400	28,500	9,200
AC-0704	B	"	AJ40-EH	2,400	1.50	2,400	1.50	-	-	7,900	7,900
AC-0706	B	"	AJ150-HX	8,650	7.50	8,650	5.50	2,550	2,550	27,700	7,200
AC-0707	B	"	AJ80-EH	3,850	2.20	3,850	2.20	-	-	12,700	13,100
AC-0708	B	"	DH-20	15,300	11.00	15,300	15.00	4,500	4,500	48,100	12,200
AC-0709	B	"	AJ100-HX	P 1,700 I 3,350	3.70	5,050	3.70	1,900	1,900	5,700 10,700	6,000 4,700
AC-0801	C	"	FY-25UCZ-T	7,600	11.00	7,600	7.50	2,000	2,000	23,700	6,300
AC-0801'	C	"	FY-30UCR-Q	NW1,500 SW4,000	3.70	5,500	2.20	-	-	5,000 13,200	3,500 9,100

空調-2-3. 空調機・外調機

設備詳細 ①メーカー名、②機器名称(空・・・空調機、外・・・外調機)

系統名	①	②	型式	送風機		還風機		全熱交換器		冷却能力 kcal/h	加熱能力 kcal/h
				風量 m3/h	容量 kw	風量 m3/h	容量 kw	給気量 m3/h	排気量 m3/h		
AC-0802	C	外	FY-08UCH	7,900	5.50	-	-	7,900	-	81,700	51,000
AC-0803	C	空	FY-08UCR-Q	4,600	3.70	4,600	2.20	-	-	15,100	10,600
AC-0804	C	"	FY-05UCR-Q	4,750	3.70	4,750	3.70	1,750	1,750	15,400	4,500
AC-0806	C	"	FY-13UCR-Q	5,800	3.70	5,800	3.70	-	-	19,100	9,900
AC-0807	C	"	FY-08UCR-Q	8,900	7.50	8,900	5.50	1,850	1,850	27,500	6,500
AC-0808	C	"	FY-20UCR-Q	SE2,800	7.50	11,000	7.50	-	-	9,200	6,600
				SW8,200						26,900	
AC-0809	C	外	FY-05UCH	1,650	1.50	-	-	1,650	-	17,100	10,700
AC-0901	A	空	TUC-195BH	NW2,800	7.50	10,700	7.50	-	-	9,200	6,750
				SW7,900						25,900	
AC-0902	A	外	TUC-45BH	3,300	2.20	-	-	3,300	-	34,100	21,350
AC-0903	A	空	THS-150HR	7,900	7.50	7,900	3.70	2,200	2,200	24,000	7,220
AC-0904	A	"	THS-50RF	2,950	1.50	2,950	1.50	-	-	9,700	9,800
AC-0906	A	"	THS-200HR	9,450	7.50	9,450	5.50	4,500	4,500	30,400	11,250
AC-0907	A	"	THS-50RF	2,800	1.50	2,800	1.50	-	-	9,200	9,720
AC-0908	A	"	THS-150HR	7,100	5.50	7,100	5.50	2,400	2,400	22,300	6,500
AC-0908'	A	"	TUC-125BH	SE3,100	5.50	9,600	3.70	-	-	10,200	7,080
				SW6,500						21,300	
AC-0909	A	"	THS-150HR	7,200	5.50	7,200	3.70	1,950	1,950	20,200	7,900
AC-1001	A	"	TUC-245RFV	19,700	15.00	19,700	7.50	4,250	4,250	59,250	15,000
AC-1002	A	"	TUC-65HR	P 2,050	3.70	5,500	2.20	1,050	1,050	7,400	8,000
				I 3,450						10,200	
AC-1003	A	"	THS-80HR	3,950	2.20	3,950	2.20	-	-	12,950	9,350
AC-1004	A	"	THS-80HR	4,700	3.70	4,700	2.20	1,500	1,500	14,100	4,900
AC-1005	A	外	THS-100AF	5,950	3.70	-	-	5,950	-	61,500	38,450
AC-1006	A	空	THS-80RF	4,650	2.20	4,650	3.70	-	-	15,250	10,650
AC-1007	A	"	THS-80HR	5,350	3.70	5,350	2.20	2,500	2,500	19,200	7,500
AC-1008-1	A	"	TUC-65HR	P 1,550	7.50	5,350	3.70	2,200	2,200	6,500	4,800
				I 3,800						14,600	
AC-1008-2	A	"	THS-100HR	3,950	2.20	3,950	2.20	1,650	1,650	7,250	5,300
AC-1009	A	"	THS-60RF	3,500	1.50	3,500	1.50	-	-	11,500	13,150
AC-1101	A	"	TUC-404AH	30,750	18.50	30,750	-	3,700 (34,650)	-	139,500	68,400
AC-1102	A	"	TUC-191BH	12,750	5.50	11,550	-	1,200 (13,900)	-	53,100	33,100
AC-1103	A	外	THS-50AF	2,700	1.50	-	-	2,700	-	23,900	17,200
AC-1104	A	"	THS-781AH	47,600	30.00	-	-	47,600	-	-	482,300

空調-3. 空調機等用フィルター

メーカー名	日本スピンドル技研(株)
保守内容及び頻度	<p>中性能フィルターは警報が出た箇所について、東京税関に確認を受けたうえで交換すること。 プレフィルターは2ヶ月に1回、中性洗剤を使用し洗浄機もしくは水槽内での押し洗いによる洗浄を行い、自然乾燥後に取付けを行うこと。なお、交換が必要な場合は、東京税関に確認を受けたうえで行うこと。 フィルターの交換、洗浄の頻度は上記の総数を上限とし東京税関の指示により変更することがある。フィルター及びろ材は東京税関が別途支給し、廃材処理についても東京税関が行う。</p>

設備詳細(空調機等におけるフィルター設置枚数)

①中性能フィルター

型 式	枚 数	寸法(mm)			比色法効率 %	備 考
		W	H	D		
CG8-56H	210	610	610	295	90~95	
CG8-28H	132	305	610	295	90~95	

②プレフィルター

型 式	枚 数	寸法(mm)			備 考
		W	H	D	
P-56	210	610	610	20	
P-28	132	305	610	20	

空調-4-1. 送風機

メーカー名	(株)テラルキョクトウ						
保守内容及び頻度	「共仕」4.4.8による。「共仕」中「1M」の標記についてはこれを実施する。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。						
設備詳細	①重塩害仕様、②塩ビコーティング仕様						
系統名	種類	型式	風量 m3/h	静圧 mmAq	回転数 rpm	容量 kw	台数
FS-B201	遠心送風機	CMF II-No.4 1/2RS-B	21,300	105	1,750	15.000	1
FS-B202	〃	CLF III-No.2-RS-ND	4,800	45	1,430	3.700	1
FS-B203	〃	CMF II-No.2-RS-ND	2,650	95	3,050	1.500	1
FS-B204	〃	CLF II-No.7-RS-B	54,000	25	280	15.000	2
FS-B205	〃	CMF II-No.2-RS-NI	2,700	65	3,050	1.500	1
FS-B206	〃	CMF II-No.4 1/2RS-B	19,550	95	1,570	11.000	1
FS-B207	〃	CLF III-No.4-RS-B	15,000	75	755	7.500	1
FS-B208	〃	CLF III-No.3 1/2-RS-B	10,600	75	920	5.500	1
FS-B209	〃	CLF III-No.3-RS-NI	7,500	85	1,110	5.500	1
FS-B210	〃	CMF II-No.2 1/2-RS-NI	5,200	95	2,810	3.700	1
FS-B211	斜流送風機	ALF II-20M	200	10	1,460	0.025	1
FS-B212	〃	ALF-No.2-504S	300	10	1,260	0.040	1
FS-B101	遠心送風機	CMF II-No.2 1/2-RS-ND	5,300	95	2,810	3.700	1
FS-B102	〃	CMF II-No.4-RS-B	17,300	110	1,920	11.000	1
FS-B103	〃	CLF II-No.10-RS-B	92,000	30	200	30.000	2
FS-B104	〃	CMF II-No.2-RS-NI	2,450	95	3,050	1.500	1
FS-B105	〃	CMF II-No.4 1/2RS-B	19,600	100	1,570	11.000	1
FS-B106	〃	CMF II-No.8-RS-B	52,000	95	790	30.000	1
FS-B107	〃	CLF III-No.2-RS-ND	2,600	75	1,580	2.200	1
FS-0101	〃	CLF III-No.2-RS-NI	2,000	15	760	0.400	1
FS-0102	〃	CLF III-No.1-RS-KI	350	15	1,810	0.200	1
FS-0103	〃	CMF II-No.2-RS-NI	1,600	85	3,050	1.500	1
FS-0104	〃	CMF II-No.3 1/2-RS-B	11,200	85	1,850	5.500	1
FS-1101	〃	CLF III-No.1 1/2-RS-KI	2,000	65	2,120	1.500	1
FS-1101	〃	CMF II-No.2-RS-NI	330	60	3,050	1.500	1
FS-PH01	〃	CLF III-No.2-RS-NI	4,000	70	1,580	3.700	1
FS-PH02	〃	CLF III-No.2-RS-NI	4,000	70	1,580	3.700	1
FE-B201	〃	CLF II-No.4 1/2-RS-B	21,300	45	570	7.500	1
FE-B202	〃	CLF III-No.2 1/2-RS-ND	4,800	45	940	1.500	1
FE-B203	〃	CLF III-No.1 1/2-RS-ND	2,250	40	1,950	1.500	1
FE-B204	〃	CLF II-No.8-RS-B	54,000	35	260	15.000	2
FE-B205	〃	CLF III-No.1 1/4-RS-K	700	40	1,760	0.400	1
FE-B206	〃	CLF III-No.4-RS-B	19,550	25	540	5.500	1
FE-B207	〃	CLF III-No.3 1/2-RS-B	13,000	20	650	5.500	1
FE-B207	〃	CLF III-No.1 1/4-RS-KI	1,200	15	1,420	0.750	1

空調-4-2. 送風機

設備詳細		①重塩害仕様、②塩ビコーティング仕様					
系統名	種類	型式	風量 m3/h	静圧 mmAq	回転数 rpm	容量 kw	台数
FE-B208	遠心送風機	CLFⅢ-No.3 1/2-RS-B	10,600	20	600	3.700	1
FE-B209	〃 ①	CLFⅡ-No.2 1/2-OB-ND	7,500	70	1,340	5.500	1
FE-B210	〃 ①	CLFⅡ-No.2-OB-ND	5,200	75	1,710	3.700	1
FE-B211	〃	CLFⅢ-No.1-RS-KI	400	25	2,200	0.200	1
FE-B212	斜流送風機	ALFⅡ-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-B213	〃	ALF-No.2-504S	300	10	1,260	0.040	1
FE-B214	遠心送風機 ②	CLFⅡ-No.1 1/4-OB-KI	240	45	2,120	0.400	1
FE-B101	〃	CLFⅢ-No.2 1/2-RS-ND	5,300	40	940	1.500	1
FE-B102	〃	CLFⅡ-No.4 1/2-RS-NI	17,300	35	490	5.500	1
FE-B103	〃	CLFⅡ-No.10-RS-B	92,000	35	200	22.000	2
FE-B104	〃	CLFⅢ-No.1-RS-KI	450	20	2,000	0.200	1
FE-B105	〃	CLFⅢ-No.4-RS-B	19,600	45	650	7.500	1
FE-B106	〃	CLFⅢ-No.2-RS-ND	2,600	20	950	0.750	1
FE-0101	〃	CLFⅢ-No.2-RS-ND	2,000	15	760	0.400	1
FE-0102	斜流送風機	ALF-No.2-508S	350	15	1,450	0.080	1
FE-0102	〃	ALF-No.2-508S	150	15	1,450	0.080	1
FE-0103	遠心送風機	CLFⅢ-No.1 1/2-RS-KI	1,600	15	1,300	0.400	1
FE-0105	斜流送風機	ALF-UⅡ-No.2-508S	300	15	1,450	0.080	1
FE-0105	〃	ALF-UⅡ-No.2-508S	300	15	1,450	0.080	1
FE-0106	遠心送風機	CLFⅢ-No.3-RS-NI	10,950	25	830	3.700	1
FE-0107	〃	CLFⅢ-No.1 1/2-RS-KI	2,100	35	1,780	1.500	1
FE-0108	斜流送風機	ALF-No.3-528S	250	30	1,430	0.280	1
FE-0109	〃	ALF-UⅡ-No.3-528S	300	30	1,430	0.280	1
FE-0110	遠心送風機	CLFⅢ-No.1 3/4-RS-KI	3,700	35	1,550	2.200	1
FE-0111	〃	CLFⅢ-U-No.1 1/2-BH-L-RS	1,500	15	1,300	0.400	1
FE-0112	斜流送風機	ALF-UⅡ-No.3-528S	250	30	1,430	0.280	1
FE-0113	〃	ALF-UⅡ-No.3-528S	200	25	1,430	0.280	1
FE-0115	遠心送風機 ①	CLFⅡ-No.2-OB-ND	2,900	45	1,250	1.500	1
FE-0116	斜流送風機	ALF-No.3-528S	550	30	1,430	0.280	1
FE-0201	〃	ALF-UⅡ-No.2-508S	200	15	1,450	0.080	1
FE-0202	〃	ALF-UⅡ-No.3-528S	900	20	1,430	0.280	1
FE-0203	〃	ALF-No.3-528S	650	20	1,430	0.280	1
FE-0204	〃	ALF-No.3-528S	800	25	1,430	0.280	1
FE-0205	遠心送風機	CLFⅢ-No.2-RS-NI	3,100	35	1,150	1.500	1
FE-0206	斜流送風機	ALF-No.3-528S	250	30	1,430	0.280	1
FE-0207	〃	ALF-No.3-528S	650	20	1,430	0.280	1
FE-0208	〃	ALF-No.3-528S	300	25	1,430	0.280	1
FE-0209	遠心送風機 ①	CLFⅡ-No.5-OB-B	24,500	70	625	15.000	1
FE-0210	斜流送風機	ALF-UⅡ-No.2-508S	150	15	1,450	0.080	1

空調-4-3. 送風機

設備詳細		①重塩害仕様、②塩ビコーティング仕様					
系統名	種類	型式	風量 m ³ /h	静圧 mmAq	回転数 rpm	容量 kw	台数
FE-0211	遠心送風機	CLFⅢ-U-No.1-BH-L-RS	650	25	2,320	0.400	1
FE-0212	斜流送風機	ALF-UⅡ-No.3-528S	250	20	1,430	0.280	1
FE-0302	〃	ALF-UⅡ-No.3-528	300	30	1,430	0.280	1
FE-0304	遠心送風機	CLFⅢ-U-No.2-BH-L-RS	2,250	20	850	0.400	1
FE-0305	斜流送風機	ALF-UⅡ-No.3-528S	350	20	1,430	0.280	1
FE-0306	〃	ALFⅡ-U-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-B307	〃	ALFⅡ-U-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-0402	〃	ALF-UⅡ-No.3-528	300	30	1,430	0.280	1
FE-0404	遠心送風機	CLFⅢ-U-No.2-BH-L-RS	2,250	20	850	0.400	1
FE-0504	〃	CLFⅢ-U-No.2-BH-L-RS	2,250	20	850	0.400	1
FE-0407	斜流送風機	ALFⅡ-U-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-0408	〃	ALFⅡ-U-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-0502	〃	ALF-UⅡ-No.3-528	300	25	1,430	0.280	1
FE-0504	遠心送風機	CLFⅢ-U-No.2-BH-L-RS	2,250	20	850	0.400	1
FE-0505	斜流送風機	ALF-UⅡ-No.2-508S	300	10	1,450	0.080	1
FE-0506	〃	ALFⅡ-U-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-0507	〃	ALFⅡ-U-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-0602	〃	ALF-UⅡ-No.3-528	300	25	1,430	0.280	1
FE-0604	遠心送風機	CLFⅢ-U-No.2-BH-L-RS	2,250	20	850	0.400	1
FE-0605	斜流送風機	ALF-UⅡ-No.3-528S	350	20	1,430	0.280	1
FE-0606	遠心送風機	CLFⅢ-No.1 1/4-RS-KI	900	25	1,590	0.400	1
FE-0607	斜流送風機	ALFⅡ-U-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-0608	〃	ALFⅡ-U-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-0702	〃	ALF-UⅡ-No.3-528	300	30	1,430	0.280	1
FE-0704	遠心送風機	CLFⅢ-U-No.2-BH-L-RS	2,250	20	850	0.400	1
FE-0705	斜流送風機	ALF-UⅡ-No.3-528S	350	20	1,430	0.280	1
FE-0707	〃	ALFⅡ-U-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-0802	〃	ALF-UⅡ-No.3-528	300	30	1,430	0.280	1
FE-0804	遠心送風機	CLFⅢ-U-No.2-BH-L-RS	2,250	20	850	0.400	1
FE-0805	斜流送風機	ALF-UⅡ-No.3-528S	350	20	1,430	0.280	1
FE-0807	〃	ALF-No.3-528S	200	20	1,430	0.280	1
FE-0808	〃	ALF-No.3-528S	800	25	1,430	0.280	1
FE-0809	〃	ALFⅡ-U-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-0810	〃	ALFⅡ-U-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-0902	〃	ALF-UⅡ-No.3-528S	300	30	1,430	0.280	1
FE-0904	遠心送風機	CLFⅢ-U-No.2-BH-L-RS	2,250	20	850	0.400	1
FE-0905	斜流送風機	ALF-UⅡ-No.3-528S	350	20	1,430	0.280	1
FE-0906	〃	ALF-No.3-528S	100	20	1,430	0.280	1
FE-0907	〃	ALF-UⅡ-No.3-528S	250	20	1,430	0.280	1

空調-4-4. 送風機

設備詳細		①重塩害仕様、②塩ビコーティング仕様					
系統名	種類	型式	風量 m ³ /h	静圧 mmAq	回転数 rpm	容量 kw	台数
FE-0909	斜流送風機	ALF II-U-20M	200	10	1,460	0.025	1
FE-1002	〃	ALF-U II-No.3-528S	300	25	1,430	0.280	1
FE-1004	遠心送風機	CLF III-U-No.2-BH-L-RS	2,250	20	850	0.400	1
FE-1005	斜流送風機	ALF-U II-No.3-528S	350	20	1,430	0.280	1
FE-1006	遠心送風機	CLF III-U-No.1 1/2-BH-L-RS	2,400	25	1,950	1.500	1
FE-1007	斜流送風機	ALF-U II-No.3-528S	650	20	1,430	0.280	1
FE-1008	〃	ALF-No.2-508S	400	15	1,450	0.080	1
FE-1009	〃	ALF-No.2-508S	300	15	1,450	0.080	1
FE-1010	〃	ALF II-U-20M	250	10	1,460	0.025	1
FE-1011	〃	ALF II-U-20M	250	10	1,460	0.025	1
FE-1101	遠心送風機	CLF III-U-No.1 1/2-BH-L-RS	1,250	15	1,170	0.400	1
FE-1102	〃	CLF III-U-No.1-BH-L-RS	700	15	2,200	0.400	1
FE-1103	〃	① CLF II-No.7-RS-B	47,600	35	300	15.000	1
FE-1104	〃	CLF III-No.2-RS-NI	2,000	10	760	0.400	1
FE-1105	斜流送風機	ALF-U II-No.2-508S	150	15	1,450	0.080	1
FE-1106	遠心送風機	CM III-17S	330	15	910	0.040	1
FE-1107	斜流送風機	CLF-U II-No.2-508S	600	15	1,450	0.080	1
FE-1108	遠心送風機	CLF III-No.1 1/4-RS-KI	1,200	25	1,590	0.400	1
FE-1109	斜流送風機	ALF II-U-20M	300	10	1,460	0.025	1
FE-PH01	遠心送風機	CLF III-No.2 1/2-RS-NI	4,000	20	680	0.750	1
FE-PH02	〃	CLF III-No.2 1/2-RS-NI	4,000	15	600	0.750	1
FR-1101	〃	CLF II-No.6-RS-B	33,450	25	340	11.000	1
FR-1102	〃	CLF II-No.4 1/2-RS-B	13,600	15	340	2.200	1
FM-B101	排煙機	CMF II (R)-No.10-RS-B	66,000	90	575	30.000	1
FM-PH01	〃	① CMF II (R)-No.10-RS-B	64,000	190	775	75.000	1
FM-PH02	〃	① CMF II (R)-No.10-RS-B	60,000	100	575	30.000	1
CFS-0701	遠心送風機	CMF II-No.2-RS-NI	2,300	95	3,050	1.500	1
CFS-0702	〃	CMF II-No.2 1/2-RS-NI	4,200	95	2,330	2.200	1
CFS-0703	〃	CMF II-No.2-RS-NI	2,800	95	3,050	1.500	1
CFS-0704	〃	CMF II-No.2 1/2-RS-NI	4,600	95	2,810	3.700	1
CFS-0705	〃	CMF II-No.2-RS-ND	1,400	95	3,050	1.500	1
CFS-0706	〃	CMF II-No.2-RS-NI	1,400	85	3,050	1.500	1
CFS-0801	〃	CMF II-No.2-RS-ND	1,800	90	3,050	1.500	1
CFS-0802	〃	CMF II-No.2-RS-ND	3,600	85	3,450	2.200	1
CFS-0803	〃	CMF II-No.2-RS-ND	1,800	85	3,050	1.500	1
CFS-0901	〃	CMF II-No.2-RS-NI	1,800	85	3,050	1.500	1
CFS-0902	〃	CMF II-No.2-RS-ND	1,500	100	3,050	1.500	1
CFE-0701	〃	① CMF II-No.2-RS-ND	2,300	90	3,050	1.500	1
CFE-0702	〃	① CMF II-No.2 1/2-RS-ND	4,200	90	2,330	2.200	1

空調-4-5. 送風機

設備詳細 ①重塩害仕様、②塩ビコーティング仕様

系統名	種類	型式	風量 m ³ /h	静圧 mmAq	回転数 rpm	容量 kw	台数
CFE-0703	遠心送風機 ①	CMF II-No.2-RS-ND	2,800	95	3,050	1.500	1
CFE-0704	" ①	CMF II-No.2 1/2-RS-ND	4,600	95	2,810	3.700	1
CFE-0705	" ①	CMF II-No.2-RS-ND	1,400	95	3,050	1.500	1
CFE-0706	"	CMF II-No.2-RS-NI	1,400	90	3,050	1.500	1
CFE-0707	"	CLF III-No.2 1/2-RS-ND	6,000	35	940	2.200	1
CFE-0708	"	CLF III-No.2 1/2-RS-ND	6,000	40	940	2.200	1
CFE-0709	"	CLF III-No.2-RS-ND	3,050	30	1,150	1.500	1
CFE-0709	"	CLF III-No.1-RS-KI	50	25	2,200	0.200	1
CFE-0710	" ①	CLF III-No.3-RS-B	7,200	35	770	2.200	1
CFE-0711	"	CLF III-No.1 1/4-RS-KI	900	20	1,420	0.400	1
CFE-0712	"	CLF III-No.1 1/4-RS-KI	900	20	1,420	0.400	1
CFE-0801	" ①	CMF II-No.2-RS-ND	1,800	95	3,050	1.500	1
CFE-0802	" ①	CMF II-No.2-RS-ND	3,600	100	3,450	2.200	1
CFE-0803	"	CMF II-No.2-RS-NI	1,800	85	3,050	1.500	1
CFE-0804	"	CMF II-No.2-RS-NI	2,700	85	3,050	1.500	1
CFE-0805	"	CLF III-No.1 1/2-RS-KI	1,710	35	1,560	0.750	1
CFE-0805	"	CLF III-No.1-RS-KI	50	25	2,200	0.200	1
CFE-0806	"	CLF III-No.2-RS-KI	2,700	20	950	0.750	1
DFE-0807	"	CLF III-No.1 1/2-RS-KI	1,650	20	1,430	0.750	1
CFE-0901	" ①	CMF II-No.2-RS-ND	1,500	100	3,050	1.500	1
CFE-0902	" ①	CMF II-No.2-RS-ND	1,700	100	3,050	1.500	1
CFE-0903	"	CLF III-No.2-RS-KI	2,850	35	1,150	1.500	1

空調-5. 誘引ファンユニット

メーカー名	日本フレクト㈱
保守内容及び頻度	「共仕」4.4.9による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。

設備詳細

系 統 名	種 類	型 式	風 量 m3/h	容 量 kw	台 数	備 考
DF-B201	天吊型	TYPE-Ⅲ	630	0.20	18	ノズル 100φ × 3
DF-B101	天吊型	TYPE-Ⅱ	630	0.20	10	ノズル 100φ × 2
DF-B102	天吊型	TYPE-Ⅲ	630	0.20	10	ノズル 100φ × 3
DF-PH01	天吊型	DPAC-075	750	0.75	2	機外静圧 120mmAq

空調-6. フィルターユニット

メーカー名	日本バイリーン(株)
保守内容及び頻度	塩害除去フィルターは年に1回以上交換し、プレフィルターについては「空調-3. 空調機等用フィルター」に準ずる。 ※フィルター及びろ材は東京税関が別途支給し、廃材処理についても東京税関が行う。

設備詳細(フィルター設置枚数)

①塩害除去フィルター

型 式	枚 数	寸法(mm)			比色法効率 %	Na+の効果 %	備 考
		W	H	D			
VX-90-56F	59	610	610	290	90以上	95以上	
VX-90-28V	27	305	610	290	90以上	95以上	

②プレフィルター

型 式	枚 数	寸法(mm)			質量法効率 %	備 考
		W	H	D		
VT-20C-610F	60	610	610	20	76	(PS/600)
VT-20C-610V	26	305	610	20	76	(PS/600)

空調-7-1. ファンコイルユニット

メーカー名	(株)日立製作所・・・A ダイキン工業(株)・・・C 新晃工業(株)・・・B
保守内容	「共仕」4.4.5による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。
点検及び清掃頻度	2回(6ヶ月に1回) フィルターは6ヶ月に1回洗浄すること。(洗浄方法は「空調-3. 空調機用フィルター」に準じ交換が必要な場合には洗浄に代え交換を行うこと。)

設備詳細 ①メーカー名

系統名	①	型 式	冷 房 能 力		暖 房	送 風 機	動 力	台 数	備 考
			顕 熱	全 熱	能 力	風 量	容 量		
			kcal/h	kcal/h	kcal/h	m3/h	VA		
FCU-0101	B	CP-600B	-	2,580	1,010	1,030	90	2	
FCU-0101'	B	CP-300B	-	1,540	570	540	60	2	
FCU-0102	B	CP-600B	2,280	2,650	1,510	1,030	90	1	
FCU-0103	B	CP-600B	1,150	1,330	1,010	540	60	1	
FCU-0104	B	CP-200B	800	920	520	380	55	1	
FCU-0105	B	CP-600B	2,680	3,180	1,590	1,030	90	1	
FCU-0106	B	CP-400B	1,700	2,010	890	700	65	1	
FCU-0107	A	RF-25CDLB	-	1,760	1,130	540	65	1	
FCU-0108	B	CP-800B	3,411	3,686	2,263	-	90	1	
FCU-0109	B	CP-300B	1,402	1,622	1,066	-	60	1	
FCU-0201	A	RF-608CIB	2,470	2,770	1,460	1,030	90	2	
FCU-0201A	B	SCR-200PK-KF	-	-	-	-	-	1	
FCU-0202	A	RF-608CIB	2,240	2,540	1,480	700	65	1	
FCU-0203	A	RF-408CIB	1,830	2,060	1,010	700	65	4	
FCU-0204	A	RF-408CIB	2,260	2,500	1,750	700	65	1	
FCU-0205	A	RF-308CIB	1,080	1,200	910	540	60	1	
FCU-0206	B	SCR-600・PB	2,570	2,680	1,020	1,030	90	9	
FCU-0207	A	RF-408CIB	1,890	2,130	950	700	65	1	
FCU-0208	A	RF-1208CIB	3,000	5,540	3,640	1,750	180	1	
FCU-0301	A	RF-1208CIB	4,660	5,610	2,070	1,750	180	6	
FCU-0302	A	RF-1208CIB	3,000	5,540	3,640	1,750	180	4	
FCU-0401	A	RF-1208CIB	4,660	5,610	2,070	1,750	180	6	
FCU-0402	A	RF-1208CIB	3,000	5,540	3,640	1,750	180	4	
FCU-0501	A	RF-1208CIB	4,660	5,610	2,070	1,750	180	6	
FCU-0502	A	RF-1208CIB	3,000	5,540	3,640	1,750	180	4	
FCU-0601	A	RF-1208CIB	4,660	5,610	2,070	1,750	180	6	
FCU-0602	A	RF-1208CIB	3,000	5,540	3,640	1,750	180	4	
FCU-0701	A	RF-1208CIB	4,660	5,610	2,070	1,750	180	6	
FCU-0702	A	RF-1208CIB	3,000	5,540	3,640	1,750	180	4	
FCU-0703	A	RF-85CDLB	3,450	3,780	920	1,310	130	5	
FCU-0703'	A	RF-85CDLB	3,450	3,780	920	1,310	130	4	
FCU-0704	A	RF-85CDLB	1,920	1,980	810	660	65	1	
FCU-0705	A	RF-125CDLB	2,880	2,970	-	970	90	1	
FCU-0706	A	RF-85CDLB	880	940	-	360	55	2	
FCU-0707	A	RF-25CDLB	840	900	-	360	55	1	

空調-7-2. ファンコイルユニット

設備詳細 ①メーカー名									
系統名	①	型式	冷房能力		暖房能力	送風機風量	動力容量	台数	備考
			顕熱 kcal/h	全熱 kcal/h					
FCU-0708	A	RF-25CDLB	880	940	-	360	55	1	
FCU-0709	A	RF-35CDLB	1,430	1,560	-	510	60	1	
FCU-0710	A	RF-35CDLB	1,100	1,610	-	510	60	1	
FCU-0711	A	RF-25CDLB	910	970	-	360	55	1	
FCU-0712	A	RF-45CDLB	1,820	1,940	-	660	65	1	
FCU-0713	A	RF-45CDLB	1,460	1,580	-	660	65	1	
FCU-0714	A	RF-85CDLB	3,170	3,530	930	1,310	130	3	
FCU-0714'	A	RF-85CDLB	3,170	3,530	930	1,310	130	3	
FCU-0715	A	RF-65CDLB	2,550	2,670	1,840	970	90	1	
FCU-0716	A	RF-25CDLB	320	380	-	360	55	1	
FCU-0717	A	RF-25CDLB	910	970	-	360	55	1	
FCU-0718	C	UAVP300B	20,640	29,928		5,400	750	1	
	C	UAVP300B P5						1	
FCU-0801	A	RF-1208CIB	4,660	5,610	2,070	1,750	180	6	
FCU-0802	A	RF-1208CIB	3,000	5,540	3,640	1,750	180	4	
FCU-0803	A	RF-45CDLB	2,020	2,080	1,420	660	65	1	
FCU-0804	A	RF-65CDLB	2,250	2,400	900	970	90	2	
FCU-0805	A	RF-25CDLB	560	620	80	1,310	55	1	
FCU-0806	A	RF-65CDLB	2,310	2,490	490	360	90	1	
FCU-0807	A	RF-85CDLB	2,890	3,050	1,180	360	130	6	
FCU-0808	A	RF-25CDLB	800	860	200	1,310	55	1	
FCU-0809	A	RF-25CDLB	700	760	-	1,310	55	1	
FCU-0810	A	RF-85CDLB	3,150	3,330	1,330	1,750	130	2	
FCU-0811	A	RF-85CDLB	3,370	3,550	1,470	1,750	130	2	
FCU-0901	A	RF-1208CIB	4,660	5,610	2,070	1,310	180	6	
FCU-0902	A	RF-1208CIB	3,000	5,540	3,640	1,310	180	4	
FCU-0903	A	RF-85CDLB	2,970	3,120	1,490	360	130	4	
FCU-0904	A	RF-85CDLB	3,400	3,560	1,700	660	130	2	
FCU-0905	A	RF-25CDLB	620	730	220	360	55	1	
FCU-0906	A	RF-45CDLB	1,880	2,000	450	1,750	65	1	
FCU-0907	A	RF-25CDLB	580	690	380	360	65	1	
FCU-1001	A	RF-1208CIB	4,660	5,610	2,070	1,750	90	3	
FCU-1002	A	RF-1208CIB	3,000	5,540	3,640	1,750	90	6	
FCU-1003	A	RF-408CIB	2,030	2,330	1,030	700	65	1	
FCU-1004	A	RF-208CIB	450	510	370	380	55	1	
FCU-1005	A	RF-208CIB	640	760	340	380	55	1	
FCU-1006	A	RF-1208CIB	2,190	2,310	1,320	700	65	4	
FCU-1101	A	RF-608CIB	2,570	2,720	1,520	1,030	90	7	
FCU-1102	A	RF-808CIB	3,110	3,280	2,310	1,030	90	4	
FCU-1103	A	RF-408CIB	1,960	2,210	1,530	700	65	1	
FCU-1104	A	RF-308CIB	1,500	1,740	1,010	540	60	1	

空調－8－1. パッケージ空調機

メーカー名	三菱電機㈱
保守内容	「共仕」4.3.6による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。
点検及び清掃頻度	2回(6ヶ月に1回) フィルターは6ヶ月に1回洗浄すること。(洗浄方法は「空調－3. 空調機用フィルター」に準じ交換が必要な場合には洗浄に代え交換を行うこと。) 改正フロン法(平成27年4月施行)に基づき、圧縮機能力が一定規模(7.5kW)以上の機器については、3年に1回専門業者などの十分な知見を有する者による定期点検を実施すること。 (※平成29年度及び平成32年度に実施すること)

設備詳細

系統名	機器	種別	型式	台数	冷房能力 kW	暖房能力 kW	圧縮機 kw	送風機 kw
PAC-B201	空冷ヒートポンプ ^o	室外機	PUH-J112GA9-BSG	1	8.3	9.3	3.00	0.20
		室内機	PLH-J56PA9(天井カセット型)	2	3.7	4.1		
PAC-B202	空冷冷房専用	室外機	PUH-J112GA9-BSG	1	8.8		3.00	0.20
		室内機	PEH-J112FA9(床置型)	1	8.8			
PAC-B203	空冷冷房専用	室外機	PUH-J80GA9-BSG	1	7.1		2.20	0.10
		室内機	PLH-J80PA9(天井カセット型)	1	7.1			
PAC-B101	空冷冷房専用	室外機	PV-J280G-BSG	3	52.3		15.00	3.70
		室内機	PA-J560DG(床置型)	3	52.3			
PAC-B102	空冷ヒートポンプ ^o	室外機	PUSY-J112M-A1-BSG	1	8.3	9.3	3.00	0.20
		室内機	PLFY-J56LMD-B1(天井カセット型)	2	3.7	4.1		
PAC-B103	空冷冷房専用	室外機	PV-J200G-BSG	3	34.9		11.00	2.20
		室内機	PA-J400DG(床置型)	3	34.9			
PAC-B104	空冷冷房専用	室外機	PV-J280G-BSG	2	25.0		7.50	0.50
		室内機	PA-J280DG-H(床置型)	2	25.0			
PAC-0101	空冷ヒートポンプ ^o	室外機	PUSY-J112M-A1-BSG	1	13.0	14.5	6.00	0.20
		室内機	PLFY-J56LMD-B1(天井カセット型)	2	5.2	5.8		
PAC-0102	空冷ヒートポンプ ^o	室外機	PUHY-J730SM-B1-BSG	1	73.3	82.6	22.50	1.30
		室内機	PLFY-J140LMD-B1(天井カセット型)	5	14.5	16.3		
PAC-0103	空冷ヒートポンプ ^o	室外機	PUHY-P450CM-E1-BSG	1	45.0	50.0	10.50	0.46
		室内機	PLFY-P112BM-E1(天井カセット型)	4	11.2	12.5		
PAC-0201	空冷ヒートポンプ ^o	室外機	MPUZ-RP112HA7-BSG	1	10.0	11.2	2.30	0.06
		室内機	MPC-RP56KA3	2	10.0	11.2		

空調－8－2. パッケージ空調機

設備詳細

系統名	機器	種別	型式	台数	冷房能力 kW	暖房能力 kW	圧縮機 kw	送風機 kw
PAC-0202	空冷ヒートポンプ	室外機	RZRP50BT	1	4.5	5.0	0.85	0.064
		室内機	SZRH50BT	1	4.5	5.0		0.060
PAC-0601	空冷冷房専用	室外機	PV-J280G-BSG	1	24.4		7.50	0.50
		室内機	PUHY-J730SM-B1-BSG(床置型)	1	24.4			0.50
PAC-0801	空冷冷房専用	室外機	PUY-J280M-B1-BSG	1	26.0		7.50	0.40
		室内機	PCFY-J140GM-A1(天井カセット型)	2	13.0			0.20
PAC-0802	空冷ヒートポンプ	室外機	PUSY-J80M-A1-BSG	1	8.0	9.0	2.60	0.08
		室内機	PLFY-J45LMD-B1(天井カセット型)	1	4.5	5.0		0.085
PAC-0901	空冷ヒートポンプ	室外機	PUHY-J224M-B1-BSG	1	22.4	25.0	5.50	0.35
		室内機	PLFY-J112LMD-B1(天井カセット型)	1	11.2	12.5		0.19
		室内機	PLFY-J112LMD-B1(天井カセット型)	1	14.0	16.0		0.19
PAC-1101	空冷ヒートポンプ	室外機	PUH-J40SGA9-BSG	1	3.5		1.20	0.10
		室内機	PLH-J40PA9(天井カセット型)	1	3.5	3.8		0.10
PAC-1201	空冷冷房専用	室外機	PUY-J280M-B1-BSG	1	26.0		7.50	0.40
		室内機	PCFY-J140GM-A1(天井カセット型)	2	13.0			0.20
PAC-1202	空冷冷房専用	室外機	PU-J50GA9	1	4.5		1.30	0.06
		室内機	PCA-J50GA9(天井露出型)	1	4.5			0.054
PAC-1203	空冷冷房専用	室外機	PU-J40GA9	1	3.6		1.10	0.06
		室内機	PCA-J40GA9(天井露出型)	1	3.6			0.054

※ パッケージ型空調機については全て法定冷凍能力3トン以上20トン未満である。

空調－9. 熱交換器

メーカー名	(株)日阪製作所
保守内容及び頻度	「共仕」4.4.2又は「共仕」4.4.10の該当箇所による。なお、「共仕」中「1M」の標記については、これを実施する。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
冷水熱交換器	SX-475-NHP-471	2 基	プレート型 熱交換量 2,652,000kcal/h 一次側 入口水温 7.5°C 出口水温 14.0°C 冷水量 6,800L/min 圧力損失 8mAq 二次側 入口水温 15.0°C 出口水温 9.5°C 冷水量 8,000L/min 圧力損失 10mAq 材質 プレート SUS316 フレーム SS400 最高使用圧力 10kgf/cm ² 伝熱面積 425m ²
温水熱交換器	LX-296-NHP-69	2 基	プレート型 熱交換量 1,530,000kcal/h 一次側 入口水温 75.0°C 出口水温 60.0°C 冷水量 1,700L/min 圧力損失 4mAq 二次側 入口水温 50.0°C 出口水温 60.0°C 冷水量 2,500L/min 圧力損失 2mAq 材質 プレート SUS316 フレーム SS400 最高使用圧力 10kgf/cm ² 伝熱面積 30m ²

空調－10. 蒸気ボイラー

メーカー名	三浦工業(株)
保守内容及び頻度	「共仕」4.2.2による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。年2回(6ヶ月に1回)ばい煙測定を年2回行うこと。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
小型貫流式蒸気ボイラ (鋼製簡易ボイラー)	AI-1500S SGNOXタイプ	3 基	燃料 灯油 最高出力 10.0kg/cm ² 相当蒸発量 1,500kg/h 熱出力 808,500kcal/h 伝熱面積 9.72m ² 保有水量 151リットル ボイラ重量 2,440kg 設備電力 9.7kw 燃料消費量 101.3リットル/h

空調－11－1. ボイラー水処理装置

メーカー名	市田化学株
保守内容	空調－11－2による。
保守頻度	12回(1ヶ月に1回) 水質分析を1ヶ月に1回行うこと。

設備詳細

ボイラー缶体及び復水系統に薬剤を注入することにより、機器の腐食防止、スケール防止並びに水質管理を行う。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
薬液注入装置	ICS-1型	3 台	起動方式 給水ポンプ運転信号 薬液タンク PVC製 100リットル 薬注ポンプ 吐出量 29cc/min 吐出圧 1.47MPa 使用薬剤 清缶剤 復水処理剤
硬水軟化装置	IS-90型	2 台	起動方式 L-S 処理水量 5.6m ³ 採水量 56m ³ 樹脂量 90リットル

保守内容

1. 薬液注入装置

吐出量の調整

各部目視点検

薬剤の補給充填

吐出管、チャッキ弁点検

ポンプヘッドの分解清掃(4年1回)※平成31年度に実施

2. 軟水装置

各部目視点検

軟水チェック

イオン交換樹脂交換(4年1回)※平成31年度に実施

3. 操作盤

動作チェック

表示灯の点検

4. 水質分析

補給水(検体:1)

循環水(検体:3)

空調－12. 冷・温水・オイルポンプ

メーカー名	(株)日立製作所		
保守内容及び頻度	「共仕」4.4.7による。なお、「共仕」中「1M」の標記についてはこれを実施する。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。		
設備詳細			
機 器	型 式	数 量	備 考
冷水ポンプ	HOV-CH 150X125V4-575	4 台	口径 150X125φ 水量 4,000リットル/min 揚程 55m 背圧 6.5kgf/cm 出力 75kw スプリング防振
温水ポンプ	HOV-CH 100X65N2-518.5	4 台	口径 100X65φ 水量 1,250リットル/min 揚程 45m 背圧 6.5kgf/cm 出力 18.5kw スプリング防振
冷温水ポンプ	JOV-CH 80X65Y4-55.5	1 台	口径 80X65φ 水量 400リットル/min 揚程 25m 背圧 0.6kgf/cm 出力 5.5kw スプリング防振
オイルポンプ	KR-6S	2 台	口径 20X20φ 水量 21リットル/min 揚程 20m 背圧 1.5kgf/cm 出力 0.4kw
〃	KR-3S	2 台	口径 10X10φ 水量 3.6リットル/min 揚程 25m 背圧 1.5kgf/cm 出力 0.2kw
〃	KR-8S	2 台	口径 25X25φ 水量 28リットル/min 揚程 20m 背圧 0.6kgf/cm 出力 0.75kw

空調－13. オイルタンク

メーカー名	(株)島倉鉄工所		
保守内容及び頻度	「共仕」4.4.1(A)及び 4.4.1(B)による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。		
設備詳細			
機 器	構 造	数 量	備 考
地下式オイルタンク	形状 横置円筒型 容量 50,000L 寸法 2,800(内径) (mm) 8,272(胴長) 543(鏡出) 材質記号 SS-400 板厚 胴板 12.0 鏡板 12.0	1 台	
オイルサービスタンク	形状 角型 容量 905.5L 寸法 1,000×1,000×1,050 (mm) 材質記号 SS-400 板厚 蓋板 3 側板、底板 5	1 台	ボイラー用

空調－14. 空気清浄機

メーカー名	ダイキン工業(株)
保守内容及び頻度	<p>「共仕」4.4.6による。なお、「共仕」中「1M」の標記についてはこれを実施する。</p> <p>「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。</p> <p>プレフィルター及び集塵エレメントは6ヶ月に1回、中性洗剤を使用し洗浄機もしくは水槽内での押し洗いによる洗浄を行い、自然乾燥後に取付けを行うこと。なお、交換が必要な場合は、東京税関に確認を受けたうえで行うこと。</p> <p>フィルターの交換、洗浄の頻度は上記の総数を上限とし東京税関の指示により変更することがある。</p> <p>※フィルター及びろ材は東京税関が別途支給し、廃材処理についても東京税関が行う。</p>

設備詳細

機 器	形 式	数 量	備 考
空気清浄機	ACED40A	16 台	

空調－15. 空気熱源ヒートポンプ

メーカー名	三菱電機(株)		
保守内容及び頻度	「共仕」4.3.2による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。		
設備詳細			
機 器	形 式	数 量	備 考
PR-0201	CAH-J1180ASF	1 式	

衛生-1-1. 貯水槽等

メーカー名	ブリヂストン建築用品東京㈱・・・A (株)ベルテクノ・・・B (株)あづまポンプ製作所・・・C (株)川本製作所・・・D
保守内容及び頻度	「共仕」4.5.1、4.5.2、4.5.5、4.5.6、4.5.7による。 ポンプ類について、「共仕」中「1M」の標記についてはこれを実施する。 上水槽及び中水槽は1回(1年に1回)清掃を行い、清掃後は水質検査を行うこと。 雑排水槽及び汚水槽は3回(1年に3回)清掃を行うこと。 ※汚泥(産業廃棄物)処理費については甲が負担する。 雨水槽は最終槽のみ1回(1年に1回)清掃を行うこと。 ガソリントラップ、グリーストラップは1回(1年に1回)清掃を行うこと。

設備詳細

機 器	メーカー名	数 量	合 計 容 量	備 考
上水受水槽	A	1 基	70.0 m ³	型式 WTFP型(中仕切付) 寸法 6,000×5,000×3,000H
上水高架水槽	B	1 基	12.0 m ³	型式 SUS製パネル(中仕切付) 寸法 2,000×4,500×2,000H
中水受水槽		6 槽	215.0 m ³	
中水高架水槽	B	1 基	6.0 m ³	型式 SUS製パネル(中仕切付) 寸法 2,000×2,000×2,000H
雑排水槽		8 槽	283.0 m ³	
汚水槽		6 槽	272.0 m ³	
雨水槽		4 槽	103.5 m ³	最終槽のみ

機 器	数 量	流 入 量	阻集オイル量	阻集土砂量	阻集グリース量	備 考
ガソリントラップ	2	51 L/min	0.51 L	26 L		
〃	2	51 L/min	0.23 L	20 L		
〃	4	51 L/min	0.23 L	20 L		
グリーストラップ	1	47 L/min			14.5 kg	
〃	1	158 L/min			49.8 kg	
〃	1	47 L/min			14.5 kg	
〃	1	158 L/min			49.8 kg	

設備詳細

機 器	メーカー	型 式	台 数	口 径 mm	水 量 L/min	動 力 kw	備 考
湧水排水ポンプ	C	NOS-M	10	65	300	3.70	水中ケーブル 30m
雨水排水ポンプ	C	NOS-M	2	100	1,200	7.50	水中ケーブル 30m
〃	C	NOS-M	4	50	300	2.20	水中ケーブル 30m
〃	C	NOS-M	2	100	800	5.50	水中ケーブル 30m
雑排水ポンプ	C	NOS-G	8	80	250	3.70	水中ケーブル 30m
汚水ポンプ	C	BLOS-G	2	80	250	3.70	水中ケーブル 30m
上水揚水ポンプ	D	TN-1005X4S-M18.5	2	100	800	18.50	スプリング防振架台
再生用揚水ポンプ	D	TKN-655X6S-M11	2	65	400	11.00	スプリング防振架台
小型給水ポンプユニット (上水系)	D	SKF3-50P2.2	1	65×50	400	2.20×2	スプリング防振架台
小型給水ポンプユニット (再生水系)	D	SKF3-50P2.2	1	65×50	480	2.20×2	スプリング防振架台
温水循環ポンプ	D	QFSH-655-4MN2.2	1	65	200	2.20	スプリング防振架台
給湯用循環ポンプ	D	PSC2-255-0.15T	1	25	20	0.15	
〃	D	PSC2-255-0.15T	1	25	20	0.15	
スプリンクラーポンプユニット	D	KTY2-1255X5S-M45TPB	1	125	1,080	45.00	
屋内消火栓ポンプユニット	D	KTY2-655X8S-M11TB	1	65	300	11.00	
泡消火ポンプユニット	D	KTY2-1505AX3S-M45TPB	1	150	1,680	45.00	
再生水循環ポンプ	D	KUR-505X1S-0.75	2	50	100	0.75	ステンレス製水中形
給水装置	D	NB-755H-P+TAK4-100B	1	32	80	0.75	水槽付 FRP製 1,000L

衛生-2-1. 中水塩素滅菌装置

メーカー名	東西化学産業(株)
保守内容	衛生-2-2による。
保守頻度	4回(3ヶ月に1回)

設備詳細

中水槽に塩素を注入することにより、中水(再生水)の水質管理を行う。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
塩素注入装置	D110A-5A	1 式	残留塩素濃度による自動注入型 (ポーラログラフ電極法) 測定範囲 0~3.0ppm
殺菌剤注入ポンプ	TS-102-AE	1	最高吐出量 33ml/min 最高吐出圧 0.49MPa
薬液タンク	T-100S	1	容量 100リットル 材質 LLDPE
操作盤		1	鋼板製屋内兼用型

保守内容

1. 各部

- 各部水漏れ確認
- プレフィルターエレメント汚れ、取付状態確認
- プレフィルターハウジング破損等点検
- 電動弁・減圧弁作動確認
- 流量調整弁作動確認
- 電極ホルダーセル槽点検
- 残留塩素指示計作動点検
- 残留塩素センサー電極点検
- 残留塩素値表示点検
- 各種切替えスイッチ作動点検
- 各種表示灯点灯点検
- 指示値校正

2. 制御盤

- 各種ブレーカー作動確認
- 各種サーマル、マグネット作動確認
- 各種フェーズ・サーキットブレーカー点検
- 各種タイマー作動確認
- フロートレススイッチ作動確認
- 各種セレクトスイッチ作動確認
- 配線、端子の損傷、弛み点検
- 外観及び扉の点検

3. 総合運転調整

- 自動運転状態確認

衛生-3. 貯湯槽

メーカー名	(株)島倉鉄工所
保守内容及び頻度	「共仕」4.4.2による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。 性能点検時の性能検査にかかる費用は事業者の負担とする。 点検後、水質検査を行うこと。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
給湯用貯湯タンク	TVW-20型 (SUS444)	2 基	加熱能力 122,000kcal/H 有効貯湯量 2,000L 蒸気量 230kg/H 寸法 1,100φ × 2,460H 使用最高圧 10.0kgf/cm ² ※第一種圧力容器
〃	TVW-40型 (SUS444)	1 基	加熱能力 243,000kcal/H 有効貯湯量 4,000L 蒸気量 450kg/H 寸法 1,400φ × 3,100H 使用最高圧 10.0kgf/cm ² ※第一種圧力容器
温水用熱交換器	シェルアンドチューブ型	1 基	交換熱量 36,000kcal/H 一次側蒸気量 70kg/H 二次側水量 200L/min 45.5°C→42.5°C 耐圧 10.0kgf/cm ² ※第一種圧力容器

衛生-4-1. 電気温水器

メーカー名	東陶機器(株)・・・A (株)日本イトミック・・・C 東京電気工業(株)・・・B (株)TOTO・・・D
保守内容	共仕4.5.9及び衛生-4-2による。
保守頻度	1回(1年に1回)

設備詳細

機器番号	メーカー名	型 式	貯 湯 量	台 数	備 考
WHE-1	A	REWS06A1B	6.0 L	27 台	
WHE-2	A	REWS12A1B	12.0 L	1 台	
WHE-3	A	REW20B1CT2	20.0 L	31 台	
WHE-4	A	REW10B1CT2	10.0 L	14 台	
WHE-5	A	REWS25A1B	25.0 L	9 台	
WHE-6	B	EMK-23S	22.5 L	18 台	
WHE-7	B	EMK-38S	38.0 L	18 台	
WHE-8	B	EMK-S-20T	20.0 L	5 台	
WHE-9	C	ES-35DW3BR	38.0 L	4 台	
	D	REW06A1E1	6.0 L	1 台	オストメイト用

保守内容

- ・外部の点検
- ・外部の清掃
- ・缶体内部・ストレーナの清掃
- ・給水装置の点検
- ・給湯装置の点検
- ・温度調節器の点検
- ・空焼防止器の点検
- ・タイマーの点検調整
- ・電気ヒータの点検、増す締め
- ・減圧弁・逃し弁の点検
- ・接地の確認
- ・電磁接触器の点検、増す締め
- ・絶縁抵抗測定
- ・運転電圧測定
- ・運転電流測定

衛生-5-1. ゴミ処理設備

メーカー名	三菱重工業(株)
保守内容	衛生-5-2~3による。
保守頻度	4回(3ヶ月に1回)

設備詳細

一般廃棄物を一時貯留し、東京臨海副都心地域に敷設された「管路収集システム」により収集輸送処理する設備。

設備詳細

機 器	形 式	数 量	備 考
回転ドラム	回転ドラム式貯留排出装置	1 基	収集法式 空気吸引式による 混合収集法式 容量 11m3 処理量 約 1.17トン/日 収集回数 原則 1日 1回 制御方式 遠方制御装置による 中央(管路事業者) 制御方式
排出弁	水平スライド式	1 基	
吸気弁	バタフライ弁	1 基	
反転機	アーム回転式反転投入装置	1 基	
ごみ処理設備制御盤	屋内閉鎖垂直自立型	1 面	
反転投入装置操作盤	スタンド型	1 面	
ごみ収集輸送管		1 式	呼径 600A
サイレンサ	天井吊型サイレンサ	1 基	

保守内容

1. 反転投入装置

- ①本体 損傷、汚れ、異音、振動の確認及び清掃
- ②投入口、投入扉 損傷、変形、汚れ、異音、振動の確認及び給脂
- ③投入扉パワーシリンダ[®] 損傷、汚れ、異音、動作、振動の確認及び給脂(年1回)
- ④表示器 球切れの確認及び交換
- ⑤シュート部 損傷、汚れ、異音の確認
- ⑥フレキシブルジョイント 損傷の確認
- ⑦緩衝部位 損傷の確認
- ⑧チェーン 損傷、張り具合、異音、振動の確認及び調整、給脂
- ⑨プーリーハベル 損傷、張り具合、異音、振動の確認及び交換、調整
- ⑩ブレーキ付モートル 損傷、ホルト類の弛みの有無、異音、振動の確認及び増締
- ⑪減速機・カップリング 損傷、油量、異音、振動の確認及び補油、給脂
- ⑫反転装置及び駆動装置・パワーシリンダ[®] 損傷、変形、油漏れ、動作、異音、振動、発熱の確認及び給脂(年1回)
- ⑬リミットスイッチ 損傷、位置、弛み、動作、の確認及び調整、増締(年1回)
- ⑭ロック機構 損傷の確認及び操作信号センサー確認(年1回)
- ⑮必要箇所 給油

2. サイレンサ

- ①本体 塗装、防音材の異常、脱落、変形、異音、振動の確認

3. 貯留ドラム

- ①本体 変形、損傷、汚れ、塗装、異音、振動の確認及び清掃
- ②回転機構及び駆動装置 損傷、油漏れ、汚れ、油量、異音、振動、発熱の確認及び給脂
- ③センサー・レベル計・LS 損傷、位置、弛み、作動、の確認及び調整、増締
- ④抑止弁及び駆動装置 損傷、汚れ、開閉動作の確認及びパワーシリンダ[®]給脂
- ⑤シール材 損傷、変形の確認及び清掃
- ⑥温度検知器 汚れ、設定確認の確認
- ⑦ドラム内部 錆、摩耗、破損の確認(年1回)
- ⑧必要箇所 給油

4. 排出弁

- ①本体 損傷、汚れ、漏れ、異音、振動、空気漏れの確認及び清掃
- ②排出弁及び同駆動装置・カップリング 損傷、汚れ、漏れ、動作、振動、異音、噛込み、漏れ、発熱の確認及び給脂
- ③リミットスイッチ 損傷、位置、弛み、動作、の確認及び給脂、増締
- ④弁座、シール材 損傷、変形、異音、空気漏れ、開閉の確認及び清掃
- ⑤必要箇所 給油

保守内容

5. 吸気弁

- ①本体 損傷、汚れ、漏れ、異音、振動、空気漏れの確認及び清掃
- ②吸気弁及び同 損傷、汚れ、漏れ、動作、振動、異音、噛込み、漏れ、発熱の確認及び給脂
駆動装置
- ③弁座、シール材 損傷、変形、異音、空気漏れ、開閉の確認及び清掃
- ④リミットスイッチ 損傷、位置、弛み、動作、位置の確認及び調整
- ⑤キヤホックス 損傷、摩耗、異音、位置の確認及び給脂(年1回)
- ⑥必要箇所 給油

6. 制御盤

- ①本体 汚れ、異臭の確認及び清掃
- ②操作機能 機能確認(年1回)
- ③電流値測定 測定(年1回)
- ④警報装置 機能確認(年1回)
- ⑤伝送信号 機能確認(年1回)
- ⑥端子 弛み、溶着の確認及び増締(年1回)
- ⑦表示 球切れの確認及び交換

7. 輸送管路

- ①本体 損傷、汚れ、漏れの確認(年1回)
- ②管内 損傷、汚れ、漏れ、推積の確認(年1回)
- ③伸縮継手及びフランジ 変形、損傷、ホルト弛み、気密の確認及び増締(年1回)

衛生-6-1. 厨房雑芥等処理設備

メーカー名	大日本インキ化学工業(株)(設置業者)
保守内容	衛生-6-4による。
保守頻度	メーカー推奨の点検基準による。

設備用途

厨房からの排水に含まれる油脂分・雑芥等をろ過・薬剤処理等により軽減し、下水排除基準に適合した排水を行うための設備。

設備詳細

名 称	仕 様	数 量	メ ー カ ー
自動スクリーン	ウルTRASクリーン スリット 0.75mm × 10m ³ /時 × 0.2kw	1	(株)安藤スクリーン 32B
調整槽ポンプ	水中汚水汚物ポンプ 50A × 0.11m ³ /分 × 7mH × 0.75kw	2	(株)鶴見製作所 TOS-8BEH-13
調整フロ	ルーツフロ 40A × 0.8m ³ /分 × 0.2kg/cm ² × 1.5kw	2	(株)アントレット BS40
反応槽攪拌機	中速可搬形攪拌機 315rpm × φ 160 × 2段 × 0.1kw	1	(株)タクミナ SG4-0.1+SS+HRL
凝集槽攪拌機	可搬式 51rpm × φ 300 × 2段 × 0.2kw	1	(株)タクミナ SD4-0.2-X
汚泥掻寄機	中心駆動型 0.2kw	1	(株)大富製作所 RGDVM225-19
加圧水ポンプ	横型渦巻きポンプ 40A × 0.03m ³ /分 × 40m × 2.2kw	2	(株)荏原製作所 40MDPA352.2
加圧用コンプレッサー	圧力開閉式 48L/分 × Max7kg/cm ² × 0.4kw	1	(株)日立製作所 0.4P-7TA5/6
放流ポンプ	水中汚水汚物ポンプ 50A × 0.105m ³ /分 × 15m × 1.5kw	2	(株)鶴見製作所 TOS-15BS2
汚泥槽フロ	ルーツフロ 25A × 0.15m ³ /分 × 0.2kg/cm ² × 0.4kw	1	(株)アントレット BSS25
汚泥移送ポンプ	流量可変モノポンプ 40A × 0~1m ³ /時 × 8m × 1.5kw	1	兵神装備(株) NE30PM
汚泥脱水機	遠心脱水機 1m ³ /時 × 3.7kw	1	石川島播磨重工業(株) HP-204L
凝集剤注入ポンプ	ダイヤフラム可変 50ml/分 × 5kg/cm ² × 0.03kw	2	(株)タクミナ NCS-61-VEC-HW
高分子凝集剤注入ポンプ	ダイヤフラム可変 110ml/分 × 5kg/cm ² × 0.025kw	2	(株)タクミナ NCS-12高粘度タイプ
高分子凝集剤攪拌機	可搬式攪拌機 315rpm × 0.2kw	1	(株)タクミナ SG4-0.2-X
苛性ソーダ注入ポンプ	ダイヤフラム可変 60ml/分 × 5kg/cm ² × 0.025kw	2	(株)タクミナ NCS-61-VEC-HW

衛生-6-2. 厨房雑芥等処理設備

設備詳細			
名 称	仕 様	数 量	メ ー カ ー
苛性ソーダ攪拌機	可搬式 315rpm×0.1kw	1	(株)タクミナ SG4-0.1-X
脱水助剤注入ポンプ	ダイヤフラム可変 1000ml/分×5kg/cm2×0.2kw	2	(株)タクミナ SXD1-13VES-HVS
脱水助剤攪拌機	可搬式攪拌機 315rpm×0.1kw	1	(株)タクミナ SG4-0.1-X
脱臭ファン	塩ビ製ターボプロワ 4m3/分×150mmAq×0.75kw	1	協和化工(株) 75CBLR-RB
計量槽	三角堰式 W0.45m×L0.8m×H0.5m	1	大日本インキ化学工業(株) DT-001
反応槽	角型(SS+ゴムライニング) W0.65m×L0.9m×H1.0m	1	大日本インキ化学工業(株) DT-002
凝集槽	角型(SS+ゴムライニング) W0.9m×L0.9m×H1.0m	1	大日本インキ化学工業(株) DT-002
加圧浮上槽	円筒型 φ 1.8m×2.2mH(水深1.5m)	1	大日本インキ化学工業(株) DT-003
加圧タンク	円筒型 φ 0.4m×2.1mH×1.0m(有効水深)	1	大日本インキ化学工業(株) DT-004
凝集剤タンク	PVC角型 200L	1	(株)タクミナ PVC-200L
高分子凝集剤タンク	PVC角型 300L	1	(株)タクミナ PVC-300L
苛性ソーダタンク	PVC角型 200L	1	(株)タクミナ PVC-200L
脱水助剤タンク	PVC角型 300L	1	(株)タクミナ PVC-300L
脱臭塔	活性炭吸着塔カートリッジ式 10m3/分	1	大日本インキ化学工業(株) DT-004
ミストセパレーター	貫性衝突式 10m3/分	1	協和化工(株)
ケーキコンテナ	キャスター付 500L	1	ダイライト(株) SF R-500L
脱水機点検ステージ	SS400製	1	大日本インキ化学工業(株) DT-006
反応槽・凝集槽点検ステージ	SS400製	1	大日本インキ化学工業(株) DT-007
反応槽PH計	0~14pH 上限・下限	1	笠原理化学工業(株) PC-1Z型
放流PH計	0~14pH 上限・下限/上々限・下々限	1	笠原理化学工業(株) PC-2型

衛生-6-3. 厨房雑芥等処理設備

設備詳細

名 称	仕 様	数 量	メ ー カ ー
コンプレッサ-電磁弁	20A	1	(株)ベン WF-15型
脱水機補給水用電磁弁	15A	1	(株)ベン WF-15型
加圧水流量計	面積式 32A 0~6m ³ /分	1	日本フローセル(株) LHD-2
加圧浮上槽汚泥引抜電磁弁	電動2方向ホール弁 65A	1	(株)カワデン PMK-600YS
加圧補給水電動弁	電動2方向ホール弁 65A	1	(株)カワデン PMK-300YS
制御盤		1	ユタカ電機工業(株)

保守内容

1. 厨房排水処理機器関係

運転管理、保守点検、各機器の圧力、水量の確認、調整。
オイル、グリスの確認及び補充、交換(材工共)。
騒音、振動の確認及びベルトの調整と交換。
各配管とその付属品及びポンプの詰まり直し。
脱臭装置活性炭の交換(2回/年)。
各機器オーバーホール及び消耗機材補充、交換時期の立案。
塗装状況の点検。

2. 電気関係

2次側以降、電気全般とその付属品の運転管理と保守点検。
各電気機器の調整。
各機器オーバーホール及び消耗機材補充、交換時期の立案。
塗装状況の点検。

3. 厨房排水、処理水槽関係

各槽の水位、貯留状況、攪拌状況、スカムの発生状況確認。
各水槽から各水槽への水、汚泥の移送状況確認。
反応槽、凝集槽のフロック形成状況確認。
加圧浮上槽のフロスの浮上状況、処理水確認。
脱水ケーキ、脱水濾液の状況確認。
塗装及びライニング状況の点検。

4. 薬品関係

各薬品の貯留量、注入量の確認及び補充、溶解。

5. 水質関係

各水質安定化の調整。
厨房処理水水質分析(2回/月)

項目: BOD, COD, SS, PH, n-hex

簡易水質測定

調整槽 水温、PH、透視度、色相、臭気

加圧浮上処理水 水温、PH、透視度、色相、臭気

厨房処理水 水温、PH、透視度、色相、臭気

6. 汚泥関係

汚泥の濃縮、貯留状況の確認及び移送。
ケーキの搬出の依頼及び立ち合い。
※汚泥(産業廃棄物)処理費については甲が負担する。

7. 清掃関係

床、手摺、し渣、機器、設備、水槽、PH計の電極等の清掃。
調整槽の清掃を年2回行うこと。

衛生-7-1. 分析排水処理設備

メーカー名	大日本インキ化学工業(株)(設置業者)
保守内容	衛生-7-4による。
保守頻度	メーカー推奨の点検基準による。

設備用途

分析室からの排水に含まれる薬品等をろ過・薬剤処理等により軽減し、下水排除基準に適合した排水を行うための設備。

設備詳細

名 称	仕 様	数 量	メ ー カ ー
調整ポンプ	水中ステンレスポンプ 50A×0.12m ³ /分×7m×0.75kw	2	(株)鶴見製作所 TOS-8BEH-13
調整フロ	ルーツフロ 40A×0.72m ³ /分×0.25kg/cm ² ×0.75kw	2	(株)アントレット BSS40
吸着反応槽攪拌機	中速可搬形攪拌機 315rpm×φ200×2段×0.4kw	1	(株)タクミナ SG4-0.4+SS+HRL
反応槽攪拌機	中速可搬形攪拌機 315rpm×φ200×2段×0.4kw	1	(株)タクミナ SG4-0.4+SS+HRL
混和槽攪拌機	中速可搬形攪拌機 315rpm×φ200×2段×0.4kw	1	(株)タクミナ SG4-0.4+SS+HRL
凝集槽攪拌機	低速可搬形攪拌機(プロペラ翼形) 51rpm×φ300×2段×0.2kw	1	(株)タクミナ SD4-0.2-X
ろ過ポンプ	高揚程水中ポンプ 50A×0.08m ³ /分×18m×1.5kw	2	(株)鶴見製作所 TOS-15BS2
逆洗ポンプ	高揚程水中ポンプ 65A×0.32m ³ /分×18m×2.2kw	1	(株)鶴見製作所 TOS-22BS3
中和槽攪拌機	中速立形攪拌機 315rpm×φ250×2段×0.4kw	1	(株)タクミナ TGO4-0.4
放流ポンプ	高揚程水中ポンプ 65A×0.12m ³ /分×15m×1.5kw	2	(株)鶴見製作所 TOS-15BS2
汚泥槽フロ	ルーツフロ 25A×0.15m ³ /分×0.25kg/cm ² ×0.75kw	1	(株)アントレット BSS25
汚泥移送ポンプ	水中汚水汚物ポンプ 50A×0.06m ³ /分×5m×0.75kw	1	(株)鶴見製作所 TOS-8BK2
凝集剤注入ポンプ	ダイヤフラム可変 31ml/分×5kg/cm ² ×0.025kw	2	(株)タクミナ NCS-31-VEC-HW
高分子凝集剤注入ポンプ	ダイヤフラム可変 220ml/分×5kg/cm ² ×0.025kw	2	(株)タクミナ NCX-22高粘度タイプ
高分子凝集剤攪拌機	可搬式攪拌機 315rpm×0.2kw	1	(株)タクミナ SG4-0.2-X
苛性ソーダ注入ポンプ	ダイヤフラム可変 110ml/分×5kg/cm ² ×0.025kw	2	(株)タクミナ NCS-12-VEC-HW

設備詳細			
名 称	仕 様	数 量	メ ー カ ー
苛性ソーダ攪拌機	可搬式攪拌機 315rpm×0.1kw	1	(株)タクミナ SG4-0.1-X
硫酸注入ポンプ	ダイヤフラム可変 60ml/分×5kg/cm2×0.025kw	2	(株)タクミナ NCS-61-VFC-HW
硫酸攪拌機	可搬式攪拌機 315rpm×0.1kw	1	(株)タクミナ SG4-0.1-X
キレート注入ポンプ	ダイヤフラム可変 31ml/分×5kg/cm2×0.025kw	2	(株)タクミナ NCS-31-VFC-HW
キレート攪拌機	可搬式攪拌機 315rpm×0.1kw	1	(株)タクミナ SG4-0.1-X
活性炭注入ポンプ	流量可変モノポンプ φ 20×200ml/分×5kg/cm2×0.4kw	2	兵神装備(株) 3NET10
活性炭攪拌機	可搬式攪拌機 315rpm×0.4kw	1	(株)タクミナ SG4-0.4-X
計量槽	三角堰式 W0.8m×L0.45m×H0.4m	1	大日本インキ化学工業(株) DK-001
吸着反応槽	角型(SS+ゴムライニング) W0.9m×L0.9m×H1.5m	1	大日本インキ化学工業(株) DK-002
反応槽	角型(SS+ゴムライニング) W0.9m×L0.9m×H1.5m	1	大日本インキ化学工業(株) DK-002
混和槽	角型(SS+ゴムライニング) W0.9m×L0.9m×H1.5m	1	大日本インキ化学工業(株) DK-002
凝集槽	角型(SS+ゴムライニング) W0.9m×L0.9m×H1.5m	1	大日本インキ化学工業(株) DK-002
汚泥計量槽	三角堰式 W0.65m×L0.35m×H0.4m	1	大日本インキ化学工業(株) DK-003
ろ過機	圧力式自動逆洗方式 φ 1.0m×H2.0(直胴)	1	大日本インキ化学工業(株) DK-004
凝集剤タンク	PVC角型 200L	1	(株)タクミナ PVC-200L
高分子凝集剤タンク	PVC角型 300L	1	(株)タクミナ PVC-300L
苛性ソーダタンク	PVC角型 200L	1	(株)タクミナ PVC-200L
硫酸タンク	PVC角型 200L	1	(株)タクミナ PVC-200L
キレートタンク	PVC角型 100L	1	(株)タクミナ PVC-100L
活性炭タンク	PVC角型 500L	1	(株)タクミナ PVC-500L

衛生-7-3. 分析排水処理設備

設備詳細

名 称	仕 様	数 量	メ ー カ ー
ろ過ポンプ用流量計	オリフス式 50A	1	日本フローセル(株) FLG-N
逆洗ポンプ用流量計	オリフス式 65A	1	日本フローセル(株) FLG-N
汚泥槽プロ電動弁	電動2方口ボール弁 25A	1	(株)カワデン PMK-150YS
汚泥槽プロ電動弁	電動2方口ボール弁 20A	1	(株)カワデン PMK-150YS
電動5方弁	電動5方口ボール弁 65A	1	(株)カワデン PMK-150YS
混和槽PH計	上限・下限 0~14PH	1	笠原理化工業(株) PC-1Z型
混和槽PH計	上限・下限/上々限/下々限 0~14PH	1	笠原理化工業(株) PC-2型
吸着反応・反応・混和 凝集槽点検ステージ	SS400	1	大日本インキ化学工業(株) DK-005
中和槽攪拌機架台	SS400	1	大日本インキ化学工業(株) DK-006
汚泥濃縮槽ハッフル板	PVC製	1	大日本インキ化学工業(株) DK-007
制御盤		1	ユタカ電機工業(株)

保守内容

1. 分析排水処理機器関係

運転管理、保守点検、各機器の圧力、水量の確認、調整。
オイル、グリスの確認及び補充、交換(材工共)。
騒音、振動の確認及びベルトの調整と交換。
急速濾過機の運転状況の確認及び濾材の交換。
各配管とその付属品及びポンプの詰まり直し。
各機器オーバーホール及び消耗機材補充、交換時期の立案。
塗装状況の点検。

2. 電気関係

2次側以降、電気全般とその付属品の運転管理と保守点検。
各電気機器の調整。
各機器オーバーホール及び消耗機材補充、交換時期の立案。
塗装状況の点検。

3. 分析排水、処理水槽関係

各槽の水位、貯留状況、攪拌状況、スカムの発生状況確認。
各水槽から各水槽への水、汚泥の移送状況確認。
反応槽、混和槽、凝集槽のフロック形成状況確認。
凝集沈殿槽の沈殿状況、急速濾過後の処理水状況の確認。
塗装及びライニング状況の点検。

4. 薬品関係

各薬品の貯留量、注入量の確認及び補充、溶解。

5. 水質関係

各水質安定化の調整。
分析排水処理水水質分析(1回/月)
項目:PH,BOD,COD,SS,大腸菌群数
分析排水処理水水質分析(1回/年)
項目:鉛、全クロム、溶解性鉄、シアン化合物、ベンゼン
簡易水質測定
調整槽 水温、PH、透視度、色相、臭気
凝集沈殿槽処理水 水温、PH、透視度、色相、臭気
急速濾過処理水 水温、PH、透視度、色相、臭気
分析排水処理水 水温、PH、透視度、色相、臭気

6. 汚泥関係

汚泥の濃縮、貯留状況の確認及び移送。
ケーキの搬出の依頼及び立ち合い。
※汚泥(産業廃棄物)処理費については甲が負担する。

7. 清掃関係

床、手摺、し渣、機器、設備、水槽、PH計の電極等の清掃。

衛生－8. オストメイト設備

メーカー名	TOTO (株)
保守内容	各種目視点検、増し締め、動作確認を実施すること。(電気温水器については別紙記載)
保守頻度	年2回

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
壁掛汚物流し	SK35	1	
隠ぺい型自動FV	TEF86V	1	中水仕様
タッチスイッチ	TES27P1B	1	
シャワー水洗	TMG40WQV18R	1	
電気温水器	REW06A1E1	1	保守内容及び頻度は 衛生－4に記載

その他-1-1. エレベーター

メーカー名	三精輸送機(株)
保守内容	「共仕」7.2.4による。 共仕にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。 性能点検時の性能検査にかかる費用は事業者の負担とする。
保守頻度	月1回フルメンテナンス。年に1回性能検査を実施。

設備詳細

機 器	数 量	備 考
エレベーター (No.1～4)	4台	<p>制御方式 可変電圧可変周波数制御方式</p> <p>型式 P24-CO-90-V</p> <p>用途 一般乗用</p> <p>運転方式 全自動群管理</p> <p>積載荷重 1,600kg</p> <p>定員 24名</p> <p>定格速度 90m/min</p> <p>停止箇所(階)</p> <p>No.1,2 9カ所(B2,B1,1～7F)</p> <p>No.3,4 7カ所(1～7F)</p> <p>昇降行程</p> <p>No.1,2 35,800mm</p> <p>No.3,4 25,200mm</p> <p>かご内法 W2,100×D1,650×H2,500</p> <p>管制運転 地震時管制、火災時管制、停電時救出運転</p> <p>電動機容量 18Kw</p>
(No.5～8)	4台	<p>型式 P24-CO-105-V</p> <p>用途 一般乗用</p> <p>運転方式 全自動群管理</p> <p>積載荷重 1,600kg</p> <p>定員 24名</p> <p>定格速度 105m/min</p> <p>停止箇所(階)</p> <p>No.5,6 7カ所(1,2,7～11F)</p> <p>No.7,8 10カ所(B2,B1,1,2,6～11F)</p> <p>昇降行程</p> <p>No.5,6 41,700mm</p> <p>No.7,8 53,200mm</p> <p>かご内法 W2,100×D1,650×H2,500</p> <p>管制運転 地震時管制、火災時管制、停電時救出運転</p> <p>電動機容量 22Kw</p>

その他-1-2. エレベーター

設備詳細

機 器	数 量	備 考	
(No.9)	1台	型式 用途 運転方式 積載荷重 定員 定格速度 停止箇所(階) 昇降行程 かご内法 管制運転 電動機容量	P29-CO-90-V 一般人荷用兼非常用 乗合全自動方式 1,900kg 29名 90m/min 13カ所(B2,B1,1~11F) 53,200mm W2,000×D2,000×H2,700 地震時管制、火災時管制、自家発管制運転 22Kw
(No.10)	1台	型式 用途 運転方式 積載荷重 定員 定格速度 停止箇所(階) 昇降行程 かご内法 管制運転 電動機容量	P17-CO-90-V 一般人荷用兼非常用 乗合全自動方式 1,150kg 17名 90m/min 13カ所(B2,B1,1~11F) 53,200mm W1,800×D1,500×H2,700 地震時管制、火災時管制、自家発管制運転 13Kw

その他ー2. エスカレーター

メーカー名	(株)日立製作所
保守内容	「共仕」7.3.4による。 共仕にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。 性能検査にかかる費用は乙の負担とする。
保守頻度	月1回フルメンテナンス。年1回技術監督者を派遣し性能検査を行うこと。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
エスカレーター	EX-UN 1200型	2台	公称輸送能力 9,000人/Hr 公称有効幅 1,200mm 階段幅 1,004mm 定格速度 30m/min 傾斜角度 30度 階高 4,800mm 設置階 1階～2階 光電ホール 上下各3本 (自動運転発停用)

その他-3. 自動ドア

メーカー名	ナブコシステム(株)
保守内容及び頻度	メーカー推奨の点検基準による。

設備詳細

系 統 名	型 式	開 閉 方 式	数 量	制 御 ス イ ッ チ	備 考
SSD-8	DS-150F12	引分け	2台	NH-60パルサーチ (近赤外線反射式)	
SSD-9	DS-150F12	引分け	6台	NH-60パルサーチ (近赤外線反射式)	
SSD-3	DS-150F12	引分け	1台	NH-60パルサーチ (近赤外線反射式)	
SSD-3'	DS-75F	片引き	1台	NH-60パルサーチ (近赤外線反射式)	

その他－4. ゴンドラ設備

メーカー名	日本ゴンドラ株
保守内容	メーカー推奨の点検基準による。 性能検査にかかる費用は事業者の負担とする。
保守頻度	月1回点検作業。年1回技術監督者を派遣し性能検査を行うこと。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考																								
アーム俯仰型ゴンドラ (軌道式、ケージ式)	FU-22B型	1基	<table> <tr><td>揚程</td><td>52m</td></tr> <tr><td>積載量</td><td>250kg</td></tr> <tr><td>電源電圧</td><td>三相200V50HZ</td></tr> <tr><td>昇降電動機</td><td>3.7kw</td></tr> <tr><td>(速度)</td><td>10m/min</td></tr> <tr><td>俯仰電動機</td><td>1.5kw</td></tr> <tr><td>(速度)</td><td>1.5m/min</td></tr> <tr><td>走行電動機</td><td>0.4kwX2台</td></tr> <tr><td>(速度)</td><td>8m/min</td></tr> <tr><td>フロー電動機</td><td>2.2kwX2台</td></tr> <tr><td>走行距離</td><td>約 285m</td></tr> <tr><td>全重量</td><td>約 7,410kg</td></tr> </table>	揚程	52m	積載量	250kg	電源電圧	三相200V50HZ	昇降電動機	3.7kw	(速度)	10m/min	俯仰電動機	1.5kw	(速度)	1.5m/min	走行電動機	0.4kwX2台	(速度)	8m/min	フロー電動機	2.2kwX2台	走行距離	約 285m	全重量	約 7,410kg
揚程	52m																										
積載量	250kg																										
電源電圧	三相200V50HZ																										
昇降電動機	3.7kw																										
(速度)	10m/min																										
俯仰電動機	1.5kw																										
(速度)	1.5m/min																										
走行電動機	0.4kwX2台																										
(速度)	8m/min																										
フロー電動機	2.2kwX2台																										
走行距離	約 285m																										
全重量	約 7,410kg																										

その他－5. 防火排煙設備

メーカー名	—
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
排煙機		3 台	
ダンパー		250 台	
排煙口		173 台	
可動垂れ壁		17 台	
手動起動操作箱		173 台	
防火戸		99 台	
防火シャッター		26 台	
音響警報器		21 個	

その他－6. 誘導灯及び誘導標識

メーカー名	—
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
避難口灯(中型) 通路灯(中型) 通路誘導灯(中型)		580 台	

その他ー7. ガス漏れ火災報知設備

メーカー名	ニッタン(株)
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
中継器	LGG	5 台	
ガス漏れ検知器	KN-35	73 台	

その他－8. 非常用コンセント

メーカー名	－
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
コンセント(单相)		12 台	

その他－9. 自火報等システム設備

メーカー名	ニッタン(株)
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
複合型受信機盤	RXN-7	3 台	火報・ガス漏れ 1,528点 防排煙・消火 427点 非常電話・その他 48点
主中継器	MRS	5 台	
分散処理盤	RS	13 台	
光電式スポット型煙感知器 (アナログ式・自動試験機能付)	AKA-P	1,130 個	
熱スポット型感知器 (アナログ式・自動試験機能付)	ACA-P	107 個	
差動式スポット型感知器 (自動試験機能付)	2SG-P	283 個	
表示灯		82 灯	
電源装置		1 式	
非常電話子機		48 台	
R/P変換器		1 台	
発信器P型		81 個	
受信機		1 台	

その他－10. 無線通信補助設備

メーカー名	日立電線(株)
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
増幅器		1 個	埋込型
分配器		10 個	
保護箱		3 個	
空中線		2 式	
消防用屋外端子		2 個	
警察用屋外端子		2 個	
消防用屋内端子		1 個	
警察用屋内端子		1 個	

その他－11. 非常放送設備

メーカー名	松下電器産業(株)
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
増幅器	WL-P	3 台	出力用1台2280W
遠隔操作盤		3 台	
天井埋込スピーカ	WS-6500	139 台	
天井埋込スピーカ ATT付	WS-6500	253 台	
壁掛型スピーカ ATT付	WS-2035	193 台	
システム天井スピーカ	NHS2904	172 台	
プール用スピーカ	WS-810	8 台	
音量調整器	WZ-571、551/1～30	253 台	

その他－12. インターホン設備

メーカー名	アイホン(株)
保守内容及び頻度	メーカー推奨の点検基準による。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
インターホン親機(保守用)	YAZ-90-3	19 台	
可動カメラ玄関子機	MY-CA	1 台	
モニタ付親機	MY-2CD/A	1 台	
インターホン親機	1E-1AT	3 台	
インターホン子機	IF-DA	3 台	
インターホン親機	AT-216	1 台	
インターホン子機	AT-306	1 台	

その他－13. 電気時計設備

メーカー名	(株)テイ・アイ・シー・シチズン
保守内容及び頻度	「共仕」3.9.6(B)による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
親時計 水晶 据置 30秒-12P	XU980167-3	1 台	
子時計 310φ 壁掛型	J-4023	165 台	
子時計 250×350 角 壁掛型	K-7106r	1 台	
子時計 300φ 全埋込型	JJ-6003r	8 台	
子時計 300φ 全埋込型	JJ-6000-5A	22 台	
子時計 250×330 角 半埋込型	KF-7205r	42 台	
子時計 700φ 壁掛型	J-7001A-U	3 台	
子時計 デジタル式壁掛 液晶透過	LGS-12AS	1 台	
子時計 300×400 壁掛型 木製	K-7107A	10 台	
子時計 300×400 角型	KF-5804r	1 台	
単独修正器	M-2000	1 台	
ジュックプレート 1P	J-8002	3 台	

その他－14. TV共同受信設備

メーカー名	八木アンテナ(株)
保守内容及び頻度	「共仕」3.9.7による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
垂直水平受信CSアンテナ	CS-AB120-2	1	
AMホイップアンテナ	Ywh-025S(特)	1	
CS自立ベースク	CS-SMB100A	1	
自立型ステンレス アンテナマスト	UV自立SUS	1	
CSブロックコンバーター	CSBC10	1	1895M II z対応
CS/BS・U・V分波器	CS-S30	70	
AM増幅器	RB-35A	1	
BS,CS増幅器	BCP40A	20	
CS・BS・CATVブースター	SEP-7400CD	39	双方向
1分岐器	CS-1171A	14	
2分岐器	CS-C2	7	BL
4分岐器	CS-C4	4	BL
2分配器	CS-D2	30	BL
3分配器	CS-773A	14	
4分配器	CS-D4	6	BL
6分配器	CS-D6	1	BL
6分配器	W-F776(B)	1	AM対応
埋込型ユニット	W-PF71W	1	中間用
埋込型ユニット	W-PF7RW	4	端末用
埋込型ユニット	CS-T71A	152	中間用 L型プラグ付属
埋込型ユニット	CS-T7RA	79	端末用 L型プラグ付属
ヘッドイント	HE	1	
AM整合器	RM-7C	5	

その他－15. 監視カメラ設備

メーカー名	日本ビクター(株)		
保守内容及び頻度	「共仕」3.9.9による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。		
設備詳細			
機 器	型 式	数 量	備 考
監視カメラ機器収納架			
14型業務用モニター	TM-A14S	1	
14型用モニターラック	RK-A14	1	
シーケンシャルスイッチャー(8局)	SW-503	1	
リモートコントロールユニット	RM-P1251	1	
リモートコントロールチェンジャー	RM-P1253	1	
ユニットケース(EIAラック)2H	UC-P1012	2	
フレームスイッチャー	SW-F500	2	
タイムラプスビデオ	SR-S970	2	
収納ラック	PA-R641	2	
ESタッチパネル			
ESタッチパネル	特型	1	
壁掛型4連モニター			
収納ケース	特型	1	
21型カラービデオモニター	TM-211S	4	
ドームカメラ			
デジタルドームカメラ	TK-S553	6	
監視カメラ(屋内用)			
カラービデオカメラ(レンズフード付)	TK-S532	6	
カメラハウジング(屋内防塵型)	WB-1003	6	
監視カメラ(屋外用)			
屋外ハウジング(耐塩塗装)	CH-1600T	3	
カラービデオカメラ	TK-S544	3	
10倍電動ズームレンズ	HZ-N1100	3	
水平垂直回転台(耐塩塗装)	PTH-17-10T	3	
ポール	特型	3	
監視カメラ(屋外用)			
屋外ハウジング(耐塩塗装)	CH-1600T	1	
カラービデオカメラ	TK-C1360	1	
17倍電動ズームレンズ	JZ1795VR	1	
水平垂直回転台(耐塩塗装)	PTH-17-10T	1	
ポール	特型	1	

その他－16. 駐車場管制設備

メーカー名	日本信号(株)
保守内容及び頻度	「共仕」3.9.10による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
駐車券発行機	EL2535D	1 台	
カーゲート	EL2554A-S	2 台	
ループ式検出器		15 式	
カード判定機	EL2549A	1 台	
テナントチェッカ	EL2543C	1 台	
非接触カードリーダー	CXA1004C	2 台	
信号制御盤 壁付形	MSC1006N	1 台	
信号制御盤 LC・壁付形		1 台	
車体検出器 壁付形 2CH		2 台	
車体検出器 壁付形 1CH		3 台	
場内表示灯	SDA1001F	1 灯	
回転灯	SRA1002F	3 灯	
出庫注意灯 SO-1	SLA2008C	1 灯	
出庫注意灯 SO-1・2	SLA2008C	2 灯	

その他－17. 電話交換機

メーカー名	沖電気工業(株)
保守内容及び頻度	メーカー推奨の点検基準による。 保守業務を実施する技術者は本交換機に精通し、操作できる者に限定する。 遠隔操作にて、本交換機のデータ変更等ができること。 年1回の頻度で全ての電話機の清掃を行うこと。また、交換機室内は整理整頓を心掛けること。

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
デジタル電子交換機	D2000	1 式	実装 局線数 INSネット1500 7 回線 INSネット64 36 回線 アナログ 48 回線 内線数 一般 225 回線 I INF (INS64) 46 回線 多機能 732 回線 構内用デジタルコードレス 59 回線
卓上型一般電話機	パロルC-3	98 台	
壁掛型一般電話機	パロルII-PB	95 台	
24釦多機能電話機	MKT/M-24D	698 台	
12釦多機能電話機	MKT/M-12D	10 台	
コードレス多機能電話機	MKT-24DCL	36 台	
PHS基地局	UF7000	59 台	
MDF		1 式	
保守プリンター		1 式	
保守コンソール		1 式	
PBXテスター1223C		1 式	
I-DSU1500		7 式	
OKI-DSU64B		36 式	
DSUラック		1 式	

その他－18. 電動シャッター

メーカー名	文化シャッター(株)				
保守内容及び頻度	メーカー推奨の点検基準による。				
設備詳細					
符号	設備名	幅	高さ	数量	備考
SS-4	防火防煙シャッター	4,750	2,400	1台	電動式・煙感知器連動式
SS-6	〃	4,950	2,400	1台	〃
SS-7-A	〃	4,950	2,500	1台	〃
SS-7-B	〃	4,950	2,500	1台	〃
SS-9	〃	5,210	2,700	1台	〃
SS-1	〃	2,800	3,000	1台	〃
SS-2-A	〃	3,000	3,000	1台	〃
SS-2-B	〃	3,000	3,000	1台	〃
SS-2-C	〃	3,000	3,000	1台	〃
SS-3	〃	4,000	4,000	1台	〃
SS-5	〃	4,750	4,000	1台	〃
SS-8-A	〃	4,950	4,000	1台	〃
SS-8-B	〃	4,950	4,000	1台	〃
SS-8-C	〃	4,950	4,000	1台	〃
SS-9	〃	5,210	2,700	3台	〃
SS-10	〃	5,700	4,000	1台	〃
SS-11	〃	6,500	4,000	1台	〃
SS-12	重量シャッター	10,700	3,400	1台	電動式・管理用
SS-13	〃	8,300	3,400	1台	〃
SS-14	〃	7,300	3,400	1台	〃
SS-15	窓用防火パネル	1,200	1,000	4台	手動式・煙感知器連動式
BSM-17	巻取式防煙垂幕			1台	〃
BSM-18	〃			2台	〃
BSM-19	〃			4台	〃
SS-22	防火防煙シャッター	800	1,650	1台	電動式・煙感知器連動式
BSM-22	巻取式防煙垂幕			1台	手動式・煙感知器連動式
BSM-23	〃			1台	〃
SS-17	防火防煙シャッター	3,600	800	1台	電動式・煙感知器連動式
SS-18	〃	4,200	2,975	1台	〃
SS-19	〃	2,400	2,975	1台	〃
SS-24	〃	4,700	2,700	1台	〃
SS-26	〃	1,600	3,000	1台	〃
SS-20	〃	4,915	2,600	1台	〃
SS-20	〃	4,915	2,600	1台	〃
SS-27	軽量横引シャッター	4,885	2,000	1台	電動式・管理用
SS-28	防火防煙シャッター	3,900	3,100	1台	電動式・煙感知器連動式
SS-29	〃	2,700	3,100	1台	〃

その他－19. 機械警備設備

メーカー名	富士通(株)・・・A 三菱電機(株)・・・B オムロン(株)・・・C 竹中エンジニアリング(株)・・・D 松下電工(株)・・・E	アライドテレシス(株)・・・F ホーチキ(株)・・・G
保守内容及び頻度	「共仕」3.9.11による。 「共仕」にない項目についてはメーカー推奨の点検基準による。	

設備詳細

機 器	構 成 機 器	メーカー	型 式	数 量
センター装置	制御部	A	A1266AモデルB180L	1 台
	CRT	B	A4576A	1 台
	キーボード・マウス	A	KU-0325	1 台
	HUB(5ポート)	F	FS705TX V2	1 台
	無停電電源装置	C	BN75S	1 台
HUB	HUB(5ポート)	F	FS705TX V2	2 台
	HUB(8ポート)	F	FS708TL V2	2 台
アクセス制御盤	アクセス制御盤	G	NLJ-AW-C-8D	16 台
非接触カードリーダー	埋込タイプ	G	NHF-CU-W	98 個
	露出タイプ	G	NHF-CU-W	18 個
防犯センサ	熱線センサ	D	PA-6712	66 個
	シャッターセンサ	D	PR-3S	5 個
	マグネットスイッチ	E	EK49	174 個

その他-20. 泡消火設備

メーカー名	日本ドライケミカル(株)
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	口 径	水 量 L/min	使用圧力 kgf/cm ²
加圧送水装置	150φ × 1,600L/mm × 91.5m × 45kW	1 台			
一斉開放弁	DVS-40	43 個	40	450	1.5~14.0
〃	DVS-50	28 個	50	700	1.5~14.0
〃	DVS-65	11 個	65	1,200	1.5~14.0
原液タンク		1 台			
ポンプ操作盤	KTY2-1505AX3S-M45	1 台			
警報盤		1 面			
手動起動弁		82 個	15A		
混合装置		1 台			
呼水装置		1 台			
流水検知器		3 個			
泡ヘッド		1,117 個			
感知装置		549 個			

その他-21. スプリンクラー設備

メーカー名	日本ドライケミカル(株)
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	口 径	使用圧力 kgf/cm ²	備考
スプリンクラーヘッド		2047 台			
加圧送水装置	125φ × 1,800L/mm × 105m × 45kW	1 台			
自動起動装置		1 台			
手動開放装置		8 台			
ポンプ操作盤	KTY2-1255X55-M45	1 台			
警報盤		1 面			
流水検知機	AKV-100RH	8 台			
圧カスイッチ		8 個			
送水口	壁付型	2 箇所		20.0	
呼水装置	呼水槽	1 台			
	バルブ類	1 式			
	仕切弁 × 1、逆止弁 × 1				
常用電源	電動機	1 式			
	MRA-7189A				

その他-22. 屋内消火栓設備

メーカー名	日本ドライケミカル(株)	
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)	
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)	
設備詳細		
機 器	数 量	備 考
屋内1号消火栓箱	26 台	型式 単独埋込型(総合盤組込消火器箱併設型) 寸法 1,000×200×1,400H 付属品 弁 40A,ホース 40A 15m×2本,ノズル 40A
屋内1号消火栓箱 (SUS製)	2 台	型式 単独埋込型(総合盤組込消火器箱併設型) SUS製 寸法 1,000×200×1,400H 付属品 弁 40A,ホース 40A 15m×2本,ノズル 40A
屋内1号消火栓箱	3 台	型式 単独露出型(総合盤組込消火器箱併設型) 寸法 1,000×200×1,400H 付属品 弁 40A,ホース 40A 15m×2本,ノズル 40A
屋内1号消火栓箱 (非常電話付)	8 台	型式 単独埋込型(総合盤組込消火器箱併設型) 寸法 1,000×200×1,400H 付属品 弁 40A,ホース 40A 15m×2本,ノズル 40A
屋内1号消火栓箱 (非常電話付)	1 台	型式 単独露出型(総合盤組込消火器箱併設型) 寸法 1,000×200×1,400H 付属品 弁 40A,ホース 40A 15m×2本,ノズル 40A
屋内1号消火栓箱 (非常電話付)	24 台	型式 併設埋込型(総合盤組込消火器箱併設型) 寸法 1,050×230×1,400H 付属品 弁 40A・65A,ホース 40A 15m×2本,ノズル 40A
屋内1号消火栓箱 (非常電話付)	11 台	型式 併設埋込型(総合盤組込消火器箱併設型) 高層用 寸法 1,200×300×1,500H 付属品 弁 40A・65A×2,ノズル 40A,噴霧切替ノズル 65A ホース 40A 15m×2本・65A 20m×2本
屋内1号消火栓箱 (非常電話付)	1 台	型式 併設埋込型(総合盤組込消火器箱併設型) 高層用 寸法 1,200×300×1,500H 付属品 弁 40A・65A×2,ノズル 40A,噴霧切替ノズル 65A ホース 40A 15m×2本・65A 20m×2本
加圧送水装置	1 台	寸法 65φ × 350L/mm × 102m × 11kW
ポンプ表示盤	1 面	型式 KTY2-655X8S-M11
ポンプ操作盤	1 面	
呼水装置 呼水槽	1 台	鋼鉄製 100L
バルブ類	1 式	仕切弁×1、逆止弁×1
常用電源 電動機	1 式	型式 MRA7165A
手動起動装置	76 台	
表示灯	76 台	

その他－23. 連結送水管設備

メーカー名	日本ドライケミカル(株)
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検) 耐圧試験及び配管の耐圧試験を行うこと。(平成29年度及び平成32年度)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
連結送水口		3 台	
連結放水口(ホースなし)		27 台	単口
連結放水口(ホース付)		24 台	双口
放水用具格納箱		12 組	
表示灯		38 灯	

その他－24. 消防用水

メーカー名	日本ドライケミカル(株)
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
採水口		4 箇所	

その他－25. 消火器

メーカー名	(株)初田製作所
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

主要設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
粉末畜圧式4型消火器		6 本	
粉末畜圧式10型消火器		124 本	
粉末畜圧式20型消火器		1 本	
粉末加圧式3型消火器		1 本	
粉末加圧式10型消火器		104 本	
強化液3リットル消火器		214 本	
強化液6リットル消火器		9 本	
二酸化炭素消火器		9 本	

その他-26. 二酸化炭素消火設備

メーカー名	能美防災(株)
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	数 量	備 考
二酸化炭素ガス容器	27 基	68L-45KG入
容器弁開放器(ガス圧式)	27 個	
チャッキバルブ	16 個	
圧カスイッチ	6 個	
選択弁(ガス圧式)	6 個	
噴射ヘッド	6 個	
起動容器	6 個	2L-1.0KG入
起動用容器弁開放器(電気式)	6 個	
起動操作箱	6 個	
音響警報機 スピーカー	16 個	
制御盤	1 面	
音声警報盤	1 面	
ダンパー閉鎖器	17 個	
放出表示灯	22 個	
電源装置	1 組	

その他-27. 簡易自動消火装置

メーカー名	セコム機器販売(株)
保守内容	消防法第17条の3の3に基づく定期点検(外観・機能・総合点検)
保守頻度	年2回(「外観・機能点検」、「外観・機能・総合点検」)

設備詳細

機 器	型 式	数 量	備 考
薬剤貯蔵容器		12 台	
感知器		24 個	
ノズル		24 個	
手動起動装置		12 基	
警報装置		12 台	

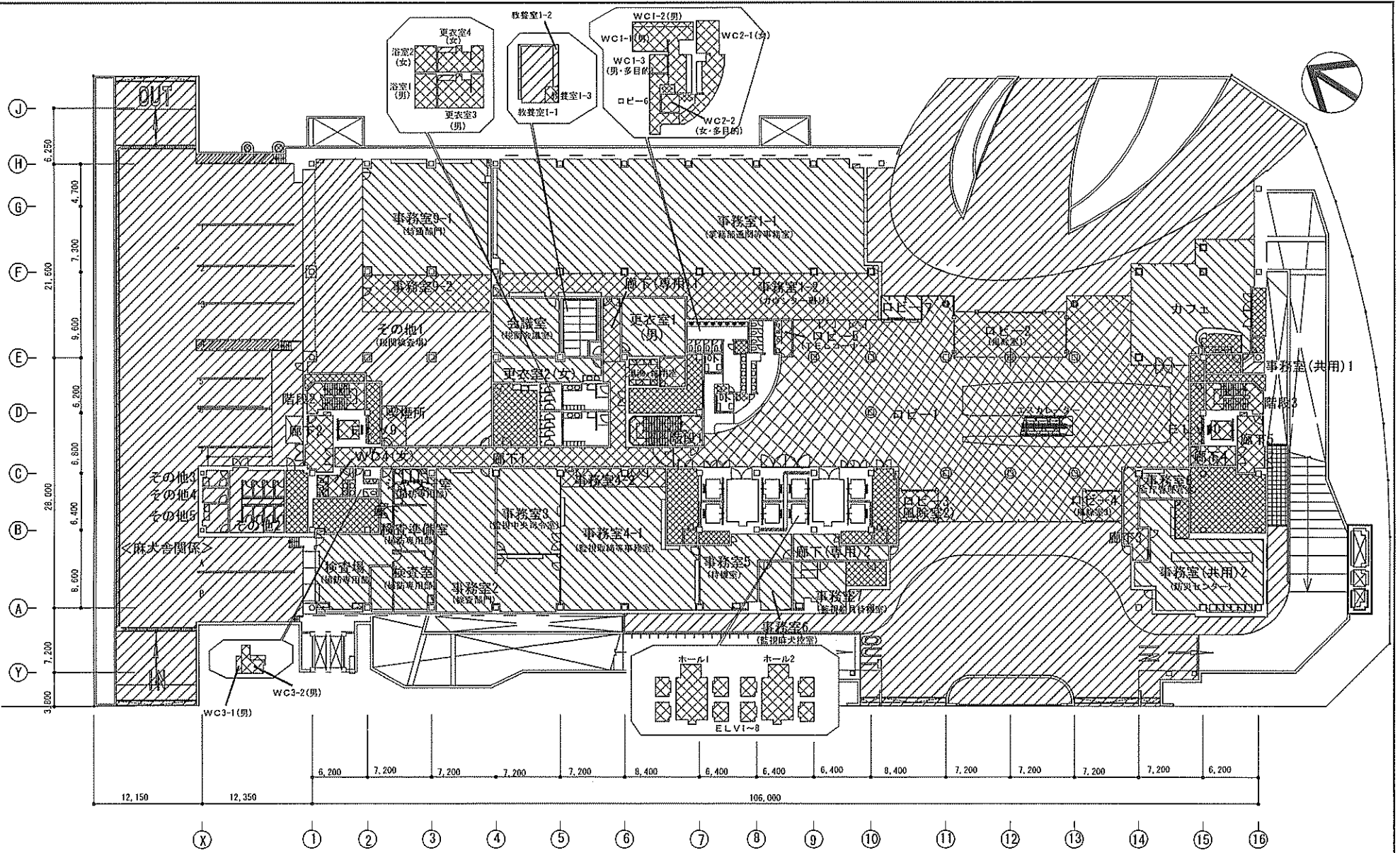
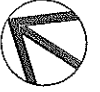
その他-28. 機械式駐車装置

メーカー名	新明和工業(株)		
保守内容及び頻度	メーカー推奨の点検基準による。		
設備詳細			
機 器	型 式	数 量	備 考
機械式駐車装置	新明和ミニパークMP型 MPJ-1C MPJ-2C	1基 5基	} 中型乗用車 22台 全長 5,000mm 全幅 1,800mm ドアミラー幅 2,000mm 全高 1,550mm 車重 1,700kg 昇降行程 1,800mm 昇降時間 41秒 電動機 1.5kw 安全装置 一式
	MPAS(H)-1C MPAS(H)-2C	1基 11基	} 大型乗用車 23台 } ハイルーフ車 23台 全長 5,300mm 全幅 1,950mm ドアミラー幅 2,100mm 全高(上段) 1,500mm " (下段) 2,000mm 車重 2,300kg 昇降行程 2,100mm 昇降時間 66秒 電動機 1.5kw 安全装置 一式

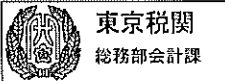
その他-29. 屋上植栽用散水設備

メーカー名	(株)イーエス・ウォーターネット・・・A (株)川本製作所・・・B			
保守内容及び保守頻度	<p>当該仕様書に記載されている内容の他、メーカー推奨の点検基準による。</p> <p>ウォーターマスター・・・毎月1回(8月のみ2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液晶画面に「FAULT」マークが出ていないか。 ・液晶画面の電池マークが点灯しているか。 <p>ポンプ・・・毎月1回(8月のみ2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かん水時間に給水タンクポンプが作動しているか。 <p>受水槽・・・年1回清掃を実施すること。</p> <p>プラスチックフィルタ・・・年1回フィルタエレメントの洗浄を実施すること。</p>			
設備詳細				
機 器	型 式	数 量	メーカー	備考
ウォーターマスター	ES-WGC	1	A	
プラスチックフィルタ	フィルタ スーパー3/4-A (AF-39-OA)	1	A	
受水槽	TAB-5	1	B	
ポンプ	NF2K型	1	B	

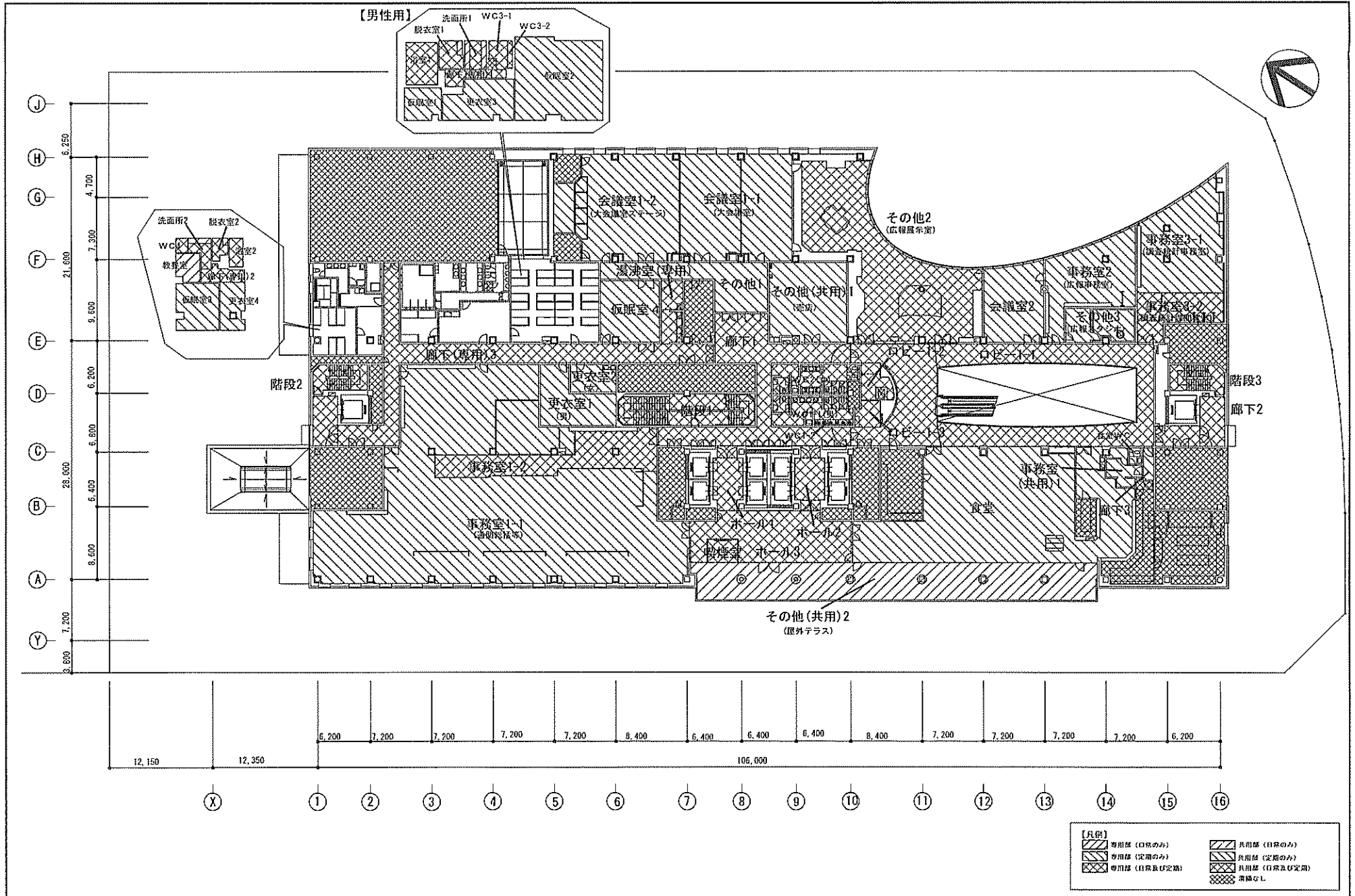
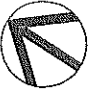
別添 3 業務図面



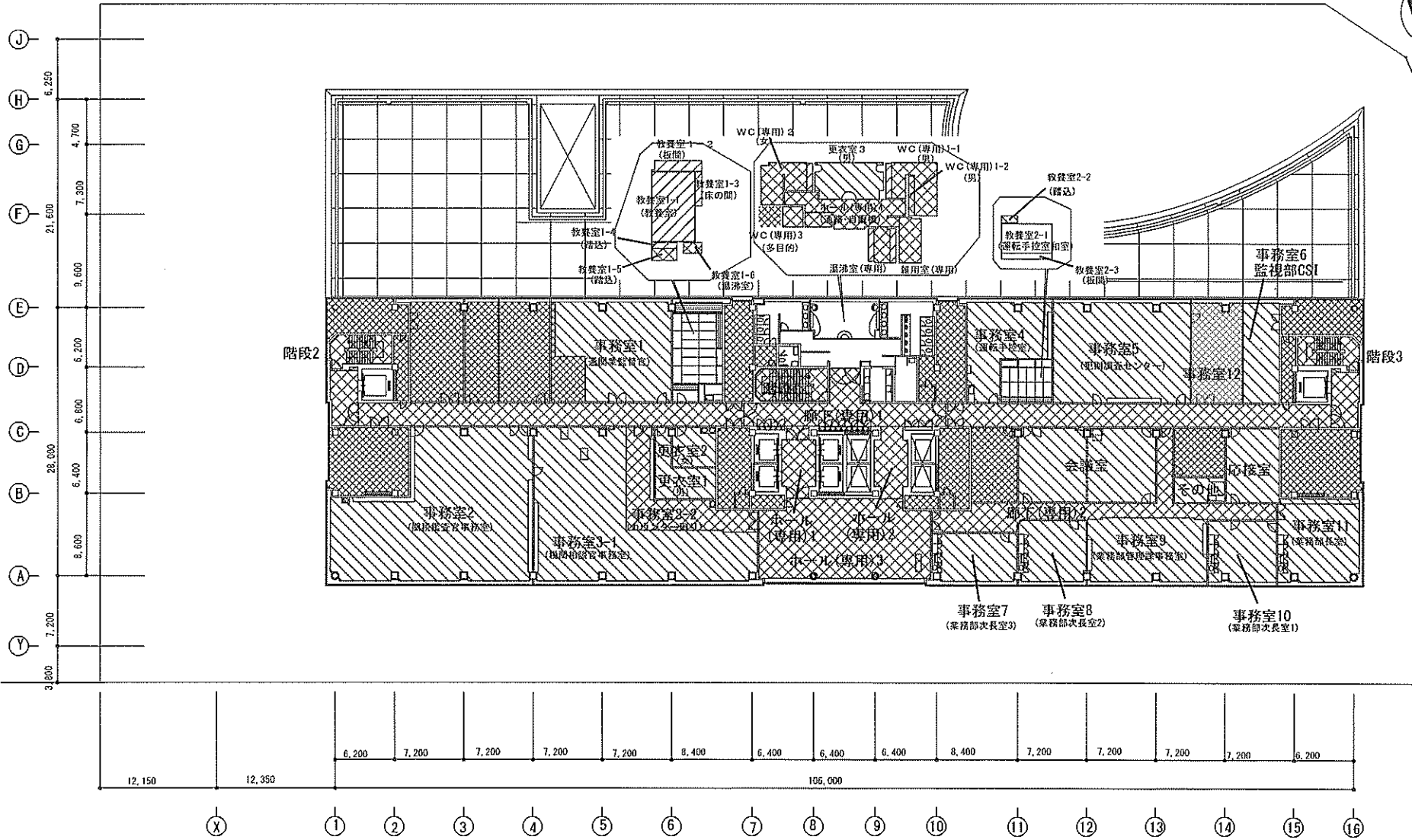
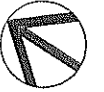
	共用部 (日常のみ)		共用部 (日常のみ)
	専用部 (日常のみ)		共用部 (夜間のみ)
	専用部 (夜間のみ)		共用部 (夜間のみ)
	専用部 (日曜及び定期)		共用部 (日曜及び定期)
			清掃なし



備考・変更履歴等	件名	東京港湾合同庁舎	日付	平成27年8月	図番	
	図名	1F平面図	縮尺	入力 A1 1/200	FILE	
	分類	一般図		出力 A3 1/400	更新	
					録図	



備考・変更履歴等	件名	東京港湾合同庁舎	日付	平成27年8月	図番	
	図名	2F平面図	均尺	入力 A1 1/200	FILE	
	分類	一般図	出力	A3 1/400	更新	
					製図	

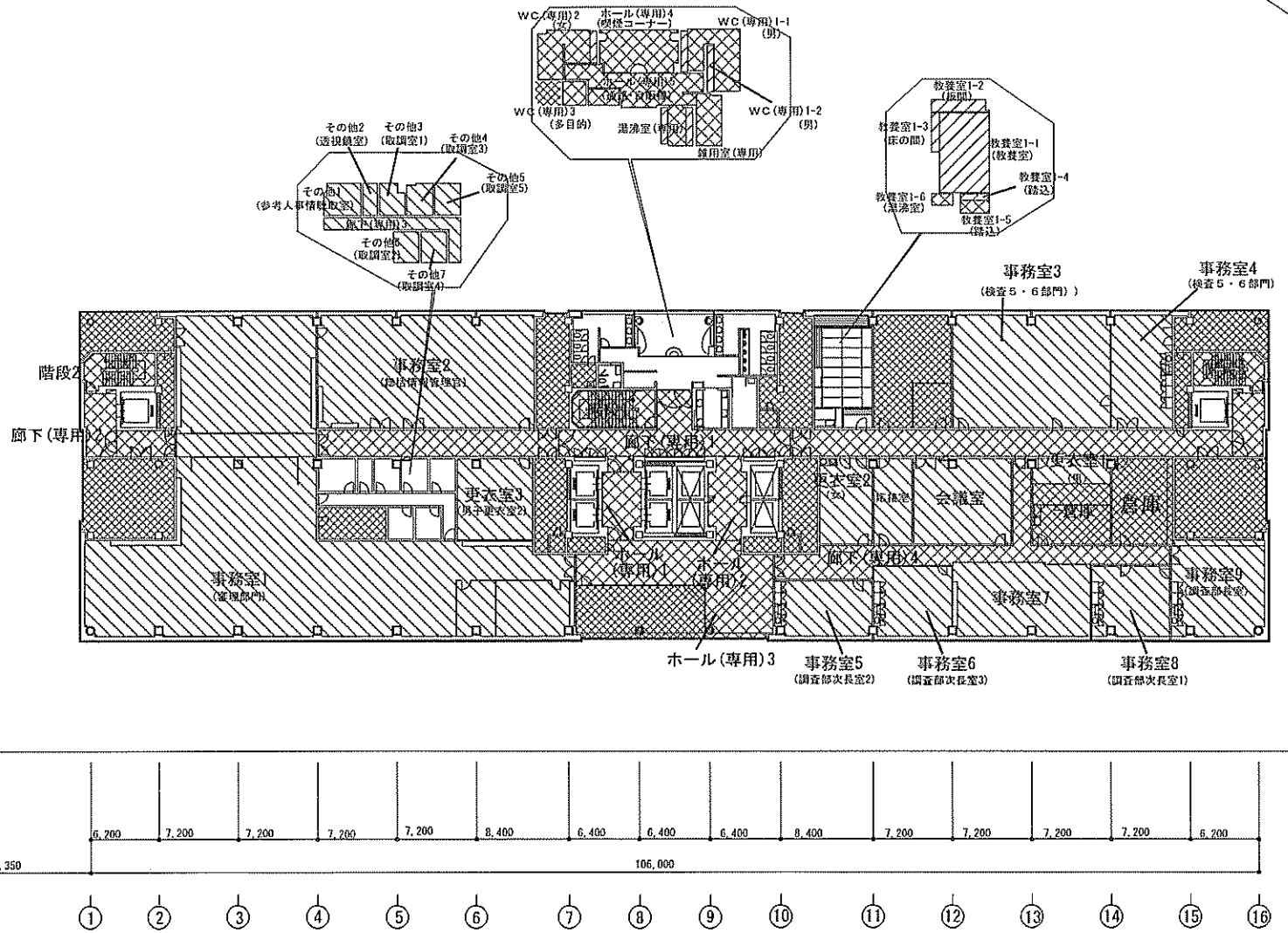
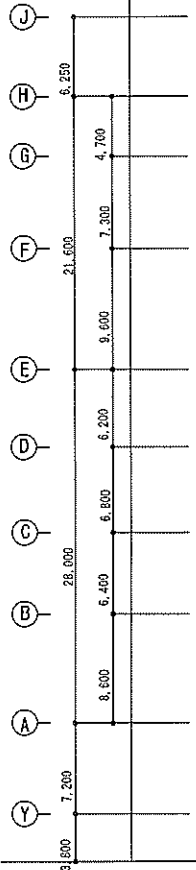
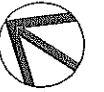


【凡例】	
	専用庫 (口容のみ)
	専用庫 (定積のみ)
	専用庫 (自然及び定積)
	専用庫 (強1)
	共用庫 (口容のみ)
	共用庫 (定積のみ)
	共用庫 (自然及び定積)
	未指定

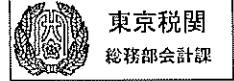


備考・変更履歴等	件名 東京港港湾合同庁舎	日付 平成27年8月	図番
	図名 3F平面図	船尺 入力 A1 1/200	FILE
	分類 一般図	出力 A3 1/400	更新
			図尺

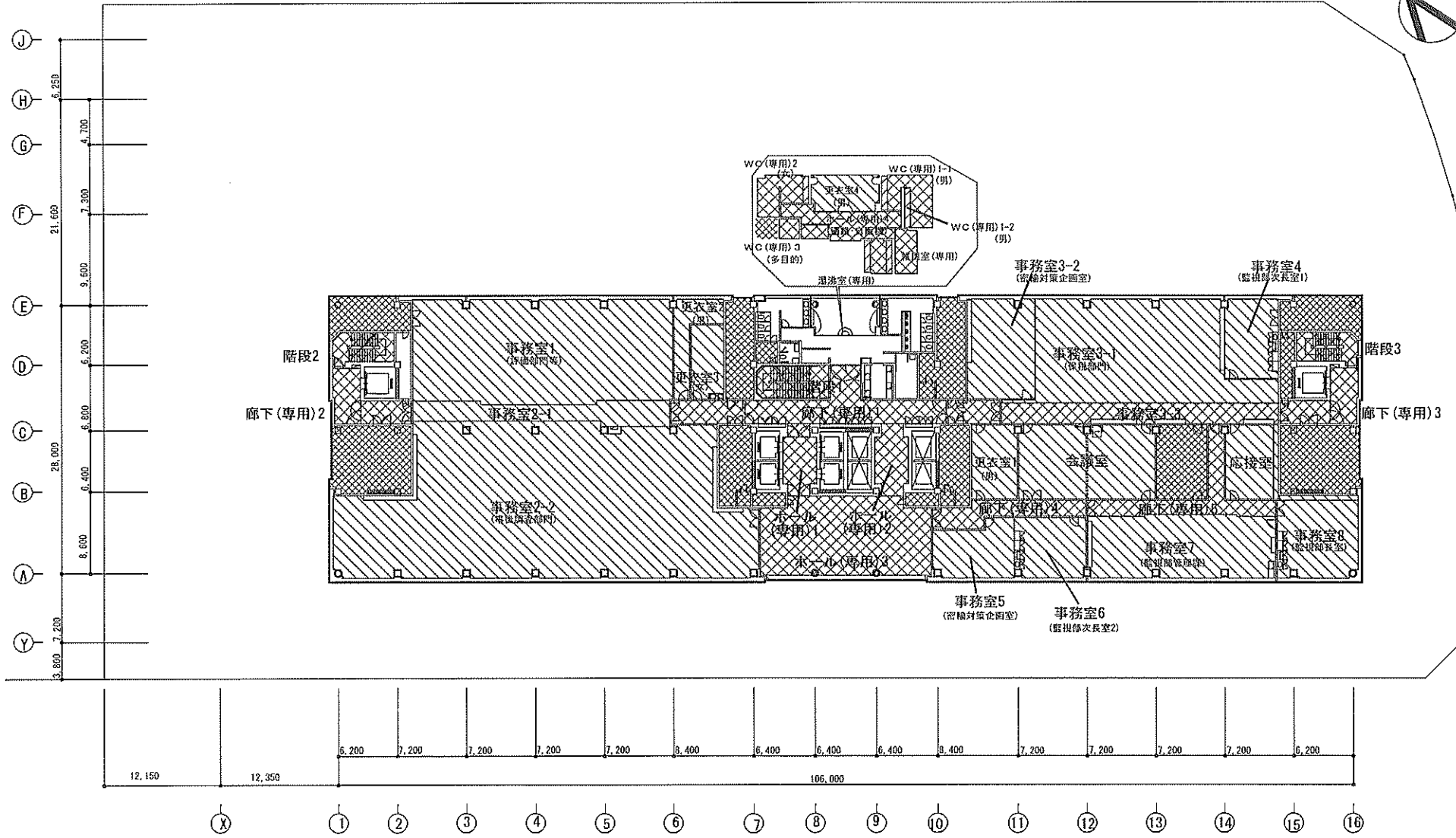
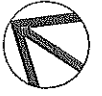
更新	図尺
----	----



[斜線]	専用部 (日常のみ)	[斜線]	共用部 (日常のみ)
[斜線]	専用部 (定例のみ)	[斜線]	共用部 (定例のみ)
[斜線]	専用部 (日常及び定例)	[斜線]	共用部 (日常及び定例)
[斜線]		[斜線]	消線なし

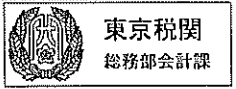


備考・変更履歴等	<table border="1"> <tr> <td>件名</td> <td>東京港湾合同庁舎</td> <td>日付</td> <td>平成27年8月</td> <td>図番</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図名</td> <td>4F平面図</td> <td>縮尺</td> <td>入力 A1 1/200</td> <td>FILE</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>一般図</td> <td></td> <td>出力 A3 1/400</td> <td>更新</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>製図</td> <td></td> </tr> </table>	件名	東京港湾合同庁舎	日付	平成27年8月	図番		図名	4F平面図	縮尺	入力 A1 1/200	FILE		分類	一般図		出力 A3 1/400	更新						製図	
件名	東京港湾合同庁舎	日付	平成27年8月	図番																					
図名	4F平面図	縮尺	入力 A1 1/200	FILE																					
分類	一般図		出力 A3 1/400	更新																					
				製図																					

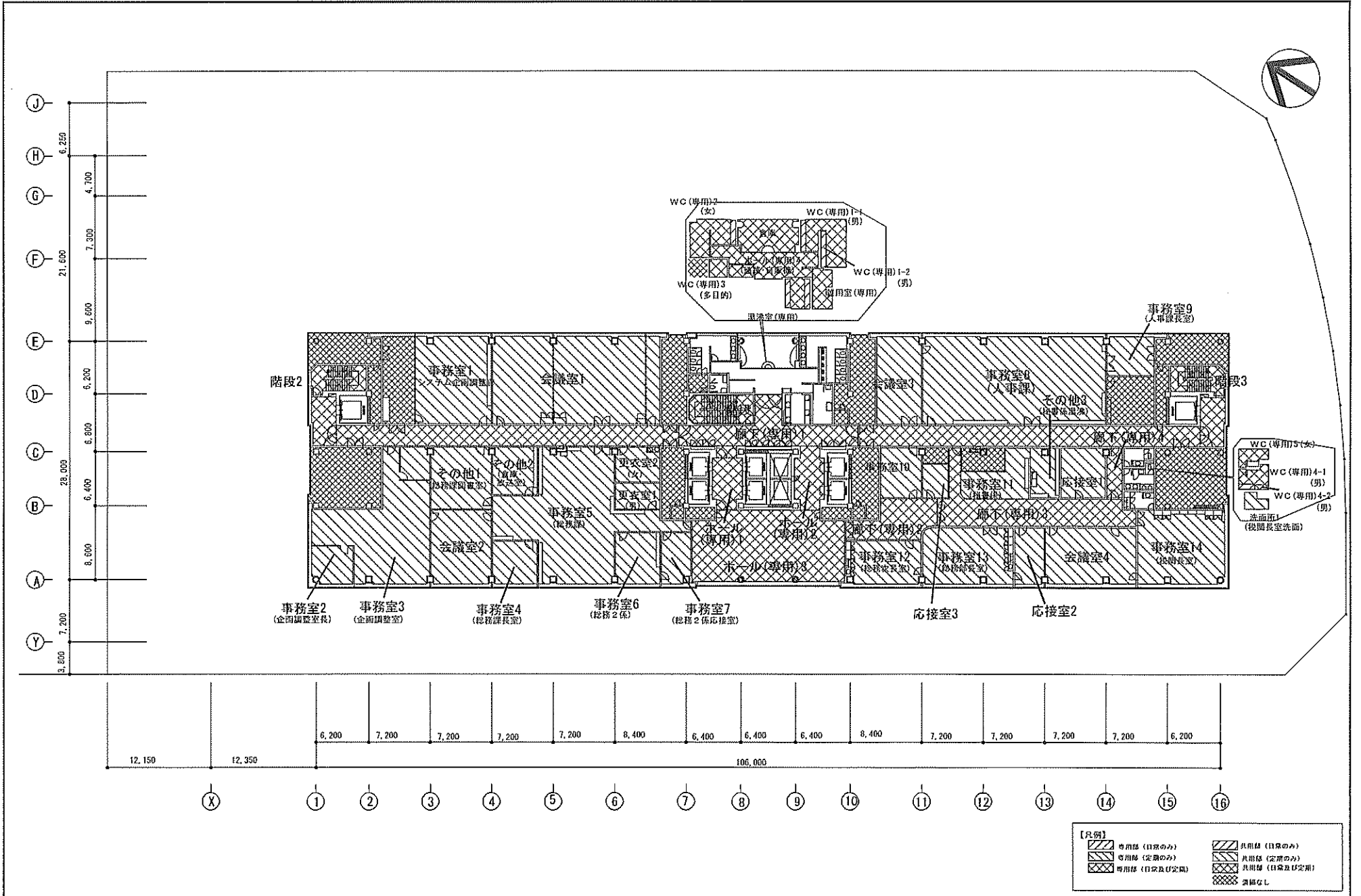


【凡例】

	専用部 (日常のみ)		共用部 (日常のみ)
	専用部 (定例のみ)		共用部 (定例のみ)
	専用部 (日常及び定例)		共用部 (日常及び定例)
			兼用なし



備考・変更履歴等	件名	東京港湾合同庁舎	日付	平成27年8月	図番	
	図名	5F平面図	入力	AI 1/200	FILE	
	分類	一般図	出力	AD 1/400	更新	
				製図		



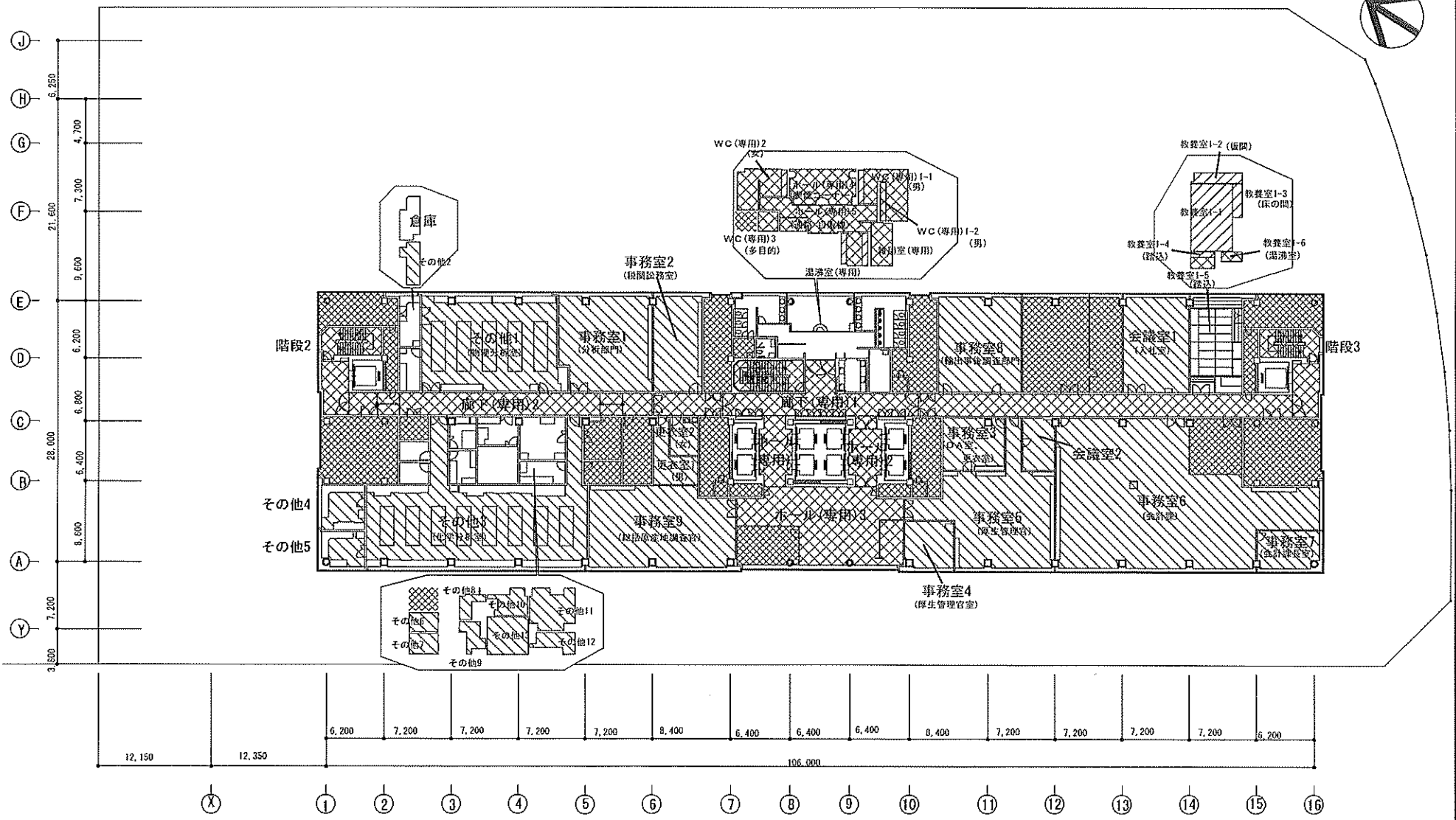
東京税関
総務部会計課

備考・変更履歴等

件名 東京港湾合同庁舎
図名 6F平面図
分類 一般図

日付 平成27年8月
図尺 入力 A1 1/200
出力 A3 1/400

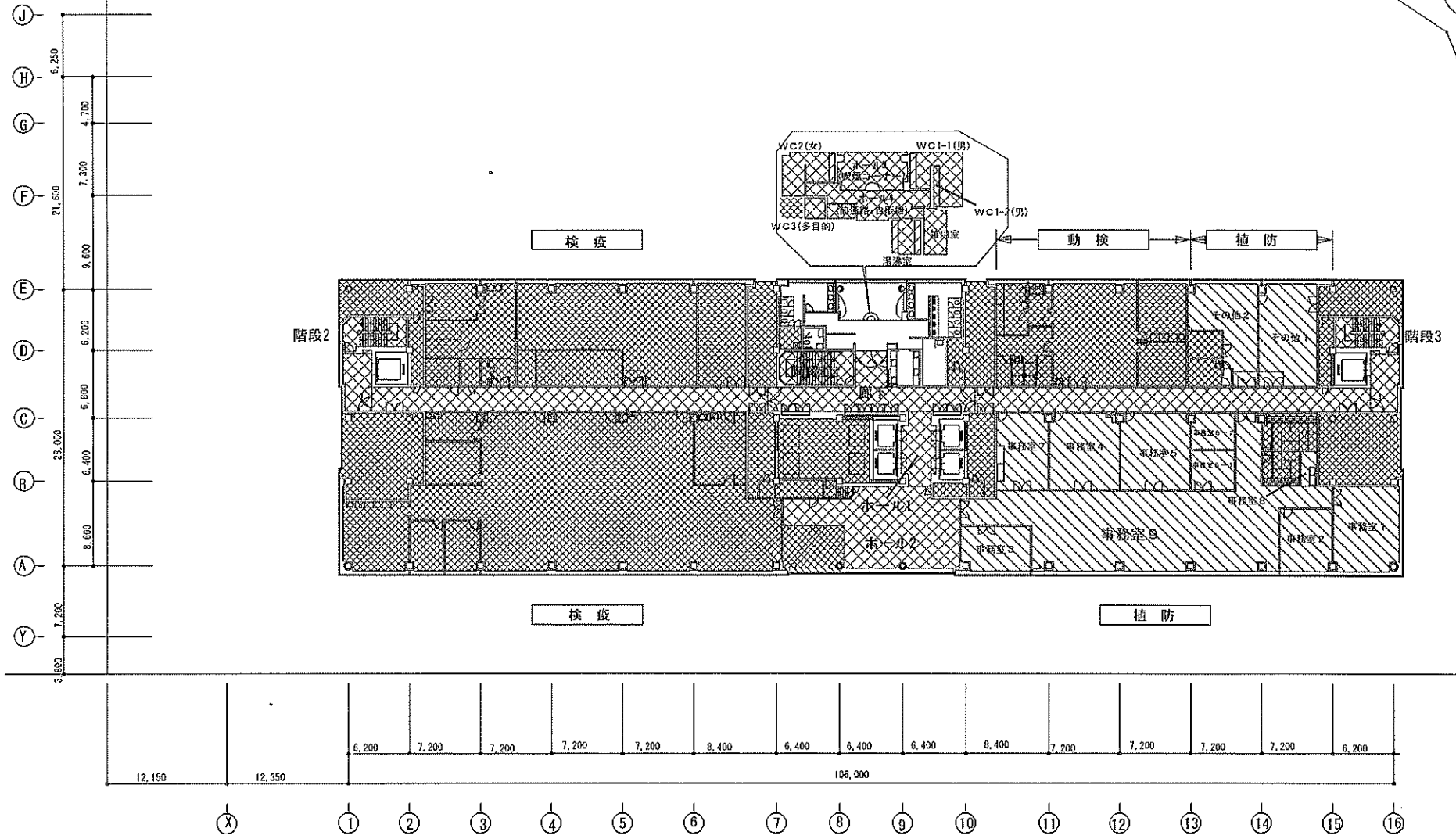
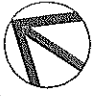
図装
FILE
更新
製図



【凡例】	
	専用室 (日常のみ)
	専用室 (定期のみ)
	専用室 (日常及び定期)
	共用室 (日常のみ)
	共用室 (定期のみ)
	共用室 (日常及び定期)
	素部なし



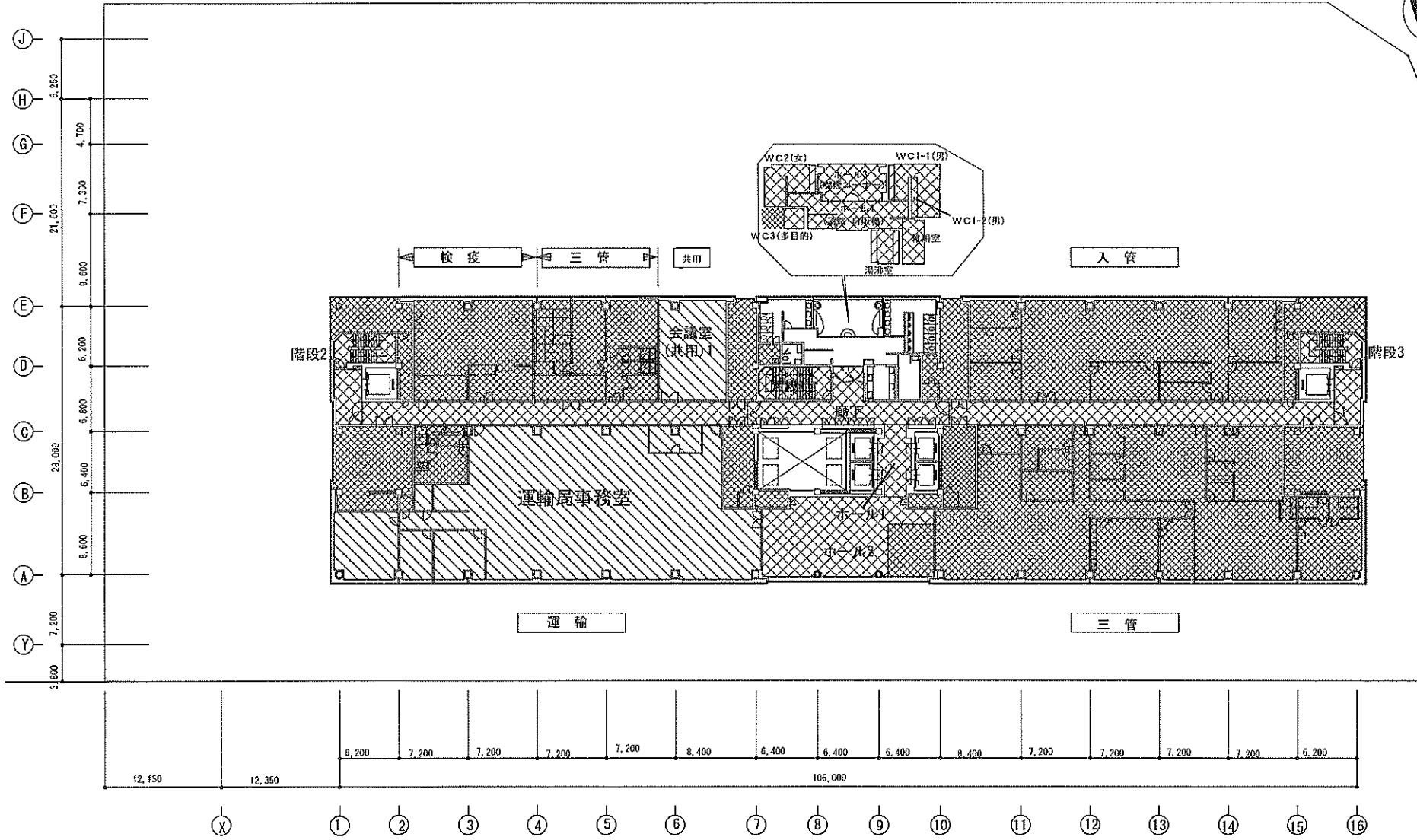
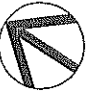
備考 - 変更履歴等	件名 東京港湾合同庁舎	日付 平成27年8月	回審
	図名 7F平面図	縮尺 入力 A1 1/200	FILE
	分類 一般図	出力 A3 1/400	更新
			製図



【凡例】	専用部 (日常のみ)	共用部 (日常のみ)
専用部 (定例のみ)	専用部 (日常及び定例)	共用部 (定例のみ)
専用部 (日常及び定例)	共用部 (日常及び定例)	共用部 (日常及び定例)
		消滅なし



備考・変更履歴等	件名 東京港湾合同庁舎	日付 平成27年8月	図番
	図名 8F平面図	縮尺 入力 A1 1/200	FILE
	分類 一般図	出力 A3 1/400	更新
			製図



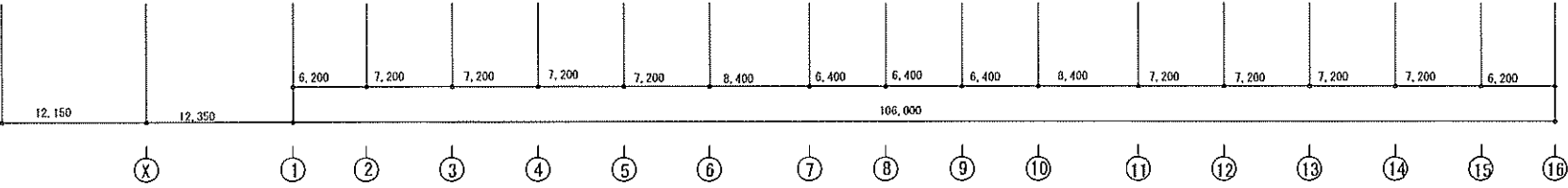
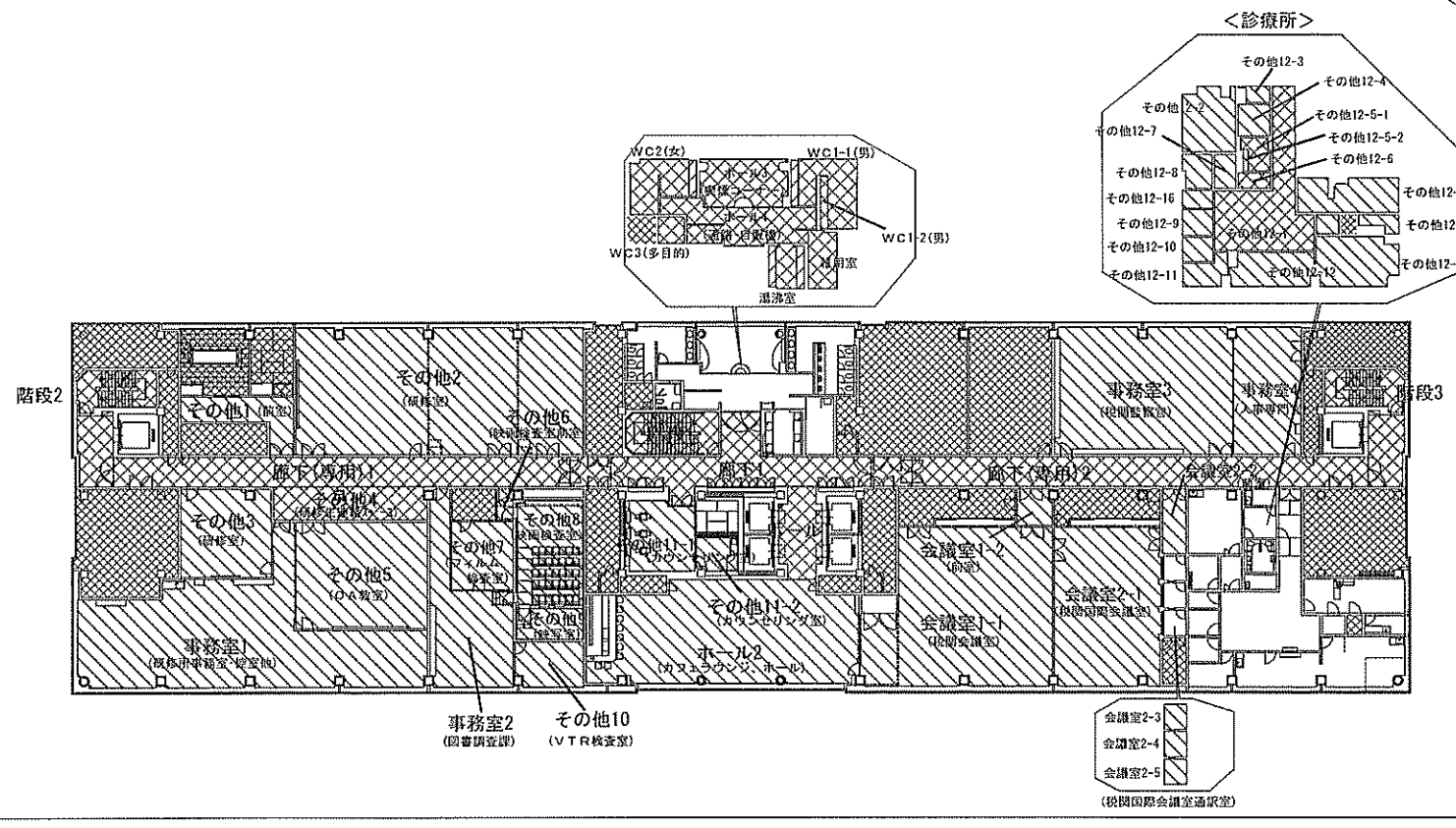
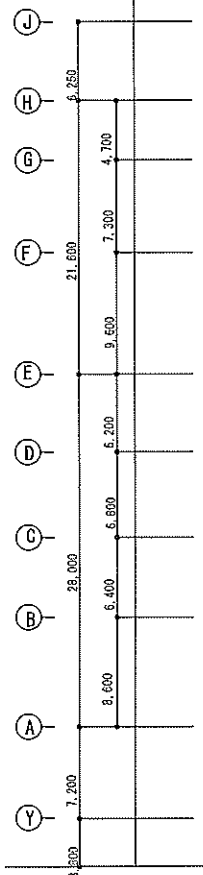
【凡例】			
	特別区 (日常のみ)		特別区 (日常のみ)
	特別区 (定期のみ)		特別区 (定期のみ)
	特別区 (日常及び定期)		特別区 (日常及び定期)
	適用なし		適用なし



備考・変更履歴等	

件名	東京港気合同庁舎
図名	9F平面図
分類	一般図

日付	平成27年8月	回答	
縮尺	入力 A1 1/200	FILE	
	出力 A3 1/400	更新	
		製図	



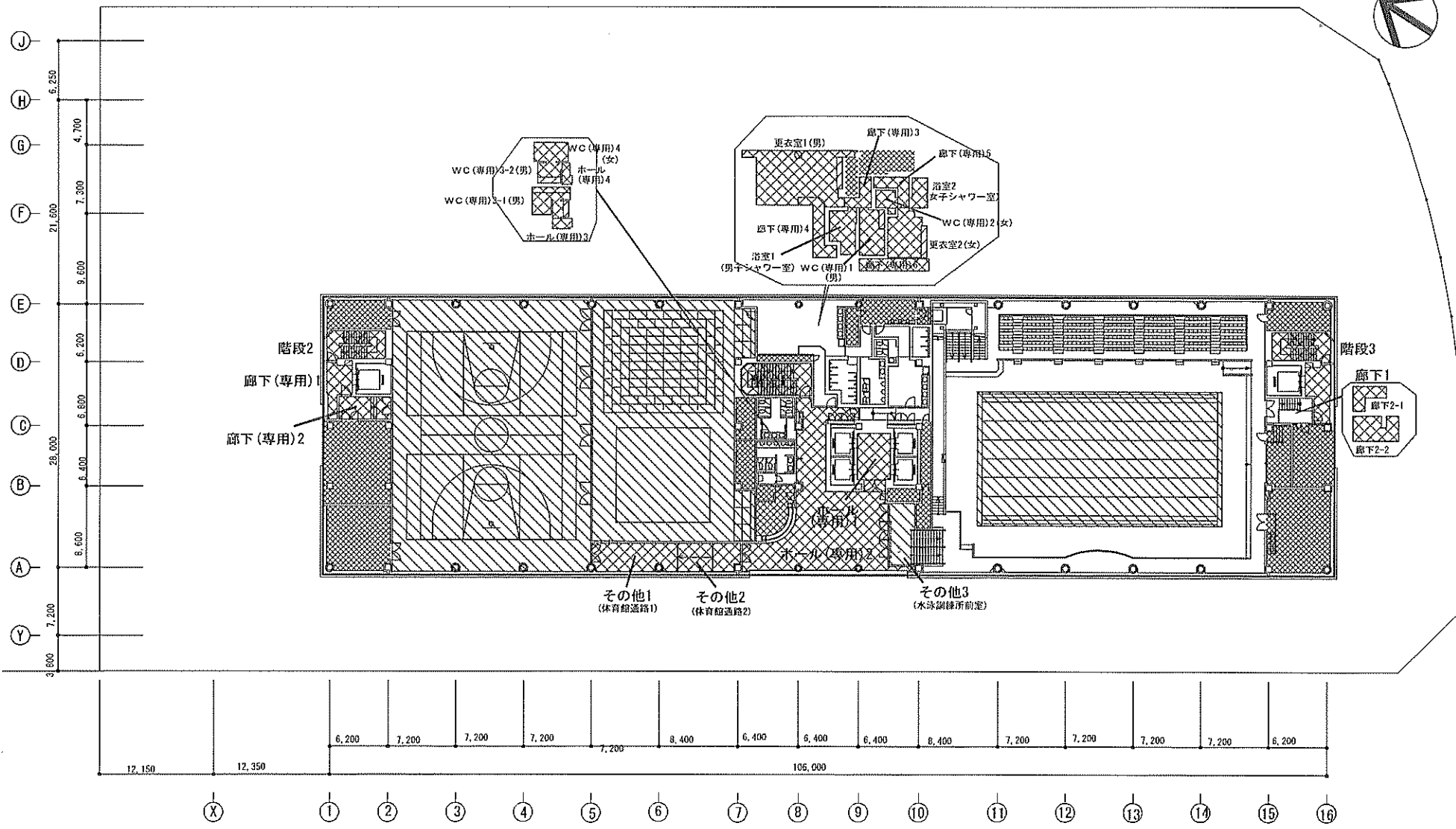
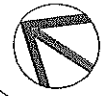
【凡例】

	専用部 (日常のみ)		共用部 (日常のみ)
	専用部 (定例のみ)		共用部 (定例のみ)
	専用部 (日常及び定例)		共用部 (日常及び定例)
			未指定



備考 - 変更履歴等

件名	東京港湾合同庁舎	日付	平成27年8月	図番	
図名	10F平面図	階尺	入力 A1 1/200	FILE	
分類	一般図		出力 A3 1/400	更新	
				製図	

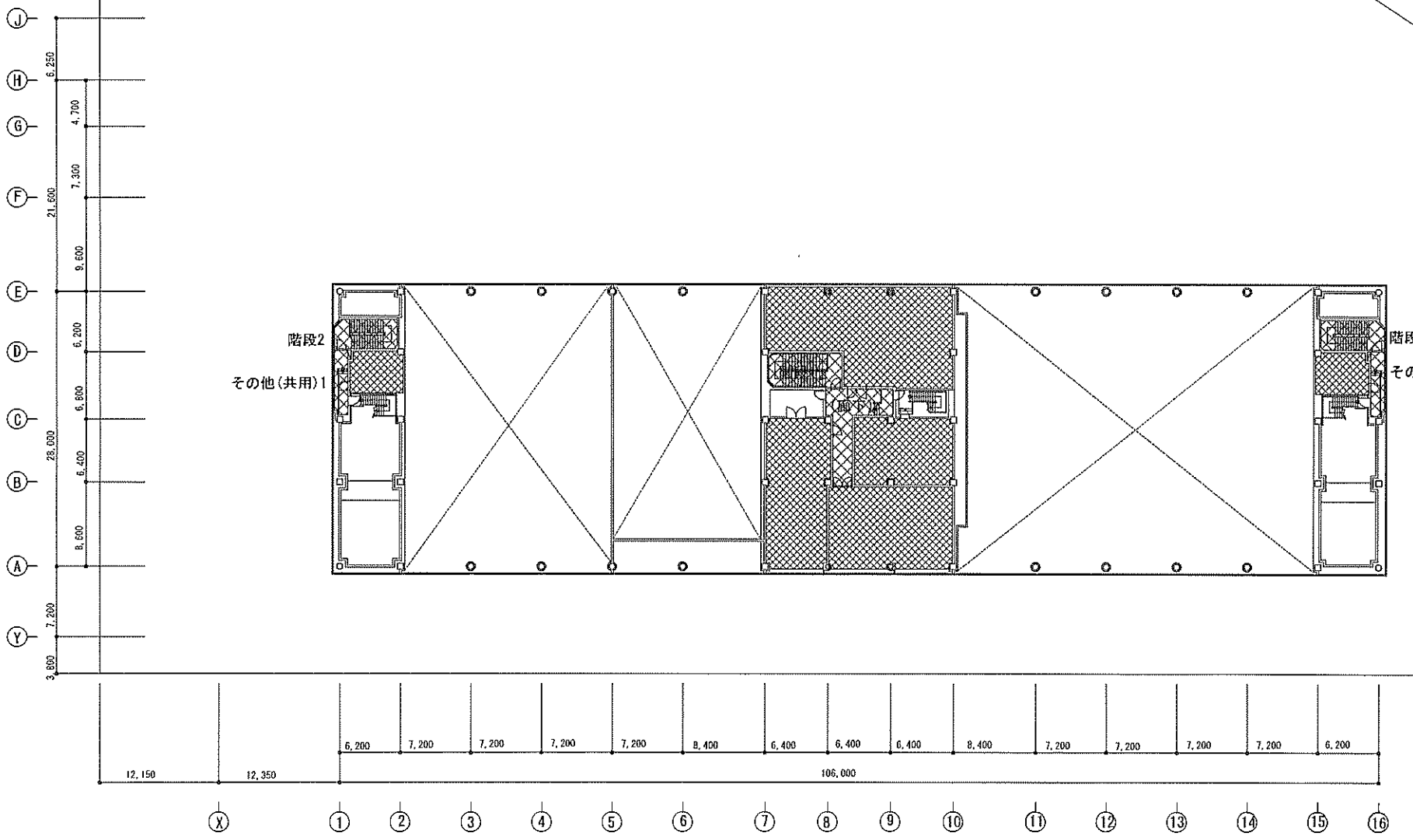
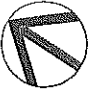


【凡例】			
	専用室 (日常のみ)		共用部 (日常のみ)
	専用室 (定例のみ)		共用部 (定例のみ)
	専用室 (日常及び定例)		共用部 (日常及び定例)
	未指定		未指定



備考・変更履歴等	

件名	東京港湾合同庁舎	日付	平成27年8月	図番	
図名	11F平面図	入力	A1 1/200	FILE	
分類	一般図	出力	A3 1/400	更新	
				製図	



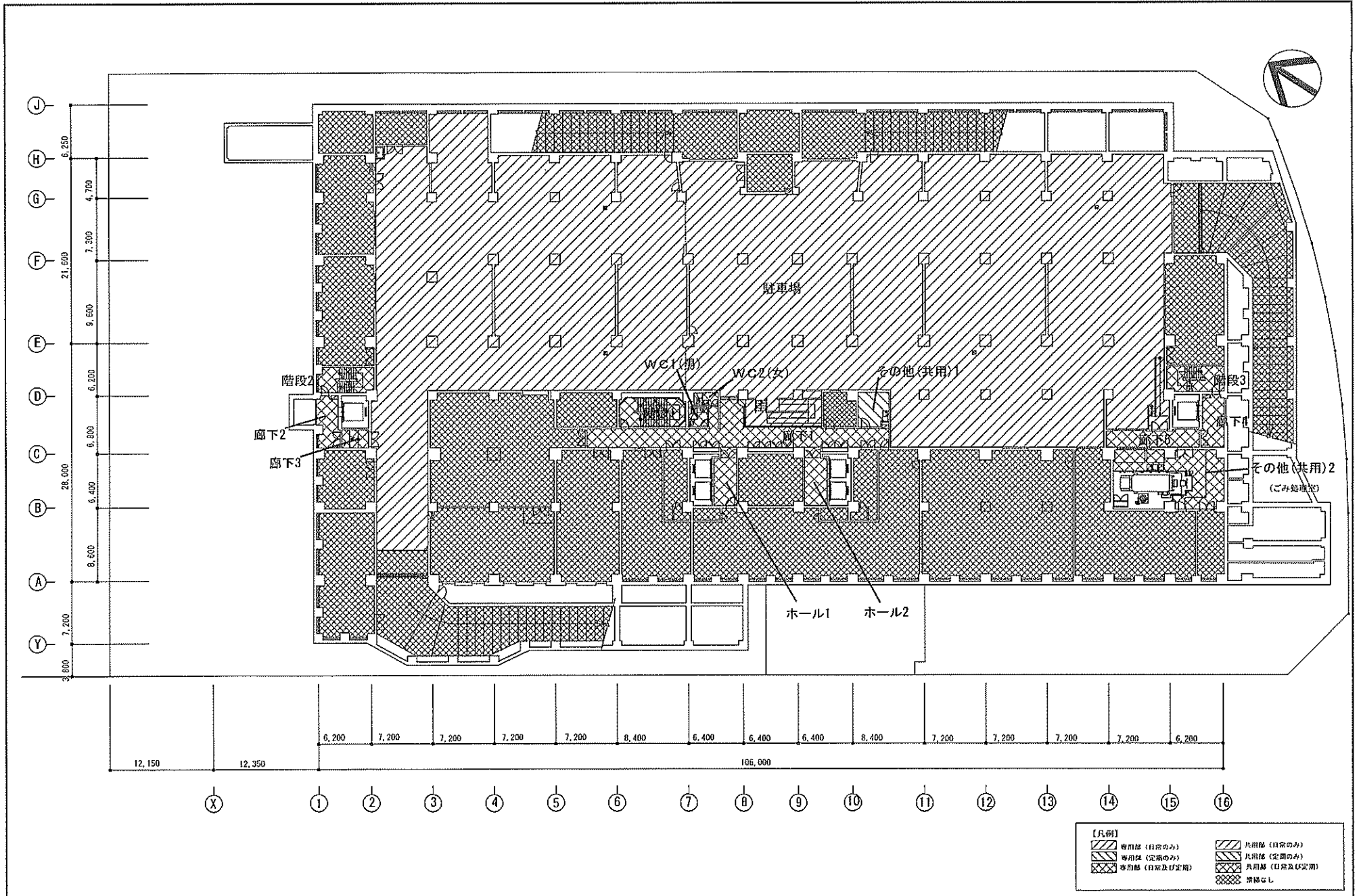
【凡例】	
	専用部 (自営のみ)
	専用部 (自営及び定期)
	共用部 (自営のみ)
	共用部 (自営及び定期)
	共用部 (定期のみ)
	共用部 (自営のみ)
	共用部 (自営及び定期)
	素構なし



備考・変更履歴等	

件名	東京港湾合同庁舎
図名	12F平面図
分類	一般図

日付	平成27年8月	図番	
縮尺	入力 A1 1/200	FILE	
	出力 A3 1/400	更新	
		製図	

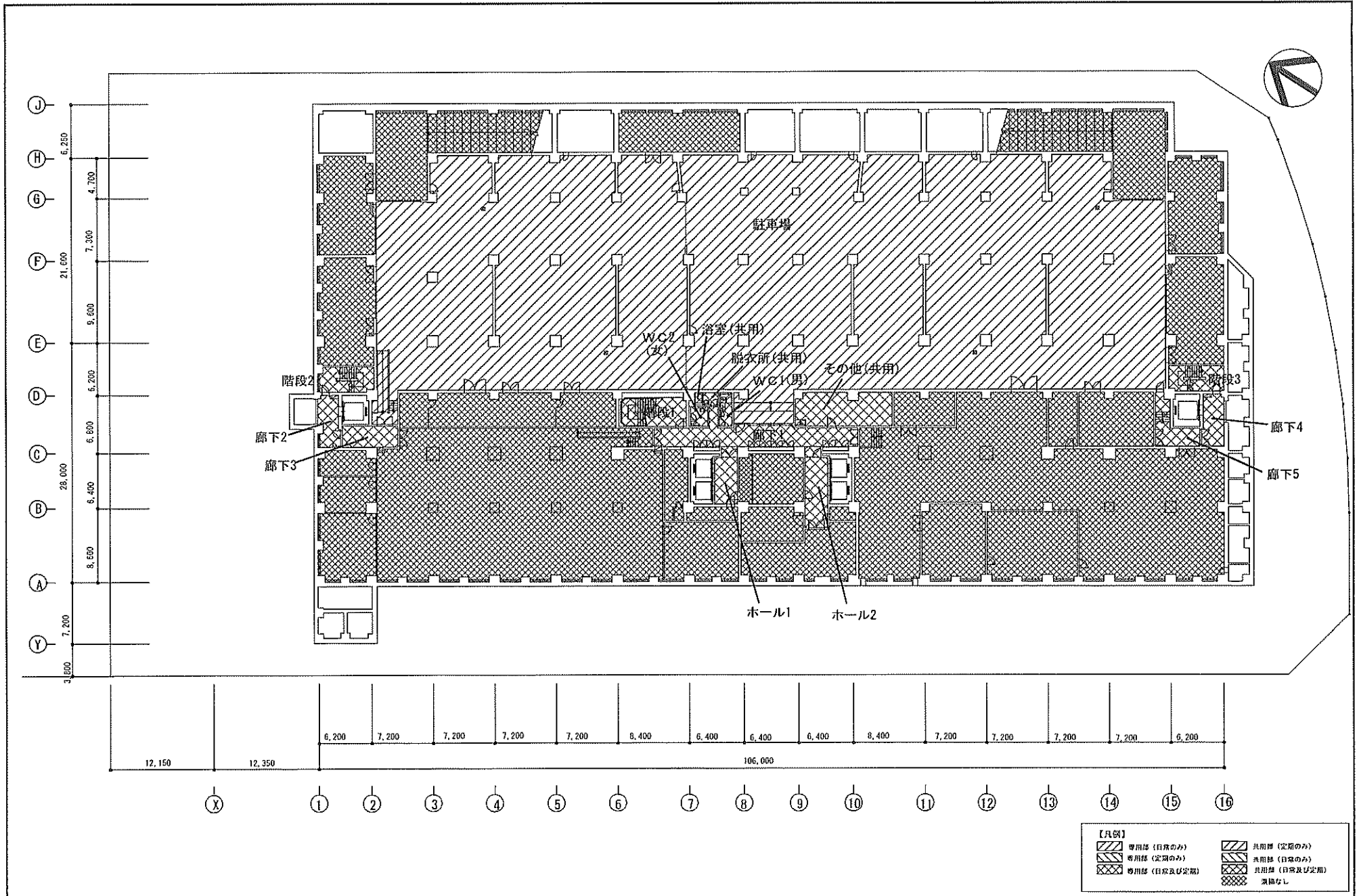


【凡例】

	専用部 (日常のみ)		共用部 (日常のみ)
	専用部 (定常のみ)		共用部 (定常のみ)
	専用部 (日常及び定常)		共用部 (日常及び定常)
			凍結なし

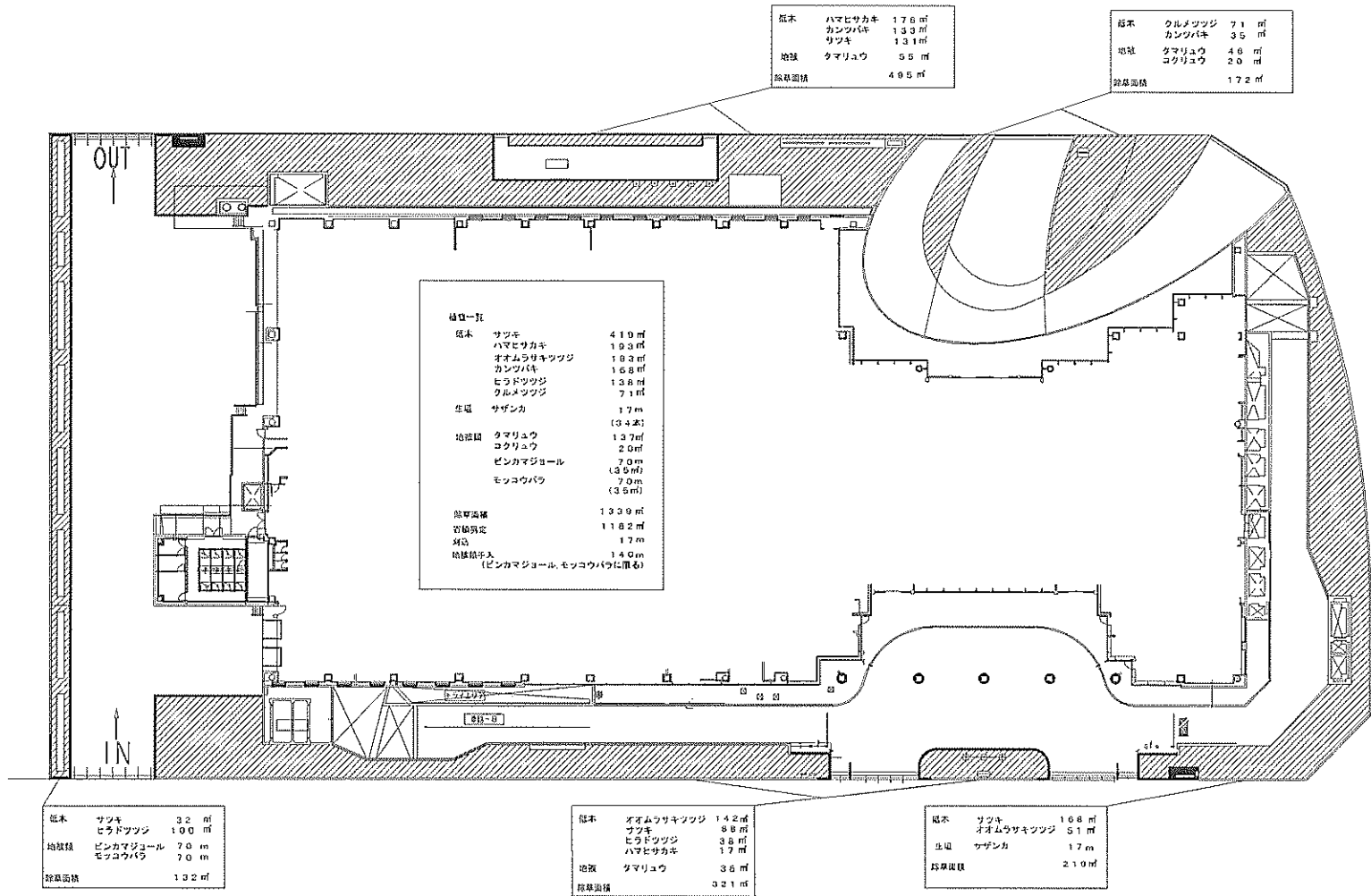


備考・変更履歴等	件名	東京港湾合同庁舎	日付	平成27年8月	図番	
	図名	B1F平面図	縮尺	入力 A1 1/200	FILE	
	分類	一般図		出力 A3 1/400	更新	
					封固	

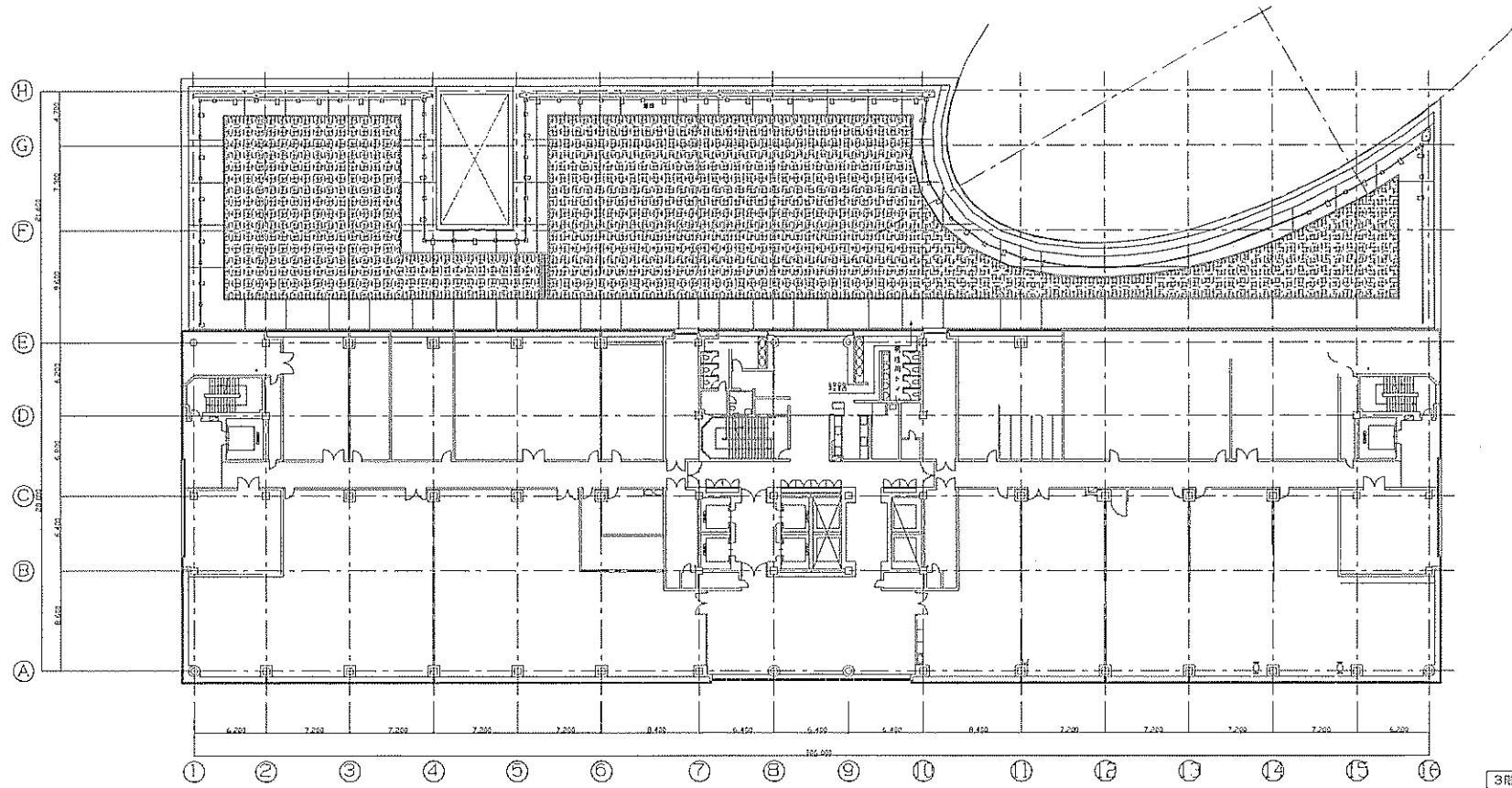


【凡例】			
	専用部 (自費のみ)		共用部 (定額のみ)
	専用部 (定額のみ)		共用部 (自費のみ)
	専用部 (自費及び定額)		共用部 (自費及び定額)
			測図なし

東京税関 総務部会計課	備考・変更履歴等	備考 変更 履歴等	姓名 東京港湾合同庁舎 図名 B2F平面図 分類 一般図	日付 平成27年8月 図番 入力 A1 1/200 FILE 出力 A3 1/400 更新 製図
----------------	----------	-----------------	------------------------------------	--

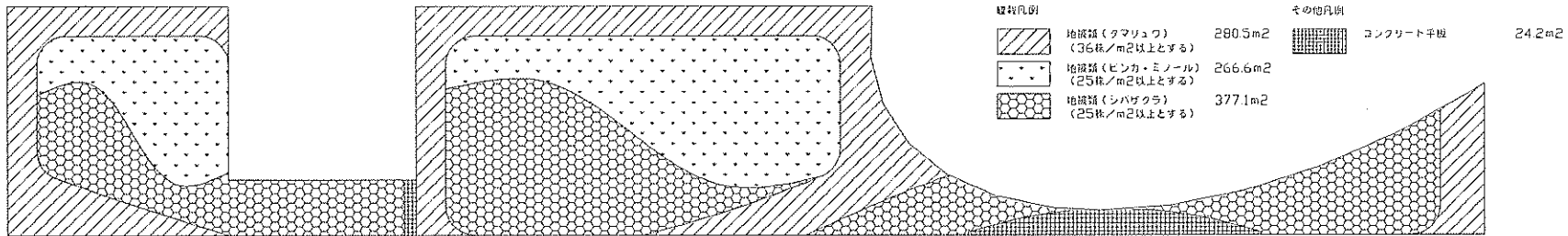


工事名称	豊島区立総合庁舎	棟数	1/500	年度	平成 年 月 日
図師名称	新築管理	図尺		作成	
設計	東京組閣総務部会計課	課長		副課長	
		係長		製図	
				写図	

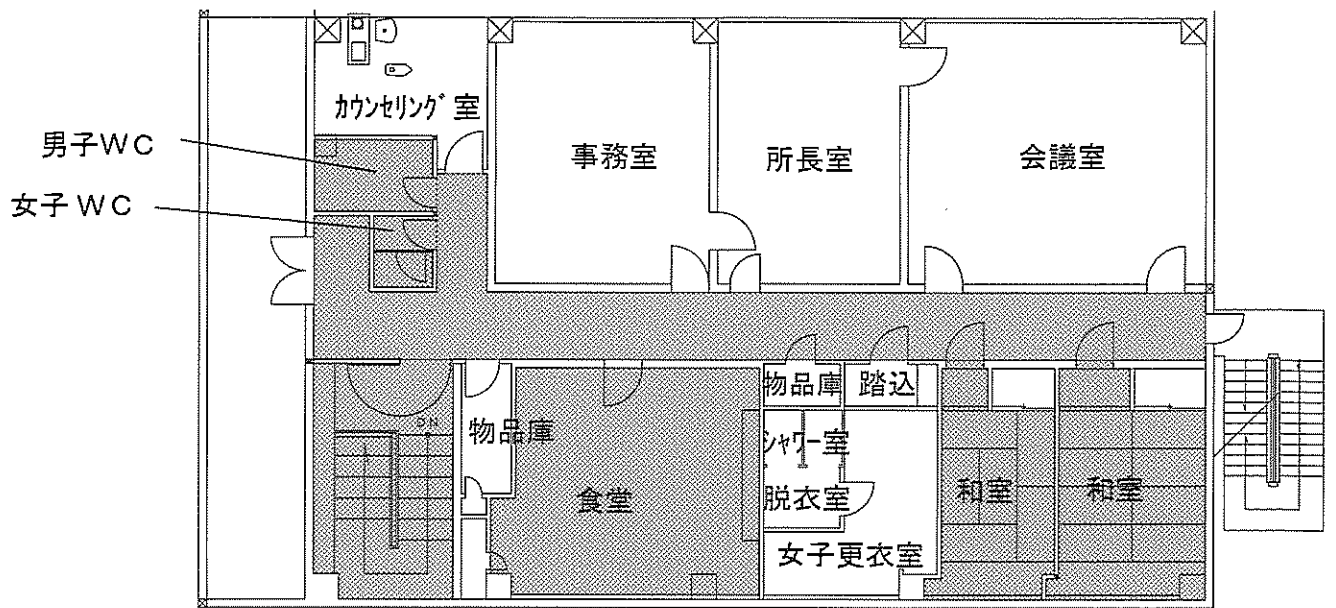


3階平面図

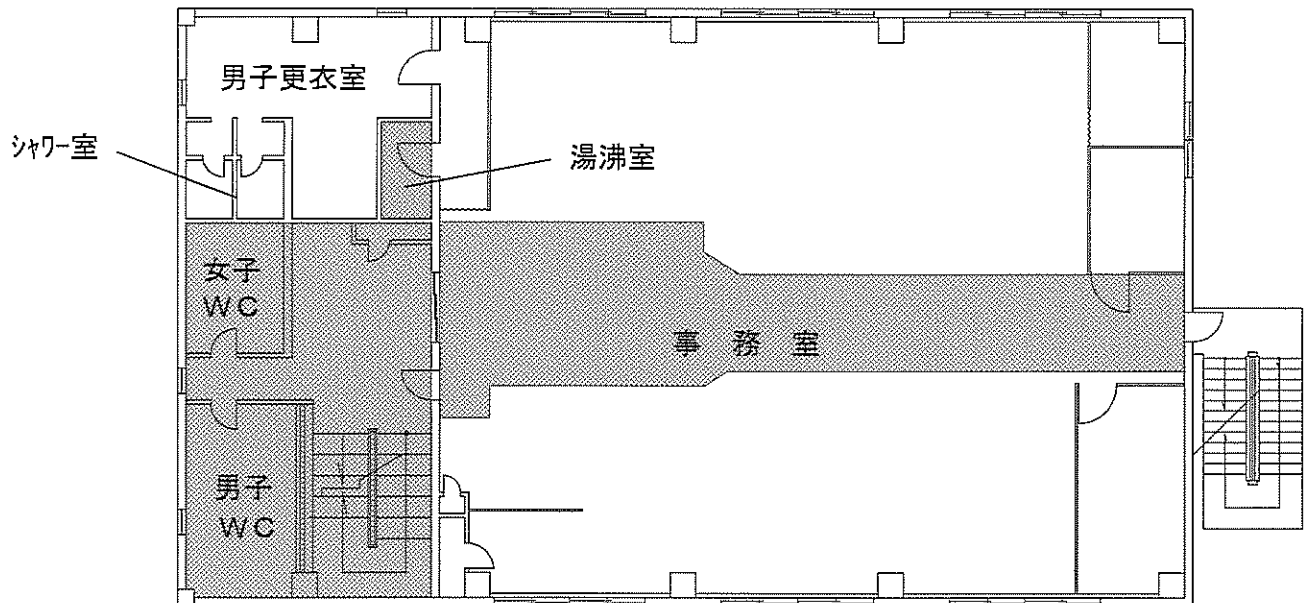
植栽レイアウト図



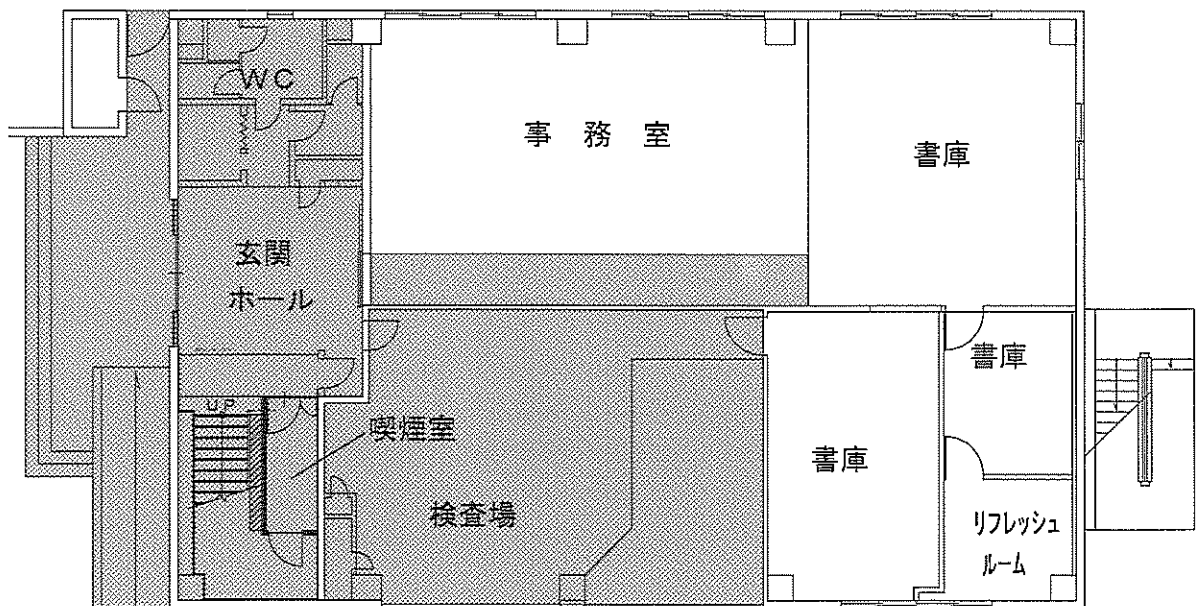
工事名称	東京港湾合同庁舎	冊数	2/2
図面名称	植栽管理図	縮尺	1/400
設計	東京港湾総務部会課課	課長	植生
		係長	製図
			写図



芝浦出張所 3階平面図

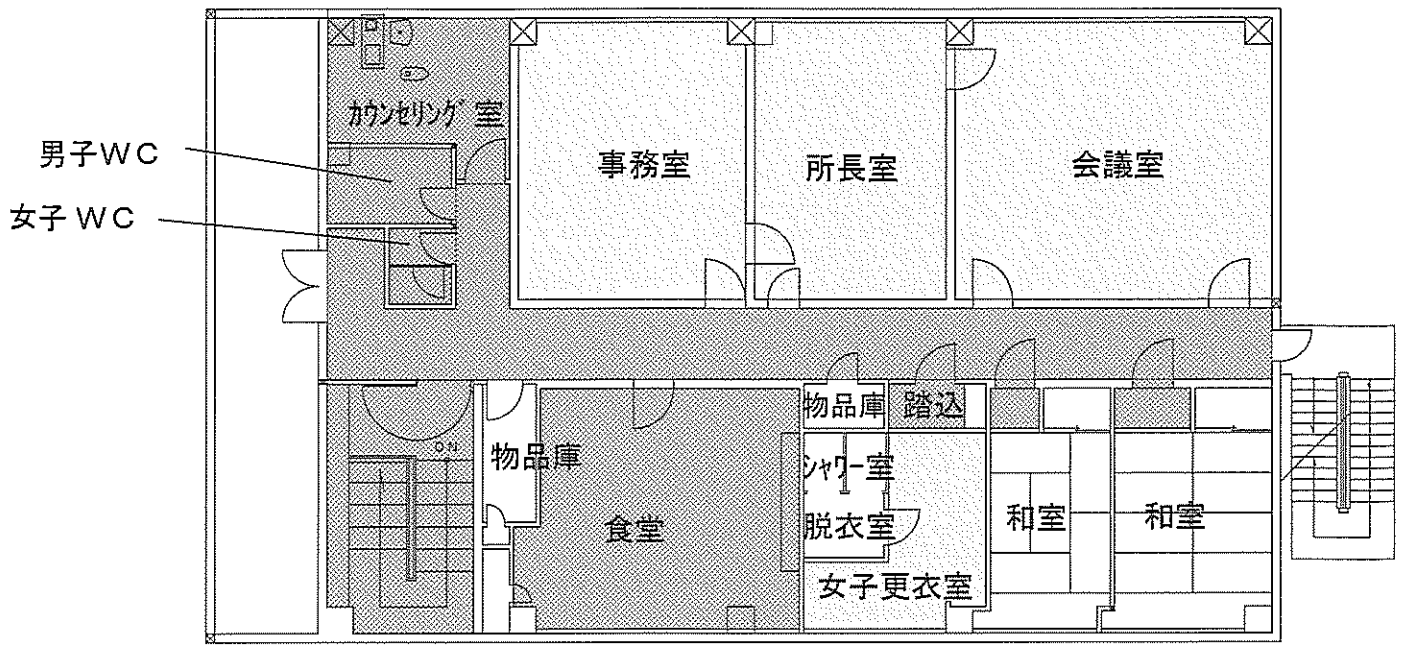


芝浦出張所 2階平面図

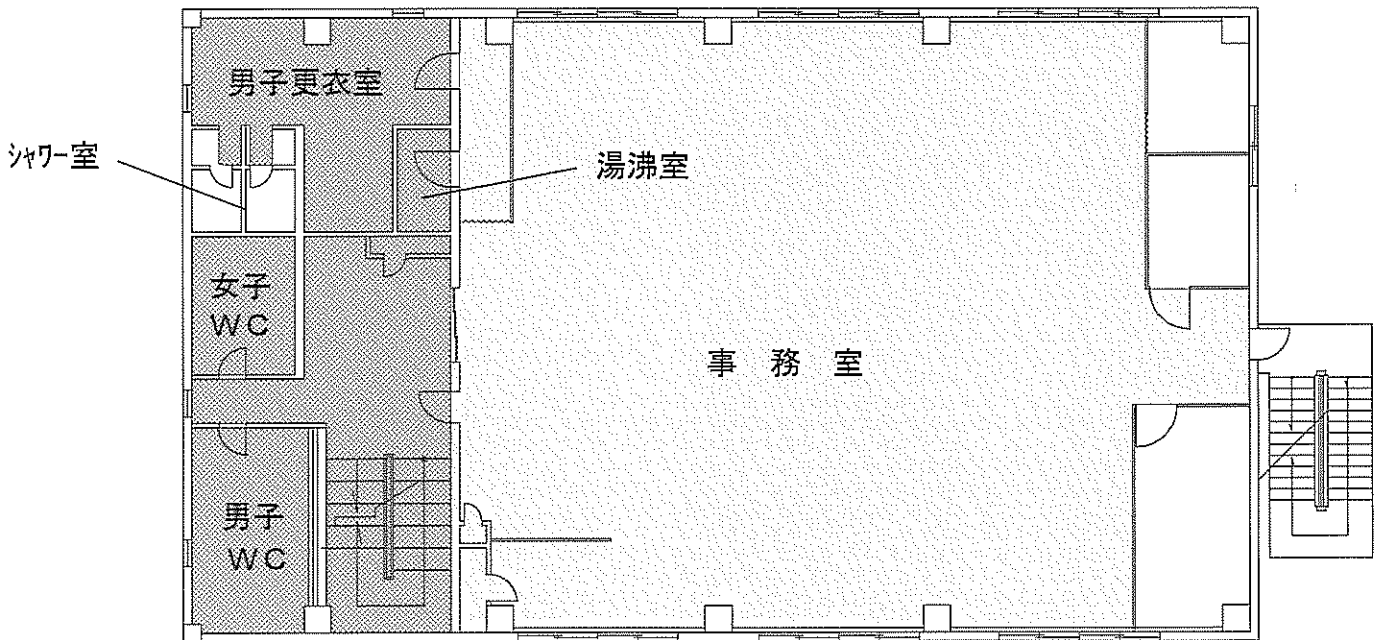


芝浦出張所 1階平面図

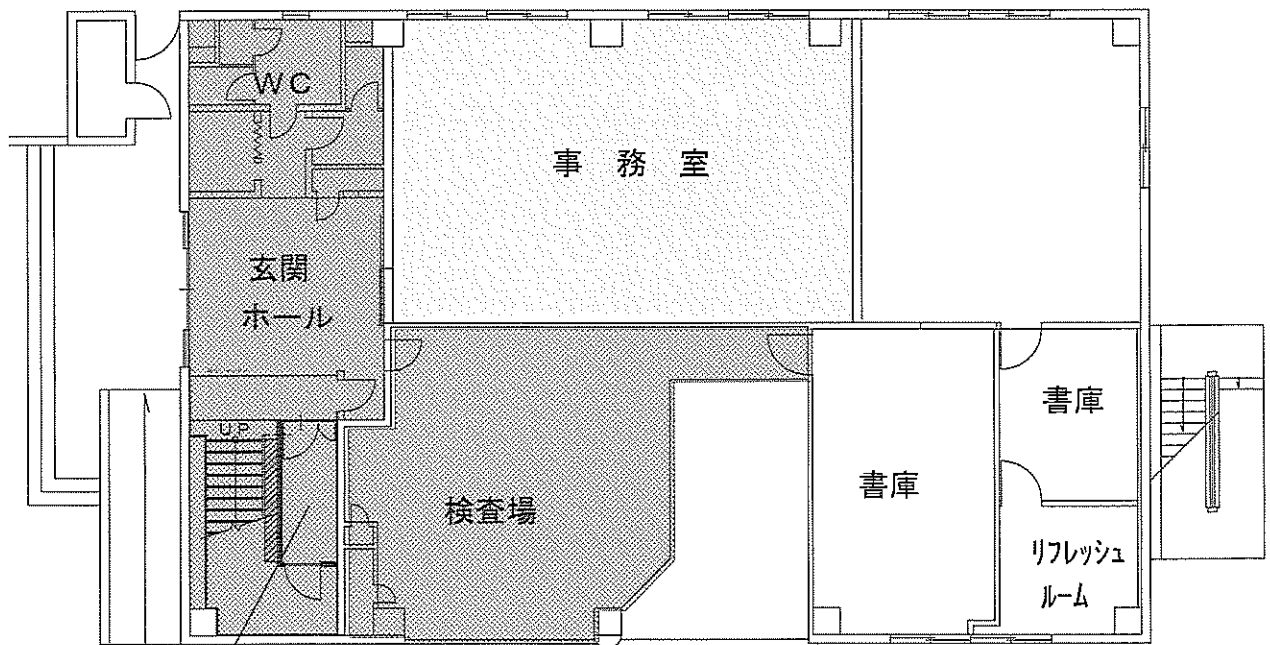
■ 日常清掃



芝浦出張所 3階平面図



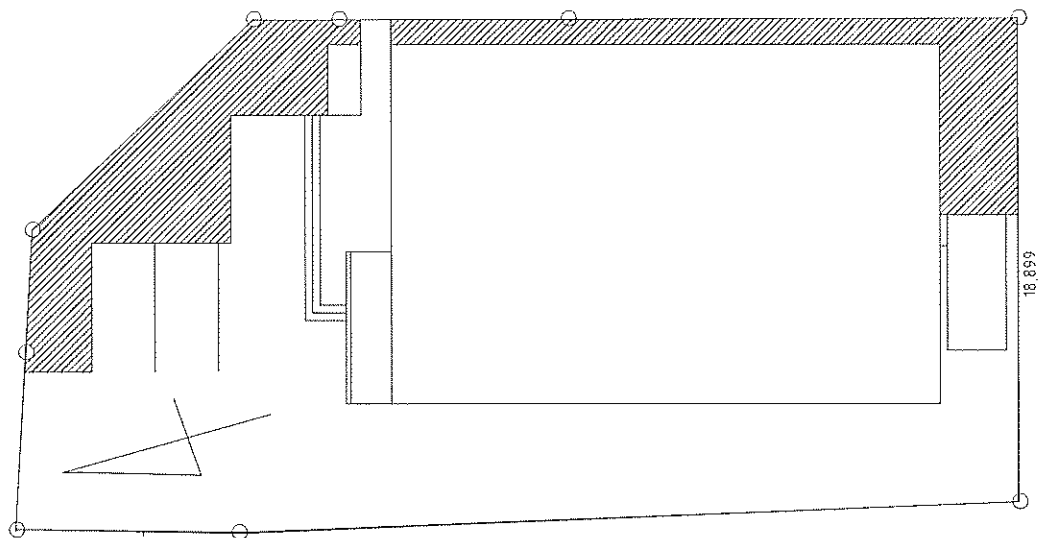
芝浦出張所 2階平面図



喫煙室

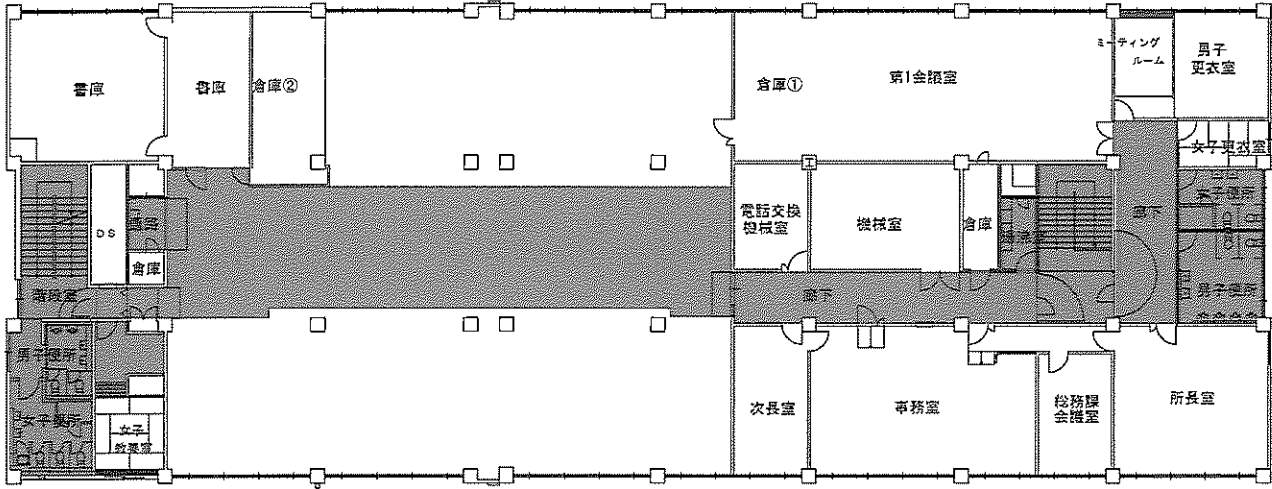
芝浦出張所 1階平面図

定期清掃A
 定期清掃B

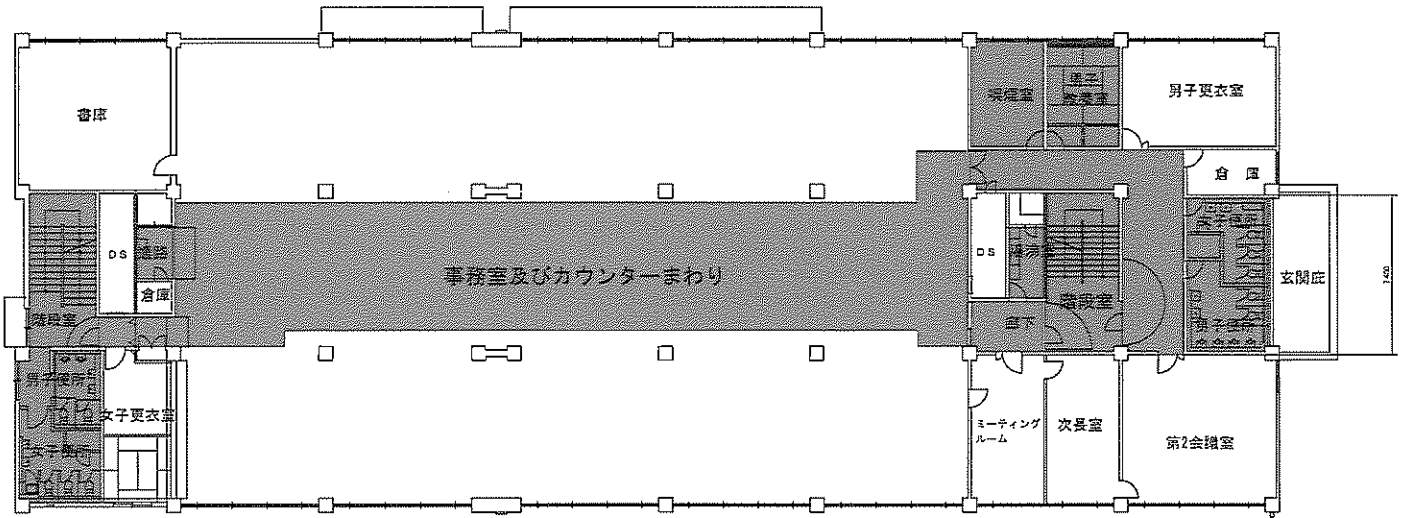


■ 植栽一覧表		H	W	C	支柱	本数
□高木	・マテバシイ	3.0	1.0	0.2	二脚鳥居	5本
	・ヤマモモ	3.0	1.0	0.2	二脚鳥居	4本
□中木	・サザンカ類	2.5	0.6			21本
□低木	・ツツジ類	1.0				密植
□面積	寄植剪定					104.11㎡
	除草面積					104.11㎡

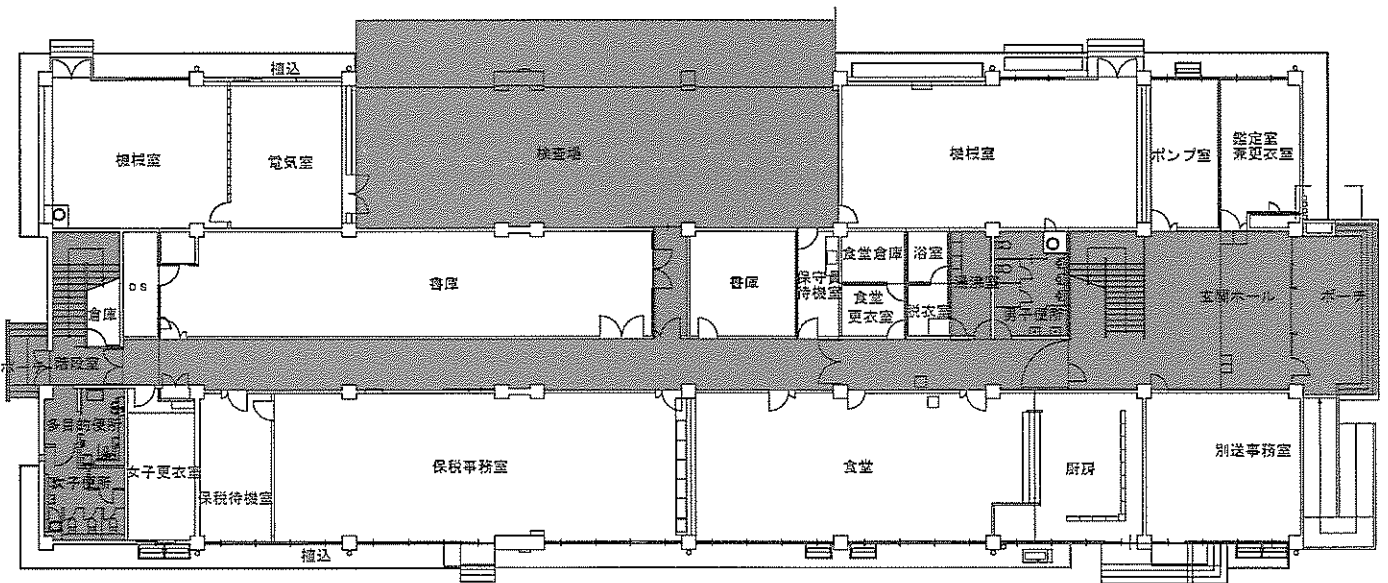
図面名称	芝浜出張所植栽図	縮尺	1/200	第 1 / 1 図	平成 年 月 日
設	東京理科大学設計課	課長	橋本	係長	製図
計					写図



大井出張所 3階平面図1/200

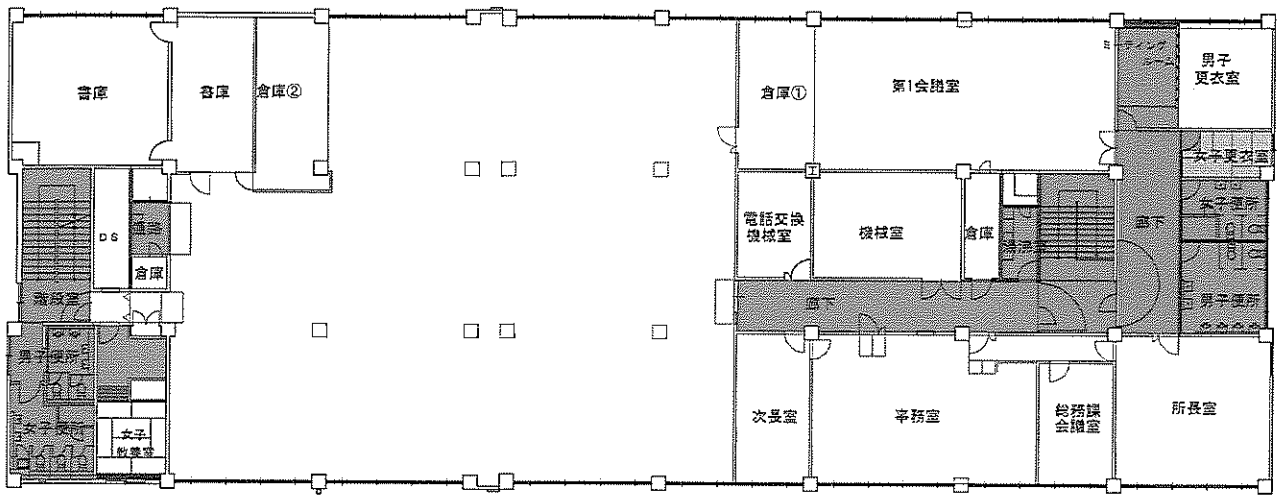


大井出張所 2階平面図1/200

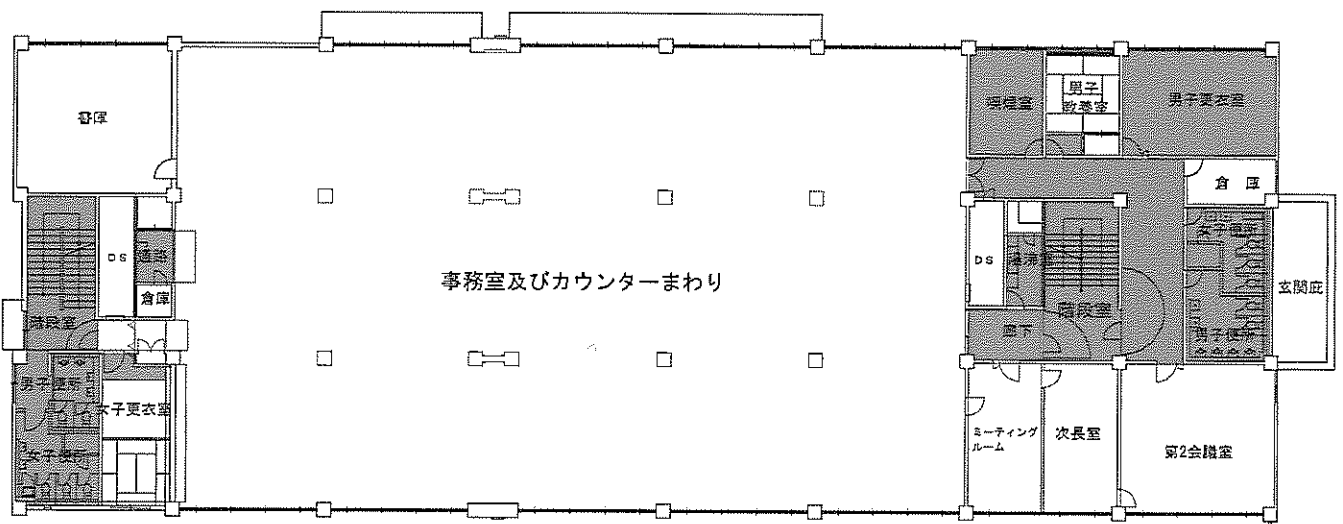


大井出張所 1階平面図1/200

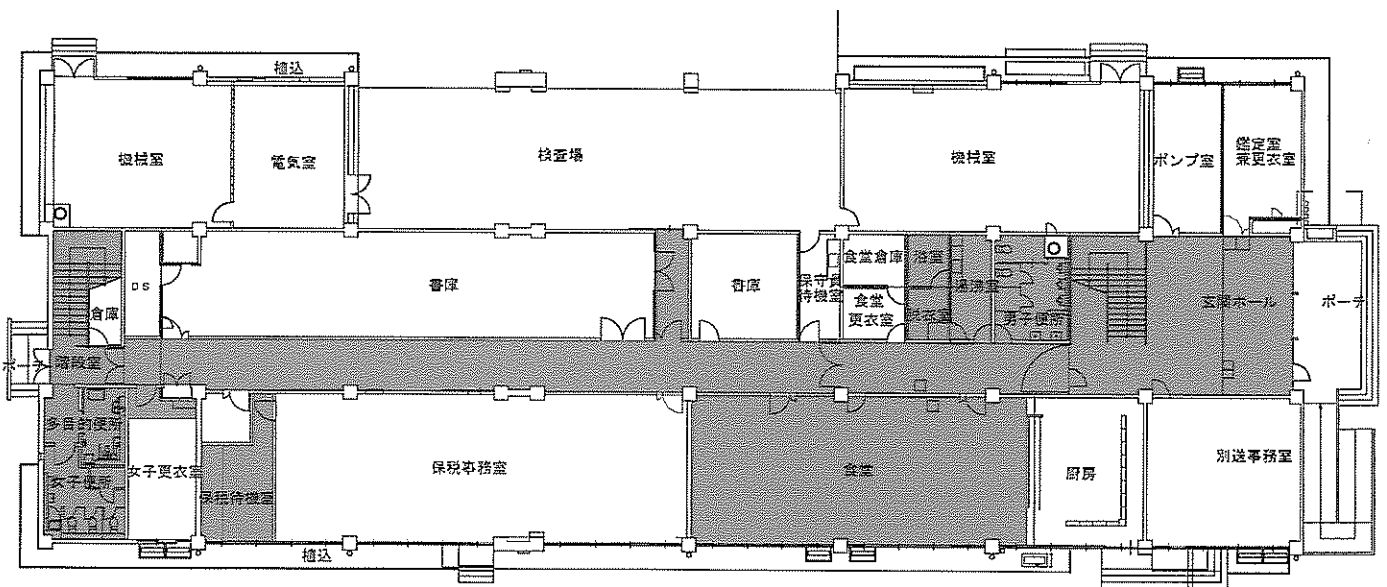
■ 日常清掃



大井出張所 3階平面図1/200

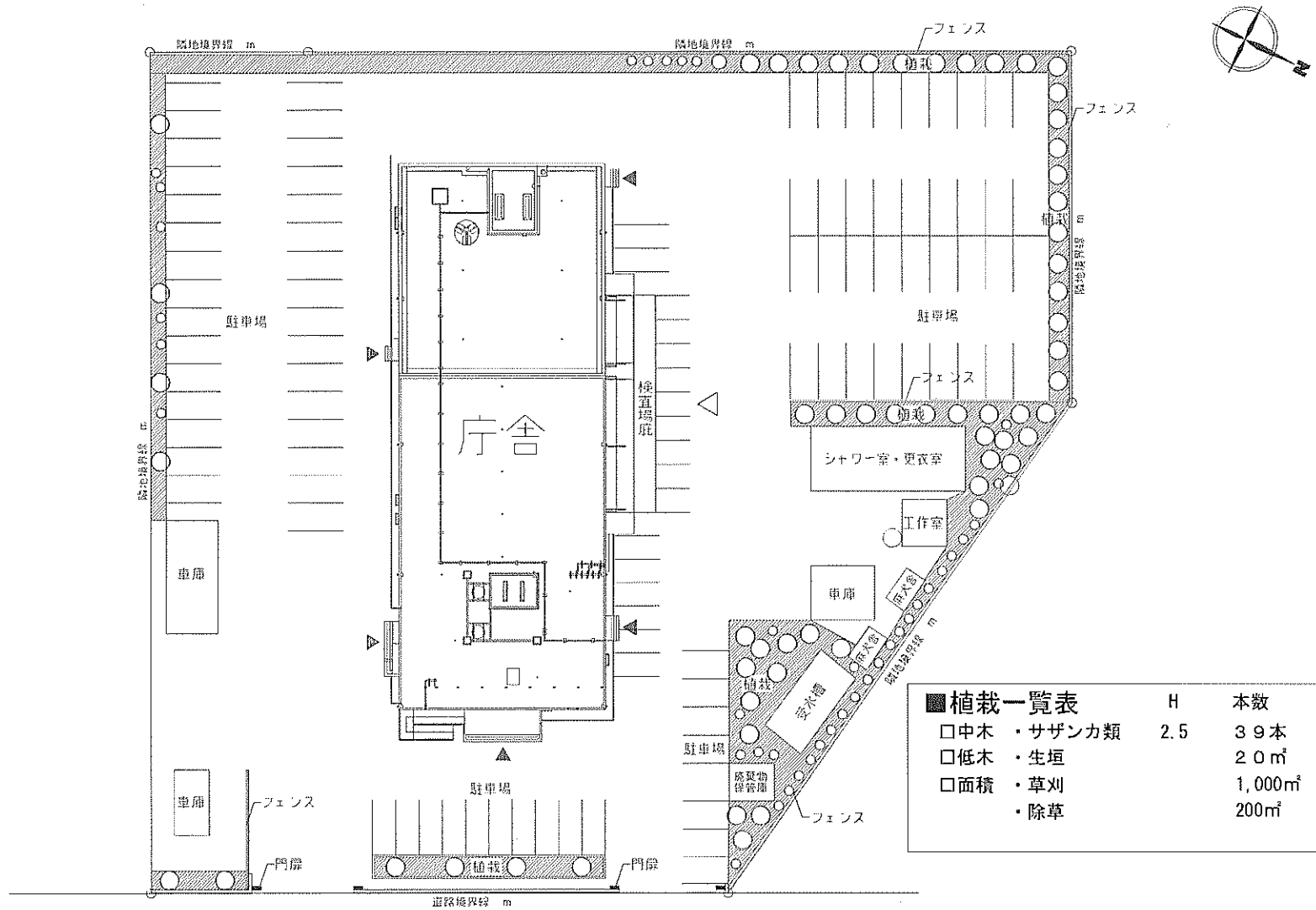


大井出張所 2階平面図1/200



大井出張所 1階平面図1/200

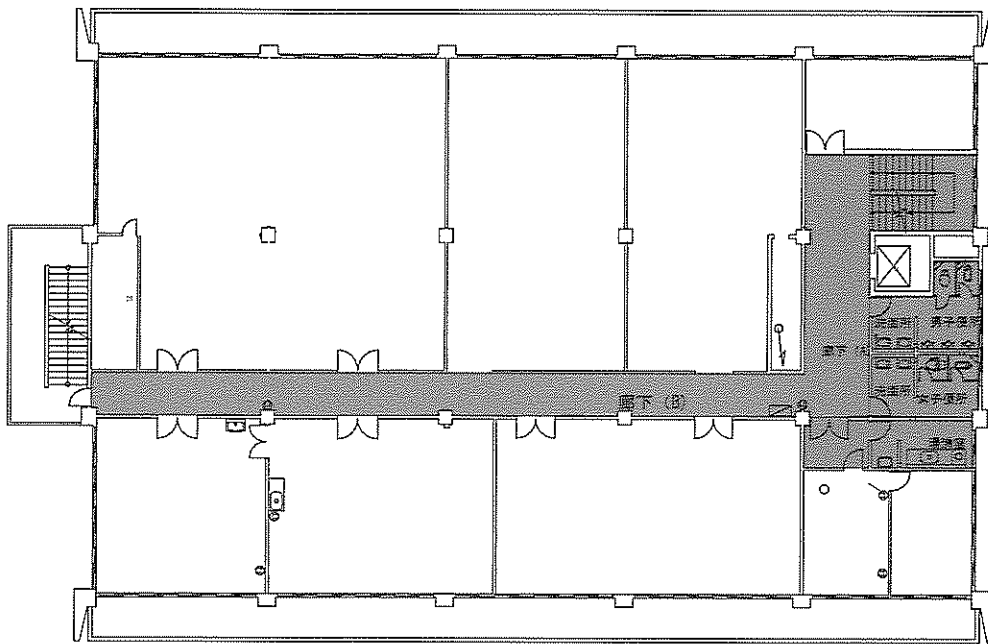
- 定期清掃A
- 定期清掃B
- 定期清掃C



■ 植栽一覧表

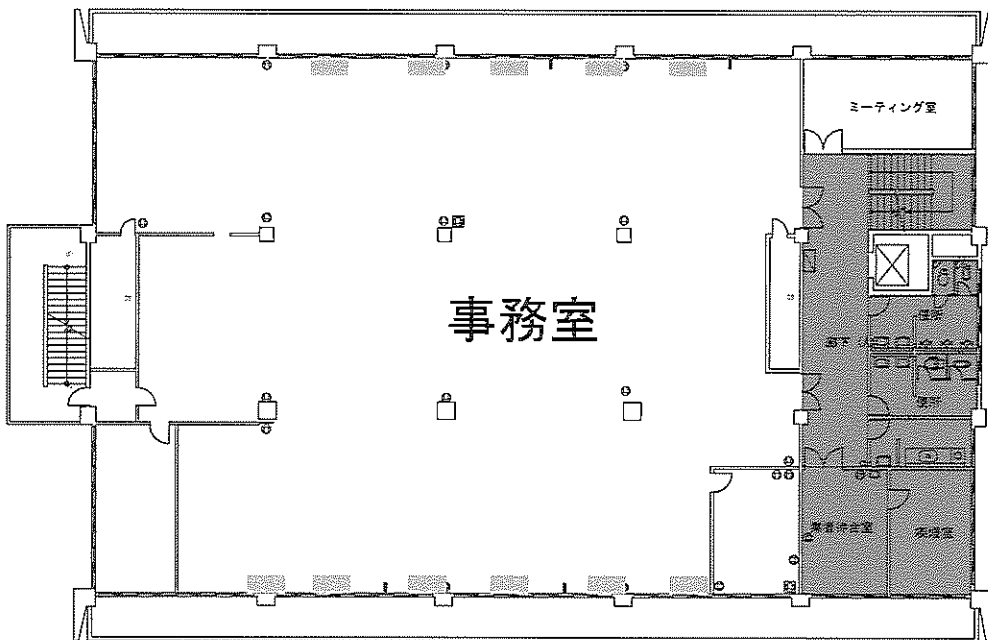
	H	本数
□中木 ・ サザンカ類	2.5	39本
□低木 ・ 生垣		20m
□面積 ・ 草刈		1,000m ²
		200m ²
		除草

工事名称	大井田事務所建築計画	縮尺	1/130	年月日	平成 年 月 日
図面名称	敷地面積図	製図	植栽	経路	製図 写図
製図					
計					



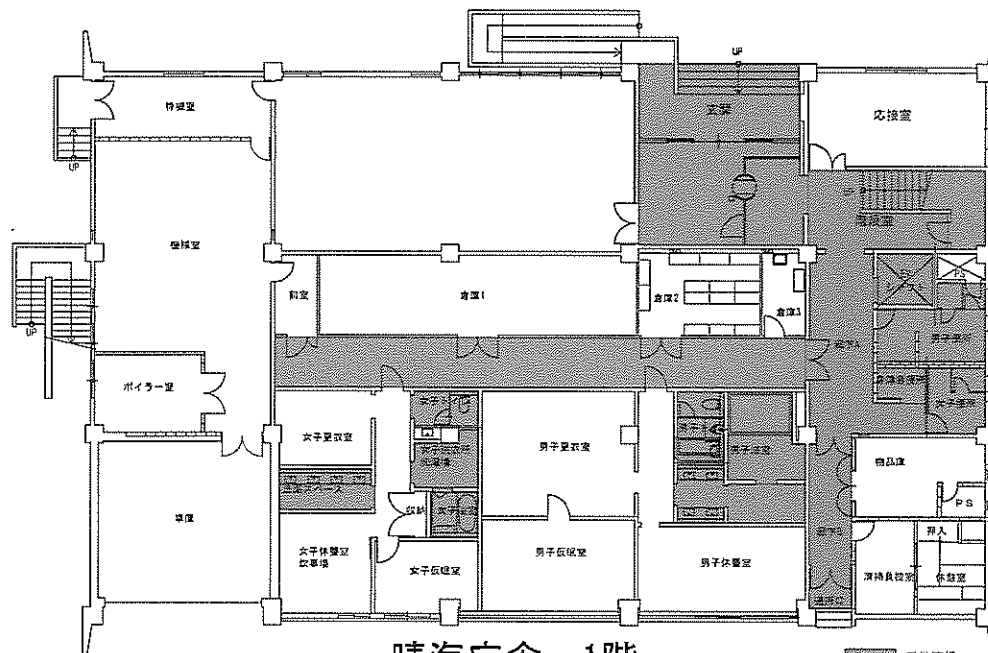
晴海庁舎 3階

■ 日常清掃



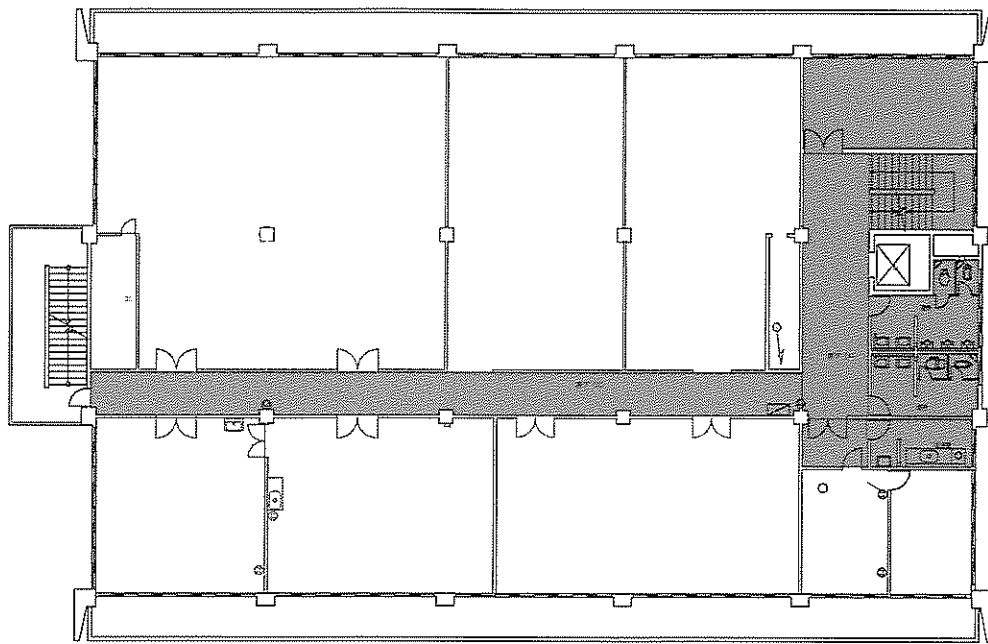
晴海庁舎 2階

■ 日常清掃



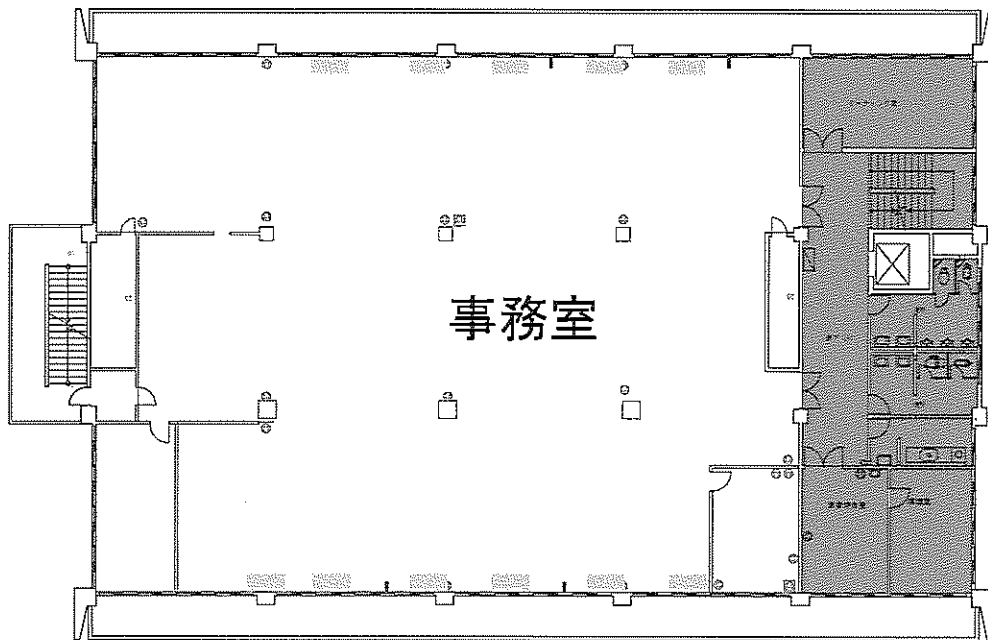
晴海庁舎 1階

■ 日常清掃



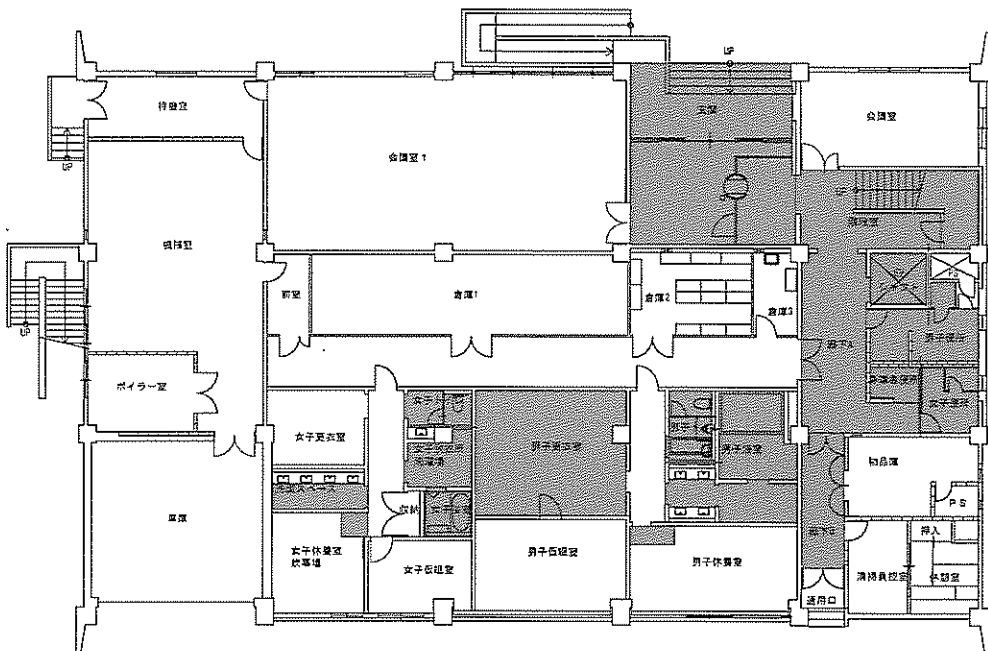
晴海庁舎 3階

定期清掃A 定期清掃B



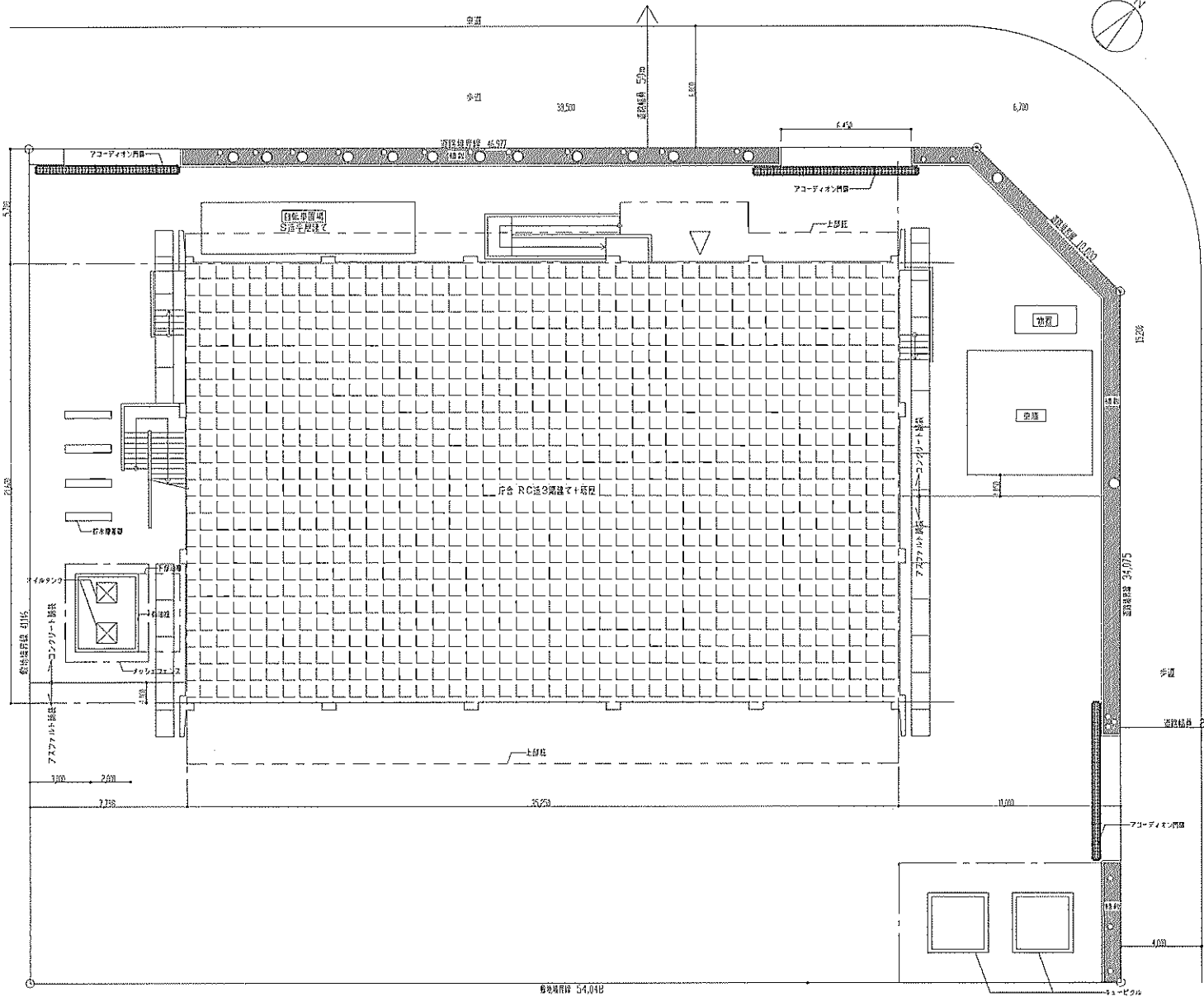
晴海庁舎 2階

定期清掃A 定期清掃B



晴海庁舎 1階

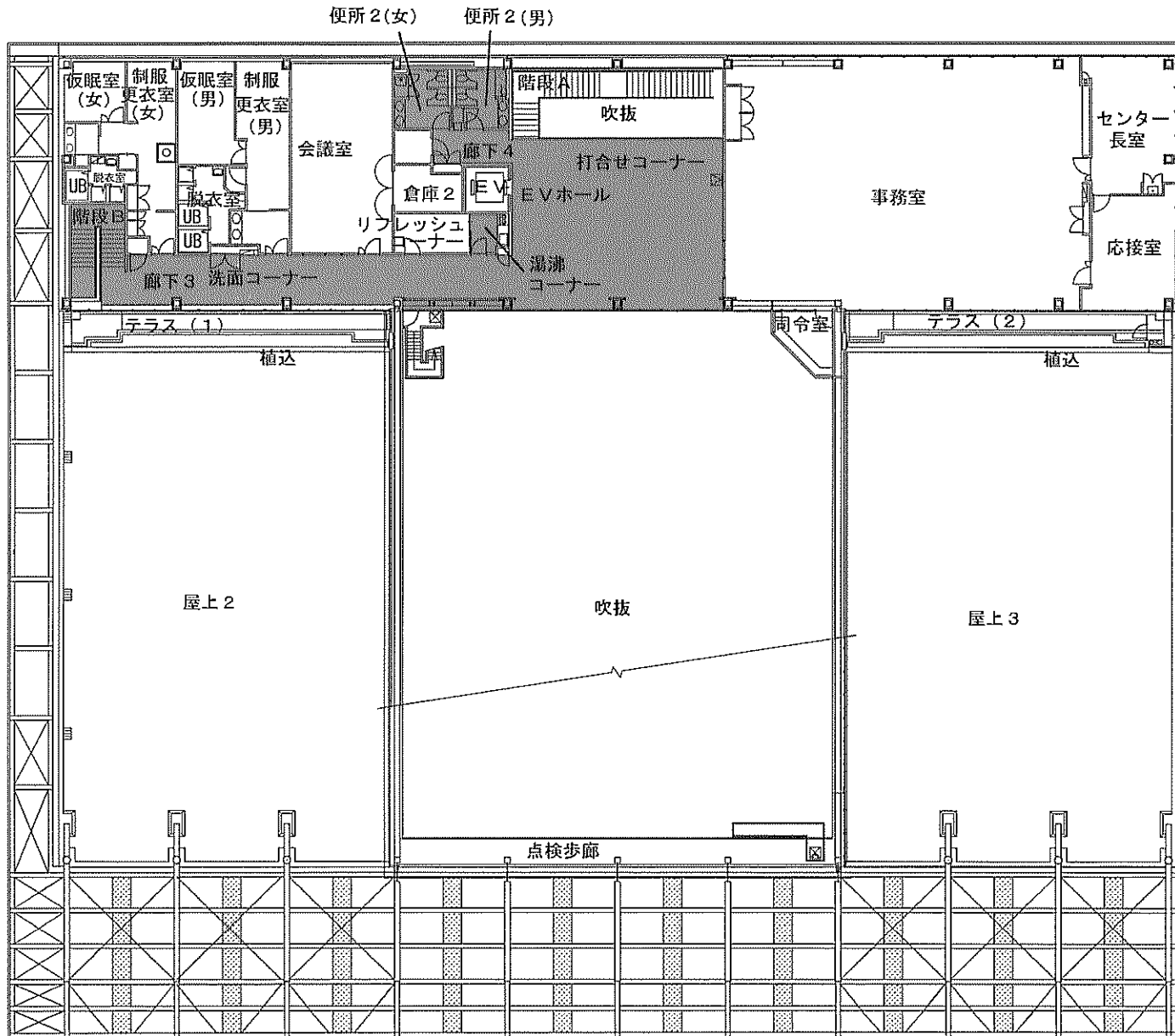
定期清掃A 定期清掃B



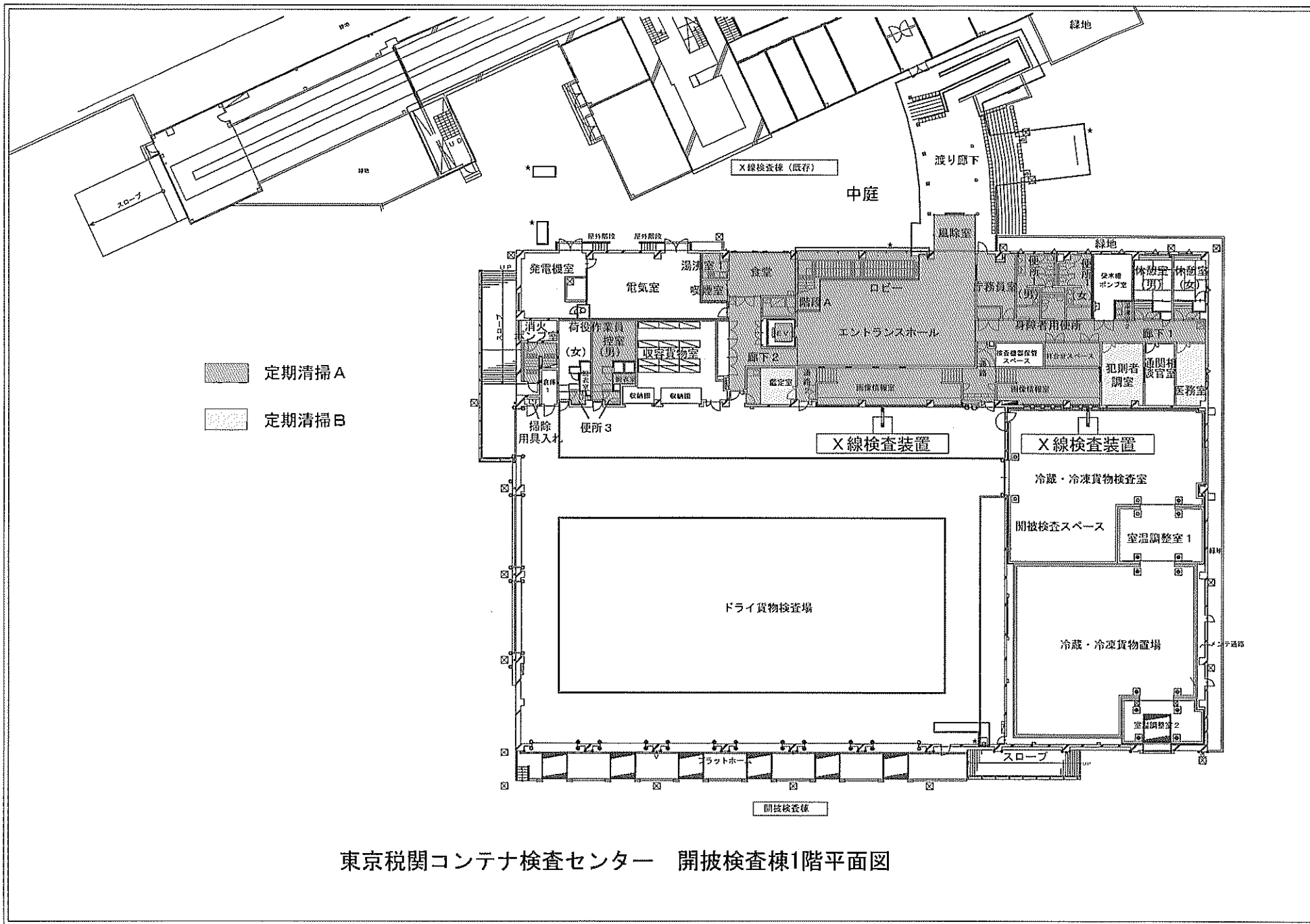
園植栽一覧表

	H	本数
□中木	・サザンカ類	2.5 9本
□低木	・サツキ類	1.0 2本
□低木	・生垣	46㎡
□面積	・草刈	30㎡
	・除草	60㎡

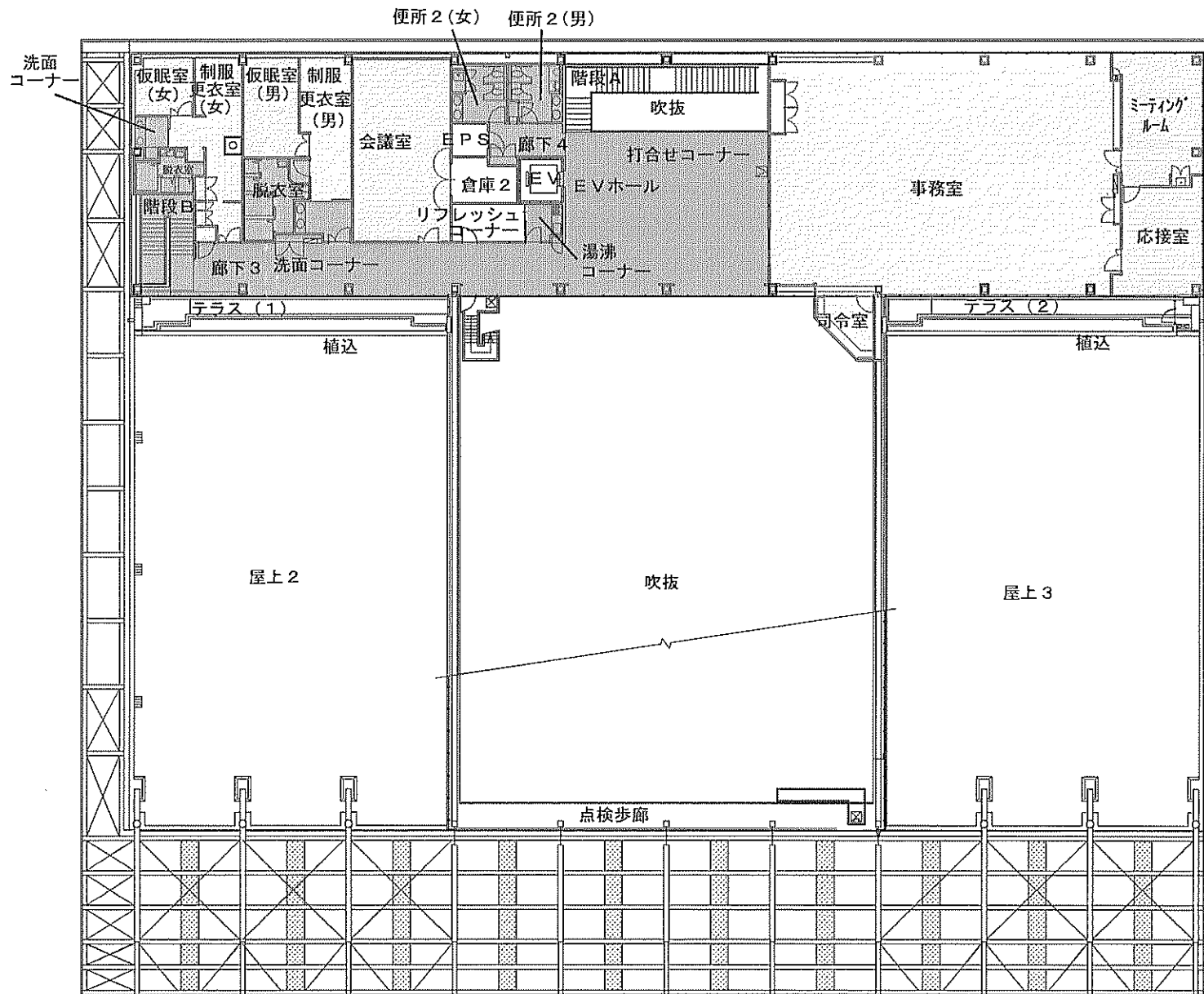
工事名称	種陽庁舎緑地整備工	縮尺	1/200	平成	年	月	日
図面名称	東京植物園緑務部設計課	課長	補佐	係長	製図	写図	
設計							



東京税関コンテナ検査センター 開披検査棟2階平面図 日常清掃



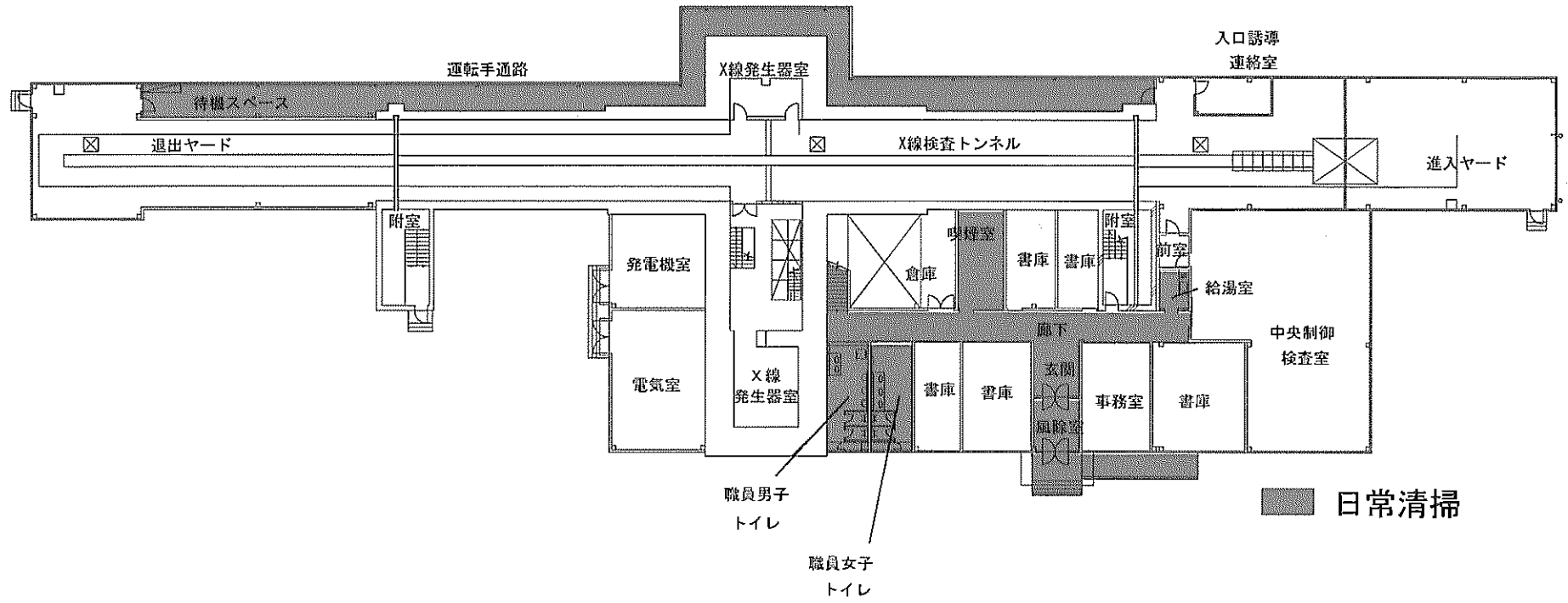
東京税関コンテナ検査センター 開披検査棟1階平面図



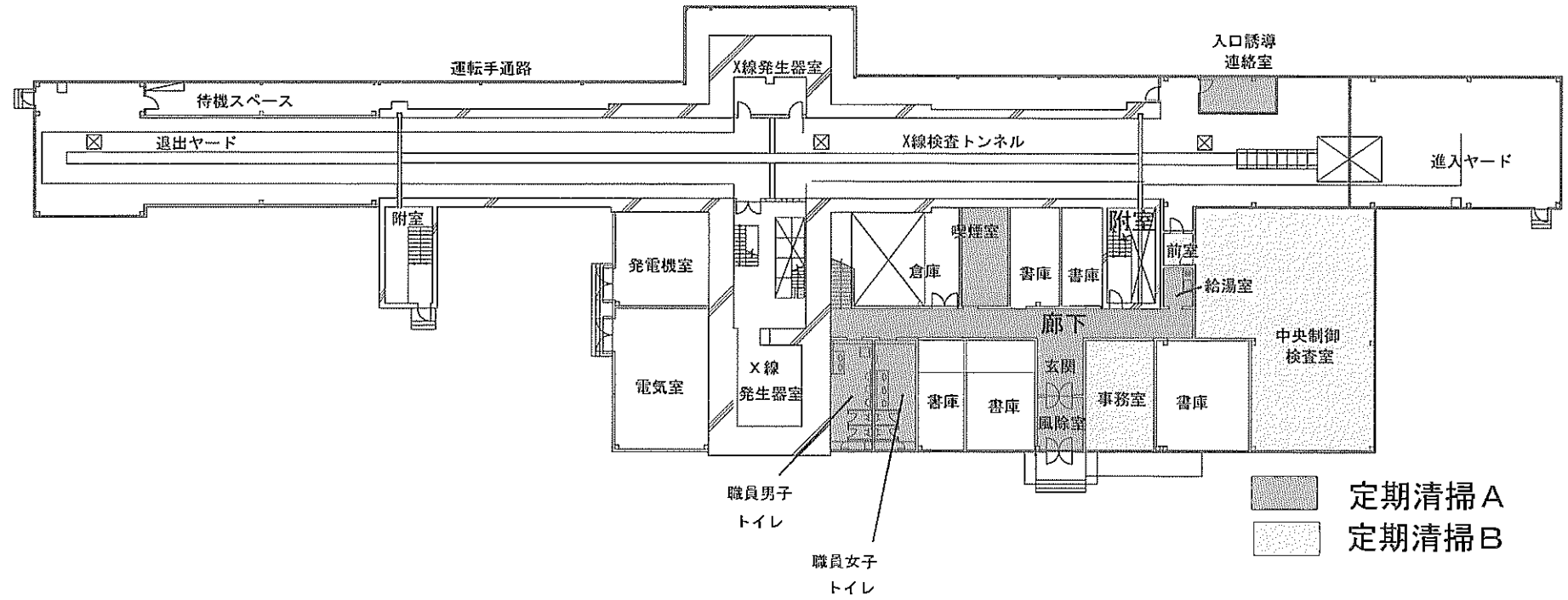
東京税関コンテナ検査センター 開披検査棟2階平面図

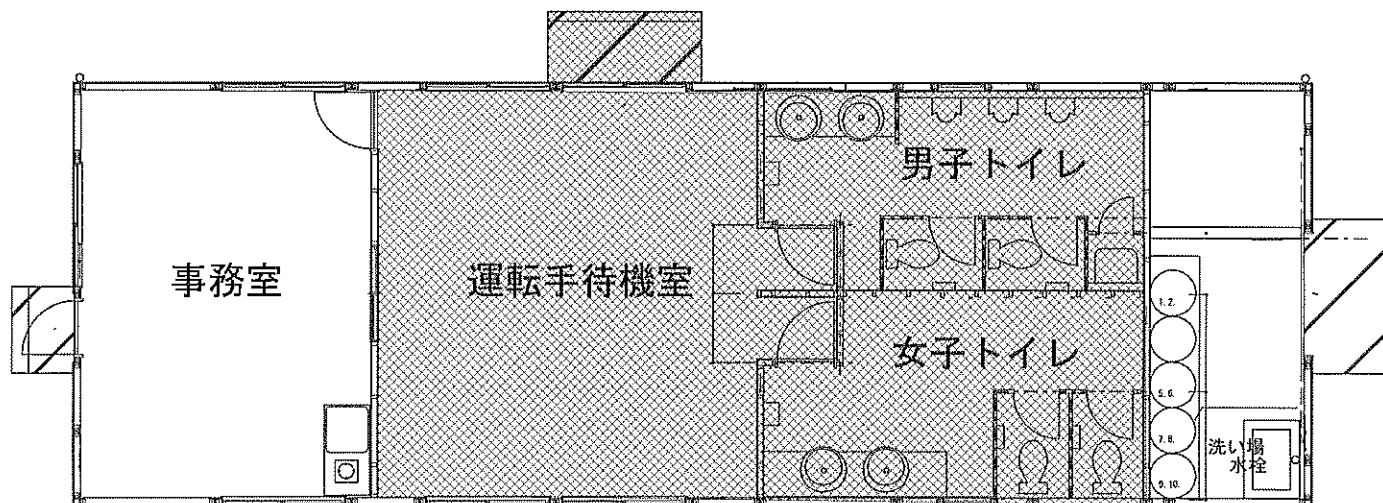
定期清掃A
 定期清掃B

東京税関コンテナ検査センター X線検査棟



東京税関コンテナ検査センター X線検査棟

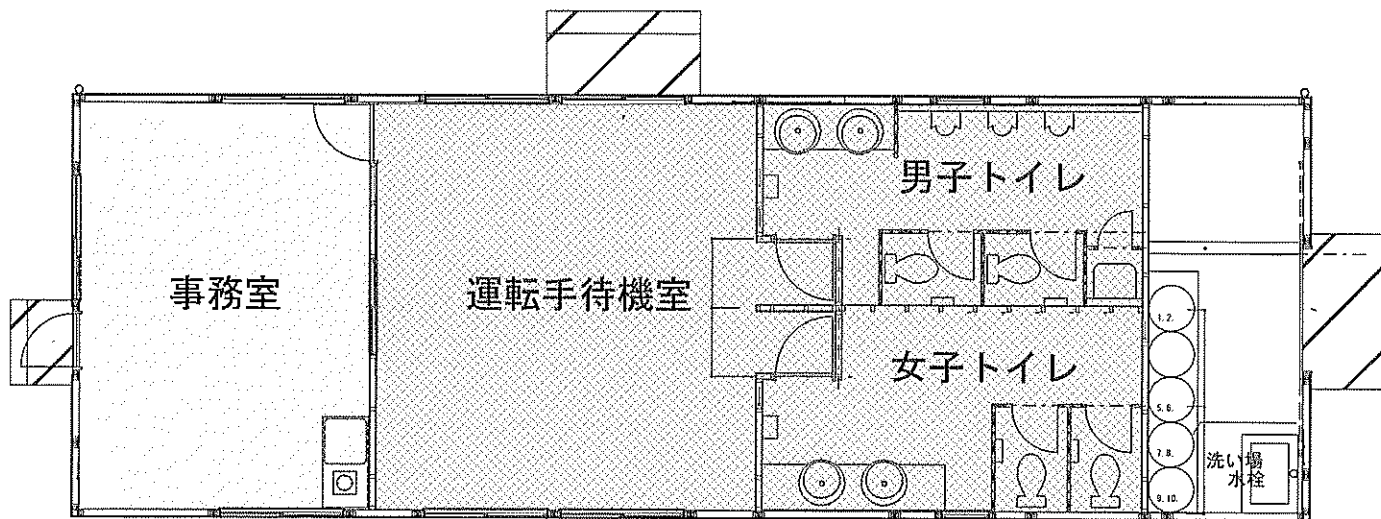






東京税関コンテナ検査センター 出口誘導棟平面図

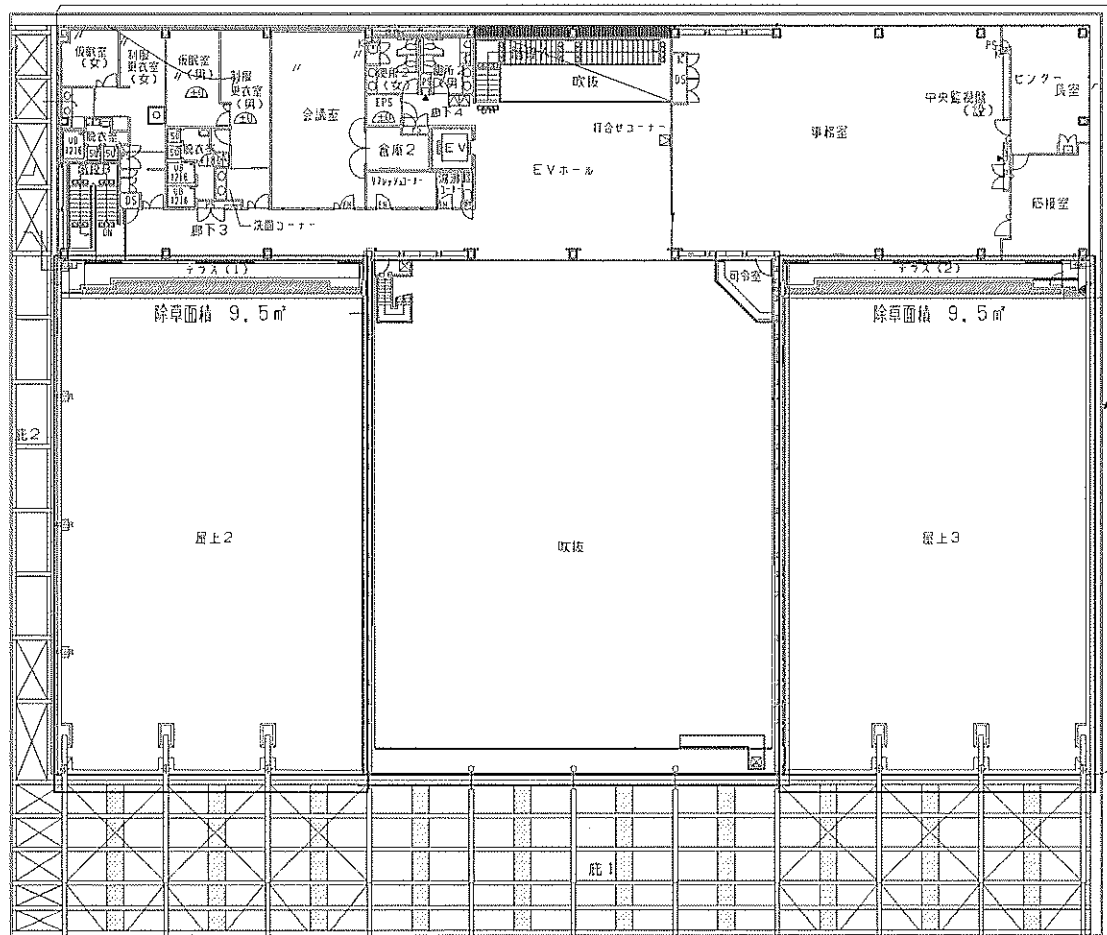


日常清掃

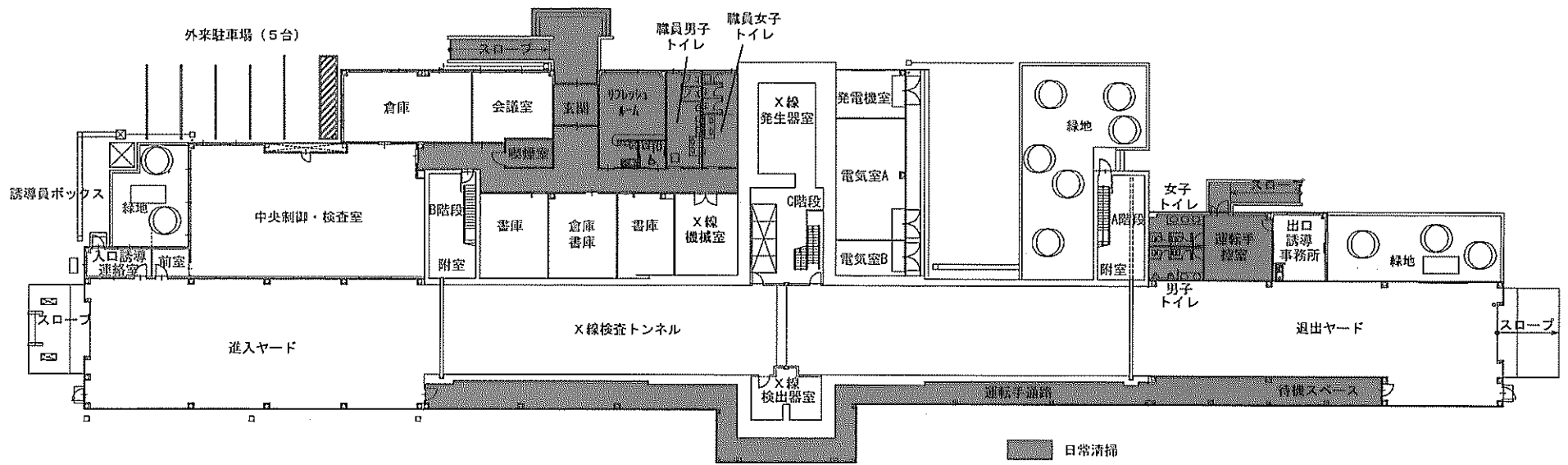


東京税関コンテナ検査センター 出口誘導棟平面図

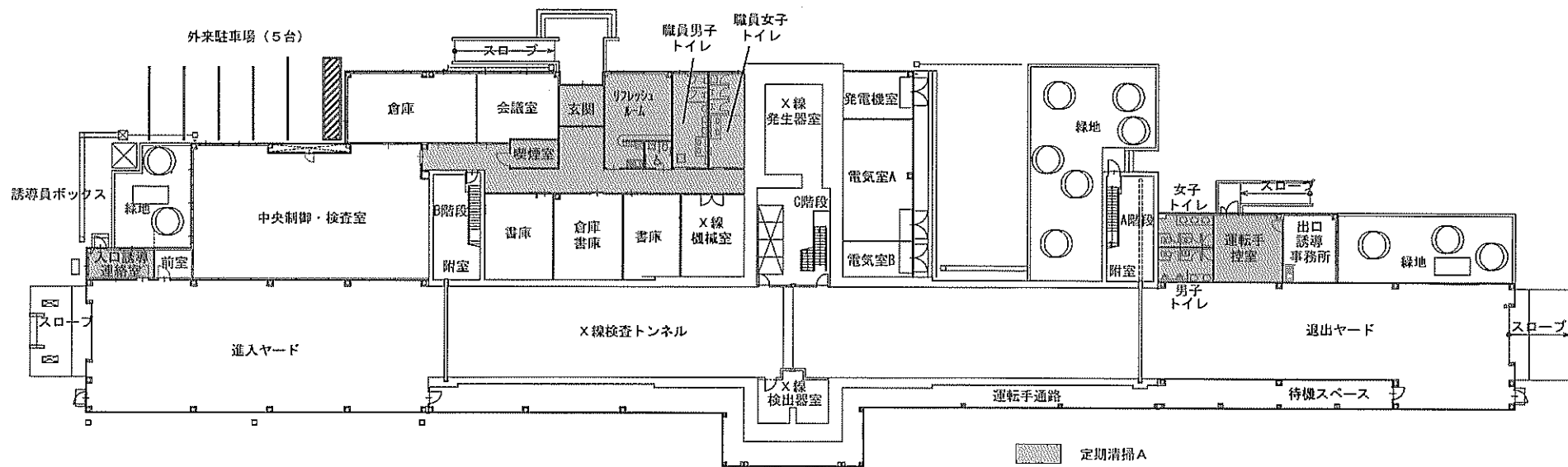
-  定期清掃A
-  定期清掃B



工事名称	新築工事	縮尺	1/300	シート	2/3
図面名称	新築管理図	作成	平成 年 月 日	製図	等図
設計	東京建築設計事務所	課長	補佐	係長	製図

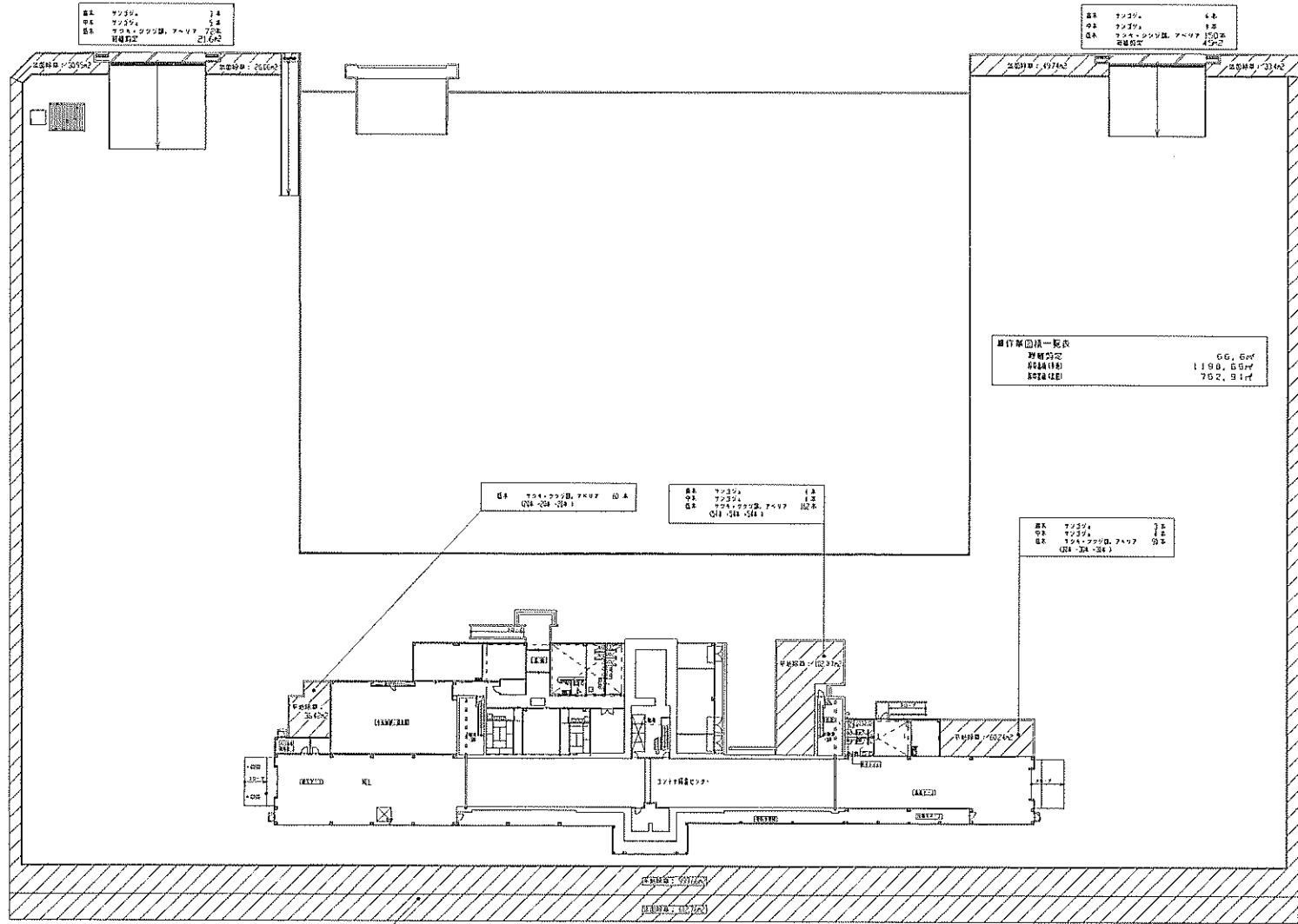


城南島コンテナ検査センター



城南島コンテナ検査センター

- 定期清掃A
- 定期清掃B



■A	ワンフロア	3.4
■B	ワンフロア	5.2
■C	ワンフロア・ワンフロア・ワンフロア	21.6
■D	ワンフロア	21.6

■A	ワンフロア	4.4
■B	ワンフロア	1.8
■C	ワンフロア・ワンフロア・ワンフロア	150.8
■D	ワンフロア	4.9

■E	ワンフロア	3.2
■F	ワンフロア	1.2
■G	ワンフロア・ワンフロア・ワンフロア	95.8
■H	ワンフロア	9.2

■I	ワンフロア	1.2
■J	ワンフロア	1.2
■K	ワンフロア・ワンフロア・ワンフロア	102.8
■L	ワンフロア	102.8

■M	ワンフロア	1.2
■N	ワンフロア	1.2
■O	ワンフロア・ワンフロア・ワンフロア	102.8
■P	ワンフロア	102.8

■Q	ワンフロア	3.2
■R	ワンフロア	1.2
■S	ワンフロア・ワンフロア・ワンフロア	95.8
■T	ワンフロア	9.2

■証処部分積算一覧表	H	W	C	注	延床
■A	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■B	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■C	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■D	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■E	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■F	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■G	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■H	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■I	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■J	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■K	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■L	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■M	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■N	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■O	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■P	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■Q	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■R	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■S	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■T	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■U	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■V	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■W	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■X	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■Y	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12
■Z	ワンフロア	2.0	1.0	0.12	2.12

■A	ワンフロア	9.2
■B	ワンフロア	2.8
■C	ワンフロア・ワンフロア・ワンフロア	83.8
■D	ワンフロア	27.8

工平名称	新築377棟ビル	縮尺	1/600	平成	年月日
図面名称	建築管理図	課長	補佐	係長	製図
設計	東京税関地務部会計課				